

山口大学大学院東アジア研究科

博士論文

民家の変容に関する実証的研究
—山口市・防府市域の中門造りの成立と継承—

2008年3月

金谷 玲子

学位論文要旨

民家の変容に関する実証的研究—山口市・防府市域の中門造りの成立と継承—

金谷玲子

地域の特徴的な民家は、地域の歴史や風土、慣習と深く関わっており、民家の形は、その家が担う地域の社会的な役割に応じるべく作られてきた。民家の継承は、地域の社会関係、地域固有のものの方や考え方、暮らし方の継承に密接に係わっていると考える。本研究の目的は、山口・防府市域の民家を取り上げ、その成立と継承を実証的に明らかにするものである。対象となる民家は、山口県山口市・防府市にある江戸時代後期から昭和20年代までに建てられた、中門（ちゅうもん）造りといわれる、主屋の屋根に棟を一段下げた小さな屋根を突出させた屋根型をもつ住居である。突出部を中門と呼ぶが、主屋からの突出する方向や位置により西中門、台所中門、納戸中門などに分類されている。

研究の方法は、民家の成立については、一般に日本の民家形式の成立時期は江戸時代であり、武家住宅の影響があるといわれている。まず『山口県史料』から毛利藩の家作に関する法制を整理し、江戸時代にどのような制限の中で民家が作られていたかを整理する。そして、山口県立文書館所蔵『毛利家文庫絵図』の民家の間取り図の分析から、接客空間の変化を把握し、武家住宅との関連を検討する。また、萩藩の江戸時代後期の諸村の様子をまとめた地誌である『防長風土注進案』に書かれている中門造りの民家を分析し、中門造りの成立について検討する。

民家の継承については、明治中期の史料である山口市小郡資料館所蔵『家屋図台帳』、『土地取調帳』の分析から、山口市小郡岩屋地区の当時の民家に関する記載を整理し、地域における中門造りの機能や役割について考える。そして山口市一帯、叶木地区、及び防府市岩淵地区での民家の実測調査、聞き取り調査から、現在の中門造りの現状と使い方を調査し、中門造りに住み続けられている実際を明らかにし、継承されている意味について考える。

調査・研究の結果は次のとおりである。

1. 江戸時代の民家の家作制限で重要なことは、身分に応じた家作をすることで、武家住宅の模倣は堅く禁じられていた。その中であって、武士を接待する役割を持つ本陣を勤める上層農民や町人の家では、例外的に本陣部分に武家住宅の接客空間を再現することが許可された。中

門造りにおける西中門は、主屋の4間取りの西側に一段低い屋根をかけ、そこに床の間を配した座敷を作ったもので、武家住宅の接客空間を模倣したものである。西中門は主屋の座敷よりも格の高い接客空間として成立したことが明らかとなった。

2. 山口市小郡岩屋地区には明治中期に西中門、南中門、納戸中門、台所中門、庭中門の5種類の中門造りが存在した。今でも中門造りの家は“いい家”とよばれているように、中門造りは地区内で階層の高い家に多く、これらは他にも屋根や庇に瓦を使用するなど明らかに住居の表現形式が異なることが史料の分析から明らかになった。中門造りは棟を複数構え、主屋の棟や庇に瓦を使用するという外観上の特徴をもち、表象としての役割があった。

3. 江戸時代後期に座敷よりも格の高い接客空間として成立した西中門は、明治以降も家柄の良さを示す形態として作られた。時代が下がるにつれ接客空間としての機能は失われ、隠居部屋や若夫婦の部屋に使われたが、外観の特徴と床の間、部屋を中門と呼ぶことは残っている。西中門は家格の高い家を表わす形としてあったが、意味は変質し立派な家を示すものとなり、形が継承されていることが明らかとなった。

4. 山口市叶木地区に多く存在する台所中門は、明治時代後期から大正時代初期に作られ始めた。土間の作業空間としての機能が縮小し、作業空間が屋外に移行する過程で、居住空間の拡大から土間に板間が張り出したり、長屋に混納場が付加されたり、主屋と長屋の間に釣屋が作られ作業空間が拡大する中で、台所が奥行き方向に伸張された。台所中門は居住空間と作業空間の拡大ともなって生まれ継承されてきた。

5. 防府市大道岩淵地区に多く存在する納戸中門は、世帯主夫婦の就寝場所であるナンドの補完空間として作られた。また座敷の続き間である二間下りが多いのは、地区内の会合や祭礼が今でも住居で行なわれる為で、社会関係が民家の形態や住まい方に大きく関係していることが明らかとなった。祭礼時の住居の使い方については、補論で大道地区で行われている大歳祭りを取り上げ、座の上下が逆転することを詳述し考察を行なった。

6. 山口市・防府市域の西中門、台所中門、納戸中門の3つの型の中門造りは、いずれも江戸時代後期には作られていたことがわかった。

西中門は武家の接客空間として上層農民・町人に取り入れられ、家格を表わす形と呼び名が地域の共通の認識としてもたれるようになった。明治以降は地域の特徴的な民家形式として定着した。大正以降は機能は変化したが生形は継承されている。

台所中門、納戸中門は江戸時代後期の発生についてはわからなかったが、明治時代後期以降は住生活空間の拡大として作られるようになった。山口市叶木地区の台所中門は、明

治後期には作られ始め大正には定型化した。その後も生活設備の変化に伴い改変が行なわれている。防府市岩淵地区の納戸中門の成立は当地区に残る隠居制度と関係がある。明治以降ナンドと共に寝室の機能を担っている。

3つの中門の成立過程は異なるが、外観上は主屋の棟と一段下がった棟の2段になることから、この形が格式を表わすものとして認識されるようになった。明治時代以降は意味が変質しながらも中門造りは立派な家として作られてきた。

7、住まいに関連する項目として、オモテに床の間と仏壇を並べて配置する形式が整った時期、及び駄屋を核とする長屋が形成されていく時期を明らかにした。

目 次

はじめに

第1章	先行研究と問題の所在	1
1-1	本研究の視点	1
1-1-1	住まいの概念	1
1-1-2	文化的民家研究の視点	2
1-1-3	日本民家研究の広がり到達点	4
1-2	民家に関する先行研究	6
1-2-1	環境と建築の研究分野	6
1-2-2	社会と環境の研究分野	7
1-2-3	建築と社会の研究分野	7
1-3	山口県の民家に関する先行研究	9
1-3-1	階層と間取りの研究	9
1-3-2	文書・絵図の分析	13
1-3-2-1	中門造り	14
1-3-2-2	付属屋	15
1-3-2-3	釣屋造り	15
1-3-3	中門造りの研究	16
1-3-3-1	3つの中門造りの形式	16
1-3-3-2	主屋の北側東端に突出するもの	16
1-3-3-3	主屋の北側西端に突出するもの	17
1-3-3-4	主屋の西側に突出するもの	17
1-3-3-5	他地域に見られる中門をもつ形式	20
1-4	問題の所在と論文の構成	24
1-4-1	目的	24
1-4-2	研究の方法	24
1-4-3	論文の構成	24
第2章	毛利藩における家作規制と本陣建築における中門造りの成立	31
2-1	住居形式形成の背景一家作制限の分析	31
2-1-1	農家・町家の家作制限	31

2-1-2	本陣の家作制限	40
	・本陣維持の苦勞 ・本陣の用途	
2-1-3	家作制限の分析	46
2-2	接客空間の成立と展開	48
2-3	本陣図の分析	50
2-3-1	毛利藩の本陣に関する研究	50
2-3-2	屋敷内における「本陣」の位置	53
2-3-3	御座の間の変化	58
2-3-3-1	部屋の広さ	58
2-3-3-2	床の間の向きと柱数	59
2-4	本陣と中門造り	61
2-4-1	文献にみられる中門	63
2-4-2	西中門の成立と浸透—本陣と西中門—	70
第3章	山口市・防府市域における明治以降の中門造りの成立と継承	73
3-1	『土地取調帳』と『家屋図台帳』の分析	73
3-1-1	『土地取調帳』と『家屋図台帳』の性格	73
3-1-2	土地と建物の分析	74
3-1-2-1	土地の分析	74
3-1-2-2	建物の分析	82
	・主屋と付属屋 ・主屋規模 ・間取りの分類	
3-1-2-3	中門の分析	88
	・中門の種類 ・土地所有 ・主屋規模と中門 ・家格と中門	
3-1-2-4	まとめ	93
	・階層と間取りの分析 ・家格の表象	
3-2	山口市域の中門造り	95
3-2-1	山口市域の西中門	95
3-2-1-1	西中門の事例および建築年代	95
	・毛利田紀美子邸 ・平田吉次邸 ・津野勝一邸 ・篠原一也邸 ・安野正純邸 ・山下タツ子邸 ・重宗武夫邸	
3-2-1-2	西中門の役割	101

	・杉山清支邸 ・光永等邸 ・中村富美子邸 ・嘉村イクオ邸 ・井上一夫邸 ・南野久夫邸	
3-2-2	山口市叶木地区の台所中門	106
3-2-2-1	建物の分析	106
	・屋敷構え ・主屋と長屋 ・釣屋の発生 ・間取り ・家普請 ・屋根の改造と建物移築	
3-2-2-2	中門の分析	125
	・主屋と台所中門 ・長屋・釣屋と台所中門 ・台所中門の発生	
3-2-2-3	まとめ	128
3-3	防府市域の中門造り	136
3-3-1	防府市岩淵地区の納戸中門	136
3-3-1-1	建物の分析	136
	・屋敷構え ・間取りの分類	
3-3-1-2	住まい方	139
	・能野優邸 ・能野達之 ・山本一夫邸 ・内田弘邸 ・南野満千子邸 ・能野源一郎邸 ・松村トシ子邸 ・田中花子邸 ・内田信之邸 ・能野英城邸 ・末永圭次邸 ・石川達吉邸 ・田中修治邸 ・内田和典邸 ・南野久夫邸 ・塩見タツ子邸 ・石川澄人邸 ・塩見正弘邸 ・熊野栄邸	
3-3-1-3	中門の分析	156
	・就寝場所の変化 ・納戸中門の発生	
3-3-1-4	まとめ	161
第4章	結果と考察	163
4-1	本論の結果と考察	163
4-2	研究の方法と結果	165
4-3	今後の課題	166
補論	祭礼と住居	167
1-1	大歳祭	167
1-1-1	大道地区と大歳祭の概要	168
1-1-1-1	岩淵地区	169
1-1-1-2	東畑地区	172
1-1-1-3	上ノ庄地区	175
1-1-1-4	下津令地区	178

1-1-1-5	小俣地区(お笑い講)	182
1-2	大歳祭の変化	185
1-2-1	江戸時代末期の大歳祭	185
1-2-2	住居の変化	189
1-2-3	祭礼時の空間利用	190
1-2-4	大歳祭の継承	192
1-3	まとめ	193
1-3-1	大歳座敷の空間	193
1-3-2	家の神	193
1-3-3	大歳座敷の意識	194
1-3-4	住まいと祭礼	194

付図表 付図 山口県文書館蔵『毛利家文庫 58絵図』「本陣図」

付図表 山口市小郡文化資料館蔵『土地取調帳』『家屋図台帳』

主要参考文献

おわりに

図・表一覧

章	頁	図表	番号	表題
1	11	図	1-3-1	一般農家の典型例 大谷家型 原家型 藤井家型
1	18	図	1-3-2	中門造りの間取りと屋根伏せ
1	19	図	1-3-3	中門造り民家
1	21	表	1-3-1	突出部を持つ民家
1	25	表	1-3-2	中門造りの対象家屋
1	26	図	1-3-4	対象家屋の分布
2	47	表	2-1-1	毛利藩の主な家作制限などの制令
2	52	表	2-1-2	本陣部分の構成と設備
2	54	図	2-1-1	イ、本陣が主屋と離れた別棟にあるもの
2	55	図	2-1-2	ロ、本陣が主屋と接する別棟にあるもの
2	56	図	2-1-3	ハ、本陣が主屋内にあるもの
2	57	図	2-1-4	御座の間、二の間、三の間の並び
2	59	表	2-1-3	御座の間、二の間、三の間の広さ
2	60	図	2-1-5	柱の変遷(平床)
2	60	図	2-1-6	柱の変遷(妻床)
2	60	表	2-1-4	御座の間の床の間と柱のタイプと設備
2	69	図	2-1-7	「本陣図」兄部邸の間取り
2	69	図	2-1-8	『防長風土注進案』兄部邸の建物配置
2	70	図	2-1-9	『防長風土注進案』五十君邸の建物配置
3	75	表	3-1-1	明治20年上郷村土地取調帳 岩屋
3	76	表	3-1-2	家屋図台帳 岩屋区
3	80	図	3-1-2	土地所有規模と軒数 出典土地取調帳岩屋区家屋図
3	80	図	3-1-3	宅地面積と軒数 出典土地取調帳岩屋区家屋図
3	80	図	3-1-4	建坪と軒数
3	81	表	3-1-3	建坪と土地所有
3	83	図	3-1-5	長屋の梁間と軒数
3	83	図	3-1-6	長屋の桁間と軒数
3	83	図	3-1-7	主屋の梁間と軒数
3	83	図	3-1-8	主屋の桁間と軒数
3	84	図	3-1-9	梁間と桁間からみた住居の規模
3	86	図	3-1-10	間取りのタイプ
3	87	図	3-1-11	間取りのタイプと家屋図の間取り
3	90	図	3-1-12	全土地の所有面積に対する地租額と軒数
3	90	図	3-1-13	宅地面積に対する地租額と軒数
3	92	表	3-1-4	地租額と中門の種類、屋根葺材、家格
3	97	図	3-2-1	毛利田紀美子邸
3	98	図	3-2-2	平田吉次邸
3	98	図	3-2-3	津野勝一邸
3	99	図	3-2-4	篠原一也邸
3	99	図	3-2-5	安野正純邸
3	100	図	3-2-6	山下タツ子邸
3	100	図	3-2-7	重宗武夫邸
3	102	図	3-2-8	杉山清支邸
3	102	図	3-2-9	光永等邸
3	103	図	3-2-10	中村富美子邸
3	103	図	3-2-11	嘉村イクオ
3	104	図	3-2-12	井上一夫邸
3	105	図	3-2-13	南野久夫邸
3	107	表	3-2-1	叶木における明治末～大正初期の建築形態
3	109	図	3-2-14	叶木 復原立面図 明治末～大正初期
3	112	図	3-2-15	叶木 復原屋根伏図 明治末～大正初期
3	114	図	3-2-16	叶木 復原平面図 明治末～大正初期
3	119	図	3-2-17	奈美 田中圭助邸

3	121	図	3-2-18	復原間取り図 叶木・楡畑
3	122	図	3-2-19	間取り型の発展
3	127	図	3-2-20	釣屋形式の農家
3	129	図	3-2-21	作業空間と居住空間の変化
3	130	図	3-2-22	柴崎勇邸
3	130	図	3-2-23	徳本忠正邸
3	131	図	3-2-24	京本一邸
3	131	図	3-2-25	柴崎捨熊邸
3	132	図	3-2-26	徳本清八邸
3	133	図	3-2-27	柴崎ヨシエ邸
3	133	図	3-2-28	徳本典生邸
3	134	図	3-2-29	柴崎艶子邸
3	135	図	3-2-30	柴崎浩邸
3	135	図	3-2-31	徳本金治邸
3	137	図	3-3-1	岩淵現状屋根伏図
3	138	図	3-3-2	間取り模式図
3	140	図	3-3-3	能野優邸
3	141	図	3-3-4	能野達之邸復原図
3	141	図	3-3-5	能野達之邸
3	143	図	3-3-6	山本一夫邸
3	143	図	3-3-7	内田弘邸
3	145	図	3-3-8	南野満千子邸復原図
3	145	図	3-3-9	南野満千子邸
3	147	図	3-3-10	能野源一郎邸復原図
3	147	図	3-3-11	能野源一郎邸
3	149	図	3-3-12	松村トシ子邸
3	149	図	3-3-13	田中花子邸
3	150	図	3-3-14	能野英城邸
3	151	図	3-3-15	内田信之邸
3	151	図	3-3-16	末永圭次邸
3	152	図	3-3-17	石川達吉復原図
3	152	図	3-3-18	石川達吉邸
3	153	図	3-3-19	田中修治邸
3	153	図	3-3-20	南野久夫邸復原図
3	154	図	3-3-21	塩見タツコ邸
3	154	図	3-3-22	石川澄人邸
3	155	図	3-3-23	塩見正弘邸
3	155	図	3-3-24	能野栄邸
3	157	表	3-3-1	就寝場所の変化
補論	168	表	1	各地区の大歳祭の概要
補論	171	図	1	岩淵の当屋の家
補論	171	表	2	岩淵の大歳祭
補論	174	図	2	東畑の当屋の家
補論	174	表	3	東畑の大歳祭
補論	177	図	3	上ノ庄の当屋の家
補論	177	表	4	上ノ庄の大歳祭
補論	181	図	4	下津令の当屋の家
補論	181	図	5	下津令の来当の家
補論	181	表	5	下津令のの大歳祭
補論	184	図	6	小俣の当屋の家
補論	184	表	6	小俣の大歳祭
補論	187	表	7	大歳祭の比較

はじめに

山口県の特徴的な民家にはどのようなものがあるのだろうか。山口県の重要文化財建造物の民家や伝統的建造物群保存地区の民家には以下のものがある。萩市堀内・平安古地区の城下町の武家屋敷と町家、柳井市古市金屋地区の町家、岩国市の武家屋敷、長門市の漁家、そして萩市福栄（旧阿武郡福栄村）の農家である。農家については1棟しか指定されておらず、しかも未公開で調査報告著も書かれていない。重要文化財建造物や伝統的建造物群保存地区の民家から、山口県の農家がどのようなものであるかを知ることは難しい。また、昭和47年度に行なわれた緊急民家調査でも、建築年代の古い農家の調査が行なわれ、間取りの変遷の概略が把握されたが、山口県の農家における特徴的な地域性については述べられていない。

このような中であって、鶴藤鹿忠『中国地方の民家』（明玄書房）は、山口市樺野川流域と防府市佐波川流域に、主屋にいくつもの突出部をもつ民家を中門造りとして紹介している。『建築大辞典』（彰国社）の中門造りの項には「②中国地方の一部に見られる平面がL字形の民家。突出部は中門その他の名称があり、地方や突出部の種類や方向により、木納屋中門、台所中門、西中門、寝間中門、後屋中門、釜場中門などがある。」とある。そして、台所中門の項には「島根県山間部や山口県防府市付近の中門造りの民家において、台所部分を後方に突出させているもの。」、西中門の項には「山口県樺野川流域の民家形式の一。主屋の後ろまたは西に部屋を突出させているもの。突出部は若夫婦の寝室、衣裳置場などとして使われる。」、寝間中門の項には「山口県防府市付近の中門造りの民家で、寝間を後方に突出させているもの。突出部は中門または貨物場と称される。若夫婦の寝室、親夫婦の寝室、または箆筒や長持ちなどの置場として使われる。」、釜場中門の項には「山口県防府市付近の中門造りの民家で、土間および台所部分を後方に突き出させたもの。第二次世界大戦後の生活改善運動によって生まれた形式。突出部は釜場と称される。」とあり、中門造りは山口県山口市・防府市における特徴的な民家であることがわかる。

本調査・研究は、この山口県の特徴ある民家である、山口市・防府市域の中門造りについて、その実際を把握したいと始めたものである。調査を始めた昭和56年当時、山口市・防府市域には草葺き、もしくは草葺きにトタンをかぶせた農家はあちらこちらで見られ、主屋より一段低い屋根を持った民家はごくありふれたものとして数多く見ることができた。中門造りの実測調査や聞き取り調査を行うなかで、『中国地方の民家』や『建築大辞典』に

かかっている山口市・防府市域の中門造りの定義のほかにも、徐々に新たなことがわかってきた。まず、中門造りの作られ始めた時期については、建築が江戸時代後期にまで遡る民家が現存していること、中門造りの家は、江戸時代後期に上層農民や町人の住居であったこと、西中門は主屋の座敷よりも格の高い座敷であり、格の高い人を接待する部屋であること、中門のある家は「いい家」であったこと、明治以降にみんなが作るようになったこと、そして現在でも新しく家を建替える際に中門を作ることなどである。

したがって本論文は、山口県山口市・防府市域の中門造りについて、文献資料を活用しながら、多くの実測例や集落内での中門造りの変化をもとに、新しい知見や補足を示すものである。また、中門造りの成立と継承を通して、武士の住居と民家の関係や地域社会と民家の関係について、その相互関係を実証するものである。

第 1 章

先行研究と問題の所在

第1章 先行研究と問題の所在

1-1 本研究の視点

1-1-1 住まいの概念

一般に民家（住居）の機能としては、一次的なものとして自然や外的から身を守るシェルター（避難小屋）としての役割がある。二次的なものとしては社会的側面、すなわち身分や階層を象徴する機能、集団の統合性を高める機能がある。

本研究は二次的な機能、すなわち社会的側面を対象とするもので、身分や階層の象徴的な機能に注目し、山口県内の限られた地域に見られる中門造りについて考察を行なうものである。中門造りは、建築技術的には主屋に梁または桁を付け足して部分的に突出した部屋を作り、これに沿って屋根をかける工法が進歩したものであり、特に本論文の対象地域に限られた特殊な技術ではない。ただ対象地域ではこの突出した空間、あるいは形態を中門（ちゅうもん）という言葉で表現し、江戸時代後期から現在まで作り続けられてきた。

民家とは、建築学や民俗学では近世から形作られた伝統的な庶民の住居、住まいと考えるのが一般的である¹⁾。建築学では民家は近世以降という狭義で捉え、近世までの貴族住宅、武家住宅及び現在の住宅を除いたものとしているが、本論文では住まいと同義として広く人間の住まい、住居と考える。

住まいとはどのように捉えられるものであろうか。住まい＝住居として辞典をあたってみると『広辞苑』では『住居』とは人のすみか、すまい」とあり、『すまい』とは住んでいる所。住所。家・また、住んでいること。」と定義している。また『住む』とは生物が巣と定めたところで生活を営む意。」とある²⁾。

『新明解国語辞典』には住居とは「人の住んでいる場所（家）。住まい。」とある。家とは「1、そこで寝起きをし、仕事から解放された時にはリラックスする所。（普通、家族との団欒を楽しむ場所として捉えられる。）2、自分と共同生活する家族の集まり。家庭。（法的には「所帯」をいうが広義では大家族集団や先祖代々の家系を指す。）」としている³⁾。

『日本民俗大辞典』では住居は「人間が住むための家」としている。家については「建築物としての家屋、住居を拠点として生活上の共同関係を取り結ぶ家族集団、および家族を事実上の担い手とする超世代的な社会的単位を意味する多義的な用語。」としている⁴⁾。

『文化人類学事典』は住居は「人間が住むための家」とし、その一般的機能として休息、

睡眠、育児、教育、炊事、食事、家財管理、接客、隔離をあげる⁵⁾。

広くは巢という空間とその中での活動を含めた意味で捉えられるが、民俗学や文化人類学では人間が生活する空間として捉え、生活とは一般的には家族集団が行なうものとしていいる。本論文では民家=住まい=すまいと緩やかに考え、その定義は民俗学や文化人類学が考える人間が生活する空間とする。また、家という言葉には民俗学や社会学の分野で明らかにされている建築物としての家の意味と、血族の世代を超えた社会的単位を示すイエの2つがあることを再確認しておきたい。本論文でも家とイエの表記の使い分けを行なう。

1-1-2 文化的民家研究の視点

建築を文化的視点から研究する必要性を早くから説いたのはアモス・ラポポートである。ラポポートは『住まいと文化』で基本的考えを明らかにしており、現在関心が高まりつつある文化的景観、文化的建築の研究及び計画の必要を説いている⁶⁾。

まずラポポートは建築を壮麗建築の伝統に属するものと、民俗伝統の建築に属するものとに分ける。壮麗建築とはモニュメント（記念建造物）などで、パトロン力を民衆に印象付けたり設計者の手腕を見せたりするための建築でエリートの文化に属する。

一方民俗的伝統建築は大衆の夢や願望、世界観を建築物や集落に表現したもので、庶民の文化と現実の生活に密着しているものである。ラポポートはこの民俗的伝統建築をさらに原始建築と風土建築に分ける。

原始建築は経済、技術、社会が未開な状態にある中で生み出される建築及び集落で、集団の構成員は家は自分で建て、建築に必要なもの、なくてはならないものは熟知している。社会は伝統に強く左右され、ある形態が当然のように受け取られる。これがモデル（模範的形態）で、長く存在する中で文化的、物的、生活維持要求を多く満足させるようになるまで調整されてゆく。したがって、モデルに沿った形で未開社会では同一の形態が繰り返される。

風土的建築は建築の設計方法に特性がよく示される。風土建築の設計過程はモデルとその修正、もしくはモデルの多様性の過程である。モデルは変わらないが、家族の規模、住居の大きさ（富の程度）、敷地や微気候の特性によって変わる（修正される）。ラポポートはモデルへの収斂と呼び、設計過程と形が大きく関係するものだとする。その特徴は、

1) 自然環境、人工環境を考慮し、ある秩序にそって多様性を持たせながら慣用のスタイルの中で仕事を進める。

- 2) 表現する限界がつきまとうが、様々な状況に適合できるので1つ1つの個性のある場所を作り出すことができる。表現の限界はコミュニケーションの助けを借りて多様化・個性化する。
- 3) 専門化することなく部分的な修正を加えやすい開放的な性質を持つ。諸要素1つ1つよりも諸要素間の関係とその実現の仕方を重視する。
- 4) モデルはその建物の製作者、使用者の協力の結果であるだけでなく、幾世代にもわたる多くの蓄積の結果でもある。伝統が規範の役割を示す。伝統が生きている限り、誰もが共通して認めるイメージが作用する。

現代は4の規範としての伝統が消滅した時代だとラポポートはいう。その理由は次の3つにあるとする。

- 1) タイプが激増した。そして建設の専門化と特殊化が生じた。
- 2) 共通の価値体系や世界観が失われた。共通の社会組織がなくなった。
- 3) 独自性のための独自性をもとめている。

しかしラポポートは現代も民衆の慣用的様式は存在しているとする。原始建築の段階、風土建築の段階、そして現代の現代的建築の3つの段階を設定した上で、この原始・風土建築をどうして研究する必要があるかを示す。デザインのための素材となることと共に、シェルターの意味や住居のデザイン過程の基本的性質とその基本的要求の意味を洞察すること、すなわち文化的研究の必要性を訴える。

特に研究の目的として人間及び自然との相互作用の中で建築が成立していることを明らかにすること、建築と人間社会、建築と自然を考えることが現代の建築においても必要であり、原始建築、風土建築研究に託された使命であるとする。そして具体的に人間社会と建築が作る環境の主要な要素として人間の性質、願望、社会組織、世界観、生活様式、社会的要求と心理的要求、個人と集団の要求、経済資源、自然に対する態度、パーソナリティ、流行、人間の身体的要求、技術を挙げている。また、自然と建築が作る環境の主要な要素として、気候、場所、材料、構造的法則などの物理的特性、地形をはじめとする視覚的特性を挙げている。

さらに建築は人間が何がしかの考えや規範に基づき行動を起こし、自然の物理的条件の中で形態として形作られたものと考え、建築の形態を理解するには欲求、動機づけ、感覚を含む行動パターンを理解する必要があると説く。文化的建築研究の目的と方法を示しているものであり、人間と建築、自然と建築の相互関係を考えることの重要性と、建築研究は

人の考えや社会の規範に基づく行動パターン研究に他ならないという示唆は本研究の依って立つ立場と相通じるものがある。このような研究の視点は、日本の住居研究では唯一今和次郎が一貫してもっているものである。今の研究については1-2-3項の建築と社会の研究分野で取り上げる。

また建築と行動パターンとの関係をみるという研究の視点は、文化人類学の物質文化研究の視点と相通じるものである。祖父江他による「物質文化研究の方法をめぐって」では研究の深化の3つの段階を示し、第一の段階としてももの自体の研究、第二の段階としてもものの製作、すなわち技術の研究、第三の段階としてもものを作る際のアイデアの研究としており、第三の段階が人の行動を規定する文化パターンの研究に他ならない⁷⁾。また、ものだけを収集分析し、ものの様式を研究する方向と、人とものの相互関係を分析する機能構造研究の方向があるとし、今後は機能構造研究へ進むことを期待している。機能構造研究はこれまでは人（社会）研究の中で断片的にもものを取り上げることが少なくなかったが、ものに重点を置き人（社会）との関係を考える必要性も説いている。

では具体的にどのように人とものの関係を明らかにして行けばよいかであるが、まさにラポールの研究がその一例としてあげられるが、これまでは通文化的まとめに重点が置かれ、個々の文化に深く入り込み、先にあげた人間（社会）と建築に関わる諸要因についての考察は行なわれていない。

人間と建築の深い考察はロクサーナ・ウォータソン『生きている住まい』で示されている⁸⁾。同書では特に社会集団（親族集団）と住居の関係を明らかにする。住居環境そのものが社会関係のパターンを形作り再生産を助ける。すなわち一度形作られた形態や構造（間取り）は社会関係を形に表わしたものであり、形がパターン化し再生産されだすと形が社会関係を作り出すのを助けるようになることを具体的に示している。この考えはさらに展開し家社会の構想につながる。

祖父江他が示した人とものの機能的構造的な研究のためには、自然、人（社会）の要因の中で自然的変化要因を取り除いた分析、すなわち自然環境がほぼ一定の地域内での研究が有効な方法と考えられる。

1-1-3 日本民家研究の広がり到達点

日本の民家研究は建築学、地理学、民俗学の分野で進められてきた。それぞれの分野での立場に立った研究が進められてきたが、その相互の関係は杉本尚次編『日本のすまいの

源流—日本基層文化の探求—』によって知ることができる⁹⁾。1982年に国立民族学博物館の特別研究「日本民族文化の源流の比較研究」の一環として、テーマを「すまい」としてシンポジウムが開催された。その成果をまとめたのが本書である。住まいは様々な文化要素が複雑にからみあった文化複合体であるという考えに立ち、シンポジウムはそれぞれの分野の成果を持ち寄り、学際的な議論の場として計画された。日本の住まいと周辺の東南アジア、オセアニア、朝鮮半島、中国、北方系狩猟・採集民の住まいの関係や、日本の住まいについては地理学、建築学、考古学の分野からの報告があり、それぞれの分野の研究発表に続いて討論がおこなわれた。

日本の住まいについての成果は、分棟型あるいは二棟造型と呼ばれるものの分布とその成立についての情報交換が活発に行なわれたことである。そして周辺地域との比較の中で、比較すべき文化要素があきらかにされた。しかし提示された話題は分布や建築形式をめぐる問題が主であり、物質文化研究の方法をめぐる示された第1段階のものの様式をめぐる議論に終始した。地理学、建築学の主たる研究がこの型式と分布であることに起因したもので、民俗学や文化人類学が取り扱う住まいの象徴的側面や社会組織との関連については言及されていない。

『日本のすまいの源流』の成果として、考古学、地理学、建築学では平面型やその根拠となる柱穴が基本的データとして蓄積されており、これを巨視的に地理学的分布を知ることができる予定であったが、日本とその周辺地域を網羅することは困難で各地域のデータに粗密があることがわかった。基本的な資料収集の共通基盤を作る必要が出てきた。従って日本の南側の分棟型の系譜を知ることはできなかった。

次に建築のプロセスまで立ち入って比較研究する必要が示唆され、その基本となる分類概念の共通理解が必要となって来た。最後に今後の共通の目標としてプロタイプ論が出され、日本の住まいの基本として機能別の分棟型を想定する案が出された。

一方、文化人類学の分野からは北方の竪穴式住居が、日本の先史時代の竪穴式住居と結びつくこと、北方の機能別建物を設ける傾向が指摘されたことが大きな成果として挙げられる。この議論から登呂の遺跡などで再現されている、入母屋型の妻をもつ上屋について疑問が出された。今後の目標としては生態学的適応と民族の移動のような歴史的要因の両側面からの考察の必要性が示された。また文化の系統を考える上で地域としての台湾や古代呉越の重要性が指摘された。

大きな方向性は示されたものの、特に社会組織や象徴性への言及は少なく、民族学、民

俗学的方向の成果は文化系統論にとどまっているといえる。この傾向は民俗学分野において現在も続いていると考える。繰り返すが物質文化研究の第3の段階、ものを作り使う際のアイデア、文化的パターンの考察がいずれの民家研究領域においても研究が進んでいない状況であり、その分野は民俗学、文化人類学に託された研究といえる。本研究もその研究の一端を担うものと位置づける。

1-2 民家に関する先行研究

民家（すまい）の研究は、環境・建築・社会の3つの観点から考えることができる。民家を対象としたこれまでの研究を、環境と建築、建築と社会、社会と環境の各側面からまとめると。

1-2-1 環境と建築の研究分野

人の社会的活動、生業活動を反映させた民家が形成され、民家を取り巻く周囲の空間も活動に適した形に整えられて行く。民家とその周囲の屋敷取りの形、屋敷取りと田や畑、川、山林などで構成されている集落の形が、一定のまとまりをもって形成されてゆく。この分野の研究としては、文化地理学分野で特に進められてきた。

文化地理学分野の研究は、指標となる屋根型や間取りなどの形態を抽出し、その分布を明らかにすることが目的で、杉本尚次の『地域と民家—日本とその周辺—』などの一連の研究が代表的なものである¹⁰⁾。これより先に小川徹が「民家形式の系譜試論」で日本の民家の間取り型の分布と、そこから歴史的变化を提起したことは以後のこの分野の研究に大きい影響を及ぼしている¹¹⁾。

また、大林は日本列島及び周辺地域を含めた地域における文化領域の設定を試みており、領域設定のための物質文化研究の蓄積の重要性を述べる¹²⁾。研究蓄積の少ない中で、特に杉本の民家を指標とした地域区分を取り上げ、他の文化要素との関連をみながら考察している。物質文化の様式研究にあたるものであるが、民家の地理学的研究が日本の文化系譜研究に大きな寄与をすることを知る。

建築分野の環境と建築に関する研究は、文化財の項目となった伝統的建造物群保存地区の指定に関する調査研究として進められた。この分野の研究としてまず挙げられるものは、文化財指定項目に取り上げられるきっかけを作った妻籠宿の保存とその運動に関わるもの

があり¹³⁾、さらに1970年代に各大学で盛んに行なわれた集落調査もこの分野に属するもので、建築雑誌に多くの報告が掲載されている。その目的は、形態意匠の記録にあり、以後その活動記録は町並みの保全や登録文化財の制度化にもつながっている。

1-2-2 社会と環境の研究分野

この分野は人の作り上げた建築や集落にはその地域の社会制度や暮らしに対する意識が反映されており、それを形態記録と民俗的調査によって明らかにしようとするものである。社会や精神構造が形態に反映されているという視点によって研究がなされている。代表的なものに明治大学神代研究室編『日本のコミュニティ SD 別冊 No71』がある¹⁴⁾。神代は多くのコミュニティ調査の成果を示しながら信仰、社会構造、経済構造がコミュニティのレイアウトに反映されていることを示している。山と集落を結ぶ軸線が信仰に関するものであること、また、ヨーロッパとは異なり定まった空間を確保するのではなく、祭礼の時間軸の中に人と神、人と人の交流、すなわち人の集まりであるコミュニティの核があることを提示している。さらに山と集落を結ぶ信仰の軸に直交するように社会的経済的軸が設けられていると説き、日本のコミュニティはこの直交する2つの軸によって支えられているとまとめている。

1-2-3 建築と社会の研究分野

この分野は人との、及び集団とものとの関係を明らかにしようとするものであり、多くの先行研究がある。建築と人との関係を明らかにしようとしたものには、文化人類学分野では泉靖一編『住居の原型 I SD 選書 61』がある¹⁵⁾。本書の構成は日本の文化人類学者が自分が調査した海外のフィールドの住まいと住まい方をモノグラフ的に書き、泉靖一がそれぞれのフィールドに関係する文化人類学的住居論を添えた形になっている。全体に共通した視点として間取りと家族構成を対応させながら記述している。

文化人類学の立場で住居の象徴的意味を掘り下げているものとして、先に示したロクサーナ・ウォータソン『生きている住まい』がある。ウォータソンは東南アジアの広域をフィールドとして建築様式の起源をさぐり、建築に内在する技術的思考、象徴的思考を豊富なデータから明らかにする。最終的には環境そのものが社会関係のパターンを形作り、再生産するのを助けるという考えを導き出している。一旦、環境（ものの形やレイアウト）に社会関係が反映され一定の形と意味をもつパターンが定まると、次からは形によって社

会関係が導き出され、また修正されるということである。形の表象だけでなく表れた意味によって人の行動が一定の枠内に収められるという一歩進んだ考えを提示している。形とその形の持つ意味の相互関係に気づかせてくれる。またウォータソンは同書で家族の概念が1つの屋根の下に住む人たちという認識をもつ家社会の考察も行なっている。はっきりした結論は出ていないが、日本の同族社会におけるイエとハードウェアとしての家の関係の研究を改めて再考する段階にあるといえる。

有賀喜左衛門は東日本におけるイエと家の関係を考察し、社会的階層や様々な行事によって家の入り口の違いや使用する室の違いを描き出し、空間内の目に見えない位相を明らかにした¹⁶⁾。家に訪れる様々な人は無意識に入り口を選び、使用する場も自然に決まっているように行動する。間取りにはそうした見えない境が設けられていることを動線を使って明快に描き出した。

同じような方法で古家信平は、山口県の旧美和町のダム水没地域弥栄地区で人生儀礼時の家空間の使い方を丹念に調べ、表側のザシキが対社会に開かれた場であり、その裏側のネマが私的で生命の誕生と終焉を司る場であることを明らかにしている¹⁷⁾。

以上示してきた人とももの構造（機能）的關係を明らかにする方向とは別に、住まいに過去の様式が継承されているという時間の蓄積を描き出したものとして今和次郎の「住居の変遷」がある¹⁸⁾。過去の建築の様式として竪穴式住居、寢殿造り、書院造りを取り上げ、竪穴式住居からは火の神、水の神、土の神といった土間まわりの神を受け継ぎ、寢殿造りからは住まいが神を招き神と共に時を過ごす場であったことを受け継ぎ、書院造りからは武家の接客の形、ひいては主従関係を確認する要素の組み合わせを受け継いで、現代（昭和30年代まで）の住まいである民家があると説く。詳細な点で論証が困難な点もあるが、過去の形、すなわち様式の継承というより精神構造を引き継いでいるということ、さらにウォータソンの言葉をかりれば、社会関係のパターンが形作られ、住まいはその再生産に寄与していることを平易な文章の中に示しているといえる。

最後に建築自体の研究についても触れる必要がある。建築学は考古学の助けも借りながら、構造、間取り、部分的造作、仕口の立場に立って、すなわち人の要素を入れず、編年という方法で確実な年代を明らかにし、歴史にまとめるということを行ってきた。先に示した今の精神構造の継承も、建築学の成果としての確実な時代による形式の変化をベースにしていることを忘れてはならないと考える。まさに民家（住まい）研究が学際的なものであり、その成果の一つとして今の論文があるといえることができる。

本研究は民家（住まい）の二次的機能に注目し、人とももの構造的関係を明らかにしようとするものである。具体的には、山口県内の山口市・防府市域に広く存在してきた中門造りに注目し、それがどのように生まれ、どのような二次的機能をもちつつ継承されてきたかを実証的に明らかにする。次に山口県内の民家研究を概観する。

1-3 山口県の民家に関する先行研究

昭和47年度に山口県教育委員会が全県下で実施した緊急民家調査によってまとめられた『山口県の民家』は、山口県の民家についての建築的な概説が書かれており、山口県の民家を考える上で基準となるものである¹⁹⁾。調査により県下各地にいろいろな種類の古民家が多数残存していることがわかった。農家65棟、村役人層の農家10棟、町家17棟、漁家7棟、武家住宅9棟の調査が行われ、間取りと架構の実測調査、復原作業がおこなわれた。

本研究に直接関連する先行研究としては以下の3つがあげられる。それぞれの明らかにした内容と、これに対する本研究の独自性を明らかにしたい。

岡田は毛利藩の本陣建築の特徴を絵図の分析から明らかにしたが、突出した形態の民家については言及していない²⁰⁾。また、本陣建築と地域の民家との関係性についても述べられていない。絵図に書かれた中門は突出した建物ではなく、本門、中門、小門の中門（なかもん）として理解している。建築の地域的特色に気が付いていない。

福田は中門造りを紹介したが、地域的な広がりや考慮に入れた実証的な分析は行っていない²¹⁾。あくまでも建築的視点からの記述であり、なぜ中門造りが広く作られたか、突出の形式がなぜ「中門造り」という言葉で地域の共通認識となったかという生活的視点は含まれていない。

鶴藤は地域的な広がりや差異を示した重要な論文であるが、基本的データの取り方に粗さが指摘できる²²⁾。あわせてなぜ中門造りが発生したのか示されていない。本研究は改めてより密度の高いデータ収集から鶴藤論文の結論を修正し、その発生から近年までの継承を跡付ける。

1-3-1 階層と間取りの研究

緊急民家調査によって実測調査の行なわれた山口県内の古民家の種類と特徴は、以下の

ようにまとめられている²³⁾。

農家については、居室部分が4室の一般農家と規模の大きい村役人層の農家との特徴が異なり、一般農家は山口県中部から東北部の山間に建築年代の古いものが多く、海岸部に少ない。村役人層の農家は各地に平均して残っている。

町家については本郷、柳井、室積、萩、小郡、上関、久賀に集中的に残っており瀬戸内海沿岸の各地に散見する。町家は厨子二階で外壁を塗籠にして瓦屋根をもつ。屋根は街路に面して妻を見せるか（妻入り）平を見せるか（平入り）によって異なる。

漁家については報告数が少なく、情報が不足している。

武家住宅は城下町の報告数が少なく、長府や徳山では急速な都市開発の中で解体されたと推測されている。

次に代表的な民家について整理を行う。一般農家については大谷家住宅に代表される型（大谷家型とよぶ）、原家住宅に代表される型（原家型とよぶ）、藤井家住宅に代表される型（藤井家型）の3つの型が挙げられている（図1-3-1）。

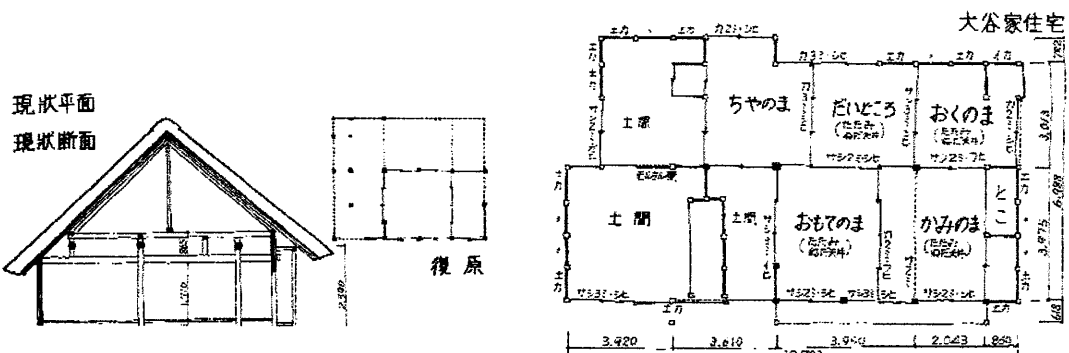
・大谷家型（須佐町）

間取りは幅1間半の土間に表側下手に8畳のオモテ、表側上手に奥行き1間のカミノマ、裏側は奥行き1間で上手にオク、下手にダイドコロとなる。オクとダイドコロはもとは細長い1室の間取りで、後に2室に間仕切られた。土間の入り口から入ってすぐのオモテとの境にザトウサグリの柱がある。また、ダイドコロとオモテの境にも中央に柱が立ち、ほぼ1間ごとに柱が立つ。

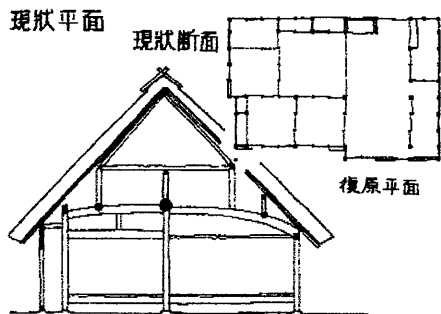
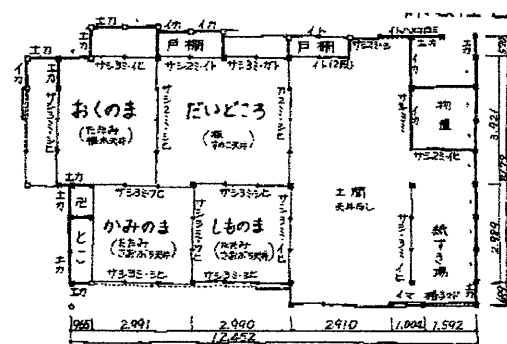
桁行き4間半か5間、梁行き3間か3間半と規模は小さく、部材の松材も質素である。室内空間は閉鎖的であり、調和の取れた梁組に見事な斬りりの仕上げ材など均整のとれた民家が17世紀後半の一般農家であったとしている。

・原家型（徳地町）

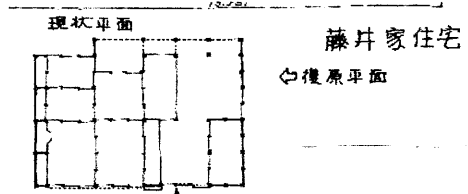
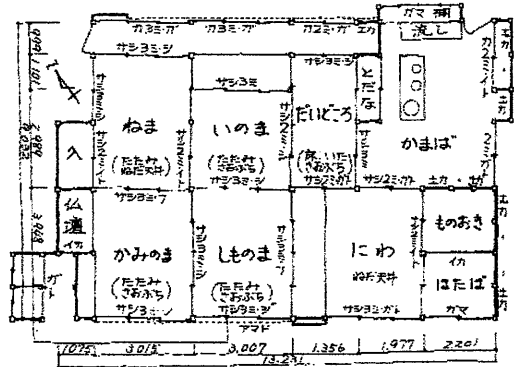
土間が広くなり土間が作業、収納など生産活動の場となっている。間取りは表側上手がカミノマ、下手がシモノマで4畳半2室、裏側上手がオク、下手がダイドコロ6畳と8畳の食い違い4間取りである。居室部分の境は引き違い戸が入り、カミノマには床の間や仏壇が入り、オクには2段戸棚がつく。このような形は幕末まで受け継がれる。また、表側の2室が小さく裏側の2室が大きいのは18世紀中頃から末にかけて表日本側の民家に多く見られる。部材は松材を使い台匏で仕上げている。



大谷家型



原家型



藤井家型

図1-3-1 一般農家の典型例 大谷家型 原家型 藤井家型 (『山口県の民家』より)

・藤井家型（下松市）

表側の部屋が6畳2室になり、ダイドコロの一部が土間に張り出す。床の間や仏壇の奥行きが深くなり、前面には雨戸をひいて縁側を設けるようになる。19世紀前半期にこのような形態の農家が一般化する。

そのほか角屋の例として金重家（宇部市）がある。明治時代に移築されたものであるが、最初に建立されたのは18世紀の前半期と考えられている。角屋の居室と釜屋がある。

庄屋・畔頭層の住居については、4つ間取りを基調としたものと6つ間取りを基調としたものがある。4つ間取りは畔頭層で、一般農家より規模が大きい。畔頭層は桁行き6間、梁行き4間が多い。18世紀中期には表側に6畳2室が並ぶ形が定着しており、18世紀末に一般農家にあらわれる表側6畳2室は、畔頭層の住宅の模倣が最も大きな要因と考えられる。

6つ間取りは庄屋、村役人層で、18世紀末に類型化した。これは同じ頃一般農家に間取りが表側6畳2室が普及したのに伴って、畔頭層が6間取りを建設したことによる。庄屋層も18世紀後半になると大規模で良質な住宅が作られる。表側に式台を設け長押のある座敷をつくり、梁間方向に居室を3列並べる。町家である小田家（柳井市）は角屋を含めて13室、三輪家（光市）は12室と多くの部屋を設けている。

緊急民家調査によって農家住宅の間取りの基本と発展変化、上層農民の間取りの基本と変化が明らかにされた。この中で森田家（庄屋層）、菊屋家（町年寄層）が重要文化財となり、森田家を除いて詳細な修理報告書が出されている。

以上の県内の民家の分析から、県内の上層及び一般農民層の住まいの間取りの変遷は次のようにまとめられる。

住宅の基本形である大谷家型は、オモテ8畳を主室とし、廻りに1間から1間半幅の部屋がつく形で、宮沢智士は「この間取りは広間型から発生したのではない古い間取りの1つと考える。」とし、その系統は山口県と広島県、島根県の西半分にも分布するとしている²⁴⁾。古い4つ間取りの形式が古い形として山口県の少なくとも日本海側にあったということである。このように、一般農家の発展過程として、17世紀後期には広い居室とその周りに1間幅程の側室がつく形式があった。また、2間並列型の形式も古くからあった。18世紀には4つ間取りが主流となるが、表側上手が狭いのが特徴である。かつ表裏の広さが食い違う4つ間取りである。19世紀には整型4間取りに収斂してゆく。

19世紀前半には表側が6畳2室の形に一般化するが、表側4畳半と3畳、または4畳

半2室からなる民家も周防部には多かった。

18世紀の後半には村役人層の住宅で規模が大型化するが、一般農家では幕末に大型化する。しかし、それは6間取りに移行するのではなく、18世紀前半期の食い違い間取りが一時代遅れて普及した。

緊急民家調査では間取りの調査と共に架構の調査も合わせて行い、多くの断面図を作成している。しかし、間取りの分析に比べ架構の分析は不十分で、構造の発展によって広い広間を確保し、かつ整った間取りにまとまってゆく間取りとの関係もわからない。

1-3-2 文書・絵図の分析

岡田は山口県の本陣建築の研究に長年取り組んでいる。「毛利藩における宮市宿本陣兄部家について」では、現在の兄部家が寛政元年の焼失後の再建で、東側書院と西側主屋からなり、主屋が右田毛利家からの材木で建てられ、書院が安永5年から天明3年に三田尻御茶屋として建てられた棟が移築されたものであることをあきらかにした²⁵⁾。また、参勤交代の他藩大名や毛利藩主に利用され、藩主の居住部分、家臣の詰め所部分、台所部分が兄部家主棟内に設けられ、藩主たちの休泊の間、兄部家の家人たちが生活する建物は他に用意されていなかったとしている。藩主は棟門—庭—御座の間入り側の駕籠台という動線で建物に入ったということが明らかにされている。

「毛利藩主国廻り時の休泊に用いられた御本陣について」では、御本陣という言葉は広義では藩主が休泊に利用した施設という意味で、具体的な建築形態や性格の相違に関係なく、支藩居館を除くあらゆる施設に対して用いられるが、狭義にはこれらのうち在郷屋敷、御茶屋を除く宿駅本陣、庄屋層民家、寺院に用いられたという²⁶⁾。御座の間、家臣詰め所、台所の3部分と御駕籠部屋が藩主の休泊に必要なものであり、御座の間は別棟や主屋上手の座敷に、台所は主屋下手の土間部分に、あいだの諸室を家臣詰め所とした。また、家臣詰め所が不足の場合は土間に臨時の床を張り、台所は主屋下手外側に仮設建築としてはみだした形をとる。1軒の家に収まりきらない場合は複数の家にまたがって設けた。そして御国廻りのときの藩主は式台からは出入りをしない。ということが述べられている。

「毛利藩における山口の御茶屋、お客屋、本陣について」では、山口町の本陣2軒は居家と御用屋敷で構成されているが、御用屋敷へ入る際の動線は違いがみられるとしている²⁷⁾。また、山田家は18世紀に入ってから本陣としての機能を持ち始め、安部家は萩往還に面しておらず藩の重臣の利用が中心であったと指摘している。

岡田の一連の研究は山口県立文書館所蔵の近世資料を詳しく読み解き、同館の毛利家文書「本陣図」を中心とする本陣指図の分析から、御茶屋、お客屋、本陣の内容の違いを明らかにしたこと、具体的間取りの分析を行ったこと、客の動線を考察していることが特徴であるが、本論で目指す接客空間の成立、変遷については述べられていない。また、本陣の中門については、大門、中門、小門の中門（なかもん）と認識されており、その形態と用途を把握していない。

福田は「山口の住まい小史」の中で、中門造りや釣屋造りについて以下のようにまとめている²⁸⁾。記述の根拠となる実測図面がわずかししか掲載されていないので、実証的とはいえませんが、山口県内の建築史的民家研究の概要を知ることができる。福田は江戸時代の文書の分析を根拠に江戸時代の農家、町家、武家住宅を描き出そうとしている。農家については家作規制や代官所への届出文書から作られた家を想定し、一方で同書に掲載された住まいの間取りを解説している。町家については都市の町割り分析に多くの記述をさいている。武家住宅は同書掲載事例の解説を関連する文書を示しながら行なっている。こうした概説的な内容ではあるが、長年の調査に基づく考察として重要である。県内の農家の特徴として、次に示す中門造り、釣屋造り、付属屋を挙げている。

1-3-2-1 中門造り

農家型としては、草葺寄棟の直屋(すごや・平面が長方形の農家)は普通の形であるが、山口市・防府市などの県中央部では、中門造りと言われる、鉤屋(かぎや・L字型の農家)やコ字型の農家が見られ、あまり特色があるとはいえない山口県の民家の中では、目立った存在となっている。

中門造りは、東北地方や新潟県で、主屋から厩(うまや)などを突出させた民家形式としてよく知られているが、山口県の中門造りは厩ではなく、台所や部屋などを突出させており、突出部の場所や機能から、台所中門、納戸中門、両中門、西中門などに分類される。台所中門は主屋の背面東端に突出部を設け土間とし、台所や炊事機能を充実させたもの、納戸中門は、本屋の背面西端に突出するもの、両中門は台所中門と納戸中門の両方をもつもので、外観は佐賀県のくど造りに似ている。

西中門は、主屋の西側に突出する中門で、他の中門の棟は主屋の棟に対して直角に折れて鉤屋となっているのに対し、同一方向である。農家は、武家住宅の影響を受けやすい。中門の発達した地域では、文献や絵図などの記録から、勘場や番所などの役所、武家住宅、

本陣などで、中門造りが広く行われていたことが知られる。中門造り成立の一要因として、勘場や寺院などからの形式導入も考えられる。

1-3-2-2 付属屋

屋敷には主屋のほか、長屋、木小屋、蔵、風呂場などの付属屋が建てられる。屋敷地は南北より東西がやや長く、屋敷地の西側に棟を東西にして主屋が建ち、その東側に棟を南北にして直角に長屋を建てるのが普通である。山間部では、斜面を整地するため、敷地はかなり横長となり、主屋と長屋は一列に配置されたり、主屋の背後に長屋を設けることも行われたが、しかし、いずれも主屋と長屋の2棟が基本で(「ふたや」と呼ばれることもある)、その周辺にソギ葺きや草葺の風呂や便所を設け、さらに敷地の外に薪を貯えておく木小屋や灰小屋を建てる。

長屋は寄棟茅葺で、梁行1間半～2間半、桁行4間～7間程度で、建物規模はまちまちで、同一の間取りは少ない。発達した長屋では、内部は3区画に間仕切られ、南端は脱穀などの農家業を行う混納場あるいは部屋、その奥が駄屋(だや・牛馬小屋)、さらにその奥の北端が堆肥場となる。構造は簡便で、柱は、角材・丸太材などが多彩に使用されており、柱・梁・桁などには、転用材と考えられる、納まりに関係のないほぞ穴があるものも多く見られる。前部の部屋を除くと天井は張られていない。

瓦葺漆喰い塗りの蔵は、大部分が主屋の西北に建てられ、敷地の関係上、西や東南に建てることもまま行われた。「にさんのくら」といわれるように、梁間2間・桁行3間で、穀物を主に貯蔵し、併せて家財道具なども収納した。燃料となる薪を蓄えておく木小屋と風呂場は火災に備えて、いずれも主屋から離して建てた。木小屋は主屋の北に、風呂場は南に建てる場合が多い。

1-3-2-3 釣屋造り

県中央部の農家では、主屋と別棟の長屋に屋根を架け渡すことによって、釣屋(つりや)と呼ばれる作業場を設けることが多い。このため、主屋・釣屋・長屋の3棟が棟続きとなり、釣屋造りと言ってもよい一民家形式を成立させている。

山口県では、神社において、本殿と拝殿との間の幣殿(へいでん)を釣屋といい、寺院においても本堂と庫裏の間の玄関部分を釣屋と称している。寺院において、草葺の釣屋がながく行われた地域と、民家の中門造り密集地域は一致する。釣屋は物置や作業場として使

用され、上部は茅の保管場所としている。

釣屋造りの変形も見られる。主屋に平行して釣屋の棟を東側に伸ばし、この東端から後方に向って長屋を接続させる。主屋と釣屋の屋根は前方において揃い、長屋の妻は見せないで、外観上は釣屋造りとは異なった形となるが、平面上は釣屋造りと全く同じであり、機能的な差異はない。県中部の寺院において、本堂に庫裏を直接繋ぐ方式が見られる。これらの寺院形式が、農家に影響を与えたと考えられる。

以上が山口県内の特徴的な屋敷取り、及び民家の形式であり、中門造りという突出した部屋が作られたこと、機能別の付属屋が1つにまとまり長屋が形成されたこと、長屋と主屋を連結させる釣屋が形成されたこと、の3点が示されている。この中で本論文は中門造りに注目し、その実証的分析を行うものである。また福田は『草葺き屋根』で中門造り、釣屋造りについて、調査事例を示しながら詳しい分析を行い、釣屋造りについては寺院建築との関連を示すことを明らかにしている²⁹⁾。

1-3-3 中門造りの研究

1-3-3-1 3つの中門造りの形式

中門造りには、その突出部の位置や機能に違いがあり外観も一様ではない。昭和41年に書かれた『中国地方の民家』で鶴藤は、山口市・防府市一帯の中門造りを外観の違いだけでなく中門の建てられた時期や機能によって細かく分類し、それぞれに土地の人々の呼び名も取り入れて名称をつけている³⁰⁾。筆者も実測調査を行い『中国地方の民家』とは異なる新しい知見を得ることができた。

中門の屋根は主屋の屋根より一段低く規模も小さい。主屋のサスの途中に中門の棟木をのせて屋根を作る。この中門が主屋から突出する位置は大きく3つに分けられる。1つは主屋の北側で東端に突出するもの、もう1つはやはり主屋の北側で西端に突出するもの、そして主屋の西側に突出するものである。主屋からの突出部は1つだけでなく、2つも3つも突出させているものもある。その中でも主屋の東端と西端の2ヶ所に突出部を持つものは、主屋の両端に中門をもっているのが特に両中門と呼ばれている(図1-3-2、1-3-3)。

1-3-3-2 主屋の北側東端に突出するもの

山口市・防府市一帯の中門造りの中で最も多くみられる中門で、主として台所としての空間が拡大したものである。土間のつきあたりを北側に広げ突出させ、カマドがここに移される。

『中国地方の民家』では主屋、中門とも草葺の古いタイプのを台所中門、第二次大戦後の台所改善によりつくられた瓦葺の新しいタイプのを釜場中門としている。そして防府市一帯には台所中門と釜場中門が存在するが、山口市一帯には釜場中門のみがみられるとしている³¹⁾。

しかし筆者の調査によると、山口市一帯にも明治から昭和初期にかけてつくられた台所中門の存在が知られる。このことについては第3章で実証的に示す。草葺の古いタイプの中門も瓦葺に葺き替えるところが増えているが、そのどちらも台所中門と呼ばれている。『中国地方の民家』で山口市一帯に台所中門がみられないとしているのは、この改築されて瓦葺になっている中門を指しているのであろう。

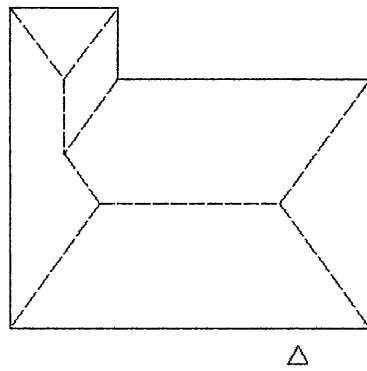
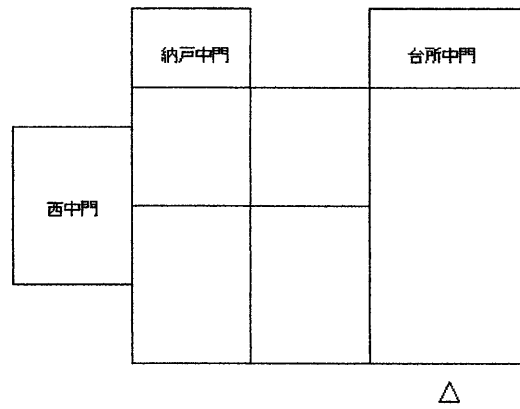
1-3-3-3 主屋の北側西端に突出するもの

主屋のオクノマの北側に突出する中門で、『中国地方の民家』では山口市一帯のものは後中門、防府市一帯のものは寝間中門としている。後中門は若夫婦の部屋で、寝間中門は納戸や衣裳置き場や若夫婦の寝室である。どちらもその発生は古いとされている³²⁾。

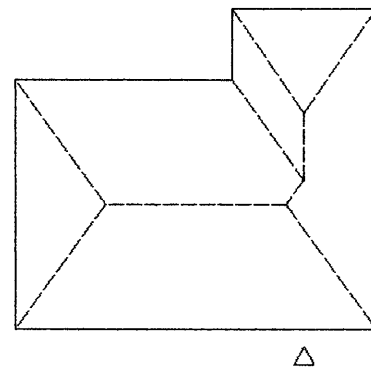
筆者の調査では、山口市一帯では後中門という名称は使用されておらず、納戸中門と呼ばれていた。また納戸中門のすべては増築で古いものは存在しなかった。とはいえ『山口県の民家』の宇部市一帯にある突出部をもつ農家（角屋）は18世紀初期のもので、当時すでに納戸中門と台所中門にあたる突出部があったとされており、山口市近辺の例ではないけれども、納戸中門が作られ始めるのが早かったことを推測させる。また、幕末の建替願や明治時代の家屋図台帳に納戸中門と思われる間取り図があり、かならずしも納戸中門が新しいものであるとはいえない。納戸中門については第3章で詳しく論じる。

1-3-3-4 主屋の西側に突出するもの

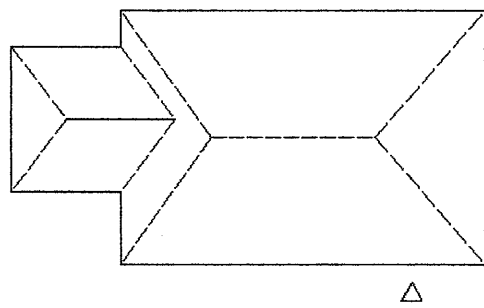
主屋のオモテとオクノマの西側に突出する中門である。この中門の外観は先にあげた主屋の北側に突出する中門と少し異なる。主屋の北側に突出する中門の棟は、主屋の棟に対して直角に折れて一段棟を下けているが、主屋の西側に突出する中門の棟は、主屋と同一方向に一段棟を下げた形で作られている。『中国地方の民家』はこの中門を西中門と名づけ、



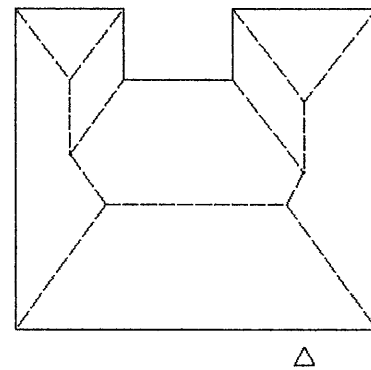
納戸中門



台所中門

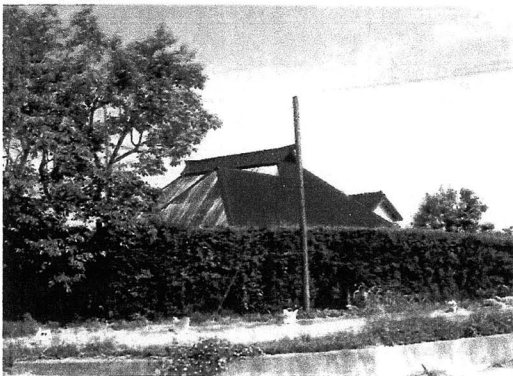
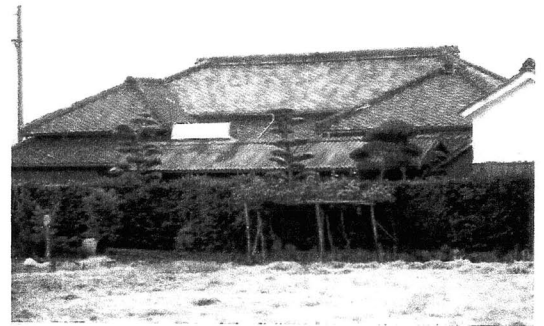
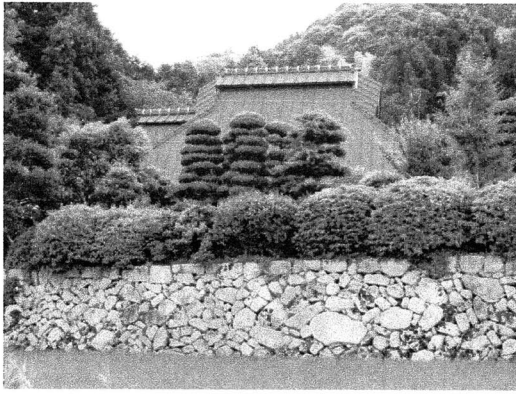


西中門



両中門

図1-3-2 中門造りの間取りと屋根伏せ



左上から		右上から	
西中門	吉敷畑	両中門	華城
台所中門	西大津	両中門	玉祖
台所中門	佐野	左から主屋・長屋・厩	奈美
納戸中門	東畑	左から長屋・釣屋・主屋・台所中門	
		西中門・納戸中門	岩淵

図1-3-3 中門造り民家

山口市・防府市一帯のどちらの西中門も、瓦葺きの新しい中門であるとし、用途は隠居部
筆者の調査では山口市一帯のこのような中門は、単に「中門」と呼ばれ、また草葺きで建
築年代が近世まで遡るものが多いことが明らかとなった。したがって『中国地方の民家』
屋であるとする³³⁾。

が西中門は第二次代戦後につくられた釜場中門よりもさらに後になってあらわれた、ご
く新しいものとしているため、筆者とその位置づけは大きく食い違う。機能についても単
に隠居部屋というだけでなく、二つ目の座敷として村役人層の間においてつくられはじめ
た中門と考えられる。

この西中門については第3章で詳しく論じる。

筆者は鶴藤の指摘と自らの調査から県内の中門造りの発生についての考えを述べた³⁴⁾。
その概要は次のとおりである。

中門という独特の名称を持つ農家や、中門とはいわないまでも主屋に突出部をもつ民家
は、山口県に限らず日本各地に広く分布している。東北地方の代表的な民家形式である中
門造りは、主屋に厩を直角に突出させたもので、この形の農家は広島県山間部にもみられ
る。東北地方の曲家や九州地方の鍵屋は、主屋に突出部を持つL字型をした農家である。



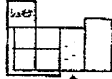




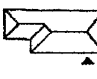


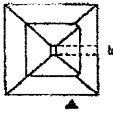
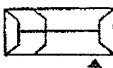
山口県山口市・防府市一帯には、主屋の一部を突出させた農家が多く見られる。その突
出部は台所、座敷、寝間、物置などとして使われ機能も異なり、主屋に接する位置もさま
ざまであるが、いずれも中門（チュウモン）と呼ばれている。これらの中門はもともと矩
形であった主屋に、家格の表現や居住空間拡大の要求から部屋を突出させたもので、現存
する民家や文献から江戸時代中期以降に形成されたと思われる（表1-3-1）。本論文で
は3つの中門の形式を「西中門」「台所中門」「納戸中門」の呼称で述べることにし、それ
ぞれの発生と継承について論じる。

1-3-3-5 他地域に見られる中門をもつ形式

主屋に突出部のある農家は、山口県下では山口市・防府市一帯に集中して見られるばかり
で、他の地域においてはごく少数が点在する程度である。しかし、山口県以外の地域に
目を移してみると、主屋に突出部をもつ農家や、その突出部を中門と呼ぶ農家は、全国に
数多く分布している。これらは山口県の中門造りと同様な民家形式をもつ農家として、そ
の分布や形態、機能などについて把握することは重要である（表1-3-2）。

まず、中門という名称の使われている農家についてみることにする。中門造りの代表的

表1-3-2 突出部をもつ民家

地方	名称	主な分布地	屋根伏せまたは平面	突出部の機能・発生の契機	建築時期
東北	中門造り	秋田・山形・福島・新潟各県		<ul style="list-style-type: none"> ・ 主屋への通路、厩、便所、このほか寝室、台所、座敷の場合もある ・ 分布は深雪地と一致し、積雪に対する工夫 ・ 格式をあらわす 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟県では寛文年間(1661~73)から本百姓階以上の民家形式であった
	曲家	岩手県下旧南部藩		<ul style="list-style-type: none"> ・ 主屋と厩が直角に連結 ・ 大家畜飼育(馬)との関連が強い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史料の上では既に近世初期にあったことが知られている
関東	マガリカギヤ	茨城県 関東全般		<ul style="list-style-type: none"> ・ 土間または座敷 ・ 格式表現や季節風に対する耐風構造 	
	榎木造り	静岡県西半部 甲府盆地東部			
近畿	ツノヤ中門建	兵庫県 丹波高原 篠山盆地		<ul style="list-style-type: none"> ・ 突出部は増築の場合が多く座敷である ・ 妻入片側住居通り庭式から発展 ・ 上層農家にみられ家格表現形式 	
中国	ウシロヤ中門	島根県 簸川平野		<ul style="list-style-type: none"> ・ 物置・寝室 ・ 物置であったものが親方のウシロヤにならってザシキにした 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親方がウシロヤを造るのは江戸末期
	木納屋中門	広島・島根県境 芸北地方		<ul style="list-style-type: none"> ・ 主屋とは別棟の草葺き木納屋が接合したもの 親方層から発生したもので結果的には深雪地帯に適応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ まず家農層が中門木納屋を造り、それが中下層への波及してゆき、江戸時代後期から明治初期にはかなり多い家造りとなる
	台所中門	山口県根野川・佐波川流域		<ul style="list-style-type: none"> ・ 台所 ・ 台所を北側に拡大 	
	寝間中門 後中門 納戸中門	佐波川流域 根野川流域 根野川流域		<ul style="list-style-type: none"> ・ 寝室・納戸・物置き ・ オクノマの北側に増室 	
	西中門	根野川流域		<ul style="list-style-type: none"> ・ 座敷 ・ 山口市一帯では近世後期畔頭層の接客空間として建築される 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畔頭層の家柄で天保8年建築の家が現存している
	鍵屋	福岡平野 筑紫平野		<ul style="list-style-type: none"> ・ 座敷・土間・厩など様々あるが、接客空間が多い ・ もともとは家格表現で、立派な鍵屋は武家住宅や旧家である 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古いもので18世紀前半
	くど造り	福岡県南部 筑紫平野		<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧藩時代の儉約令、梁間の制限によって、二間梁を組み合わせて角をだしてゆく 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元禄の頃の建築とされるものが現存している
ジョウゴ造り	佐賀県東南部 有明海干拓地		<ul style="list-style-type: none"> ・ 片側に部屋、一方を土間とした縦割系間取り ・ 四方が密閉的で左右対象であり、風に強い ・ 発生についてはくど造りからの発展形成、熊本県北部にみられる「二つ家」など二棟造り系(分棟型)との関係などが考えられている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18世紀末期~19世紀初期の建築が現存している 	
広島葺き	福岡県東部 中津平野		<ul style="list-style-type: none"> ・ 座敷 ・ 以前は大庄屋や庄屋級の家になしか用いらなかった その威厳を示すシンボルの役割をもつ ・ 名物の由来はかつてこの一帯の屋敷を採いて運った三州屋根屋に因んだもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庄屋級の家柄で天明年間(1781~88)に建てられた家が現存している 	

この表は注にあげた著書を参考に筆者が作成したものである。ただし、屋根伏せ図は筆者が書きおこしたものである。

なものとしては、東北地方の中門造りがある。主屋の南側に突出部をもち、L字型の平面をなす。突出部は中門といわれ、ここは主屋への通路としての役割をもち出入り口があるが厩や便所なども設けられる³⁵⁾。また、主屋の両端が突出している両中門もある³⁶⁾。東北地方の中門造りのタイプは新潟県など中部地方まで及ぶが、南に下がるほど2階建てとなったり屋根の葺き方に変化をつけたり、少しずつ違う要素が加えられたものとなる³⁷⁾。

近畿地方では、篠山盆地に中門建と呼ばれる農家がある³⁸⁾。やはり主屋の南側に突出部をもつもので、L字型の農家である。突出部は接客のための座敷となっている。

四国でも高知県土佐郡地方の民家で、平面がL字型のものを中門と呼んでいる³⁹⁾。

中国地方にはさまざまな地域に散在してみられる。島根県出雲地方のウシロヤ中門は、主屋の北側に突出部をもちL字型をなすものである⁴⁰⁾。この中門は物置兼寝室にあてられる。広島県と島根県の県境である芸北・石見地方には木納屋中門がある⁴¹⁾。主屋の南側に突出部があり、そこは薪を入れたり穀物を収納する納屋や作業場である。そして、山口市・防府市一帯の中門造りがあげられる。

次は中門という名称はみられないが、同じように主屋に突出部をもつ農家についてみる。東北地方の曲家は、外観上は東北の中門造りと同じである。しかし、突出部の機能は、厩になっているけれども通路はなく、中門造りのように雪囲いとしての役目は持たない⁴²⁾。関東一帯には曲家やマガリと呼ばれるL字型の農家が広く分布し、甲府地方では撞木造りという主屋の北側に突出部をもつ農家がある⁴³⁾。

近畿・中国地方にも角屋と呼ばれる主屋に突出部をもつ農家がみられる。これは、まとも存在するというのではなく、広く近畿・中国地方に散らばっている^{44) 45)}。

九州地方では、鍵屋と呼ばれるL字型の農家があるが、L字型だけでなくコ字型やロ字型など変化に富んだ農家が存在する。コ字型はくど造り、ロ字型はじょうご造りといわれ、佐賀県を中心に分布する⁴⁶⁾。また、主屋の西側に突出部をもつ広島葺きといわれる農家は、九州では中津平野にみられる⁴⁷⁾。

このような日本各地の中門造りや突出部をもつ農家の中で、山口県の中門造りはどのように位置づけられるのであろうか。先に挙げた全国の主屋に突出部をもつ農家の分布からもわかるように、東北地方と九州地方がその2大分布地である。この2つの地域と山口県の中門造りとの関連を、中門という独特の名称と、主屋に突出部があるという外観の2つの観点からみてみることにする。

まず中門という名称について、東北地方の中門造りと山口県の中門造りとの関係をみて

みる。東北地方の中門造りの発生は早く17世紀中頃とされ⁴⁸⁾、新潟県では寛文年間(1661~1672)にすでにその存在が知られている⁴⁹⁾。近世初期の農家に中門造りのあったことは、他地域の中門造りの発生を考える上で大きな示唆を与えるものであろう。東北地方の中門造りにおける主屋と中門の関係は、主屋に厩が接続し、その突出した部分の中門であり、もともと別棟であったものが接続した形であると思われる。一方山口県の中門造りは主屋に別棟が接続したのではなく、あくまで主屋の居住空間の拡大から突出したと思わる。

広島県芸北地方の木納屋中門は、東北地方の中門造りと共通した名称・機能・形態を持ち、芸北地方はまた豪雪地帯で内厩地帯に位置することから⁵⁰⁾、芸北地方の木納屋中門は東北地方の中門造りと同じく別棟の厩が主屋に接続したものである。

九州地方の突出部を持つ農家と山口県の中門造りは、主屋に突出部が一つだけあるのではなく二つも三つもあり、複雑な屋根の形を形成する点で似ている。九州のこのような家は、農作業をする土間の拡大や風に対する工夫⁵¹⁾に加えて、近世の家作についての規制の中で考え出された形態であること⁵²⁾は興味深い。九州地方の民家は梁間2間程度が一般的で、そのため概して住宅規模が小さい⁵³⁾。この梁間の短さで居住空間の拡大を図るために主屋に突出部を作ってゆく手法がとられ、矩形であった主屋がL字からコ字、ロ字型と変化したのである。この手法ははじめ上層者の農家に取り入れられ、その後徐々に一般農民層の家にも導入された⁵⁴⁾。九州の場合分棟形式がもとにあり、それらが接続したとも考えられる。

主屋に突出部を設けて居住空間を拡大してゆく方法は合理的であり、九州地方では近世初期にすでにくど造りが発達している⁵⁵⁾。山口県の農家は近世には梁間は3間とされ⁵⁶⁾、九州地方よりは長い梁間が許されていた。しかし、居住空間の拡大の要求に応じて主屋自体の規模を大きくすることは大掛かりな家作となり、突出部を出したほうが平面の拡大も容易で経済的である。このような傾向にあつて、地理的にも近い九州地方の民家形式が、山口県の農家に影響を与えたことは想像に難くない。このほかに武家住宅と中門造りとの関係をいかに考えるかという問題が残されている。もともと中門造りの中門という名称は、中世から近世にかけて武家住宅である書院造りの広間の前方に突出していた部分を中門と呼ぶことに由来しており、これは寝殿造りの中門廊の名残とされている。したがって農家の中門造りを考える際、武家住宅の中門との関連も考慮されなければならない。

山口県においてもその関係を考えさせる武家住宅が存在している。徳山市(現周南市)

にある享保年間（1716～1735）に建てられた在郷武家住宅、山田家本屋である。山田邸はもと戸田の山陽道沿いに建っていたもので、現在移築復原され県指定有形文化財となっている⁵⁷⁾。寄棟造りでもとは茅葺きであり、6間取りの主屋の西端南側に中門と呼ばれている突出部がある。中門は6畳2室で床の間と違い棚が設けられ、接客の間として使用される。実際に山田家のように座敷の南側に中門を張り出している中門を持つ農家もある。この場合いずれの家も大庄屋、庄屋、社家といった上層農民の家である。

1-4 問題の所在と論文の構成

1-4-1 目的

地域の特徴的な民家は、地域の歴史や風土、慣習と深く係わっており、民家の形は、その家が担う地域の社会的な役割に応じるべく作られてきた。民家の継承は、地域の社会関係、地域固有のものの見方や考え方、暮らし方の継承に密接に係わっていると考えられる。本研究の目的は、山口市・防府市域の中門造りと呼ばれる民家を取り上げ、その成立と継承を建築と社会の関係に注目し、実証的に明らかにするものである。対象となる民家は、山口県山口市・防府市にある江戸時代後期から昭和20年代までに建てられた、中門（ちゅうもん）造りといわれる、主屋の屋根に棟を一段下げた小さな屋根を突出させた屋根型をもつ住居である。突出部を中門と呼ぶが、主屋からの突出する方向や位置により西中門、納戸中門、台所中門などに分類されている（表1-3-2、図1-3-4）。

1-4-2 研究の方法

研究の方法としては、文書や文献調査などから住居の成立や発展過程を明らかにする建築史学の方法と、実地調査によって現存する住居の実測や復原をおこなう建築学の方法、聞き取り調査や民俗資料から人々の生活をたどる民俗学の方法、生活時間や住まい方など実際に住居の中でどのような生活が行われてきたかを探る家政学の方法を活用し調査・研究を進める。

1-4-3 論文の構成

まず第1章では、筆者の研究が民家を対象とした研究の中ではどの分野にあたるのか、その位置づけをおこなう。民家を対象とした研究には、建物そのものとしての研究もあるが、建築と社会との関係（祭礼、相互扶助、居住習俗、親族）や建築と環境との関係（集

表1-3-2 中門造りの対象家屋

番号	時期	階層	分類	用途	家名	建築年代	所在・出典	
1	江戸後期	在郷武士	南中門	接客	山田家本屋	享保年間1716-1735	周南市戸田『徳山市史 下巻』	
2			南中門	接客	原田邸	天保8年以前	山口市吉敷『草葺き屋根』	
3			南中門	接客	末永イツ	150~200年前	防府市大道小俣	
4		畔頭	畔頭	西中門	接客	光永等	文政13年1830	山口市富田原町「山口市一帯の中門造り」
5				西中門	接客	毛利田紀美子	天保8年1837	山口市吉敷畑「山口市一帯の中門造り」
6				西中門	接客	篠原一也	250年前	山口市下小鯖『草葺き屋根』
7				西中門	接客	南野満千子	幕末	防府市大道岩淵
8				西中門	接客	安野正純	不明	山口市仁保大方「山口市一帯の中門造り」
9				西中門	接客	津野勝一	不明	山口市仁保下郷「山口市一帯の中門造り」
10				西中門	接客	山下タツ子	不明	山口市平川「山口市一帯の中門造り」
11				西中門	接客	杉山清支	不明	山口市平川「山口市一帯の中門造り」
12				西中門	接客	重宗武夫	不明	山口市小鯖矢地「山口市一帯の中門造り」
13				畔頭	畔頭	納戸中門	不明	小右衛門
14		納戸中門	寝間			篠原一也	250年前	山口市下小鯖『草葺き屋根』
15		納戸中門	不明			和三郎	嘉永~安政1850頃	防府市大道『内田家文書』
16		納戸中門	納戸寝間			内田邸	不明	山口市小郡上郷下河内「山口市一帯の中門造り」
17		納戸中門	納戸寝間			内田源悟	不明	山口市小鯖「山口市一帯の中門造り」
18		納戸中門	かもつば			市村義雄	不明	防府市奈美『草葺き屋根』
19		納戸中門	納戸寝間			長谷川元一	不明	防府市清水町『草葺き屋根』
20				台所中門	金屋	兄部三蔵	寛政元年1789	防府市宮市『防長風土注進案』「本陣図」
21				台所中門	台所	篠原一也	250年前	山口市下小鯖『草葺き屋根』
22				台所中門	台所	柴崎捨熊	140年前	山口市小鯖叶木『叶木かやぶき農村集落』
23				台所中門	台所	津野勝一	不明	山口市仁保下郷「山口市一帯の中門造り」
24				台所中門	台所	市村義雄	不明	防府市奈美『草葺き屋根』
25				台所中門	台所	長谷川元一	不明	防府市清水町『草葺き屋根』
26				台所中門	台所	徳本清八	不明	山口市小鯖叶木『叶木かやぶき農村集落』
27				台所中門	台所	柴崎ヨシエ	不明	山口市小鯖叶木『叶木かやぶき農村集落』
28	明治以降		南中門	接客	門多郷平	明治18年以前1885	山口市権現堂組68番『明治18年家屋図台帳』	
29			南中門	接客	木原要人	明治18年以前	山口市権現堂組68番『明治18年家屋図台帳』	
30			南中門	接客	内田四郎	明治18年以前	山口市岩屋7番『明治18年家屋図台帳』	
31		土族 畔頭 小組代	土族 畔頭 小組代	西中門	隠居部屋	平田吉次	明治2年1869	山口市朝田「山口市一帯の中門造り」
32				西中門	接客	能野源一郎	明治7年	防府市大道岩淵
33				西中門	接客	光永亀雄	明治18年以前	山口市岩屋20番『明治18年家屋図台帳』
34				西中門	接客	内田藤吉	明治18年以前	山口市岩屋4番『明治18年家屋図台帳』
35				西中門	接客	内田才蔵	明治18年以前	山口市岩屋6番『明治18年家屋図台帳』
36				西中門	接客	杉山満蔵	明治18年以前	山口市権現堂組47番『明治18年家屋図台帳』
37				西中門	接客	原田三郎右衛門	明治18年以前	山口市権現堂組61番『明治18年家屋図台帳』
38				西中門	接客	原田庄作	明治18年以前	山口市権現堂組71番『明治18年家屋図台帳』
39				西中門	接客	山下太蔵	明治18年以前	山口市岩屋15番『明治18年家屋図台帳』
40				西中門	接客	内田菊松	明治18年以前	山口市岩屋8番『明治18年家屋図台帳』
41				西中門	接客	嘉藤弥兵衛	明治18年以前	山口市岩屋9番『明治18年家屋図台帳』
42				西中門	接客	嘉藤勝五郎	明治18年以前	山口市岩屋21番『明治18年家屋図台帳』
43				西中門	接客	中村富美子	不明	山口市吉敷『草葺き屋根』
44				西中門	接客	嘉村イクオ	明治の頃	山口市仁保上郷『草葺き屋根』
45				西中門	隠居部屋	井上一夫	大正初期	山口市仁保津『山口県の住居における明治中期変化について』
46				西中門	客間	南野久夫	昭和6年	防府市大道岩淵
47				西中門	隠居部屋	田中花子	昭和34年	防府市大道岩淵
48		土族 畔頭	土族 畔頭	納戸中門	寝間	北原平次兵衛	明治18年以前	山口市岩屋17番『明治18年家屋図台帳』
49				納戸中門	寝間	末広市蔵	明治18年以前	山口市岩屋22番『明治18年家屋図台帳』
50				納戸中門	寝間	福永寅一	明治18年以前	山口市権現堂組42番『明治18年家屋図台帳』
51				納戸中門	寝間	加藤兵右衛門	明治18年以前	山口市岩屋11番『明治18年家屋図台帳』
52				納戸中門	寝間	末広熊蔵	明治18年以前	山口市岩屋18番『明治18年家屋図台帳』
53				納戸中門	寝間	井上一夫	明治中期	山口市仁保津『山口県の住居における明治中期変化について』
54				納戸中門	寝間	末永圭次	大正初期	防府市大道岩淵
55	納戸中門			寝間	田中修治	90年前	防府市大道岩淵	
56	納戸中門			寝間	内田和典	昭和7年	防府市大道岩淵	
57	納戸中門			寝間	松村トシ子	昭和22年	防府市大道岩淵	
58	納戸中門			寝間	山本一夫	昭和24年以前	防府市大道岩淵	
59	納戸中門			寝間	内田信之	昭和31年	防府市大道岩淵	
60	納戸中門			寝間	能野栄	昭和36年	防府市大道岩淵	
61	納戸中門	寝間	山本一夫	昭和38~40	防府市大道岩淵			
62	納戸中門	寝間	能野達之	昭和52年以前	防府市大道岩淵			
63	納戸中門	寝間	石川澄人	昭和58年	防府市大道岩淵			
64	土族	土族	台所中門	台所	阿川口之進	明治18年以前	山口市岩屋5番『明治18年家屋図台帳』	
65			台所中門	台所	光永亀雄	明治18年以前	山口市岩屋20番『明治18年家屋図台帳』	
66			台所中門	台所	岩佐房治郎	明治18年以前	山口市権現堂組29番『明治18年家屋図台帳』	
67			台所中門	台所	中村瀧蔵	明治18年以前	山口市権現堂組43番『明治18年家屋図台帳』	
68			台所中門	台所	内田四郎	明治18年以前	山口市岩屋7番『明治18年家屋図台帳』	
69			台所中門	台所	山下七蔵	明治18年以前	山口市岩屋14番『明治18年家屋図台帳』	
70			台所中門	台所	柴崎艶子	130年前	山口市小鯖叶木『叶木かやぶき農村集落』	
71			台所中門	台所	徳本忠正	明治30年	山口市小鯖叶木『叶木かやぶき農村集落』	
72			台所中門	台所	徳本典生	明治41年頃	山口市小鯖叶木『叶木かやぶき農村集落』	
73			台所中門	台所	田中修治	90年前	防府市大道岩淵	
74			台所中門	台所	清水幸洋	70年前に移築	防府市鈴屋『草葺き屋根』	
75			台所中門	台所	徳本金治	大正10年頃	山口市小鯖叶木『叶木かやぶき農村集落』	
76			台所中門	台所	内田弘	昭和18年	防府市大道岩淵	
77			台所中門	台所	内田信之	昭和31年	防府市大道岩淵	
78			台所中門	台所	塩見タツ子	昭和38年	防府市大道岩淵	
79			台所中門	スイジバ	能野優	昭和47年	防府市大道岩淵	
80			台所中門	スイジバ	塩見正弘	30年前	防府市大道岩淵	
81	台所中門	台所	能野英城	昭和62年	防府市大道岩淵			

階層の空欄は不明である



番号は前頁表1-3-2の番号と対応する。

図1-3-4 対象家屋の分布

落形態、屋敷構成、)を考察した研究が、お互いの研究成果を支えあう形で進行しているととらえることができる。これらの研究にはどのようなものがあり、どのような研究成果があげられているか整理する。また、山口県における民家研究の成果についても整理を行なう。

第2章では、西中門の成立について考察する。

民家の成立については、一般に日本の民家形式の成立時期は江戸時代であり、武家住宅の影響があるといわれている。まず『山口県史料』から毛利藩の家作に関する法制を整理し、江戸時代にどのような制限の中で民家が作られていたかを整理する。そして、山口県立文書館所蔵『毛利家文庫絵図』の民家の間取り図の分析から、接客空間の変化を把握し、武家住宅との関連を検討する。また、萩藩の江戸時代後期の諸村の様子をまとめた地誌である『防長風土注進案』に書かれている中門造りの民家を分析し、西中門の成立について検討する。

第3章では、台所中門と納戸中門の継承について論ずる。

明治中期の史料である山口市小郡資料館所蔵『家屋図台帳』、『土地取調帳』の分析から、山口市小郡岩屋地区の当時の民家に関する記載を整理し、地域における中門造りの機能や役割について考える。そして山口市一帯、叶木地区、及び防府市岩淵地区での民家の実測調査、聞き取り調査から、現在の中門造りの現状と使い方を調査し、中門造りに住み続けられている実際を明らかにし、継承されている意味について考える。

第4章は、研究の結果として第1章、第2章、第3章のまとめを行い、第2章、第3章の結果について若干の考察を行なう。

第4章のあと補論として、民家と社会の関係を示す例として、防府市大道地区で行われている大歳祭りを取り上げ、祭礼と住居について考察を行なう。

注

- 1) 日本民俗建築学会編『民俗建築大事典』柏書房 2001 12頁
- 2) 『広辞苑』岩波書店 1998
- 3) 『新明解国語辞典』三省堂 2004
- 4) 『日本民俗大辞典』吉川弘文館 1999
- 5) 『文化人類学辞典』弘文堂 1987

- 6) アモス・ラポポート『住まいと文化』大明堂 1987
- 7) 祖父江孝男ほか「物質文化研究の方法をめぐって」『国立民族学博物館研究報告 3 巻 2 号』 1978 283～285 頁
- 8) ロクサーナ・ウォータソン『生きている住まい』学芸出版社 1997
- 9) 杉本尚次編『日本のすまいの源流—日本基層文化の探求—』文化出版局 1984
- 10) 杉本尚次『地域と民家—日本とその周辺—』明玄書房 1977
- 11) 小川徹「民家形式の系譜試論」『日本民俗学会報 第 57 号』 1968
- 12) 大林太良『東と西 海と山—日本の文化領域』小学館 1996 15～18 頁
- 13) 太田博太郎『歴史的風土の保存』彰国社 1981
- 14) 明治大学神代研究室編『日本のコミュニティ SD 別冊 No71』 1975 8～24 頁
- 15) 泉靖一編『住居の原型 I SD 選書 61』 1971
- 16) 有賀喜左衛門「イロリと住居」『有賀喜左衛門著作集 V』未来社 1968 257～291 頁
- 17) 古家信平「住生活の構成」『弥栄峡の民俗』 1979 (再録「住生活の構成」『山口県史 資料編 民俗 1』山口県 2002 568～588 頁)
- 18) 今和次郎「住居の変遷」『日本民俗学大系 第 6 巻 生活と民俗 I』平凡社 1958 3～20 頁
- 19) 山口県教育委員会『山口県の民家』 1972
- 20) 岡田悟「毛利藩における宮市宿本陣兄部家について」『日本建築学会計画系論文報告集 第 454 号』1993 173～180 頁
「毛利藩主国廻り時の休泊に用いられた御本陣について」『日本建築学会計画系論文報告集 第 472 号』1995 141～148 頁
「毛利藩における山口の御茶屋、お客屋、本陣について」『日本建築学会計画系論文報告集 第 525 号』1999 265～272 頁
- 21) 福田東亜「山口の住まい小史」『山口のすまい』山口県土木建築部住宅課 1996 106～117 頁
- 22) 鶴藤鹿忠『中国地方の民家』明玄書房 1966
- 23) 前掲 19)
- 24) 宮沢智士編集『日本の民家 第 4 巻 農家 IV』学習研究社 1981
- 25) 岡田悟「毛利藩における宮市宿本陣兄部家について」『日本建築学会計画系論文報告集 第 454 号』1993 173～180 頁

- 26) 岡田悟「毛利藩主国廻り時の休泊に用いられた御本陣について」『日本建築学会計画系論文報告集 第472号』1995 141～148頁
- 27) 岡田悟「毛利藩における山口の御茶屋、お客屋、本陣について」『日本建築学会計画系論文報告集 第525号』1999 265～272頁
- 28) 前掲21)
- 29) 山口県文化財愛護協会『草葺き屋根』1995
- 30) ～33) 前掲22)
- 34) 河合玲子「山口市一帯の中門造り」『山口芸術短期大学研究紀要 第18巻』1986
(再録「住生活の構成」『山口県史 資料編 民俗1』山口県 2002 554～562頁)
- 35) 小野芳次郎『東北地方の民家』明玄書房 1968
- 36) 小倉強『東北の民家』相模書房 1955
- 37) 丹生谷章『中部地方の民家』明玄書房 1968
- 38) 杉本尚治『近畿地方の民家』明玄書房 1969
- 39) 『建築大辞典』彰国社 1976
- 40) ～41) 前掲22)
- 42) 前掲36)
- 43) 前掲10)
- 44) 前掲19)
- 45) 前掲38)
- 46) 杉本尚治『九州地方の民家』明玄書房 1977
- 47) 前掲46)
- 48) 白木小三郎「中門形式—民家の一類型について」『京都高専創立45周年論文集』
- 49) 白木小三郎『近世における中門造民家家構について』 1958
- 50) 前掲22)
- 51) 前掲10)
- 52) 伊藤ていじ『民家は生きてきた』美術出版社 1963
- 53) 佐賀県教育委員会『佐賀県の民家』 1974
- 54) 前掲46)
- 55) 前掲53)
- 56) 山口県教育委員会『山口県史料 近世編法制下』 1977

- 57) 山口県教育委員会『山口県文化財総覧』 1979
徳山市史編纂委員会『徳山市史 下巻』 1985

第2章

毛利藩における家作規制と本陣建築における中門造りの成立

第2章 毛利藩における家作規制と本陣建築における中門造りの成立

本章では、毛利藩の近世文書と史料、現存する住居の実測・聞き取り調査を通して、毛利藩における住居の形成過程を明らかにしたい。

まず第1節では、家作制限に関する記述を整理し、家作制限の実際を示す。また、より具体的に家作制限の内容を把握するために本陣建築を取り上げ、その形態を示す。第2節では接客空間の成立と変遷についての研究の成果をまとめ、武家住宅の書院と御座の間の変遷を示し、その影響を受けて民家に接客空間が形成されていく過程を述べる。第3節は山口県文書館に所蔵されている毛利家文庫「本陣図」について分析を行い、本陣建築の実際を明らかにする。第4節では本陣建築と対象地域にある特徴的な民家である中門造りの接客空間との関連を考察する。

2-1 住居形式形成の背景—家作制限の分析—

2-1-1 町家・農家の家作制限

慶長8年（1603）に江戸に幕府を開いた徳川家康は、幕府の政治機構の整備と諸大名、朝廷、寺社に対しての支配権の確立を目指し、二代将軍秀忠は武家諸法度、禁中並公家諸法度、諸宗諸本山諸法度を制定し、三代将軍家光は老中の合議制と三奉行を中心にした幕閣の運営を行った。これをうけて幕府と諸藩は幕藩体制の整備のため行政や租税に関する布告を数多く出したが、寛永年間（1630頃）からは衣食住や風俗などについての布告も増加した。家作普請については幕府は寛永19年（1642）の「覚」の中で

前略

一百姓家作、不応其身儀仕間敷事

以下略

と述べ、翌20年（1643）には代官・庄屋宛の『在々御仕置』では

庄屋惣百姓共、自今以後不応其身家作不可仕

以下略

とし、身分相応以下の家作を命令した。

江戸時代初期の大名の邸宅は豪華なものであったが、その多くは明暦3年（1657）の大火で焼失した。幕府はこれを契機に厳重な儉約令を出し、住宅においても簡素化を図った。

寛文8年(1668)に旗本に出された禁令では、長押・杉戸・付書院・彫物・組物・框の塗り、樞門などが禁じられている。

武家住宅の簡素化によって町家の規制も厳しいものとなった。寛文8年(1668)の禁令は同じものが町触としても出ている。実際町人の経済力は増大し、豪商の邸宅は華美になった。元禄16年(1703)の制令には

一通りを軽く相見之候ても手の込みたる作事無用たるべき事

(通りに面した所は質素にしてそれ以上にお金をかけなくてよい。)

とっている。このような禁令はたびたび出され、天保14年(1843)4月には、

外見質素にてもかへつて工手間等相掛け候 茶席同様好事の普請もこれあり候おもむき相聞え侈奢僭上の儀 不埒の至りに候

(家の表向きを質素にしても凝ったつくりをしている。茶室などもお金を掛けているという事実が聞こえてくる。このような贅沢は法制にはずれたことである。)

として6月までに取壊しを命じているものもある。

毛利藩は萩藩を宗藩として岩国藩、徳山藩、長府藩、清末藩の4支藩からなる。宗藩と支藩の間の行政は、規模の大小や地域の特殊性によって多少の違いはあったが統一したものであった。以下、毛利藩で出された町並みや家作に関する制令を年代順に整理し、町並みや住居の変遷を見てゆくことにする。

慶長12年(1607)蔵入再検申付候条々『譜録 三井善兵衛』には、

前略

一田畠屋敷共ニ壹段、五間六拾間ニ相定候事

一壹間杖六尺五寸相定事

一大道の事、広さ貳間ニ相定候間、わきわき道の事ハ有来候道、当作人として不相損の様ニ可仕事

以下略

とあり、毛利藩が定めた田、畠、屋敷の1反は5間に60間、長さの基本寸法は1間が6尺5寸で、大道(幹線道路)は幅2間とされたことがわかる。

民家に対する禁令は、毛利藩でも17世紀中期から出されている。万治3年(1660)の「条々」(町方)『万治制法』には、

前略

町人作事の事、表向見苦て裏座敷ニ結構を拵事、是邪侈のなす所也、然間表向相当ニ

普請を構へ、其以後裏座敷等不苦所也、此外面々門の前、不断掃除無緩可仕事
以下略

(町家の表は見苦しくて裏座敷を立派にするのは贅沢なことである。表は分相応に造り、裏座敷はお金をかける所ではない。通りに面した門の前は普段から掃除を怠らないように。)

とあり、地方においても江戸と同様、町家の表向きは質素でも奥の座敷にお金をかける家が現れていたことがわかる。

17世紀の後半から街道が整備され、藩主や大名、幕府役人の往来が始まると、町並みの景観の良し悪しは街道沿いでは大切なことで、制令でたびたび整備を呼びかけている。

延宝5年(1677)定(町方定)『徳山毛利家文庫』には、

前略

一浜町屋敷間口三間、入五拾間に前々より被定之、地料銀被召上候事

一町なみの屋敷、表を塀垣等にてふさき家を作不申、畠ニ仕置候儀不謂事候、向後ハ其地主家作候事不相成と申候ハ、家作り候望の者に可被遣の旨可被申渡事

一町なミ表向をは見苦敷仕、裏に座敷土蔵等数多かまへ有之ものハ、家を作り申力有之といへともわたかまりたる様に候、往還の道筋ハ不見苦様に有之儀御為候条、おもてをも其相応に作事可仕旨、内証にて可被申付、其上令違背もの有之は連々屋敷替えの沙汰可有之事

一徳山町、殊家なみ不同にて見苦敷候条、以来家作申者は町老迄相達、家なみ家請指図の旨可被申付事

以下略

(浜町屋敷は間口が3間、奥行きが50間は以前より決められている。地料銀を取るように。通りに面した屋敷で表を塀垣などでふさいで家を作らず、畠にしているのはいけない。今後地主が家を作らないならば家を作りたい者に作らせること。通りに面した表を見苦しくし裏に座敷や土蔵を多数立てるものがあるが、家を作る力があるといってもよくないことである。往還道沿いは見苦しくないようにしなければならない。表を分相応に作るように内々に伝えること。それでも法に背く者は屋敷替えの命令を出すように。徳山町の家並みは特に見苦しいので、今後家を作る者は町年寄りに知らせ、家並みの指示をうけなさい。)

とあり、徳山藩の中心地である徳山町の町並み整備に力を入れている様子がわかる。

農民の住居も町家同様、分相応以下の簡素な家を造るよう定められた。万治3年(1660)郡中制法条々『万治制法』では、

前略

一百姓の屋作、縦雖為有徳之百姓、尽美麗造作入の儀一切停止の事

以下略

とあり、百姓の家は徳のある家であっても美麗を尽くした家は一切作ってはいけないとされている。また、寛文元年(1661)箇条(所務)『万治制法』でも

前略

一百姓屋作の事、御制法ニ被仰出候之間、能々可被申渡事

以下略

と家作については制法にだされていることをよく伝えるようにとある。18世紀に入ると宝永2年(1705)覚(郡中御箇条)『28冊御書付』では、

前略

一百姓家作、御箇条ニも有之事ニ候得共、弥奢り結構を不仕候様ニ、分際相応より引下普請可仕候、尤三間梁より上の家造候事、三尺より高キ石垣候事、従公儀の御法度候条、此段手堅可有沙汰事

以下略

(百姓の家作は御箇条にも書いてある事であるが、贅沢な造りにしないように分相応より下位の家を作るように。3間梁よりも長い梁や3尺より高い石垣を作ることは、公儀で禁止されていることであり、このことについては厳しく伝えるように。)

と、家作についての取締りをより厳しいものとしている。

生活上の様々な規制は支藩も本藩領と同様に行われた。岩国藩では本藩領の『郡中制法』や『添箇条』に当たるものとして『在方箇条』がある。これは御蔵元の長官が職座の交代のたびに一般農民の心得として制定するものである。貞享元年(1684)の在方箇条『岩国藩旧記』によると、

前略

一屋作三間梁を不可過事 付、長押、作板、天井、襖障子、他所木の造作停止事 但、往還筋は格別の事 付、有来分は不苦、向後破損取繕の時、右の廉々可相守事

以下略

(屋作は、三間梁を過ぎてはいけない。また長押、作板、天井、襖障子、他所木の造

作は停止しなければいけない。ただし、往還筋は格別である。今あるものはそのまま、今後破損取繕のときは、右の条項は守りなさい)

とある。また、元禄4年(1691)家中諸法度『徳山毛利家文庫』では、

前略

一屋作の儀応分限可致軽事

以下略

(一屋作の形式は、身分に応じ軽くしなければならない)

とあり、徳山藩でも家作はできる限り質素な造りを奨励している。

18世紀に入ると生活一般が華美になってきたのか、しばしば分相応の暮らしを心掛ける様達しが出されている。住居についても同様で、本来住居に設置が許可されていない装置や建物を広げることが禁止している。

また、享保9年(1724)覚(百姓町人品定の事)『28冊御書付』では、

前略

一近年は少々勝手富貴の者は奢長し、家作尽美麗、衣服等絹衣を用ひ、妻子など駕籠ニて令往来候様ニ相聞候、耕作混納のために候へハ家作広ク仕様ニも可有之候得共、大普請又尽奇麗候事甚不宜候、自今普請等相調候ハ右の趣を以可有沙汰事

以下略

(近年は、少々裕福になってきたものが贅沢になり、家屋を立派にし、衣服に絹を用い、妻子が駕籠を使うなどがいわれている。農業のために家屋を広くするのはよいのであるが、大普請をしたり美麗を尽くすようなことはよくない。これからは、家を建てるものは、このことをもって指示していきなさい)

とある。

寛保2年(1742)覚(百姓町人品定の事)『28冊御書付』では、

前略

諸郡百姓町人家作、新儀ニ相調候者の儀ハ、自今差図勘場差出させ、御代官被聞届、其身不相応の儀ニおみてハ許容有之間敷候

以下略

(百姓、町人の新しく家を建てたい人は、これより、勘場に差図を出し、代官に報告して、その身分に合っていない内容の場合は、許可をしてはいけない)

とあり、勘場に差図を提出させ家作の内容を吟味することを指示している。

以下の長府藩と清末藩の2支藩の制令は制限の内容が具体的で、制限の例外が何であるか明確であるが、平百姓に対する内容が若干異なっている。まず、寛保3年(1743)御郡中掟『豊浦藩旧記』では、

前略

一家作手軽仕、向後天井長押等堅く停止可仕候事 但、唯今迄有来候家ハ其分ニ候、造替候節ハ除之可申候、尤有之の家帳面に記、各手元ニ被取置、後年可被遂吟味候事、付、庄屋の儀ハ天井計差免候事 付、平百姓ニても、其所御役人其外の宿ニ相成候家ハ各吟味の上、天井張せ可被申候事

以下略

(家作は簡単にして、今後、天井、長押等、決して作ってはならない。ただし、元からある家は、そのままでよい。作り変えるときは、これを取り除きなさい。これがある家は、帳面に記し、それを手元に保存しておき、後年調べられることがある。付記、庄屋については、天井については免除する。付記、平百姓についても、役人の宿になる家は、それぞれ調査して、天井を張りなさい)

とあり、平百姓についても事情がある場合天井を張ることが許されているが、寛延3年(1750)覚(百姓町人心得の事)『清末毛利家』では、

前略

一百姓家作手軽に可仕候、尤混納の節内庭等広狭の儀は無抛事に付、其百姓身上相応に可仕事 付、町方の儀は見苦しく無之様家作可仕事、或は在郷にても巡見御目付御宿等に相成所、又は身上宜しく酒造等仕者は、居家天井張り候等勝手次第に候、平百姓の儀は勝手無差問取続き候者迎も居屋天井張、長押打候儀向後一切停止申付候事(天明元年(1781)にもう一度同じ内容の心得を出している。)

(百姓の家作は、手軽にすべきである。尤も、農作業の際の内庭の広い狭いについてはやむを得ないので、その百姓の身分に応じてつくること。付記、町方については、見苦しくないよう家作をつくること、或いは、農村部でも、巡見御目付の御宿になるところ、または、財産があり、酒造などするものは、住んでいる家の天井をはることなど勝手にしてよい。平百姓については、家計にさしつどいない場合でも、今後は居屋に天井を張り、長押をつけることはしてはならない)

とあり、平百姓の家に天井を張ることを許していない。また、同じ清末藩では安永6年(1777)覚『清末藩旧記』には、

前略

近年在方身柄不相応おこり（奢り）候ものも有之

（近年、農村部に身分不相応や奢るものもでてきている）

といった制令もみえる。

18世紀後半の文書では住居も主屋だけでなく牛馬屋、灰屋、混納屋、などの付属屋が多く出てくるようになる。また、家作の禁止事項も具体的で多くなり、法令の順守が困難になっている様子が伺える。

寛文元年（1661）箇条（所務）『万治制法』では混納という言葉が使われている。

前略

一混納収納、無緩様ニ可被申付事

以下略

（収穫や納税をゆるがせることのないよう申し付けること）

延宝7年（1679）「風波洪水のとき損失の程大形見及の趣早速可申出条々」『28冊御書付』では、

前略

一百姓屋ころひ家崩入流家の員数、但本屋牛馬屋灰屋の分り可申出事

以下略

（風波、洪水のときの損失の程度は、大方のところを早速に申出ること。百姓の家で崩れたり流されたりした家の数を、本屋、牛馬屋、灰屋の別が分かるよう申出ること）とあり、本屋のほかに牛馬屋、灰屋など付属屋のあったことが分かる。

宝永2年（1705）覚（郡中御箇条）『28冊御書付』では、

前略

一諸郡百姓家普請仕候節、竹木御理の儀、新百姓并火事あひの百姓、断の品有之て願出候分は、御立山ニても代銀の不及沙汰、採用被差免候

以下略

（家を建てたいと願いがあった場合、竹や木については、新百姓、火事にあった百姓は、御立山の木を使っても代銀はいらない）

とある。新百姓とは新たに納税の出来るようになった百姓のことと思われる。新しく農作地を開墾したものか、分家などによって新しく家を興したものかは分からないが、18世紀の初頭に新しい家を普請することが優遇されている。

寛政3年(1791)覚(新百姓の住家作業場等建調の事)『御書付其外後規要集』では、
前略

一於地下新百姓仕居候分ハ、新ニ家建調の儀被差免候事 一牛馬置所并灰屋混納場等
仕調の儀ハ不苦候事 右先達て新作事総て被差留候、然ル所前断の両条ハ耕作第一
の儀ニ付此節ニても被差免候、然とも準へ事仕候敷又は華美の作事調候儀ハ一向不
相成儀候条、於御代官所与得詮儀の上可有御沙汰候事

以下略

(村で、新百姓の居住する分については、新たに家を建築することを許可すること 牛馬置所、灰屋、混納場等の建築については許可する。右は、以前は新作事は全て差し留められていた、しかし、前の二つの条は、耕作が第一のこととして許可されている。だからといって華美にすることは一切してはならない。御代官所に於いて、詮議の上、御沙汰があることである。)

寛政10年(1798)在方箇条『岩国藩の法令集3』では、

前略

一屋普請之事 一田石之上、屋普請停止。尤、所柄に寄り被差免候様にも可有之候事
一新規之普請無用候。無拋断に於ては可願出。尤、三間梁に過べからず。瓦葺は土蔵
之外ひさしにても不相成。其余、板天井、襖障子、なげし、らん間、床棚之類堅停
止。有懸之分も費無之様に、追々仕替之吟味を遂げ候事。但、庄屋所、宿駅は格別
之事。

以下略

(家の普請のこと、一つ、田の上に家を普請してはならない。尤も、場所によっては許されることもある、新規の普請はいけない。やむをえない事情があつて新規に立てる場合は願ひ出ること。ただし、三間梁を過ぎてはならない。瓦葺は、土蔵以外は、ひさしでも不可。その他、板天井、襖障子、なげし、らん間、床棚之類も、堅く禁止。今ある分は仕方なく、追々作り変えるように。但し、庄屋所、宿駅は別である)

文化6年(1806)在方御箇条『岩国市史 上』屋普請之事 三ヶ条では、

前略

一田石之上普請停止、尤持分之田永否等之場所有之、屋敷地替相々致シ作徳相増シ候
類願出候へバ、得ト調ラベ之上差免候様ニモ可有之候事 一、新規之普請無用、無
拋断ニ依テ願出候トモ三間梁ニ不可過、且床棚之類農家木似合之造作不可致候事

但塗仏壇楯仏具荘厳ノ飾り仏経文章和讃且肩衣帽子等、本山ヨリ申請候儀堅停止セシメ候事 一、瓦ブキハ土蔵ノ外ヒサシニテモ不相成候事

以下略

(屋普請之事 三ヶ条 一つ、田の上に普請してはならない。尤も、使えなくなった田があり屋敷地に替えることを願い出れば、調査の上、許可されることもある。一つ、新規の普請は願い出たとしても、三間梁を過ぎてはならない。且つ、棚之の類は、してはならない。但し、塗仏壇、楯仏具荘厳な飾り、仏経文章和讃、且つ肩衣帽子等は、本山から申し出があっても堅く禁止すること、一つ、瓦ぶきは、土蔵の他、ひさしであってあってもあってはならないこと。)

家作については家の図面を畔頭や庄屋に提出し、大庄屋を通じて代官所から許可を受けようになっていた。分不相応な住居であれば許可されず、すでに造られているものは取り壊しを命ぜられることもあった。

覚『豊浦町史』では

前略

一裏返庇少々、一投押但シ座敷計、一牛家中通り門 三平 一牛家中通り門 喜左衛門 一床投押并ひさし、一塀重門并練塀少々、一牛家通り門 藤田市郎左衛門 (中略)

右西豊浦郡川棚下村、右御百姓老ツ書之通り書付差上申候、以上

以下略

(一つ 裏返庇少々、一つ 投押ただし座敷計、一つ 牛家中通り門 三平 一つ 牛家中通り門 喜左衛門 一つ 床投押并ひさし、一つ 塀重門并練塀少々、一つ 牛家通り門 藤田市郎左衛門 (中略) 右西豊浦郡川棚下村、右御百姓、一つ書きの通り、記載し提出する、以上)

とあり、これら違反事項が報告され取り壊しを命じられている。

武家寺社の住居の場合は瓦葺きが奨励されたり、百姓の制限とは明らかに異なる。一方在郷武士の住居は百姓の住居と同等とみなされていた。

文化5年(1808)覚(品定の事)『御書付其外後規要集』では、

前略

一新作事の儀、御家来中寺社家共ニ焼失跡崩家は格別、両親并嫡子居所、又は御役ニ付人馬置所并ニ蔵物置等、至極無拠道理を以願出ハ>依其趣、有掛りの差図御詮議

の上可被差免候事 付、為火用心茅葺板葺を瓦ニ仕替候儀可被差免候事 付、素返并住居替の儀ハ有掛り差図相添、御目付衆え相届聞届相成、成就の上見分を可被請候、尤寺社共ニ萩内の儀は寺社所より御目付衆え相達し、地方の分は御代官所え申出聞届相成、是又成就の上も右ニ同しかるへく候、然間取膳ニ準へ物数奇ニ当ル作事の儀は全無用勿論の事

以下略

(新築のこと、御家来中で、寺社家ともに焼失、崩壊の家の場合、両親並びに長男の家、または、御役のため人馬置所や蔵物置等は、尤もな道理があつて願い出れば、詮議の上、許可されることがある。付記、火の用心のため、茅葺板葺を瓦に仕替えることは許可されること、付記、素返や住居替については、図面を添えて、御目付衆へ届け尋ねて、完成の上は、見分をうけなければならない。尤も、寺社共に萩内(城下町)のことは、寺社所より御目付衆へ届け出、地方の分は御代官所へ申し出る。これも、完成の後、右に同じようにしなければならない。しかし、修繕と云つて数奇にあたる作事は、全く禁止であることは当然である。)

寛政4年(1792)(在郷住宅の諸士中心得の事)『御書付其外後規要集』では、

前略

於諸郡、諸士住宅の儀ハ内証為取続願出、御了簡を以居住被差免候、然ハ諸士と候ても、在々住宅の内ハ百姓屋敷同前ニて、諸上納物地下役共ニ、都て御代官所一統の諸沙汰を受候様ニとの儀ハ、前々被仰聞も有之候処(文政7年(1824)再度通達がだされている)

以下略

(武士の住宅については、家計のため願出て、御了簡をもって、居住が許される。しかし、武士であっても、在郷の武士は百姓屋敷と同様に、諸上納物地下役ともに、御代官所一統の諸沙汰を受けるようにとのことは、前々からいわれている通りである)

2-1-2 本陣の家作制限

江戸幕府の交通政策の中で、宿泊・運輸施設の整備は道路整備とともに重大な課題であった。そのために、各街道沿いに多数の宿駅を設け、人馬の用意と宿泊の施設を整えた。宿泊施設については、幕府役人や大名など公用の宿泊者のために本陣・脇本陣を定めた。

毛利藩でも、宿駅内に居住する大庄屋や町年寄など、裕福で家格のある家を本陣・脇本

陣に指定したが、そのほかに、藩府公営の本陣として御茶屋が設けられていた。

本陣は宿駅内の旧家で格式があり、広い屋敷と整った家屋を持つ家を、幕府上使や大名の休泊所として利用したことに始まっている。17世紀初頭ではこのような家は定まっていなかったが、やがて定宿となりそれが公的に本陣と呼ばれるようになった¹⁾。

毛利藩における本陣のもっとも古い記録は、防府市宮市の本陣兄部家に関するものである。『防長風土注進案 三田尻宰判』によると、

前略

元和年中より上使御客屋と申名目ニ而、寛永拾九年よりは御大名様方御本陣ニ被仰付罷在候

以下略

(元和期より、上使御客屋という名目で使い、寛永19年からは、御大名様方御本陣に指定された)

とあり、兄部家は元和年中(1615~24)から上使御客屋を勤め、寛永19年(1642)より「御大名様方御本陣」として定められていた。

本陣として決まった家が専門的にかかわるようになると、建物についても規準を設けそれ相当の形式を整える必要が生じてくる。本陣には大名などが宿泊するため、武家住宅の建築様式を部分的に模倣することが許可された。門を構え塀をめぐらし、式台付きの玄関や駕籠台をもち、座敷にも床の間や棚、内縁を備えるなど本陣独自の建築様式が形成されていった。

毛利藩の本陣についても、藩主や巡見使の利用のたびに、本陣の整備を命じた覚書が出されている。『二十八冊御書付』に収められている元禄9年(1696)の覚書には、

覚

前略

一御本陣の儀、御茶屋たり共御座の間並御勝手共に少々可相成程は新敷普請仕継不被仰付候、然共仕継不被仰付候ハねハ御本陣ニ難相成分ハ、古屋の指図ニ新敷仕継の所色紙を以差図仕候て可被差出候、御本陣の大格六畳八畳三間ニ御縁通り有之候へハ相濟事ニ候、御勝手の儀、手狭候ハハかり屋可被申付候、可相成程は新作事不被仰付候事

一御湯殿雪隠の儀、是又去々年上使御通りの儀候条可有之候、新敷板を替、上塗仕候て可相濟候、御泊り替り候所の儀は新敷可被仰付候事

一御座間ニ天井柱敷居鴨居長押などの儀、若損所も有之候ハハ取繕、新敷取替申間敷候、二ノ間の儀は御座ノ間右の分候条、其心得ニて可有沙汰候事

以下略

(一つ 御本陣について、御茶屋であっても御座の間、御勝手共に、できるだけ仕継をしなくてもよい。しかし、増築をしないと御本陣として使えないならば、古屋の図面に新しく仕継のところを色紙を以って指示をしたものを差し出さなければならない。御本陣は、六畳、八畳など三間に御縁通りがあればよい、ご台所が手狭であればかり屋を建てそれで済めば新しく作ることはない。

一つ、浴室、雪隠について、一昨年、上使が通ったときと同じ様に、新敷板を替え、上塗をすればよい。御泊り替りなら、新しく同じ工事をしなさい。

一つ、御座間、天井柱敷居鴨居長押などについては、もし、こわれているところがあれば修繕し、新しく取り替えなくてもよい、二ノ間については御座の間の右のような指示で修理しなさい。その心得で指示をしなさい。)

とあり、本陣に手を加える場合は図面にその箇所を示して提出することが必要で、その間取りは 6 畳や 8 畳の広さを持つが三間と縁通りを基本としていたこと、主賓専用の上湯殿・上雪隠を設け、御座の間には天井が張られ長押が用いられていたことなど、本陣建築について知ることができる。

一般に本陣の主賓の部屋は上段の間と呼ばれ、その名のとおり床が他の部屋より高くなっている。上段の間は、大名屋敷の様式に由来し、本陣にも大名が宿泊することから取り入れられた。毛利藩では、上段の間と言わず御座の間と称しているが、上段の間が書院造りの対面の場で主賓が座し、床の高さの違いは身分秩序を表現するものであることから、毛利藩においても他の部屋より床が高くなっていたと考えられる。宮市本陣兄部(こうべ)邸といった、現存している本陣の御座の間は床が高くなっておらず、その痕跡もみられない。今まで実見した中では、下関市長府の功山寺の御座の間が上段になっており、まわりには、一間幅の縁通りが残っている。また、山口市大内御堀の萩往還に面する、茶屋を務めた福田邸の御座の間は上段であったという。ほかにも、天保9年(1838)の巡見使来藩の際の記録である『溝口家文書』に、御座の間の室礼をどのようにしたらよいかを勘場に尋ねたところ次のような答えが返ってきている。

前略

一御本陣御座之間伯州米子ニ而は式畳台之上ニ毛氈

懸候所雲州安木ニ而ハ只之畳之上ニ毛せん敷有之候事

以下略

(本陣の御座の間は伯州米子では2畳台の上に毛氈をひいているが、雲州安木ではただ畳の上に毛氈を敷いているだけである)

とあり、この調査・報告に対して、

前略

一御居間式畳臺又ハ毛氈之所も有之於いて当領ニハ

統毛氈之用意被仰付候

以下略

(御座の間は2畳台の所も毛氈を敷く所もあるが、当領地内では毛氈を敷くようにいわれている)

とあることから、各地方で、主賓の部屋と他の部屋との格差をあらわす形式があり、毛利藩では毛氈を敷くだけで、上段でなくてもよいようになっていた。

・本陣維持の苦勞

本陣は個人の所有ではあっても、御座の間や上湯殿・上雪隠などは、公用に備えて私用は許されなかった。修理には公費があてられたが、藩主の参勤等には御普請作事として、前年からその準備が必要で、経費のいくらかは本陣の負担となった。本陣となる主屋のほかにも、隣接する長屋や土蔵などの外観も整えておかねばならず、本陣をひき受ける家では、これらの仕事に追われて家業に手がまわりかねることもあった。

萩本藩領東端の高森市本陣相川家の記録によると、元禄7年(1694)から文政8年(1825)の間に、国目付や巡見使、奉幣使、長崎奉行等主要な宿泊者は11件を数える²⁾。これらの一行は大規模通行であったが、このほかにも一行が千人にも及ぶ藩主参勤や御国廻り、九州大名参勤の休泊があった。しかし、本陣の利用者は限られていたので、その利用は多くなく、本陣であることによって、家計が成り立つものではなかったと思われる。したがって、本陣の中には、家産が傾いて救済を代官所に懇請するものもすくなくなかった。

例えば、天保9年(1838)に巡見使が来藩したが、その時の宮市の本陣兄部家と脇本陣中村・市川両家の申し出によると、兄部家は

右地床畝數貳反貳畝貳拾歩米六石五斗三升壹合、此内五石九斗御除、残り五斗四升壹合、外ニ壹割増五升四合以上五斗九升五合石貫上納仕候、元来普請之儀は自力調ニ而

御座候處、過ル寛政元酉ノ四月家宅類焼後三田尻御殿之内買拜領被仰付、長崎御奉行岩國様其外限り有御方様御通路之節は、御見分之上御書院其外御座敷廻り損并ニ疊表替等於于時御仕調相成候、既ニ天保九年巡見御上使様御通行ニ付、御見分之上損所取繕積之内、御銀七貫五百目御下渡相成、其餘は自力ニ而於下ニ仕調被仰付候事とあり、本陣の普請は自力で行ったが、寛政元年（1789）に類焼し、再建に際し三田尻御茶屋の部材を拝領した³⁾。本陣利用のつど見分をして戴いたうえで、修繕等を行ってきた。このたびは修繕費のうち銀7貫500目はいただくことができ、他は自力で調えたとある。中村家は

右地床畝數壹反壹畝四歩米貳石四斗九升六合御除、外ニ五坪御地料石貫上納仕候、元來普請之儀は自力調ニて御座候處、長崎御奉行様其外限り有御方様御通路之節ハ前々より御書院其外御座敷廻り損シ所取繕疊表替等於于時御仕調相成候、既ニ天保九年巡見御上使様御通路ニ付、御見分之上簀返シ取繕等御詮儀相成、御銀六貫五百目御下渡相成、其餘は自力ニ而於下調被仰付候、尚簀返御積を新規建替之御沙汰相成、仕調之上迷惑彼是ニ對シ拾ヶ年之間御賣延米百五拾石宛御貸渡相成、翌六月上納被仰付候事

とあり、銀6貫500目をいただき、他は自力で調えた⁴⁾。また、新規に建て替えなければならぬ所については、10ヵ年の間、御売延米を150石宛貸り、翌年6月までに上納することを仰せつかっている。市川家は

右地床畝數壹反四畝拾三步半米三石五斗七升三合石貫上納仕候、元來普請之儀は自力調ニ而御座候處、長崎御奉行様其外限り有御方様御通路之節は前々御書院其外御座敷廻損シ取繕疊表替等於于時仕調相成候既ニ天保九年巡見之御上使様御通路ニ付見分之上簀返取繕等御詮儀相成、御銀七貫五百目御下渡成候處大損ニ付新規建替之御沙汰相成、其節御銀三拾貫目三拾ヶ年賦ニメ御貸下被仰付候様願出處、銀貳拾貫目無利貳拾ヶ年賦ニメ御貸下被仰付候事

とあり、7貫500目をいただいた⁵⁾。やはり新規建て替えが必要で、銀30貫目を30ヵ年で貸していただけるよう願い出たが、銀20貫目を無利子で20年賦で借りることを許されている。

本陣は使用のたびに繕わなければならない、建物の維持・管理は相当な負担となっていたと思われる。

宿駅のような密集地では、火災は避けられず、本陣が焼失した場合、その再建は特に急

がれた。前述のように、兄部家は寛政元年4月に焼けているが、御茶屋の部材を移築するなどして再建し、寛政4年（1792）3月の国目付下向の時には、本陣をつとめ大任を果たしている。小郡津市本陣三原屋が、安永6年（1777）に焼失した時も、長井亀七の住宅を買い上げ、建て替え・修繕を行った。どちらの火災の場合も数件の類焼があり、家並みの復旧は大変であった。本陣は、一度焼失すると、移築や古材による突貫工事で整えざる得ないというのが実状であったようである。

・本陣図の用途

藩主の国廻りや国目付・巡見使の国内巡見には、事前に綿密な準備がされた。本陣や脇本陣・御替宿の修理設備は直ちに待遇に関係するので、藩は非常に念を入れた。巡見使の場合でも、大体来藩は4カ月位前からわかっているので、藩は普請奉行を派遣して検分を行った。畳の表替、戸障子・襖等の修理や新調、湯殿・雪隠の修理や設備、屋根の修理等である。藩の御目付御用方が時々監督にやってきたが、最後には家老が検定をした。

天保9年（1838）の巡見使来藩の記録に

前略

一御前宿之大庄屋役之者御本陣亭主召連矢引帳御本陣間取絵図御献立等持参之事

以下略

（大庄屋は、御本陣の亭主を連れて、矢引帳、御本陣間取、絵図、御献立を持参すること）

とあり、本陣亭主には、本陣の間取りを書いた指図を、事前に藩に提出することが義務づけられていた。また、増改築を行う場合には、『二八冊御書付』にあるように、現状の間取り図に変更箇所を記したものを差し出した。そして、巡見使が訪れる当日には、

前略

一御宿見合御間取之役人式三時前に相見可申ニ付萬事相もたれ頼入可然候事

以下略

（宿を見分そして間取の役人、2～3時前に来て見て、すべてきちんと対応するように）と巡見使到着の2～3時前に、本陣の最後の審査が行われた。

『毛利家文庫 絵図』の中に、御茶室や本陣の図面が多く残っているが、これらは前述のように、御茶室や本陣の使用に先立って提出された間取り図であると思われる。また、増改築の様子を示す図面もあり、これらは、修繕の状況を記し差し出したものであろう。

2-1-3 家作制限の分析

表2-1-1は2-1-1項及び2-1-2項でみてきた毛利藩の主な家作制限に関する制令をまとめたものである。時期による区分では17世紀が11件、18世紀が13件、19世紀が4件となっている。なお詳細に見てみると17世紀の後半が10件、18世紀の前半が9件で1650~1750年の間に出されたものが半数以上にのぼっている。制令の内容はおよそ9項目に区分できる。

- 1) 奢侈造作の禁止~町家の表は見苦しくて裏座敷を立派にするのは贅沢なことであるなど。
- 2) 町並み整備~往還道沿いは見苦しくないようにしなければならないなど。
- 3) 付属屋・収納・設備~牛馬屋、灰屋、混納などに関すること。
- 4) 制法の順守~百姓の家は制法にしたがうことなど。
- 5) 家作規模の制限~3間梁よりも長い梁や3尺より高い石垣を作ることは、公儀で禁止されていることなど。
- 6) 分相応~分相応より下位の家を作るようになど。
- 7) 家作規制の例外~天井長押床棚などは禁止だが庄屋や宿駅は例外であるなど。
- 8) 材木・用材~新百姓と火事にあった者は御立山の竹木を使ってよいなど。
- 9) 新百姓の家作~新百姓が新しくできた時は家作や石高を知らせ、差図を出すことなど。

それぞれの項目の件数は制法の順守が12件、奢侈造作の禁止が8件、家作規制の例外が7件、分相応が3件、町並み整備が2件、付属屋・収納・設備についてが2件、家作規模の制限が2件、新百姓の家作についてが2件、材木・用材についてが1件である。

年代別に内容を見てみると、17世紀には奢侈造作の禁止が4件、制法の順守が3件、家作規制の例外が2件、町並み整備が2件、付属屋・収納・設備についてが2件、家作規模の制限が1件、分相応が1件である。18世紀では制法の順守が6件、奢侈造作の禁止が4件、家作規制の例外が4件、新百姓の家作についてが2件、分相応が2件、家作規模の制限が1件、材木・用材についてが1件である。19世紀以降では制法の順守が3件、家作規制の例外が1件である。

17世紀の後半に蔵を持ち裏座敷を立派にし、天井や長押、床の間や棚などを持つ民家が制令が出されるほど普及していたことは、民家の中にも階層による発達の違いがはっきりとあったことを推測させる。この分不相応な民家とは、武士の住宅を模倣したものであり、武士を接客する役割を担った家や、実際に武士が起居した家を拝領したものに例外的に許

表2-1-1-1 毛利藩の主な家作制限などの制令

和暦	西暦	屋敷地、家作、建物に関する制法の概略	分類	出典
1 慶長12	1607	1反は5間に60間 1間は6尺5寸 大道法さ2間		『譜録三井善兵衛』『蔵入再檢申付候条々』
2 万治3	1660	家の表に比べ裏座敷を立派にしてはいけない 門の前は掃除をする事	奢侈造作の禁止 町並み整備	『万治制法』『条々(町方)』
3 万治3	1660	上層の百姓の家でも美麗な家を作ってはいけない	奢侈造作の禁止	『万治制法』『郡中制法条々』
4 寛文元年	1661	混納取納?	奢侈造作の禁止 付風屋・取納・設備の事	『万治制法』『簡条(所務)』
5 寛文元年	1661	百姓の家は制法に従う事	制法の順守	『万治制法』『簡条(所務)』
6 延宝5	1677	町並みの空き地に家を作る事 町並み整備のために家を作る者は町年寄の指図を受ける事 家の表を見苦しくし裏に座敷や土蔵を多数立てるのはよくない 法令に違反した場合座敷替え	町並み整備 奢侈造作の禁止	『徳山毛利家文庫』『定(町方定)』
7 延宝7	1679	崩れたり流された木屋、牛馬屋、灰屋の敷を届け出る事	制令の順守	『28冊御書付』『風波洪水の時損失の屋大形見及の趣早速可申出条々』
8 貞享元年	1684	3間以上の梁の禁止 往還筋以外の家の長押、作板、天井、襖障子、木の造作停止 今すでに作られている物は破損取替えの時に法令に従う事	付風屋・取納・設備の事 家作規模の制限 奢侈造作の禁止 制法の順守	『岩国藩日記』『在方簡条』
9 元禄4	1691	家作りは自分の身分よりも軽くしなさい	分相応	『徳山毛利家文庫』『家中請法度』
10 元禄9	1696	御国廻りの時の休泊所である本陣について 3筋屋に御縁通りがあり天井や長押を整えておくこと	家作規制の例外	『28冊御書付』『寛』
11 元禄9	1696	御国廻りの時の休泊所である本陣について 御座の間、縁通りの畳の表替えをしておくこと	家作規制の例外	『28冊御書付』『寛』
12 宝永2	1705	新百姓と火事に会った百姓の家作には御立山の竹木を代銀なしでつかってもよい	材木・用材制限	『郡中御簡条』『寛』
13 宝永2	1705	百姓の家作は敷沢を渡け身分よりも下の普請にしなさい	奢侈造作の禁止	『郡中御簡条』『寛』
14 正徳5	1715	3間より大きい梁の家を作ったり、3尺より高い石垣を築いてはいけない 新百姓ができた時は家作や田畑の石高を代官所に差図を出すこと	家作規模の制限 新百姓の家作	『徳山毛利家文庫』『寛(庄屋百姓等心得方の事)』
15 享保2	1717	家など敷沢にしてはいけない 上座の宿になる家の整備について 土間に竹座を作ることなど	奢侈造作の禁止	『28冊御書付』『寛』
16 享保9	1724	近年裕福になってきたものが家作や衣服が贅沢になってきている 耕作温納のために家を広くしても大普請や贅沢はいけない 新築でも立寄や庇で1坪以上の家作普請は差図を持って届け出ること	家作規制の例外 奢侈造作の禁止	『28冊御書付』『寛(百姓町人品定の事)』
17	1742	百姓町人の家作は新しく建てる者は差図を勘場に出し代官に見せ身分にあつていない場合は許可してはいけない	制法の順守	『28冊御書付』『寛(御家中品定の事)』
18 寛保2	1743	家作は手廻にし今後天井長押などは堅く停止する	分相応	『28冊御書付』『寛(百姓町人品定の事)』
19 寛保3	1743	今すでに作られている家は造り替えの時にこれを取り除くこと これがある家は帳面に記録しておくこと	奢侈造作の禁止	『豊浦藩日記』『御郡中掟』
20 寛延3	1760	庄屋や平百姓でも役人などの宿となる家は天井を張ってよい 百姓の家作は手廻にし温納の内庭の広狭の基裡は無いので身分にあつたものとする 役人などの宿となる家や身分もあまり酒造りをしていないものは天井を張ってもよい	制法の順守 家作規制の例外 分相応	『豊浦藩日記』『御郡中掟』
21 安永6	1777	平百姓は天井や長押は今後一切禁止する	家作規制の例外	『豊浦藩日記』『寛(百姓町人品定の事)』
22 寛政3	1791	近年身分不相応のものがあり普請など教習にしている ご法度にそむかないように	制法の順守	『清木藩日記』『寛』
23 寛政4	1792	新百姓は新たに家を建ててもよい 牛馬置所灰家温納場を造るのはよい	新百姓の家作	『御書付其外後規要集』『寛(新百姓の住家作業場等建調の事)』
24 寛政10	1798	在郷の武士は百姓屋敷と同様に諸上納物や地下役を行い代官所の命令を受けること 田の上や新しく家を建ててはいけない 3間以上の梁、土蔵以外の庇の瓦葺き、天井長押床欄等の禁止 但し庄屋や宿駅は禁止でない	制法の順守	『御書付其外後規要集』『(在郷住宅の諸士中心得の事)』
25 文化5	1808	武士や宿駅は禁止でない 武士や宿駅は禁止でない 建物を造る事は差図で調べて許可する 火の用心のために茅葺板葺を瓦葺にすることは許可する	家作規制の例外 家作規制の例外	『岩国藩の法令集3』『在方簡条』
26 文化6	1809	家普請3ヶ条 田の上に家を建ててはいけない 新風の家作の禁止、3間以上の梁、床、欄の禁止	制法の順守	『御書付其外後規要集』『寛(品定の事)』
27 文政7	1824	土蔵以外の瓦葺きは庇でも禁止 家居飲食衣服の制限を守る	制法の順守	『岩国市史 上』『在方御簡条』
28 文政7	1824	在郷の武士は百姓屋敷と同様に諸上納物や地下役を行い代官所の命令を受けること	制法の順守	『徳山毛利家文庫』『在町御教諭論三ヶ条 案』
			制法の順守	『御書付其外後規要集』『(在郷住宅の諸士中心得の事)』

可された形式の住居であった。これらの民家は羨望の対象であり、周辺民家の財力や地位の向上に伴って、分不相応の民家の形が取り入れられていく。

鈴木充『日本の美術 201 江戸建築』によると、江戸時代の民家の発展には2時期の大きな変革があるという⁶⁾。第1の変革期は閉鎖的な住まいが開放的になる17世紀の後半頃、第2の変革期は接客を意識した表の間と生活のための裏の間という機能分化が行われ、大黒柱や床柱が意識的に取り扱われる18世紀末から19世紀初頭である。

だとすると同様の内容の制令が繰り返し出てくるのも、17世紀後半からの制令は上層農民や町人に対して出されたものであり、18世紀後半からの制令は上層農民や町人の民家を模倣し始めた中下層農民や町人を対象としたものということが推測できる。

このほか、町並みの整備に関する制令は17世紀後期に見られ、寛永12年(1635)に参勤交代制度が始まり、万治元年(1658)以降、藩主国廻りや巡見使の巡見があり、街道の整備が進められたことを裏付けている。また、18世紀に入り新百姓に関する制令が出ていることは、この頃から新たに農地を持ったものや分家によって新しく家を創設するものが増えたことを示している。そのほか17世紀後半には屋敷の構成は本屋と牛馬屋、灰屋など複数の建物で構成されていたこと、19世紀のはじめには田を耕作しないでそこに家を建てるものが出てきたことなど、家作の制令の変遷を通して世相や人々の暮らしぶりがうかがえる。

2-2 接客空間の成立と展開

太田の研究によると、民家における接客空間の形成は武家住宅の接客方式が影響したものであるという⁷⁾。いつ頃どのような経緯で民家に接客空間が発生したのか、太田の説を簡単に整理することにする。また、前節2-1で見てきたように、本陣に一般の民家に許されない部屋や装置・部材があり、それが細かく規定されているのは、本陣に武士の接客空間を再現するためである。

太田の研究によると、住宅における接客空間の萌芽は、公家の住宅である寝殿造りにすでに見ることができるという。寝殿造りにおける政治やそのほかの用務上の来客は出居(デイ)で行われるが、出居ではこのほかに家族の子弟の行事や主人の居間としての機能も持っていた。この接客空間としての出居の場所は、寝殿造りの出入り口である中門廊に近いところにあり、吹き放しの広庇であった。この形態は、書院造り以降の接客空間が住

宅の最も奥に置かれているのと異なり特徴的である。

室町時代に入ると、自分より身分の高い人を自宅に迎えることが行われるようになり、独立した接客空間が形成された。そこは寢殿に続く別棟で会所と呼ばれ、住宅内で最も美しく飾り立てられた部屋であった。会所には唐物名物と呼ばれた宋や元からの輸入工芸品が飾られる。これらの名物を飾るために押床、棚、付書院が形成される。来客のために最上の設備をもつ部屋が生まれたのである。会所は上流貴族や武家の屋敷に作られたが、これは先に述べた寢殿造りの出居が発展したものである。

寢殿造りでは来客の座る所として板敷きの上に畳や円座をおいて格式を表したが、室町中期になると板敷きの上に畳が敷き詰められるようになり、来客の座るところは他の床よりも高くして格式を示す必要が生じ上段が作られる。この上段が会所のような人に対面する場所に設けられたことは、書院造りの上段への形成への過程を示すものである。

近世に入ると屋敷全体に占める接客用建物が大きくなる。室町時代の会所は広間と呼ばれ、主人の正式の謁見所や高貴な人を迎えたときの応接間である。広間は独立した接客空間で、日常の家人の生活には用いられない。このような状態は近世以前にはなく、書院造りの大きな特徴である。

桃山時代に確立した書院造りの建物は、南向きで西に上段の間があり床・棚・書院・帳台構をもって座敷飾りとし、南に広縁を設け東南に中門を突出させている。建物内の人の座り方は寢殿造りと同じく東西のいずれかを上にし、南北2列に対座する。入り口として中門廊が用いられる。江戸時代に入ると乗り物が車から馬や駕籠に変化し、入り口は玄関となる。

平安時代から中世にかけての民家においては、一方に土間があり他方を板敷きとし、それを2つにわけて寝室と居間にした。寝室はネマ、ヌリゴメ、チョウダイ、ナンドなどと呼ばれ、居間はオウエ、オーエ、オエ、オイエといわれていた。これが近世に入る以前に二つに分かれオウエとデイとなる。デイはのちのザシキである。民家におけるザシキは冠婚葬祭など特別なときにしか用いられない。この様な部屋の使い方は中世以後の接客部分にみられるものであり、中世以前は無かったことである。

また、宮城県の侍屋敷の例であるが、接客用の建物が別棟となりヒロマと呼ばれている。長野県の農家でも承応3年（1654）の例で、村内の46軒の家のうち3軒に座敷があり、それは主屋と別棟になっている。武家において行われていた、来客のために最上の部屋を用意するという書院造りの接客方式が、上流農家に次第に浸透してゆく状態を示している。

そして、近畿を中心とする先進地において床上はナンド、オウエ、デイの3部屋で構成されていたものは、近世以後デイはザシキに転化する。後進地方では近世の初めにデイが分化していなかったため、ザシキはナンド、ジョウイの西につけ加えられる。座敷に南1室を座敷とする平座敷と、西側の北南2室を座敷とする鍵座敷の違いが生まれたのはそのためである。

2-3 本陣図の分析

2-3-1 毛利藩の本陣に関する研究

山口県の本陣についての研究としては岡田の一連の研究がある。「毛利藩における宮市宿本陣兄部家について」では、

- 1) 現在の兄部家が寛政元年の焼失後の再建で、東側書院と西側主屋からなり、主屋が右田毛利家からの材木で建てられ、書院が安永5年から天明3年に三田尻御茶屋として建てられた棟が移築されたものであること。
- 2) 参勤交代の他藩大名や毛利藩主にも利用され、藩主の居住部分、家臣の詰め所部分、台所部分が兄部家主棟内に設けられたこと。
- 3) 藩主たちの休泊の間、兄部家の家人たちが生活する建物は他に用意されていなかったこと。
- 4) 藩主は棟門一庭一御座の間入り側の駕籠台という動線で建物に入ったこと。

が明らかにされている⁸⁾。

「毛利藩主国廻り時の休泊に用いられた御本陣について」では、

- 1) 御本陣という言葉は広義では藩主が休泊に利用した施設という意味で、具体的な建築形態や性格の相違に関係なく、支藩居館を除くあらゆる施設に対して用いられるが、狭義にはこれらのうち在郷屋敷、御茶屋を除く宿駅本陣、庄屋層民家、寺院に用いられたこと。
- 2) 御座の間、家臣詰め所、台所の3部分と御駕籠部屋が藩主の休泊に必要なものである。そして御座の間は別棟や主屋上手の座敷に、台所は主屋下手の土間部分に、あいだの諸室を家臣詰め所とした。また、家臣詰め所が不足の場合は土間に臨時の床を張り、台所は主屋下手外側に仮設建築としてはみだした形をとる。1軒の家に収まりきらない場合は複数の家にまたがって設けたこと。

3) 御国廻りのときの藩主は式台からは出入りをしないこと。
が述べられている⁹⁾。

「毛利藩における山口の御茶屋、お客屋、本陣について」¹⁰⁾では、山口町の本陣2軒は居家と御用屋敷で構成されているが、御用屋敷へ入る際の動線は違いがみられる。また、山田家は18世紀に入ってから本陣としての機能を持ち始め、安部家は萩往還に面しておらず藩の重臣の利用が中心であったと指摘している。

岡田の研究は山口県立文書館所蔵の近世資料を詳しく読み解き、同館の毛利家文書「本陣図」を中心とする本陣指図の分析から、御茶屋、お客屋、本陣の内容の違いを明らかにしたこと、具体的間取りの分析を行ったこと、客の動線を考察していることが特徴であるが、本論で目指す接客空間の成立、変遷については述べられていない。また、本陣の中門については、大門、中門、小門の中門と認識されており、その形態と用途を把握していない。本論では本陣の間取り図の接客空間に注目しその変遷を明らかにすると共に、地域の特徴的な民家形式である中門造りとの関係を明らかにする。

山口県では、三田尻御茶屋や周東町高森の相川家、防府市宮市の兄部家など、由緒ある本陣が数軒残っている。しかし、このような現存する本陣は毛利藩に設けられていた本陣の一部にすぎず、現存する例から藩内の本陣建築の全体像を把握することは困難である。そのような状況にあって山口県立文書館所蔵の『毛利家文庫絵図』の「本陣図」は、毛利藩の本陣建築を知る手掛かりとして重要である。御茶屋など公営の宿泊施設の図面が30軒分、本陣・脇本陣に関する図面が45軒分あり、1軒で複数の図面が収められているものもある。これらを宰判・藩領別にみても、18宰判4藩領のうち大島・浜崎・美祢の3宰判をのぞくすべてにわたっており、藩内ほぼ全域の本陣を網羅しているといえる(表2-1-2)。

本陣・脇本陣の図面は、その描き方にいくつかの種類がみられる。建具の名称や枚数まで詳しく書かれているものから、簡単な間取りに御座の間の位置だけを記した粗末な図面もある。このような図面の相違はその描かれた年代や目的が異なることによると思われる。台道・小郡・山中・依山の図面のうち7枚には、表紙に「寛政4年夏幕府目附役廻国之際差出ノ」と書かれており、これらについては図面が提出された目的と時期を知り得る。

「本陣図」の約半数の図面には、間取りだけでなく部屋の名称、柱の位置、屋根葺き材、門や塀の形式、宿泊時の部屋割りなども記載されている。まず本節では「本陣図」にもとづいて、御座の間(主賓の部屋)のある本陣部分と主屋の位置関係、および、部屋の広さ、

表 2-1-2 本陣部分の構成と設備

番号	宰判藩領	宿場名	本陣亭主名	御座の間					二の間		三の間		上湯殿	上雪隠	駕籠台
				広さ	床の間	書院床	棚	炉	広さ	床の間	広さ	床の間			
1	前山代	広瀬	隅 真 六	7	○			○	8		6	○	○	○	○
2	前山代	鹿野	淡 陽 寺	8	○	○		○	10			○	○	○	○
3	熊毛	高森	相川市郎右衛門	8	○			○	8		8	○	○	○	○
4	熊毛	高森	受 光 寺	8	○	○	○		8	○		○	○	○	○
5	熊毛	呼坂	河 内 新 助	8	○	○			6		6	○	○	○	○
6	熊毛	呼坂	河 内 亀 吉	8	○	○			6			○	○	○	○
7	徳山	徳山	清水 喜右衛門	(8)	○				(12)			○	○	○	○
8	徳山	福川	福 田 彦 三	(8)	○				(8)			○	○	○	○
9	徳山	福川	福 田 宇右衛門	(10)					(8)		(8)	○	○	○	○
10	徳山	福川	福 田 清左衛門	(8)	○							○	○	○	○
11	徳山	富海	吉 武 助九郎	8	○							○	○	○	○
12	三田尻	宮市	兄 部 三 蔵	8	○		○		6			○	○	○	○
13	徳地	柚木	河 口 与左衛門	8	○			○	10		10	○	○	○	○
14	山口	道場前	安 部 平右衛門	8	○		○		6			○	○	○	○
15	山口	中市	山 田 虎 介	8	○	○	○		11	○		○	○	○	○
16	小郡	小郡	三原屋 介 市	8	○				8			○	○	○	○
17	小郡	台道	中 山 安左衛門	6	○				6			○	○	○	○
18	小郡	台道	上 田 少 蔵	8	○	○	○		4			○	○	○	○
19	船木	山 中	作 右 衛 門	6	○				6	○		○	○	○	○
20	船木	山中	作 兵 衛	8	○	○			6			○	○	○	○
21	船木	船木	生 田 源右衛門	8	○		○		6			○	○	○	○
22	船木	船木	正 円 寺	8					12			○	○	○	○
23	吉田	厚狭	大 福 寺	6	○				8	○		○	○	○	○
24	吉田	厚狭	祐 念 寺	10	○	○			12			○	○	○	○
25	吉田	河原	久 保 平右衛門	8	○	○		○	6			○	○	○	○
26	長府	赤間関	佐甲三郎左衛門	8	○	○		○				○	○	○	○
27	長府	関店	梅 屋 吉左衛門	8	○		○		8	○	15	○	○	○	○
28	前大津	瀬戸崎	寺 戸 助右衛門	8	○		○		8			○	○	○	○
29	前大津	深川	宮本治郎右衛門	6	○				8			○	○	○	○
30	前大津	俵山	吉 田 市兵衛	8	○				6			○	○	○	○
31	前大津	俵山	福山三郎左衛門	8	○				6			○	○	○	○
32	前大津	三隅	坂 井 甚左衛門	6	○		○		8	○		○	○	○	○
33	前大津	三隅	浮 村 真右衛門	8	○		○		6			○	○	○	○
34	当島	三見	善 照 寺	8	○				8	○		○	○	○	○
35	当島	三見	色 雲 寺	6	○			○	8		10	○	○	○	○
36	当島	三見	阿 武 平右衛門	8	○				8		8	○	○	○	○
37	当島	佐々並	木 村 源 蔵	6	○	○			6	(8)		○	○	○	○
38	当島	佐々並	清 兵 衛	6	○				6	○		○	○	○	○
39	奥阿武	宇田	金 子 神 吉	8	○			○	6		10	○	○	○	○
40	奥阿武	須佐	益田越中田屋	9	○	○						○	○	○	○
41	奥阿武	弥富	有 田 善右衛門	8	○			○	8		7.5	○	○	○	○
42	奥阿武	江崎	教 専 寺	8	○			○	6		10	○	○	○	○
43	奥阿武	嘉年	波多野 孫 七	8	○			○	6		12	○	○	○	○
44	奥阿武	徳佐	椿 九兵衛	8	○			○	6		8	○	○	○	○

広さ～部屋の名称の記述のあるものに限る。図面にまったく記述のないものは、内縁のある所、または中門で仕切りのある所までを御座の間、二の間、三の間の部屋とし、その広さを()内に示した。

床の間、書院床、棚、炉、上湯殿、上雪隠、駕籠台～図面に記述のあるもの、または明らかにそれと分かるものに限る。

床の間の向き、柱数からみた御座の間の形態分類を行うことにより、指図に描かれた本陣の変遷を示すことに努めたい。

2-3-2 屋敷内における「本陣」の位置

「本陣図」によると建物の間取りは千差万別で、同じ本陣とは言うものの各家に見合った範囲で本陣を整えていったことが分かる。主屋に対して本陣部分をどこに配置するかについては、大きく3つのタイプに分けることができる。それは本陣を主屋と離れた別棟に置くもの（イ）、主屋に接する別棟に置くもの（ロ）、主屋内に置くもの（ハ）である。次に屋敷内の本陣の位置について、各タイプごとに述べることにする。

1) 本陣が主屋と離れた別棟にあるもの(イ) (図2-1-1)

主屋とは別に1棟があり、その建物が賓客用の本陣となっている。主屋とは廊下や部屋でつながっている例もある。御座の間は別棟の中でも奥まったところにあり、隣接する部屋は二の間だけというものが多い。

10~20間といった数軒分の間口に奥行き深い敷地を持つ町家や、広い庫裡のある寺にみられる形である。主屋とは別に本陣専用の建物を持つため、本陣としても歴史があり、宿泊の需要の多い家であると思われる。広い家屋敷をもち、これらを維持・管理できる力のある家である。

2) 本陣が主屋と接する別棟にあるもの(ロ) (図2-1-2)

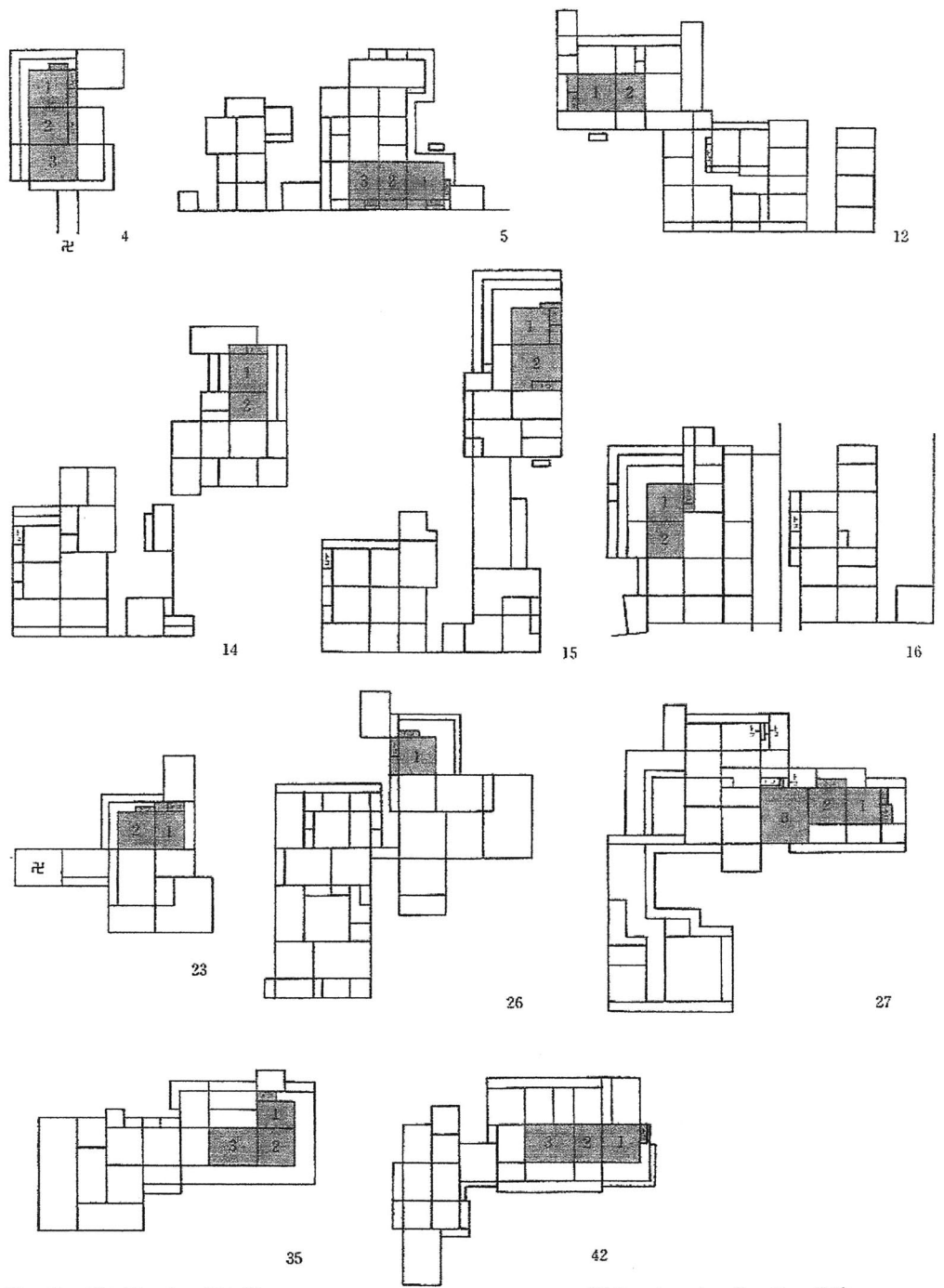
本陣部分が主屋とは別棟で主屋に接続している。主屋は家人の空間で続く別棟が賓客用の空間となり、御座の間はもっとも奥まった部屋に位置している。

この形は主屋に必要な部屋だけを接続してゆけるので増改築がしやすい。次々に継ぎ足してゆき大規模なものになったものもある。これらは御茶屋や勘場の建て方を倣っているようにも思われる。

この例で目を引くのは徳山藩の場合である。5例の本陣はすべて本陣が主屋と接する別棟にあり、うち1例は御茶屋を本陣にしたものである。他の4例は2列6室型の主屋に桁行き方向に部屋が接続している。

3) 本陣が主屋内にあるもの(ハ) (図2-1-3)

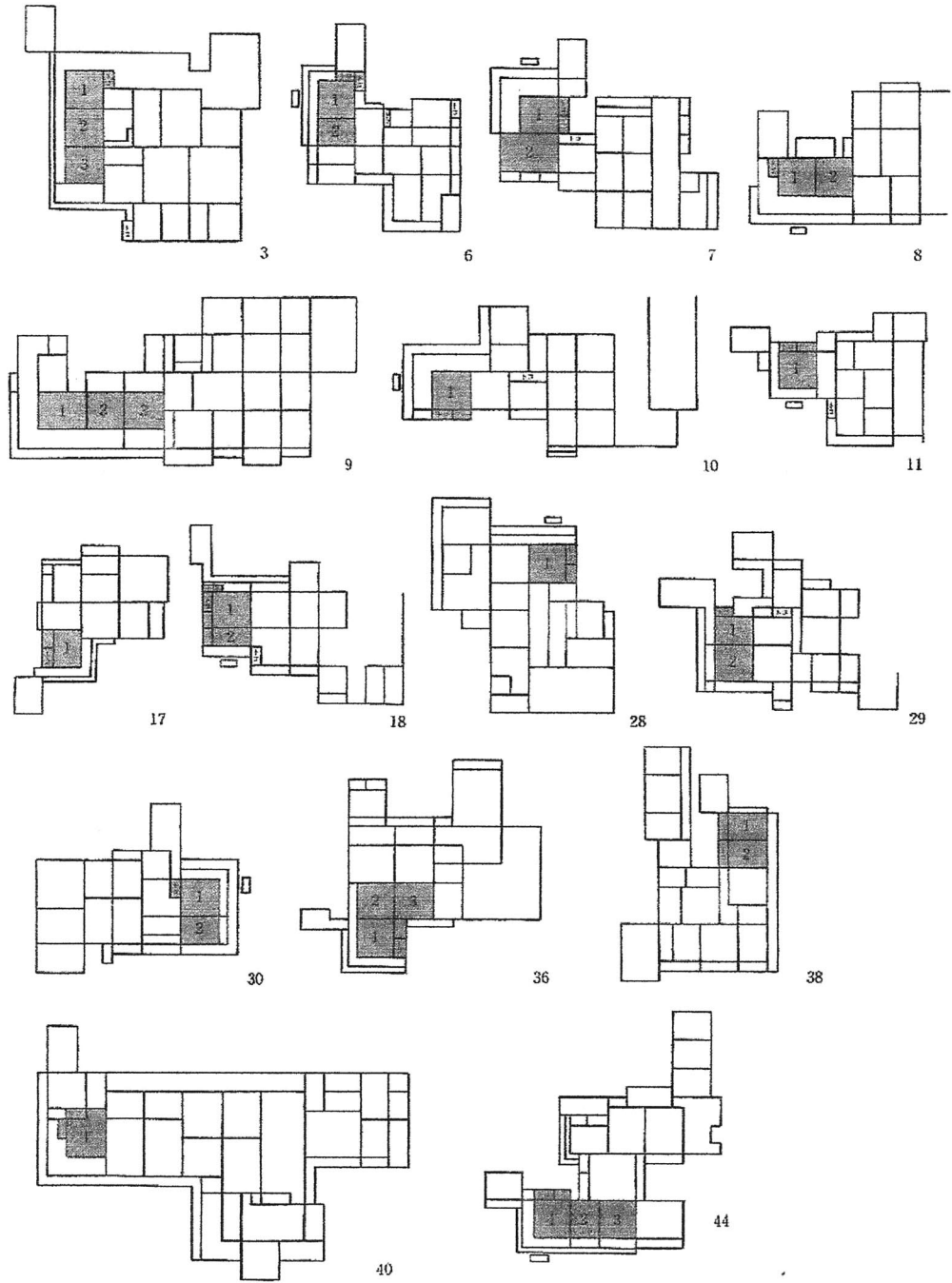
本陣部分が主屋の表側半分を占める場合（ハ-a）と、御座の間が上手の裏側にあり、御座の間、二の間、三の間がL字型に並ぶ場合（ハ-b）がある（図2-1-4）。どちらも山あいの宿場に多く見られ、街道沿いの大庄屋や庄屋の家が本陣にあてられたものと思



1～御座の間 2～二の間 3～三の間

- ・ 図 2-1-1~2-1-3は『毛利家文庫絵図』「本陣図」を筆者がかきおこしたもの。
- ・ 部屋の名称は記述にあるものに限る。
- ・ 右下の番号は表 2-1-2 と対応する

図 2-1-1 イ 本陣が主屋と離れた別棟にあるもの



1～御座の間 2～二の間 3～三の間

図2-1-2 ロ 本陣が主屋と接する別棟にあるもの

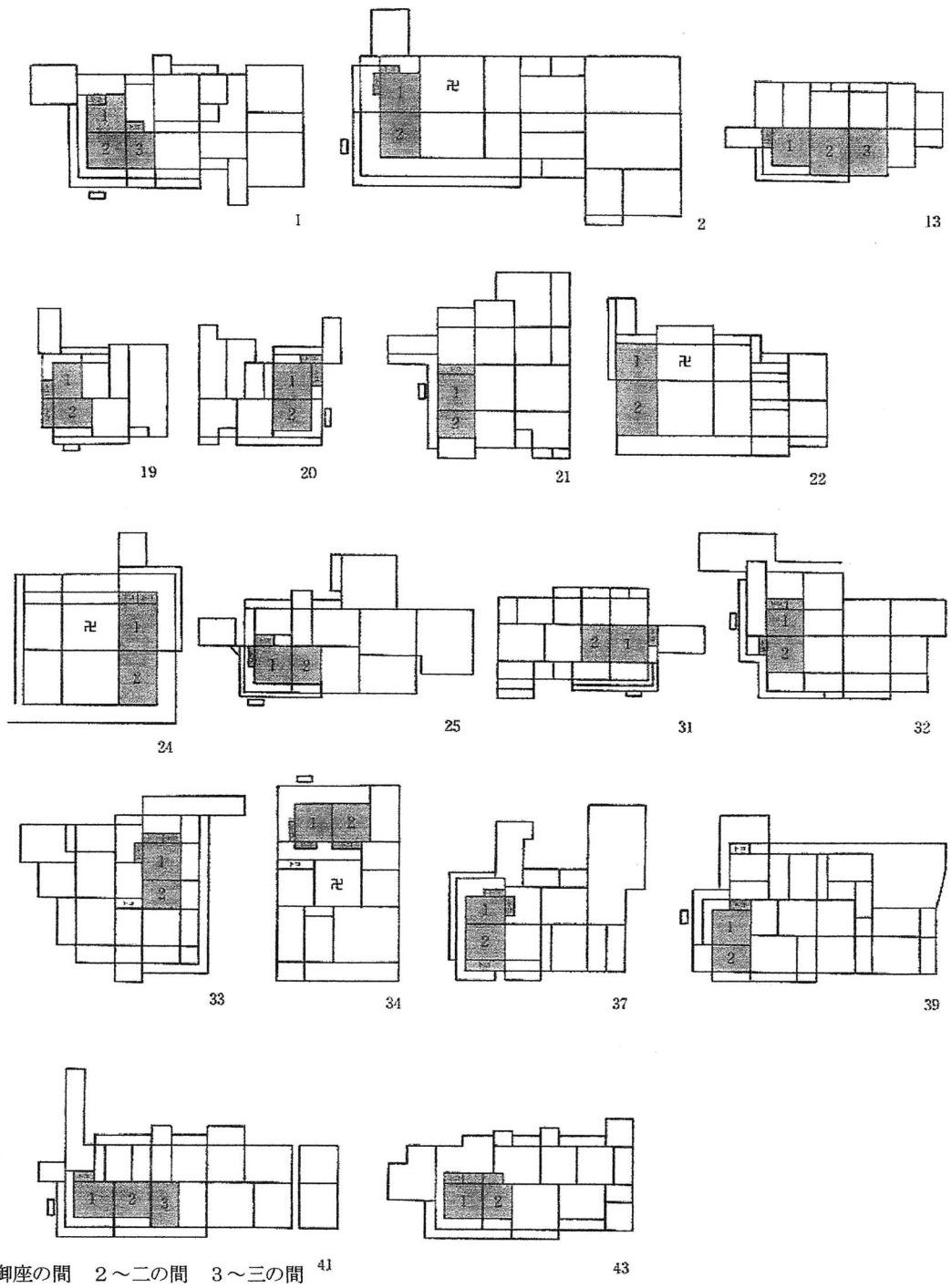


図2-1-3 ハ 本陣が主屋内にあるもの

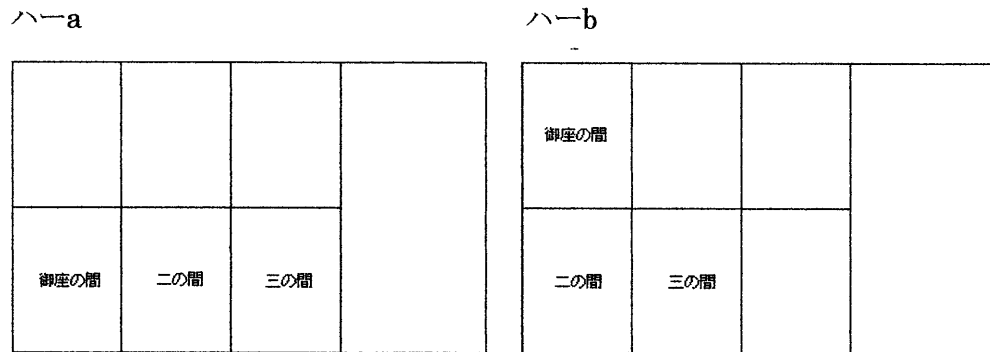


図 2-1-4 御座の間、二の間、三の間の並び

われる。

(ハー a) は表側が賓客用の空間、裏側が家人の空間と表と裏を機能によって使い分けられている。御座の間の裏側は納戸で、その境は壁で仕切られていることが多い。

(ハー b) は御座の間が裏側にまわり、御座の間、二の間がたてに並ぶ。御座の間の下手の部屋は納戸で、その境も壁や襖で仕切られる。

寺が本陣にあてられる場合 (ハー b) と同様の配置をとる。仏壇の隣の部屋が御座の間になり、その表側に二の間がとられる。また、仏壇の裏側に 2 部屋とる場合も 1 例ある。

ハー a もハー b も六間取りであるが、六間取りの家は村役人層の家でも 17 世紀には数が少なかった。したがって、ごく数少ない 17 世紀の建物である例を除けば、建築年代は 18 世紀と考えるのが妥当であろう。しかし、古い四間取りの家に桁行き方向に部屋を増築したことも考えられる。

屋敷内における本陣の位置には以上のような 3 つのタイプがみられる。前節 2-2 でも述べたように、本陣は武家の接客空間を民家に取り入れたものであり、もともとは主屋とは別棟であった。このことからイ、ロ、ハではイが建築年代が最も古く、本陣本来の形式を持っているといえよう。また、ハの a と b では、a が二間取りから三間取りに進みデイがザシキに転化した上で現れる並びであるのに対して、b は近世初期にまだ二間取りの状態でザシキが二間の西側に作られたことによる並びであることから、b のほうが後進的な間取りの地域に作られた接客空間であると推測される。

また、日本各地に残る本陣・脇本陣の研究を行った上野は、他の建物と本陣・脇本陣の

平面の違いを

- 1) 敷地・建物が道路に面しているかどうか。
- 2) 座敷部・居室部が一棟か別棟か。
- 3) 居室部と座敷部との位置関係。

によって分類しているが、この3点から見て典型例は、主屋を道路に沿わせ、座敷を別棟にして奥まって建て、二つの棟を食い違いに配置して、座敷へは道路に門を開いて導く本陣や脇本陣であるとしている¹¹⁾。そして座敷部で一番格の高い部屋は「上段の間」「御殿」「御座の間」「玉座」などと呼ばれ、この部屋は8畳敷きとするのが普通で、この8畳の隣に次の間を置き2室とするのを最小の単位とし、この2室を囲むように幅一間の入側縁と回すのが通常であるとしている。

このような研究と対照することにより、毛利藩「本陣図」のタイプ分類における「(イ)本陣が主屋と離れた別棟にあるもの」は、本陣・脇本陣の建築として典型的な形式であることが分かる。

2-3-3 御座の間の変化

2-3-3-1 部屋の広さ

主賓の部屋である御座の間には、床の間と棚が設けられ長押も使われていた。御座の間のまわりには、半間～1間幅の畳敷きの内縁とその外に濡縁がめぐらされ、つづきに専用の上湯殿・上雪隠が備えられる。大名の場合、本門から入って中門をくぐり、堀で囲まれた庭を横切り、濡縁のそばの駕籠台に駕籠を乗りつけ、そこから直接御座の間に上がった。御座の間に続いて二の間・三の間が連なり、家臣たちの上がり口である式台付きの玄関となる。

前項2-1-2にあげている元禄9年の御書付によると、御本陣は6畳もしくは8畳の広さの部屋が3部屋あり、それに縁通りがついていた。「本陣図」の御座の間も6畳か8畳の広さの部屋がほとんどで、元禄の規定どおりである。

表2-1-2は「本陣図」より御座の間と二の間・三の間の畳数と、各部屋の床の間、御座の間の棚・書院床・炉の有無、上湯殿・上雪隠・駕籠台の有無についてまとめたものである。

御座の間については全体の7割が8畳間で、次いで6畳間、10畳間となる。二の間は

表 2-1-3 御座の間、二の間、三の間の広さ

	4畳	6畳	7.5畳	8畳	9畳	10畳	11畳	12畳	15畳	計
御座の間		8	1		32	1	2			44
二の間	1	17			15		2	1	3	39
三の間		2		1	4		4		1	13

8畳間と6畳間がほぼ同じ割合で、これらが全体の8割を占めている(表2-1-3)。御座の間と二の間の組み合わせは、御座の間が8畳間、二の間が6畳間がもっとも多く、御座の間も二の間も8畳間、御座の間は6畳間で二の間は8畳間がそれに続いている。

2-3-3-2 床の間の向きと柱数

藩主や巡見使、大名が本陣に入ると御座の間にすわり、二の間以下にひかえる家臣や本陣の亭主と対面する。御座の間と二の間は二間続きになっているが、御座の間に設置されている床の間が平床であるか妻床であるかによって、対面の形態が少し異なる。平床とは床の間が主屋の棟と平行に配置されるもので、主屋の南側にある庭と対面する。妻床は主屋の棟と直角に配され、御座の間の東側または西側に続く二の間に対面する。平床の場合、床の間は庭に面するため内縁は御座の間の2辺を鉤状にとおる。一方妻床の場合、床の間は二の間に面し内縁は御座の間の庭側1辺だけにつくことが多い。平床、妻床のどちらも同じ割合で、各地に混在しているといった具合である。

図面によっては部屋の広さだけでなく、柱が書かれているものもある。その中には1間ごとに柱を立てる古い手法が多く見られ、現在のように2間あいをあけて柱を立てるようになるまでの、柱が省略されてゆく過程がよくわかる。

8畳間の御座の間の柱の立ち方は、平床・妻床にかかわらず4つのタイプに分けられる。

- (a) 部屋の4辺すべてに柱が1間ごとに立つもの。
- (b) 二の間との境が2間あき、他の3辺には柱が1間ごとに柱が立つもの。
- (c) 二の間との境に加えて、内縁との境も2間ごととなっているもの。
- (d) 3辺が2間ごとに柱が立っているもの。

である(図2-1-5, 2-1-6)。

古い家には柱が多く、柱間も1間がふつうで広くても1間半までであった。建築技術が進み建物が少ない柱で支えられるようになると、2間や2間半の柱間も可能になる。これ

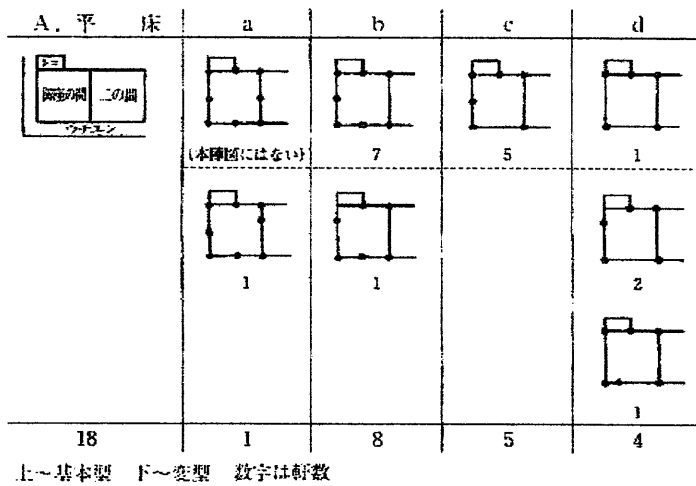


図 2-1-5 柱の変遷 (平床)

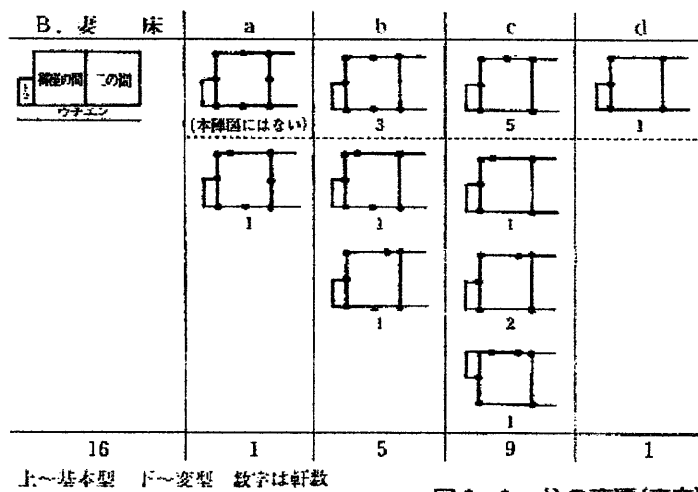


図 2-1-6 柱の変遷 (妻床)

表 2-1-4 御座の間の床の間と柱のタイプと設備

番号	宰判諸領	宿場名	床の間と柱	書院床	棚
1	前山代	広瀬	(妻 c)		
2	前山代	鹿野	(妻 b)		
3(1)	熊毛	高森	平 a		
3(2)	熊毛	高森	平 b		
4	熊毛	高森	平 c	○	○
5	熊毛	呼坂	妻 c	○	
6	熊毛	呼坂	(妻 c)	○	
7	徳山	徳山	平 b		
8	徳山	福福	妻 b		
9	徳山	福福	妻 b		
10	徳山	福福	平 b		
11	徳山	富海	平 b		
12	三田	宮市	妻 b		○
13	徳地	袖道	(妻 c)	○	
14	山田	山口	妻 c		○
15	山口	中市	(平 d)	○	○
16	小郡	小郡	平 c		○
18	小郡	台山	(平 d)		○
20	小船	山木	妻 b	○	○
21	船木	船木	(妻 c)	○	○
22	船木	船木	妻 a		
25	吉田	河原	平 c	○	
26	長府	赤間	平 b	○	
28	前大津	瀬戸	妻 c		
30	前大津	山崎	平 d		
31	前大津	山崎	(妻 d)		○
33	前大津	三隅	妻 c		○
36	当島	三見	(平 d)		
39	奥阿武	宇田	(妻 b)		
40	奥阿武	須佐	平 c	○	
41	奥阿武	弥富	平 b		
42	奥阿武	江崎	(妻 c)		
43	奥阿武	嘉年	平 b		
44	奥阿武	徳佐	平 c		

()は変形のもの。

は民家建築の一般的な進捗である。このように、時代が下がるにつれて柱の数が少なくなり省略が進むため、前述の4つのタイプはaからdへと変化していったと考えられる。その省略は平床も妻床もまず二の間との境から始まり、次に庭に面する側、そして残りの1辺という順序を踏むのは興味深い。

4つのタイプの中ではbとcが多数を占め、1間柱間の手法のみられる建物の多いことがわかる。また、このタイプ分類に棚、書院床の有無をあわせてみると、書院床については圧倒的にcに多く、棚や書院床は比較的省略の進んだ新しいタイプの御座の間に、つけられ始めたものであることが知られる(表2-1-4)。

『毛利家文庫絵図 58 絵図 9 本陣・建場図』の「本陣図」は貴重な資料であるが、残念なことに図面に描かれている建物の建築年代が不明であるため、本陣建築の変遷を明らかにすることが困難である。本稿で行った本陣と主屋の位置関係についての分類も、本陣部分の屋敷内における位置の違いが建築の年代差をあらわすものではないかと推測したことに基づいている。また、御座の間の柱数からみたタイプ分類も本陣の建物の変遷を知るための指標となると考える。

2-4 本陣と中門造り

山口市・防府市一帯の特徴的な民家である中門(注文やちうもんとも書かれる)を持つ民家の中門は、藩政中期以前、この地方の勘場(代官所)、寺院、本陣などにおいて、主屋に接続させた建物を指したことに始まると思われる。勘場などの役所や本陣を勤めた有力町家などで、中門を有する事例として、山口勘場は『山口宰判本控』の寛延2年(1749)12月21日に、

申上候事

山口勘場数年修甫怠り、至近年外廻大床祢ねた等迄朽損、やね葺替旁作不被仰付候而難相成儀御座候、然処ニ只今之家造り中門貳ヶ取有之、谷三ヶ所ニてやね住居悪敷葺替袂仰付候節夥敷茅之入用ニて御座候、請所御惱所前々々檜皮瓦葺之やねをも今程ハ茅葺ニ被仰付、御作事方御用寺社家買得之茅篠、毎年三千荷程宛地下御割付相成候処ニ、近年ハ都而山荒茅不如意ニ而、莫太之足役費御百姓中難儀仕候、右之通御勘場屋年ふとく已来之御持方悪敷、第一御茶屋御殿近ニ而御座候処、萬一近辺失火等之節只今之大屋年ニてハ火除キ之方便不相成、彼是ニ付此たひ目論見被仰付、別紙差図之通貳ヶ所共ニ中門を解退、大廻り外通りを勝手瓦葺ニ被仰付候時ハ、惣坪数七合五勺ニ谷三ヶ所減少仕、已来葺替被仰付候節、只今之五歩一ニて入用茅相済可申由ニ御座候、其上火防之御持方肝要宜儀ニ御座候条、已来春修甫被仰付候御序ニ、瓦しころニ被仰付候様と奉存候、依之御入目之太概積り仕せ候処、米銀単ニメ壺貫九百目程之入用と

相見申候、右御入目之儀ハ御才判中御蔵入給領へ配當被仰付候流例ニて御座候、旁之趣被成御沙汰可被遣候以上

辰十二月廿一日

大庄屋

竹下彦右衛門

鬼武久兵衛殿

右前書之通相違無御座候条、至来春積り辻を以作事被仰付可被下候、尤右入目銀御蔵入より出銀子當り候分を、三田尻御作事方濃物方へ之諸収物受料銀減少仕分、當暮も行かゝり之通貫立させ貯置申候間、来巳之昏諸給領へ當り候分追而入用辻可申出候間、其節配當被仰付候様、旁被成御沙汰可被下候、以上

同日

鬼武久兵衛

右之通御沙汰可被下候、以上

同日

都野七兵衛

中川與右衛門殿

右前書之趣申窺候処ニ、御申出之分可被仰付との御事候条、ゞり好可有其御沙汰候、以上

己ノ四月朔日

中川與右衛門

都野七兵衛殿

星野代

五月十七日 利右衛門 印

とあり、草屋根葺替に際して、谷を減らすため中門2か所を解体し、防火上からも茅の節

約からも大廻り・外通りを瓦葺き(鏝)にしたいと願っているのが古い記録である。

徳地勘場は文政2年(1819)卯2月、雨漏りが激しいため、主屋屋根の後側と中門2か所の葺替を行った(『徳地宰判本控』)。また三田尻地方勘場は「横屋左右注文造り」とあり、「左東に之注文」は梁行4間、桁行3間半、「右東に之注文」は梁行3間、桁行6間の共に草葺の注文であった(『注進案』)。これらから、中門2か所を有するこの地方に共通した勘場建築の存在と、谷の処理に困窮していることがうかがわれる。このほか三田尻には、御船方勘場西の方に1間3尺の「瓦葺注文」が、長固屋には瓦葺の「ちゅうもん」があった。また、遠く大津郡・豊浦郡でも中門造りが行われた。三隅村豊原に置かれた前大津宰判勘場は、3間に6間の主屋に2間半に3間の中門を付設していた(『地下上申』)。この勘場は破損が進んだうえ、豊原が宰判の辺地であるという立地的条件から、寛延4年(1751)10月正明市に移されたが、新築の勘場にも4間に9間の中門が設けられた(『注進案』)。豊原の旧勘場は深川湯本御殿の買い上げとなり、新材木と取り合わせ、3間半に10間、それに同規模の「撞木中門」をもつ建物になった(『前大津宰判本控』)。日置上村の黄波戸御蔵は「瓦葺中門本蔵造」、先大津宰判神田下村の肥中浦船究御番所は、2間に2間半の小麦藁葺の中門があったことが知られる(『注進案』)。

このほか瓦葺であるが、三田尻および宮市の本陣を務める町家が中門を有していた。本陣五十君清助の本家が「注文造り」で、「本棟より東北に之注文」は梁行3間に2間半、「酒造蔵続キ注文」は3間に10間であった。宮市町の本陣兄部磐右衛門家は、主屋の南隅および南の2か所に「ちゅうもん」があり、「南ちゅうもん」にはさらに「東への注文」が突出していた。これらの注文の用途は、山口県立文書館蔵『毛利家文庫絵図 58 絵図 9 本陣・建場図』から釜場であることが知られる。兄部家には、さらに書院に注文の湯殿、酒造蔵に注文の室場があった。また脇本陣2軒(中村善左衛門・市川五郎左衛門)も瓦葺の注文造りであり、都濃郡末武上村花岡の本陣に付属した厩にも中門が突き出していた(『注進案』)。武家中門造りでは、突出部が書院風の座敷であることに意味があるが、勘場などでは、突出する箇所は用途を問わず中門(注文)と称されている。

2-4-1 文献にみられる中門

『防長風土注進案』(以下注進案とする)は天保13年から弘化3年(1846)に書かれたもので、一町村一冊で記述内容は宰判ごとに少し異なるが、町村名由来、縦横里数、町村内小名、地勢から田畠の面積石高、戸口、牛馬数、名所旧跡など、およそ地誌としても要綱

を網羅している。

注進案の中で、三田尻宰判の三田尻町と宮市町(中市、新町)については、本陣と脇本陣の家柄、建物構成・規模・名称などが詳しく記録されている。その中に注文(中門)の記述があるので以下その内容を掲げることとする。注文と書かれている部分には、筆者が下線を引いた。

三田尻町

一御本陣壹ヶ所 五十君清助

本門壹棟

但壹間之開キ戸左右籠塀長五間半屋根瓦葺之事中門壹棟

中門壹棟

但壹間半引籠塀長壹間半屋根同斷

本家壹棟

但注文造りニメ本棟七間梁ニ桁行七間、東側鋳入半間長七間、南側同入半間長七間半、西側同入歩長貳間半、西北江葺流し入貳間長四間、本棟東北江注文三間梁ニ桁行貳間半、西ノ方へ葺流し入壹間長九尺惣瓦葺之事

同續キ書院壹棟

旧貳間梁ニ桁行五間、南側入壹間長五間三步葺流南外輸入半間長四間八歩、西側入壹間三間半、北側入壹間三步長壹間半、同しころ入壹間長壹間半、入貳間三步長貳間葺流惣瓦葺之事

上湯殿用場壹棟

但壹間半梁ニ桁行三間、入半間長三間之廊下傳ひ共屋根瓦葺三メ東脇ニ壹間之用心間有之候事

下同壹棟

但壹間ニ桁行三間屋根瓦葺之事

酒造藏壹棟

但三間梁ニ桁行拾貳間屋根瓦葺之事

同續キ注文壹棟

但三間梁ニ桁行拾間、南外輸入壹間半長拾間葺流屋根同斷

屋敷壹反畝拾貳歩 御除地

中略

右家柄之儀は輝元公御物頂戴仕居、御兩國御打入後當地町並取建、尚秀就公綱廣公御兩殿様度々忍冬酒獻上御上下頂戴被仰付、彼是之御由緒を以先祖代々御目見被仰付候一件別冊差出候事

中市

一御本陣壹々所

兄部盤右衛門

本門壹棟

但行壹間貳步開キ戸貳枚左右籠塀五間瓦葺之事

本家壹棟

但五間半梁桁行五間半、北入半間長五間半之鑿、南入壹間長四間葺下ヶ、南ノ隅ちうもん貳間四方、南ちうもん貳間梁ニ桁行五間、ちうもん南端より東江注文貳間梁桁行壹間半并本棟より東江五間梁ニ桁行四間、北入半間長四間之鑿、東ノ方入壹間半長五間半葺下ヶ、向ニ長五間板塀共屋根惣瓦葺之事

書院壹棟

但四間半梁、尤外共ニ五間半、桁行五間半外ともに六間半、東ノ隅壹間梁長貳間之注文御湯殿、屋根瓦葺之事

火除門壹棟

但行壹間東之方ニ入壹間長四間之鑿、西江左右折廻シ練塀九間半、孰も屋根瓦葺之事

酒造藏壹棟

但三間梁ニ桁行拾三間半、西ノ方ニ半間ニ貳間之鑿有之、中程注文壹棟壹間梁ニ桁行三間室場之分、屋根惣瓦葺之事

同續酒造藏壹棟

但三間梁ニ桁行五間、南ニ入壹長三間半之鑿共、屋根瓦葺之事

裏門壹棟

但行壹間屋根瓦葺ニメ、外二間番居固屋有之候事

中略

右家柄之儀は元暦元年周防國合物商賣人等長職之事御下文、執柄北條相摸守宗時公御袖判并ニ慶永十一年同職草爭論有之大内家より御戴許状、且永祿貳年同職之事御兩殿様より被仰候奉書、同十貳年右田獄籠城、元龜三年天満宮社役所勤、大閣秀吉公九州

御進發之節御上下共ニ御肴獻上、慶長十一年受領輝元御判物、元和六年加冠、寛永九年任官秀就公御判物、其外御節酒弘治已来より御吉例ニ而御城江差出、上勘定被仰付秀就公御代より引續御目見被仰付、元和年中より上使御客屋と申名目ニて、寛永拾九年よりは御大名様方御本陣ニ被仰付罷在候、御判物寫別冊ニ差出候事

新町

一脇本陣壹ヶ所 中村善左衛門

本家壹棟

但、六卷梁桁行四間、東ノ方入壹間長貳間半乃鋸、南ノ方入半間長貳間鋸、西ノ方入壹間半長四間之鋸共惣屋根瓦葺之事

本家より南西ノ方江注文壹棟

但、貳間梁桁行四間半、尤右之内横幅壹間之通り本門有之、南外輸入半間長四間半之鋸北側入半間長三間之鋸共惣屋根瓦葺之事

中門壹棟

但、行五尺四寸、東籠塀壹間之内ニ用心口有、西籠塀折廻し六間惣瓦葺之事

本家より北續釣家壹棟

但、四間梁桁行五間、西ノ方入九尺長壹間之鋸惣瓦葺之事

釣家より西ノ方江注文書院壹棟

但、三間半梁桁行四間半、南ニ入半間長三間之鋸、北ニ半間長四間半之鋸惣瓦葺之事

書院より西續キ小納戸壹棟

但、壹間梁桁行壹間九歩、北ノ方ニ入三步長九歩葺下ヶ共瓦葺之事

書院より北續キ入半間長三間、外縁廊下傳ひ湯殿用場壹棟

但、壹間半梁桁行三間惣瓦葺之事

釣家より續ニ酒造藏壹棟

但、四間梁桁行九間、西ノ方湯殿用場傳ひ共入半間長五間之鋸、同東ノ方入壹間長三間之鋸、湯殿用場いつれも瓦葺之事

同壹棟

但、三間梁桁行五間瓦葺之事

同酒造藏壹棟

但、三間梁桁行八間半、北外輸入壹間長四間之鋳孰も瓦葺之事
同南續キ室場壹棟

但、壹半梁桁行三間瓦葺之事

中略

右家柄之儀は元禄十六年長崎江御上使四頭御下向之節御宿ニ相成、夫已来
巡見之御上使九州御大名九州様方御上下御本陣差間之節は御休泊御引請仕
候儀茂御座候事

新町

一脇本陣壹ヶ所

市川五郎左衛門

本家壹棟

但六間梁桁行五間七歩、南ニ入半長五間七歩、西ノ角入半間、貳方折廻シ長三間
之鋳、北ノ方注文壹棟三間梁桁行四間、北入四歩長貳間之鋳共惣瓦葺之事

同棟西南注文壹棟

但壹間半梁桁行貳間、北ノ方折廻入三歩長三間半、西ノ方入半間長壹間半、南ノ
方入半間長貳間半之鋳孰も瓦葺之事

同棟西續キ書院壹棟

但四間梁ニ桁行六間貳歩、南ノ方入半間長三間七歩同入三歩長貳間半、
北ノ方入半間長六間貳歩ノ鋳孰も瓦葺之事

同棟北續キ入半間長四間廊下傳ひ上湯殿用壹棟

但壹間半梁桁行貳間四歩惣瓦葺之事

書院北ノ方次湯殿用壹棟

但壹間梁桁行貳間半上湯殿迄之間板塀長四間共瓦葺之事

本門壹棟

但行壹間開キ戸左右籠惣長六間、用心小門貳ヶ所孰も惣瓦葺之事

酒造藏壹棟

但三間梁桁行拾貳間、東ノ方入壹長拾貳間、北ノ方入壹間半長三間之鋳、西入三
間長拾壹間葺下ヶ并東北ノ注文壹棟貳間梁桁行四間半、北ノ方九尺貳間半南ノ方
半間二四間葺下ヶ惣瓦葺之事

三田尻町本陣五十君(いみぎ)家、宮市町本陣兄部(こうべ)家、同町の脇本陣中村家と市川

家の建物について見てみると、いずれの家にも中門に関する記述がある。実際には“注文”、もしくはひらがなで“ちうもん”と書かれているが、これらが規模や造りから本門に対する中門でないことは明らかであり、注文の文字は、むしろ中門と区別するための当て字であると考えられる。また、“ちうもん”によって、その呼び方が分かり、注文造りとあることから、一つの造りとして既に確立していたことが推測される。

それでは具体的に中門はどのような形態を指していたのであろうか。注進案からは各建物の種類と規模、屋根葺き材については分かるが、それぞれの建物がどのように配置し、続いているのか分からない。現在、中村家と市川家については建物は取り壊されてなく、五十君家は現存するが、何軒かが間借りしている状態で実測調査できず、また、建物も注進案に記載のものと同じであるかどうか断定できない。兄部家は現存しており、今も子孫の方が住んでおられ、2-3節で取り上げた山口県立文書館蔵『毛利家文庫絵図 58 絵図 9 本陣・建場図』「675 宮市御泊御本陣兄部三蔵所差図」の指図と現存の建物は、実測調査からも同一であることが確認される。また、寛政元年に類焼し、その後の建物であると伝えられており、これは注進案の記述に対応する。次に、この兄部家に着目し、注進案の建物配置と「本陣図」の指図の書き起こしの比較から、中門造り、及び中門の意味について考えることにしたい。

兄部家は、元応元年（1319）に合物商売の長職に補任されて以来、大内氏、毛利氏の庇護の下に独占的な座の経済的利益を確保し、宮市を代表する由緒ある豪商であった¹²⁾。本陣の創始については、前述の注進案の記述によると、かねてから奉幣使の止宿をおおせつがっていたが、元和年中（1615~1623）より上使休泊の御客屋となり、寛永19年（1642）から大名の参勤交代が始まり止宿となると、その頃鍋島藩主が通行のとき、御客屋という名目を御本陣というようになったという。兄部家は文献で確認できるものとして、萩藩の中でも本陣としての指定が古い。

図2-1-7は2-3節で取り上げた「本陣図」の指図を簡単に書き起こしたものである。敷地間口17間、奥行きは最も長い所で25間半、短い所で14間弱、主屋の間口は11間、奥行きは6間である。なお指図からも、実物のファサードからも、主屋は一つの建物のようにみえるが、屋根裏に上がってみると、主屋の間口の東から5間の所で二つの建物が結合していることが確認できた。そのほか、主屋の南に釜屋が2棟、蔵が1棟、長屋が1棟建っている。本陣図の指図の建物配置は、取り壊された蔵や長屋を除いては現存の建物と変わっていない。

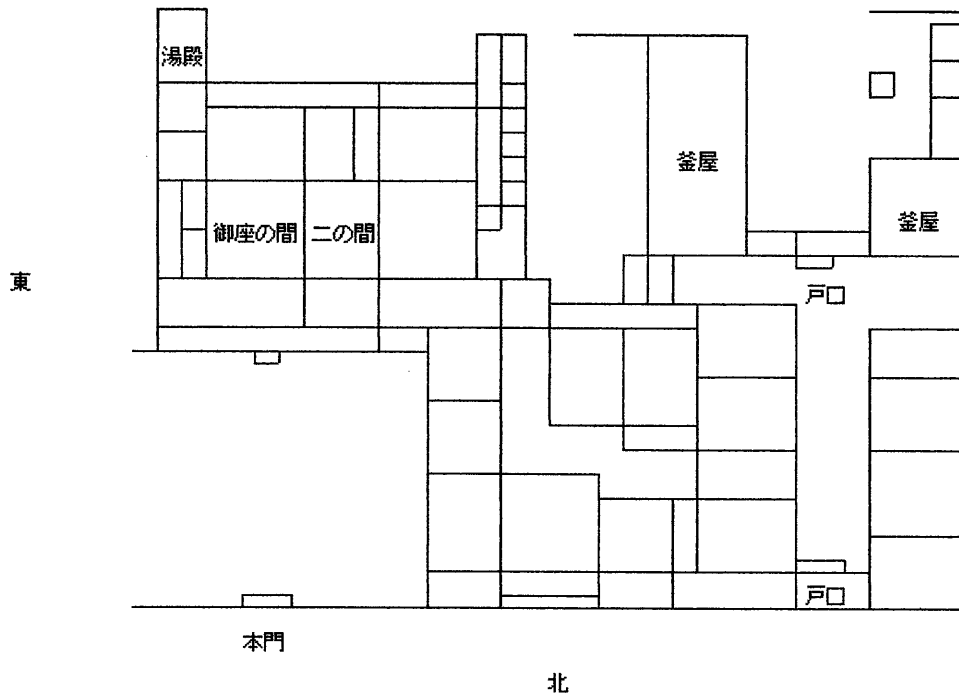


図 2 - 1 - 7 「本陣図」 兄部邸の間取り

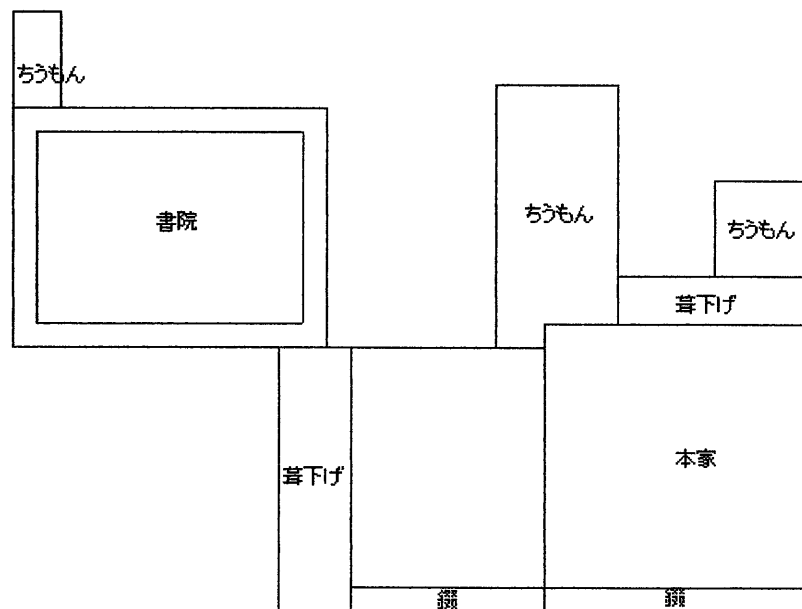


図 2 - 1 - 8 『防長風土注進案』 兄部邸の建物配置

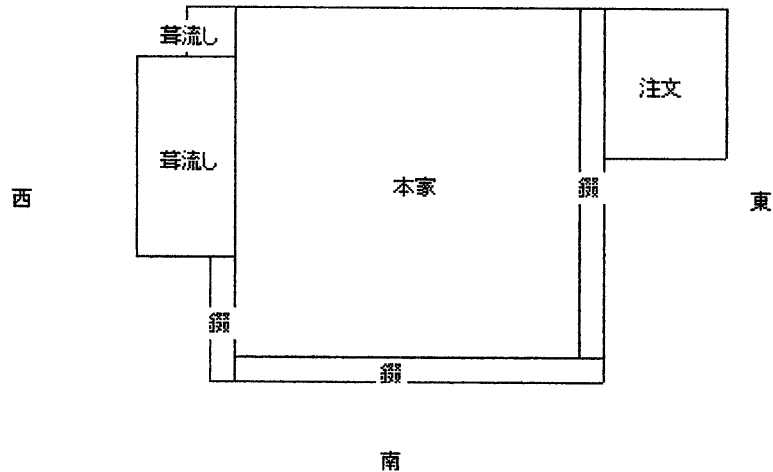


図2-1-9 『防長風土注進案』五十君邸の建物配置

この指図をもとに、注進案の記述を次に対応させてみた。主屋と書院の建物の配置とその規模を整理してみると以下ようになる。

この建物配置を本陣の指図に合わせてみると、図2-1-8のようになり、非常によく一致する。中門については、本家に3棟、書院に1棟あるが、いずれも主屋に接続する建物であることが分る。

兄部家の例により、注進案の建物配置の記述が正確であることも裏づけられたが、注文造りの言葉のある五十君家の本家の建物配置についても描き起こしてみると、図2-1-9になる。この場合の注文も主屋に接続した建物である。したがって、中門造り（注文造り）とは主屋に接続する小規模の建物をもつもの、中門と呼ばれる空間を付設した造りのことであると考えられる。同時に、中門を設けることで複雑になる屋根型のことも意味した民家の形態であると推察される。

2-4-2 西中門の成立と浸透—本陣と西中門—

西中門は現存する建物に加え、文献・資料からも、江戸時代中期にはすでに民家の形として成立していたことが明らかである。そして、この形式は農家では、大庄屋、庄屋や畔頭など上層農家において取り入れられはじめ、町家についても、本陣を務めた町年寄など上層町人の住居において早くから取り入れられた。上層の農家や町家では、自分たちの日常生活空間とは別に接客のための空間が必要で、主屋にその接客空間を付設させた形が、

中門造りに発展して行ったものと考えられる。上層農民や町人の民家形式であった中門造りは、幕末から明治にかけて一般農民や町人層住居へも浸透してゆく。彼らの住居にお

ける中門、すなわち拡大空間部分は、接客空間ではなく、隠居部屋、納戸や寝間として使用されたのであった。

また、本陣建築の主賓の接客空間である御座の間、二の間、三の間の部分は、中門造りの西中門の接客部分と、間取りも外観も機能も同一であると思われる。したがって、西中門の場合、その発生と発展過程に本陣建築がかかわっていることが指摘される。本陣建築は、一般民家でありながら、大名や巡見使を接待する必要から、武家住宅様式の一部を内包することが許可された特殊な建物である。江戸時代を通して、建物についても様々な規制があり、武家住宅様式の模倣は、接客空間の必要な大庄屋や庄屋、町年寄といった階層の本陣にしか許されなかった

寛保3年（1743）の御郡中掟『豊浦藩旧記』には、

前略

一家作手軽仕、向後天井長押等堅く停止可仕候事 但、唯今迄有来候家ハ其分ニ候、造替候節ハ除之可申候、尤有之家帳面に記、各手元ニ被取置、後年可被遂吟味候事、付、庄屋の儀ハ天井計差免候事 付、平百姓ニても、其所御役人其外の宿ニ相成候家ハ各吟味の上、天井張せ可被申候事

以下略

とあり、18世紀の中頃に民家で本来つけてはいけない天井や長押をもつ家があり、それを取締るとある。しかしその一方で庄屋や休泊に使われる家については天井を張ることが許されている。民家に対する様々な規制も武士が利用する民家については規制が緩く、むしろ民家の中に武家住宅に近い接客空間が求められていた。武士の休泊施設である本陣は、武家住宅の接客空間を持つものであり、同じく休泊を担う民家にとっては模倣の対象であったであろう。西中門についても模倣の対象となったことが推察される。

西中門は、3室続きの本陣の接客空間を縮小して再現したものであり、機能、形態、呼称のすべてを本陣建築から継承したことが指摘できる。幕末になり、本陣につぐ家々が経済力をもってくると、彼らの住居に本陣建築の接客空間の仕様が取り入れられるようになった。山口市や防府市一帯では建替えの際に西中門が作られたり、主屋に増築される。本陣建築は、本陣をあらわす建物であったと同時に、武家住宅の接客空間を民家に浸透させる役割を果たしたものであり、西中門は本陣の接客空間そのものを具体的に示すものとして、認識されていたことが明らかになった。

注

- 1) 児玉幸多『近世交通史の研究』筑摩書房 1986 152 頁
- 2) 周東町史編纂委員会『周東町史』1979 338~347 頁
- 3) 山口県文書館『防長風土注進案 第9巻 三田尻宰判 上』1964 194 頁
- 4) 山口県文書館『防長風土注進案 第9巻 三田尻宰判 上』1964 195 頁
- 5) 山口県文書館『防長風土注進案 第9巻 三田尻宰判 上』1964 196 頁
- 6) 鈴木充『日本の美術 201 江戸建築』至文堂 1983 55~58 頁
- 7) 太田博太郎『日本住宅史の研究 日本建築史論集Ⅱ』岩波書店 1984 32~59 頁
- 8) 岡田悟「毛利藩における宮市宿本陣兄部家について」『日本建築学会計画系論文報告集 第454号』1993 173~180 頁
- 9) 岡田悟「毛利藩主国廻り時の休泊に用いられた御本陣について」『日本建築学会計画系論文報告集 第472号』1995 141~148 頁
- 10) 岡田悟「毛利藩における山口の御茶屋、お客屋、本陣について」『日本建築学会計画系論文報告集 第525号』1999 265~272 頁
- 11) 上野邦一『日本の美術 285 宿駅と本陣』至文堂 1990 54~55 頁
- 12) 山口県文書館『防長風土注進案 第9巻 三田尻宰判 上』1964 193~195 頁

参考文献

- 太田博太郎『日本建築史序説』彰国社 1979
- 岡田譲『日本の美術 152 床の間と床飾り』至文堂 1979
- 大河直躬『住まいの人類学』平凡社 1986
- 草野和夫『近世民家の成立過程—遺構と史料による実証—』中央公論美術出版 1995
- 坂田聡編『日本家族史論集 12 家族と住居・地域』吉川弘文館 2003
- 大藤修『近世村人のライフサイクル』山川出版社 2003

第3章

山口市・防府市域における明治以降の中門造りの成立と継承

第3章 山口市・防府市域における明治以降の中門造りの成立と継承

近世後期から始まった住居の拡大は、個々の部屋を広くすることや、部屋の数を増やしてゆく方法で実現されていく。これにより、6畳2間と4畳半2間の通称田の字型の間取りや、土間に板の間を張り出して5間取りとしたり、中門に代表される主屋とは別に一段低い小さな屋根を持つ建物が作られた。前章で西中門が本陣の御座の間など武家の接客空間を農家や町家に再現したものだと述べたが、近世に上層の農民や町人に許されていたこのような民家様式は、明治に入り様々な規制が解かれる中で、一般の農民や町人の住居にも作られるようになる。

本章では、明治時代以降の住居の変容について、中門造りの広がりと使われ方の変化を中心にみてゆくことにしたい。

3-1 『土地取調帳』と『家屋図台帳』の分析

山口市小郡文化資料館には、吉敷郡上中郷村の明治20年の『土地取調帳』、明治18年と23年頃に作成された『家屋図台帳』が所蔵されている。『土地取調帳』によって土地の所有関係や田畑と宅地の面積、地価、地租を知ることができ、また『家屋図台帳』からは当時の住居の様子を知ることができる。ここでは『家屋図台帳』の中で屋敷番号が1番から始まっている岩屋地区29軒の分析を通して、明治中期の農家の姿を明らかにする。

3-1-1 『土地取調帳』と『家屋図台帳』の性格

明治維新後、明治政府は近代国家形成の重要課題として税制の確立を目指し、土地の所有を明らかにし整理を行った。この土地の整理は全国に先駆けて山口県で行われた。山口県では県庁の租税課内に改革係を置き、幕末に吉敷郡の大庄屋をおさめていた林勇蔵が指揮を執り、明治5年から11年に地券公布と地租改正が進められた。全国的には明治6年に「地租改正法」が公布され、地租改正事業は明治14年に終了する。その後全国の統一的な台帳を作成するため明治17年に土地台帳制度が通達され、明治18年から22年にかけて地租の再改正が行われた¹⁾。

山口市小郡文化資料館所蔵の『土地取調帳』は明治20年に作られ、地番、字名、地目、広さ、税額、所有者について書かれたものである。また、明治18年の『家屋図台帳』は、

屋敷番号、所有者名、主屋（家屋図台帳では本宅と書かれているが、主屋と同様の意味なので、ここでは他の記述と合わせて主屋に統一する。）や付属屋の坪数、間取り、屋根葺き材などの記述があり、税金の対象としての屋敷地内の建物についての広さと形態、所有者の調査を行ったものである。明治18年に家屋図台帳が作られた後、地租の再改正が行われると地籍番号の改正が行われた。明治23年の『家屋図台帳』は明治18年のものと地籍番号が異なる。字名と地籍番号（新旧の両方が描かれているものもある。）坪数、所有者名、主屋と付属屋の間取り、屋根葺き材について記録されている。

3-1-2 土地と建物の分析

3-1-2-1 土地の分析

岩屋地区は旧小郡町（平成17年山口市と合併し吉敷郡小郡町から山口市小郡になった）の北東端に位置する。小郡の中央を南北に流れる榎野川東岸の河岸段丘に立地し、稲作を生業とする伝統的な農村集落である。平成15年3月現在、岩屋地区は人口126人43世帯である。

明治20年の『土地取調帳』による土地の情報を表にしたものが表3-1-1であり、家毎の所有をまとめたものが巻末に掲載している表3-1-1(1)～(30)（付図表）である。また、明治23年の『家屋図台帳』から読み取れる建物の情報を表にしたものが表3-1-2であり、『家屋図台帳』を書き起こしたものが巻末に掲載している図3-1-1(1)～(29)（付図表）である。

明治23年当時、岩屋地区の集落景観は岩屋権現堂（16）（以下（）内は表3-1-1、3-1-2の番号をさす）が集落中心の山際に建ち、その前面の川との間に28軒の家が建っていた。岩屋権現堂は小さいながら由緒のある社である。『防長風土注進案』によると榎野庄24ヵ村の惣鎮守で、旧称を榎野大権現といい神殿の堅魚木に毛利家紋、門の棟木には大内菱紋がある²⁾。天正10年（1582）に社殿が焼失し、文禄元年（1592）には毛利氏からも多額の寄進をうけ再建されている。

28軒の住居のうち26軒は持ち家で、2軒（1，26）は（4）の借家である。（1）を借りている（23）は自分の家も所持しているので、持ち家を持たないものは（26）だけである。したがって住居は28軒であるが、所有者は27人である。27軒のうち士族は4軒（5，17，20，28）あり、うち2軒（17，20）が岩屋権現堂の総代を

表 3 - 1 - 1 明治 20 年上郷村土地取調帳

番号	全土地所有						宅地						本宅 建坪					
	面積			地価		地租		面積		地価		地租						
	町	反	畝	歩	円	銭	円	銭	厘	畝	歩	円	銭	銭	厘	坪		
1										5	10	4	61	11	5	9	0	
2		1	5	2	10	97		27		5	3	92		50	1	3	15	28
3		5	9	28	73	27	1	83		1	8	7	3	8	7	7	21	43
4	5	7	7	12	1200	13	34	98		2	8	45	5	34	12	14	40	333
5	2	4	8	4	457	62	10	34		6	5	16	3	62	9	1	44	7
6		5	3	15	139	15	3	47		9	6	27	5	33	13	3	32	24
7	2	3	8	6	492	20	12	30		9	8	28	5		12	5	40	9
8		9	9	13	193	76	4	84		6	5	19	4	87	12	2	27	15
9		1		15	6	64		16		6	5	17	3	91	9	8	25	41
10		4	2	18	51	63	1	29		2	8	3	3	48	8	7	19	65
11		3	8	14	46	68	1	16		9	6	21	1	69	4	3	26	41
12	1		7	21	239	82	5	99		6	4	8	4	10	1	23	5	
13		9	1	16	239	47	5	98		9	4	27	5		12	5	23	99
14	1	4	8	21	348	53	8	71		6	4	18	4	42	11	1	27	25
15			5	27	3	90		9		5	3	19	2	87	7	2	22	35
16												26		75	1	9	7	945
17	1	4	5	23	353	22	8	20		3	8	5	4	87	12	2	34	0
18		2	7	4	36	98		92		4	4	5	4	20	10	5	19	72
19			2	26	1	50		3		8	2	26	1	50	3	8	15	18
20	1	9	7	11	547	75	13	69		7	6	48	5	25	11	22	35	25
21	1	4	3	15	275	14	6	90		8	9	19	5	87	14	7	23	12
22	3		5	19	626	86	15	67		5	9	2	7	42	18	6	29	62
23		1	1	9	5	25		13		2	7	12	3	68	9	2	21	7
24		4	7	23	104	13	2	60		4	5	3	5		12	5	18	75
25		8	8	13	209	63	5	24		2	5		5		12	5	22	66
26											2	5	1	87	4	7	15	78
27		2	4	6	47	46	1	18		8	4	17	2	34	5	9	21	466
28		9	7	5	214	88	5	37		3	5	4	3	53	8	8	22	75
29		2	3	16	43	46	1	8		7	4	12	2	81	7		22	33

表 3-1-1-2 家屋図台帳 岩屋区

番号	明治23家屋図台帳 主屋		主屋		明治23家屋図台帳 長屋		長屋		別棟部屋		木固屋	
	梁間	桁間	屋根	中門	梁間	桁間	屋根	長さ	梁間	床の間	屋根	梁間
1	2間	4間5合	瓦				瓦					
2	2間半	5間半	瓦(葺)				瓦(葺)	4畳半				
3	3間9合	6間1合	瓦				瓦	6畳				
4	5間半	7間	瓦(棟瓦)4綴				瓦					
5	3間半	6間10合	瓦(葺3綴)	台所			瓦		2間			
6	4間8合	7間4合5勺7才	瓦(葺後西綴)				瓦		2間7合4勺4才			
7	4間半	6間半	瓦(棟瓦後綴)	南台所			瓦					
8	4間	5間7合	瓦(棟瓦3綴)				瓦					
9	2間	4間半	瓦				瓦					
10	3間	6間5合	瓦				瓦	5畳半	1			9尺
11	3間8合	6間	棟瓦	納戸			瓦	4畳半				1間5合
12	3間9合	6間4合	瓦				瓦					9尺
13	3間9合	6間	瓦				瓦	4畳半				1間5合
14	3間半	6間	瓦(葺4綴)	台所			瓦	6畳				1間半
15	4間	6間	瓦(棟瓦3綴)				瓦	6畳				
16	2間	2間5合	瓦				瓦					
17	3間半	6間	瓦(棟瓦)				瓦		2間			1間5合
18	4間	5間半	瓦				瓦					
19	2間	4間半	瓦	南庭			瓦					
20	4間	6間5合	瓦(棟瓦)	西台所			瓦	6畳				
21	3間	5間半	瓦(棟瓦後綴)	西			瓦					
22	4間	7間	棟瓦前後綴	納戸			瓦					
23	3間5合	5間7合	瓦				瓦					
24	3間	5間5合	瓦				瓦		1間半			
25	3間半	6間	瓦				瓦		2間			
26	2間半	5間	瓦				瓦		3間7合			1間
27	3間半	5間3合	瓦				瓦		3間			1間
28	3間半	6間半	瓦(2綴)				瓦					
29	3間	5間3合	棟瓦2綴				瓦		3間2合半			1間5合

主屋屋根の()は明治18年の家屋図台帳の記述による。

加人場				コンノ場				風呂場と側				湯殿 風呂場				用場 廐	
桁間	屋根	備考	梁間	桁間	屋根	梁間	葺	桁間	屋根	梁間	葺	桁間	屋根	梁間	葺	桁間	梁間
			3間	3間	3合	葺											
2間					1間半												
2間	葺				8合		葺										
					1間					1間6尺2間							
												1間					
												4合2勺2才					
												1間					
												1間					
												1間					
3間	葺	半分馬家			1間							6合					
1間5合					3間7合	葺											
2間					1間												
2間					1間												
3間					1間												
3間					7合												
3間																	
2間																	
2間	葺																
3間5合	瓦	味噌倉															
3間																	
1間5合		長屋の中															
1間5合																	

桁間	藤			物置			夜屋		ツリヤ	サコシタ
	屋根	梁間	桁間	屋根	梁間	桁間	屋根	梁間		
		1間8合	3間5合	瓦	2間	3間	瓦			
5合										
5合2勺2才					1間5合	2間				
					1間5合	1間				
7合										
					1間5合	2間5合	瓦			
3尺8寸										
					1間7合	1間7合	瓦		3間	8尺5寸
1間										
1間	瓦				1間5合	3間		5合	1間	1間
					1間2合	1間半	瓦			
1間										

務めていた。この他幕末に岩屋組を管轄していた畔頭の家が2軒(4, 22), 畔頭の補佐をする小組代が1軒(6)あった。(4)は明治中期に町長も務めた。これら地区の約4分の1をしめる7軒が、岩屋地区における上層の家柄といえよう。

田, 畑, 宅地の所有規模の様子をまとめたものが図3-1-2である。田, 畑, 宅地など土地の全所有の合計が6反以下は13軒あり半数を占める。8反~11反が5軒, 1町4反~1町5反が3軒, あとは1町9反~2町(20), 2町3反~2町4反(7), 2町4反~2町5反(5)が1軒ずつあり, 3町(22)や5町(4)もつ家が1軒ずつある。所有する土地に対する地租の金額は, 5円以下が14軒で半数を占める。5~9.9円は7軒, 10~14.9円が3軒(5, 7, 20), 15円代が1軒(22), 30円以上が1軒(4)である。

宅地規模の様子をまとめたものが図3-1-3である。宅地面積が1畝以下は岩屋権現堂である。4畝~7畝の宅地面積が16軒で約半数を占める。8畝~10畝の宅地も7軒あり4分の1を占めている。8畝以上の宅地を持つ家の特徴として、(10, 21)は唯一石垣を持っていた家で、(4, 22)は幕末に畔頭を務めた家である。また(17)は士族で権現堂の総代を務めていた。所有する宅地に対する地租は, 5円以下が5軒, 5~9.9円が9軒, 10~14.9円が14軒, 15~19.9円が1軒で, 10~14.9円が半数を占める。

主屋の建坪をまとめたものが図3-1-4である。建坪が10坪以下のものは(1, 16)で借家と岩屋権現堂である。20~25坪の主屋が11軒と最も多く4割近くを占める。25~29坪が4軒, 30~34坪が2軒, 35~39坪が1軒, 40~44坪が3軒である。

土地の全所有, 宅地, 主屋の規模の間の関係性についてまとめたものが表3-1-3である。これは全土地所有の面積と地価と地租, 宅地の面積と地価と地租, 主屋建坪の面積で面積の広いもの, 価格の高いものの条件以上の家について上位から整理したものである。これによると全土地所有の面積と地価と地租の関係については, 上位の家, 順位はほぼ変わらず, 面積, 地価, 地租は相関関係にあるといえる。宅地の面積と地価と地租の関係については上位4~5軒は相関がみられるが, それ以下については明確でない。同様に8畝前後の宅地を所有していても, 地価では3円から6円, 地租では7銭から13銭とばらつきがみられる。主屋の建坪は(7)を除いては, 地区で上層の家と位置づけられている家の建坪が大きい。土地や宅地の所有が多い家が主屋も大きいというよりも, 地区の役を勤

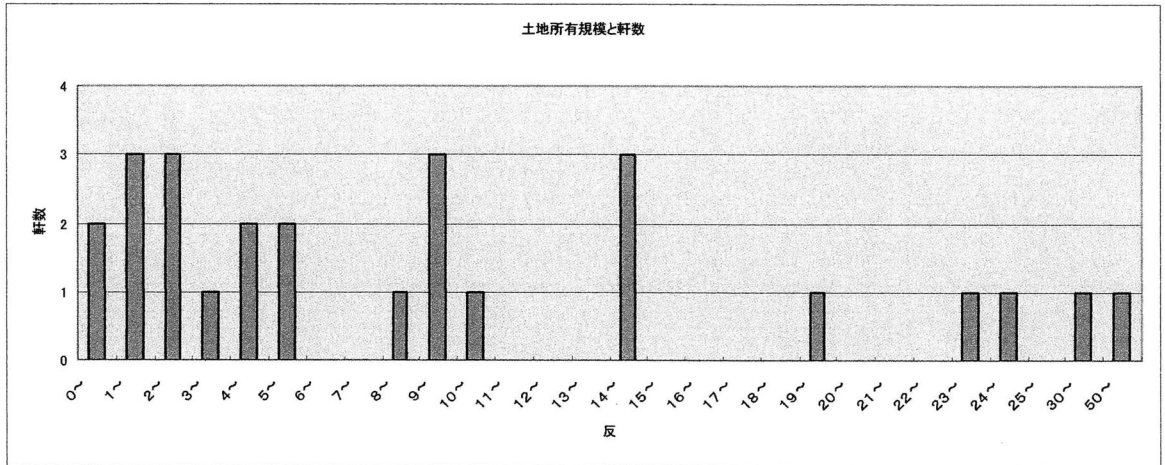


図3-1-2 土地所有規模と軒数

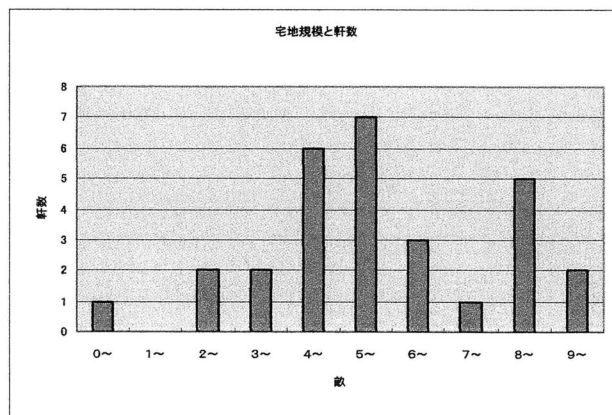


図3-1-3 宅地規模と軒数

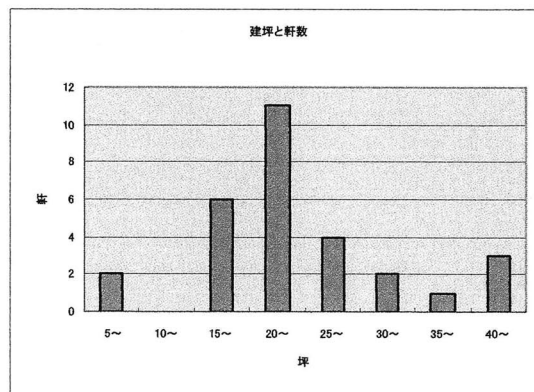


図3-1-4 建坪と軒数

表3-1-3 建坪と土地所有

番号	全土地所有								宅地								本宅 建坪	家格																				
	面積				地価				地租				面積						地価				地租															
	町	反	畝	歩	円	銭	匁	厘	円	銭	匁	厘	坪	反	歩	円	銭	匁	厘	坪	反	歩	円	銭	匁	厘	坪											
5	2	4	8	4	457	62	10	34	6	5	16	3	62															士族										
7	2	3	8	6	492	20	12	30	9	8	28	5																										
4	5	7	7	12	1200	13	34	98	2	8	45	5	34	12	14												40	333	畔頭 町長									
20	1	9	7	11	547	75	13	69	7	6	48	5	25															25	士族 総代									
17	1	4	5	23	353	22	8	20	3	8	5	4	87															0	士族 総代									
6		5	3	15	139	15	3	47	9	6	27	5	33															24	小組代									
22	3		5	19	626	86	15	67	5	9	2	7	42																62	畔頭								
14	1	4	8	21	348	53	8	71	6	4	18	4	42																27	25								
8		9	9	13	193	76	4	84	6	5	19	4	87																27	15								
11		3	8	14	46	68	1	16	9	6	21	1	69																26	41								
9		1		15	6	64		16	6	5	17	3	91																25	41								
13		9	1	16	239	47	5	98	9	4	27	5																	23	99								
12	1		7	21	239	82	5	99	6	4	8	4	4																10	1	23	5						
21	1	4	3	15	275	14	6	90	8	9	19	5	87																	7	23	12						
28		9	7	5	214	88	5	37	3	5	4	3	53																	8	8	22	75	士族				
25		8	8	13	209	63	5	24	2	5		5																		12	5	22	66					
15			5	27	3	90		9	5	3	19	2	87																	7	2	22	35					
29		2	3	16	43	46	1	8	7	4	12	2	81																	7		22	33					
23		1	1	9	5	25		13	2	7	12	3	68																	9	2	21	7					
27		2	4	6	47	46	1	18	8	4	17	2	34																	5	9	21	466					
3		5	9	28	73	27	1	83	1	8	7	3	8																	7	7	21	43					
18		2	7	4	36	98		92	4	4	5	4	20																	10	5	19	72					
10		4	2	18	51	63	1	29	2	8	3	3	48																	8	7	19	65					
24		4	7	23	104	13	2	60	4	5	3	5																		12	5	16	75					
26																															2	5	1	87	4	7	15	78
2		1	5	2	10	97		27	5	3	92		50																	1	3	15	28					
19			2	26	1	50		3	8	2	26	1	50																	3	8	15	18					
1																															5	10	4	61	11	5	9	0
16																																26	75	1	9	7	945	

めている家の建坪が大きいと指摘できる。

3-1-2-2 建物の分析

・主屋と付属屋

この地域の言い習わしに家の配列に関する「東長屋に西ちゅうもん、丑亥センチン辰巳蔵」がある³⁾。主屋を中心に東側に長屋、西側に中門、北に便所、東南に蔵がよいという。現在の屋敷の形態は、方形もしくは東西が長い長方形で、屋敷地の中央やや北寄りに主屋は南側に正面を向けて建つものが多い。その主屋に向かって右隣に棟を主屋と直角に向けた長屋が建ち、主屋の裏手や長屋のそばに長屋以外の付属屋が建つ。家屋図台帳によると屋敷には主屋のほかに2～3棟の付属屋が建っていた。付属屋の種類は、長屋、部屋、木小屋、肥立場、コンノ場、湯殿(風呂場)、用場(厠)、倉、物入れ、炭屋、サコンタがある。長屋とは馬屋、肥立場、混納場、木小屋、へヤ、物置などの部屋が1つの建物の中に1列に並ぶものである。部屋とは主屋のそばに建つ1部屋か2部屋ある建物で、隠居した者や若夫婦の住居として使われる。同様に長屋の南端の1部屋が隠居部屋や新居に使われる場合も部屋と呼ばれている。本稿では長屋の部屋は別棟の部屋と区別するためカタカナでへヤと表記する。コンノ場(混納場)は脱穀などの農作業場である。サコンタは谷川の水を利用して精米や製粉を行う装置でこれを使う建物をここでは指している。

主屋に並んで建つ長屋の梁間は1間半前後が9軒、2間が13軒でほとんどが1間半か2間である(図3-1-5)。ほかに2間半が2軒と3間のものが1件ある。奥行きは3間から10間までさまざまあり、5間半、6間、6間半が半数を占める(図3-1-6)。内部は2～4つに区切られている。内部の間取りを整理すると、南側から2つに区切られているものでは、木小屋と馬屋、馬屋と納屋、へヤと馬屋、馬飼場と肥料場がある。3つに区切られているものは、へヤと馬ノ座屋と肥立場、コンノヲ場と馬ノ座屋と肥立場、ニワと馬屋と肥立場、肥立場と馬屋と木小屋がある。4つに区切られているものは、コンノウ所と物置と馬厩と肥立場、へヤとニワと馬ノ座屋と肥立場、へヤとニワと馬屋と木小屋がある。29軒中24軒が長屋をもっているが、その間取りは決まったものではないが、いずれも馬屋は必ず備えてあり、これに伴う肥立場も設けている長屋が多い。長屋は馬屋に様々な役割の空間を付加したものであるということが出来る。馬屋、肥立場、混納場、木小屋、へヤ、物置など各家が必要とする空間を並べて使用していたようである。

図 3-1-5
長屋の梁間と軒数

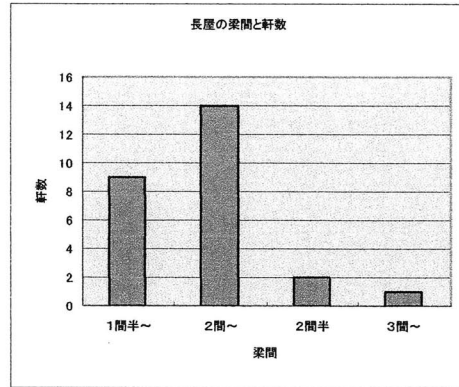


図 3-1-6
長屋の桁間と軒数

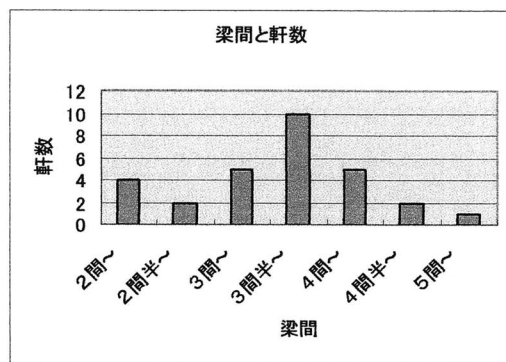


図 3-1-7
主屋の梁間と軒数

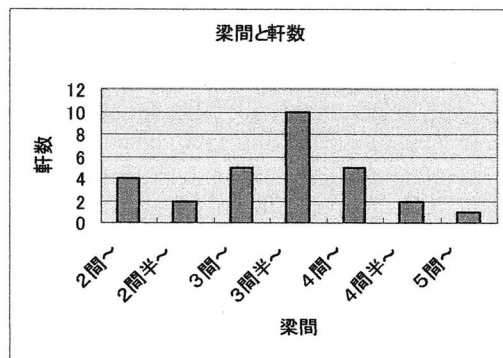
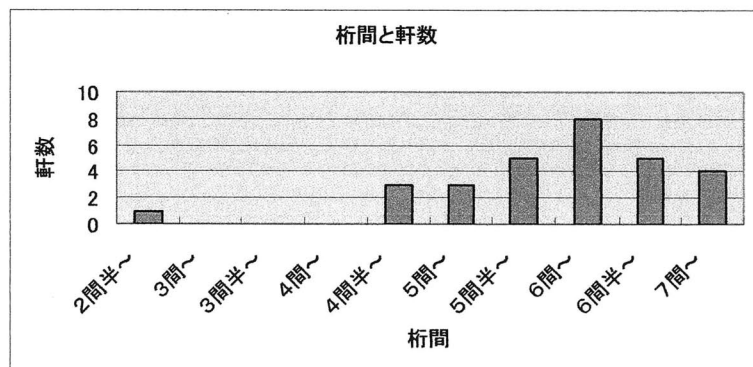


図 3-1-8
主屋の桁間と軒数



・主屋規模

一般に伝統的な住居の規模は、地域におけるその家の地位や経済力を反映していると言われている。表3-1-3は明治18年の家屋図台帳をもとに建坪の大きい順に並べ、これに、明治20年の土地取調帳から宅地や田畑などの土地所有関係、地価、地租、役職などを調べ対応させたものである。この表から、住居が大きいほど屋根葺き材に瓦を使用しており、主屋から突出した中門と呼ばれる部屋を持っていることが指摘できる。また、宅地面積の広さよりも田畑などの農地を多く所有する家ほど、住居の規模が大きいことがわかる。岩屋集落においても住居の規模は、耕地所有など経済力、地域の役職など社会性と関係があるといえる。

先にも述べた図3-1-4は主屋の建坪と軒数の様子をまとめたものである。5～9坪が2軒、15坪以上が6軒、20坪以上が11軒、25坪以上が4軒、30坪以上が2軒、35坪以上が1軒、40坪以上が3軒である。5～9坪の2軒は借家と神社である。

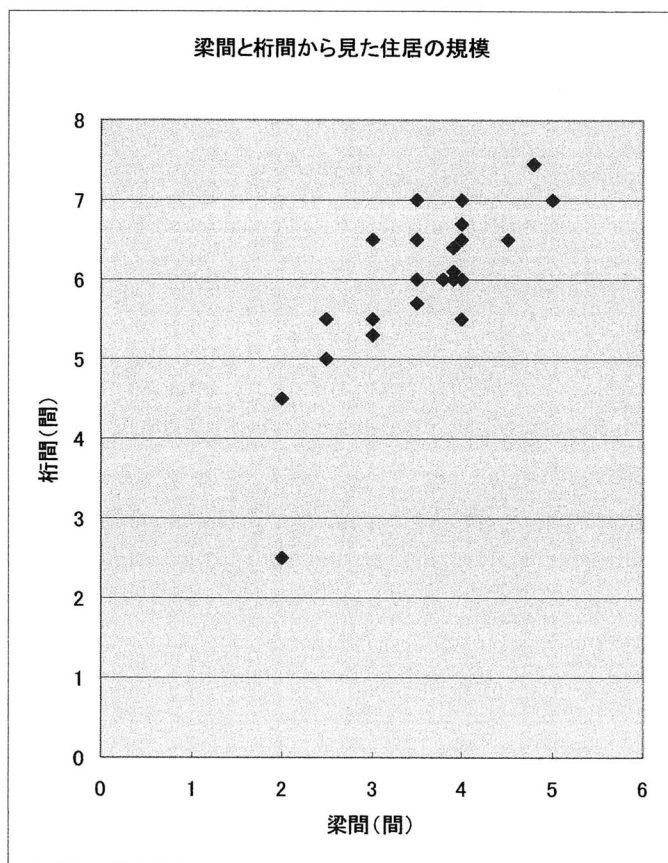


図3-1-9 梁間と桁間からみた住居の規模

住居の規模の違いは、住居の構造にどのような違いをもたらしているだろうか。それについて、住居の梁行きと桁行きから見てゆくことにしたい。

図3-1-7、3-1-8は住居の梁行きと桁行きの長さ、それに該当する住居の軒数をまとめたものである。梁間は3間半、桁間は6間を中心に山型に分布し、その前後1間の長さ、梁間は2間半から4間半、桁間は5間から7間の規模でほとんどの住居が建てられていることが分かる。各住居の梁間と桁間の分布をまとめたものが図3-1-9である。梁間と桁間はある程度相関関係にあることが分かる。群から1つ外れているのは神社である。

・間取りの分類

次に梁間と桁間の違いによって、間取りがどのように異なるのか見てゆくことにしたい。梁間を2間から4間まで半間毎に長さを変え、その長さの中で岩屋地区の間取りを参考に、2畳から7畳半までの広さの部屋を組み合わせると図3-1-10のように、AからJの10通りの間取りが考えられる。梁行きの違いは、各部屋の広さ、部屋の配置、間取りに深く関わっているのである。

実際にAからJのタイプに該当する岩屋集落の住居を当てはめたのが図3-1-11である。岩屋集落ではGとHのタイプの間取り、すなわち桁行き5間半、梁行き3間半、土間幅2間、居室は4部屋で、西南に6畳の床の間や仏壇のあるオモテ、西北に4畳半のナンドがあり、土間に沿って4畳半か6畳の部屋が南北に2部屋並んでいる住宅が、半数近くを占めていたことが分かる。

GやHの間取りの住居は、現在でも山口県下において、トタンをかぶせた藁葺きの住居や昔の家といわれる住居にみられる間取りと同様のものである。明治中期には既に広く、多数作られていたタイプの住居であるといえよう。

江戸時代の農家の家作は、一般に3間以上の梁を使用することが禁止されている。山口県でも、岩国藩が貞享元年(1684)に3間梁を越えた家作を禁止した記録がある⁴⁾(2-1-1項参照)。3間以下の梁間というと、図3-1-10のタイプAとBのような住居となる。

明治中期の岩屋地区においては、AとBは規模の小さい住居であり、神社を除いた28軒中5軒を占め、梁間3間以上の住居が多数を占めていたことが分かる。近世中期には禁止されていた梁間3間以上の家も明治中期には一般化し、下屋を出し梁行きを伸ばし住居

梁行き

2間

2間半

3間

3間半

4間

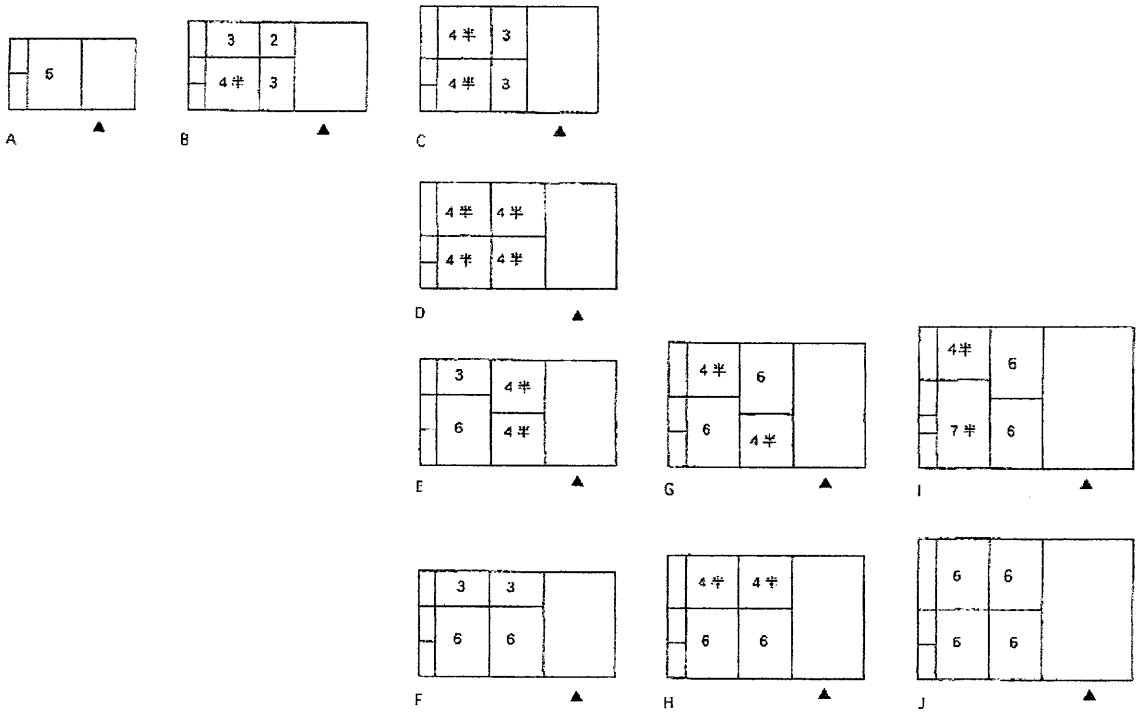
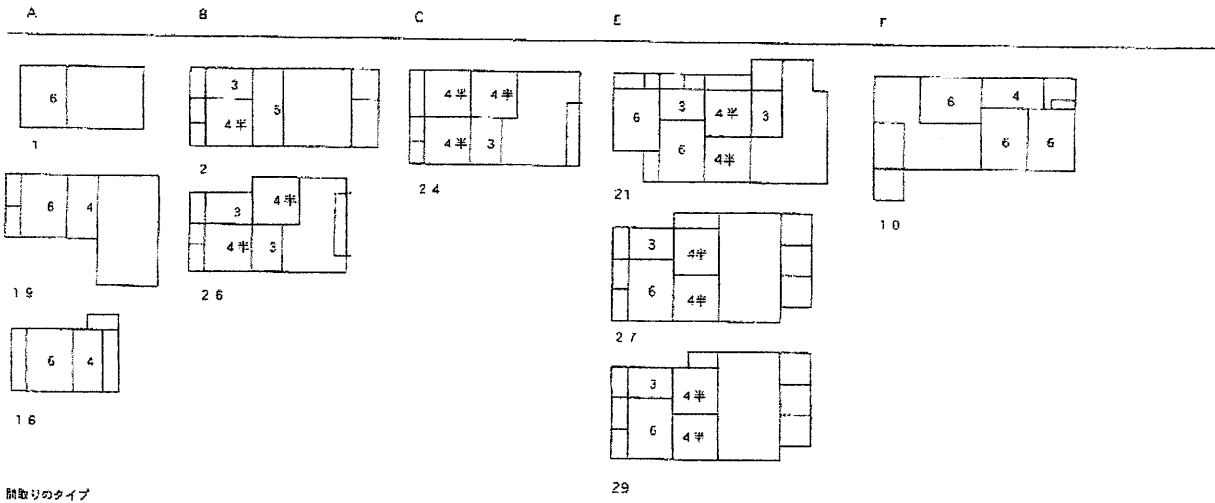


図 3-1-10 間取りのタイプ

間取りのタイプ



間取りのタイプ

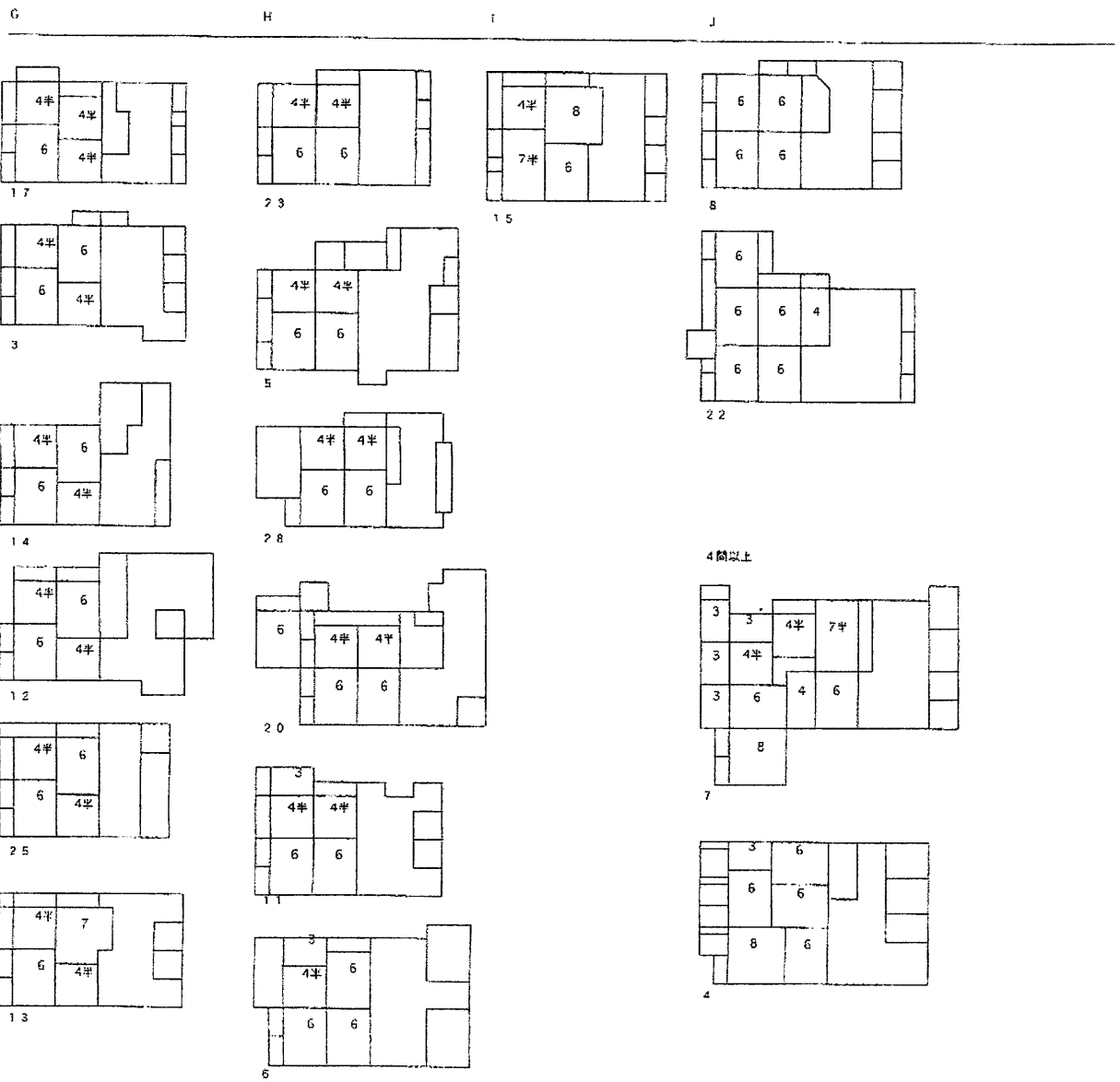


図3-1-1-1 間取りのタイプと家屋図台帳の間取り

を大きくしていたことが推測される。

同時に、居住空間を拡大したいという欲求が強まっていたことについても考えなければならない。表側の部屋の梁行きは2間が大半を占め、明治中期に、オモテの間を6畳とすることが浸透しており、そこに1間幅の床の間と半間の仏壇が左右に配置される形式が確定していることがわかる。岩屋地区でも整形ではない食い違い4間取りがみられるが、これはオモテが6畳に広がる過程であらわれた間取りであろう。次に梁行きは、オモテの奥の部屋（ナンド）が3畳か4畳半か6畳の広さかということによって異なる。すなわち明治中期における住居の拡大は、主屋の北側の空間、ナンド（寝間）に代表される私的な空間を大きくすることであったと思われる。納戸中門の発生を物語るものである。

明治中期の岩屋地区では、オモテの大半が6畳の広さで、床の間や仏壇を設置していることから、この時期までにオモテの空間の広さや機能は、およそ確定していたといえる。他方ダイドコロは2畳から7畳半まで様々な広さがあり、土間に張り出したり、主屋から北側に突出したのもみられる。このことは、明治中期においては、表側の空間は既に確定し、裏側の生活的な空間が動的で、様々な試行錯誤が行われているといえないであろうか。生活空間を工夫する中で、裏側は様々な展開をしているように思われる。

3-1-2-3 中門の分析

・中門の種類

家屋図台帳の平面図には各へヤの呼び名は書かれていない。したがってチュウモンという名称を台帳からは確認することが出来ない。しかし、岩屋地区に現存する家で中門を持つ家があること、地区の住民に突出部の名称を尋ねると中門と答えること、台帳の平面図からその形態が明らかに中門と判断できるものがあることから、台帳にある4つ間取りのほかに張り出した部屋を持つ間取り図は、中門を持つ住居の間取り図であると考えられる。この台帳の平面図から中門の分析を行うこととする。

岩屋地区の台帳には台所中門、納戸中門、西中門のほかに、座敷の南側に突出する中門（区別するため南中門とよぶ）、主屋のニワ（土間）の南側に突出する中門（区別するため庭中門とよぶ）がある。台所中門が4軒（5, 7, 14, 20）、納戸中門が2軒（11, 22）、西中門が2軒（20, 21）、南中門が1軒（7）、庭中門が1軒（19）の8軒が主屋からの突出部を持っている。

台所中門はニワが奥方向に広がっているものであるが、4間取りの奥行きよりも（5）

は1軒半、(7)は2間、(14)は1間半、(20)も1間半ほど突出している。

納戸中門はナンドの奥に1部屋あるものであるが、(11)は奥行きが1間広がり押入れ付きの3畳間がある。(22)は2間広がり押入れと床の間付きの6畳間がある。

西中門は(20)はナンドの西側に押入れ付きの6畳間、(21)はオモテとナンドの西側に仏壇と押入れのある6畳間がある。なお、(20)は明治18年の家屋図台帳では西中門が2階建てになっている。1階は押入れ付きの6畳間、2階は押入れと床の間のある6畳間であった。また、(8)はオモテの奥に押し入れと床の間のある6畳間が、ナンドの奥に押し入れ付きの4畳半の西中門があったが、明治18年12月26日に取り壊されている。

南中門はオモテの南側に座敷があるもので、(7)は6畳のオモテの南側に床の間と押入れのある8畳間が突出している。

庭中門はニワの南側が主屋の間取りより突出しているもので、(19)は1間半ほど手前に張り出している。

・土地所有・主屋規模と中門

台帳から岩屋地区の間取りは4間取りが基本であることがわかる。したがって中門を持つということは4間取りよりも建坪が大きくなる。建坪が大きくなればそれだけ税金も支払わなくてはならない。図3-1-12、3-1-13はそれぞれ全土地の所有面積とそれに掛かる地租額と軒数、宅地面積とそれに掛かる地租額と軒数をまとめたものである。全土地の所有面積とそれに掛かる地租、宅地面積とそれに掛かる地租の大小を見てみると、全土地の所有面積に掛かる地租額が大きい家は中門をもっているものが多い。地租を6円以上払っている8軒(4, 22, 20, 7, 5, 14, 17, 21)のうち6軒(22, 20, 7, 5, 14, 21)が中門を持っている。8軒の詳細は以下の通りである。

(4)は岩屋地区で最も高額の地租を払っている。地租は34円98銭2厘で、5町7反7畝12歩の土地を持ち、主屋の建坪は40坪333、規模は梁間5間、桁間7間である。

(22)の地租は15円67銭5厘で、3町5畝19歩の土地を持ち、主屋の建坪は29坪62で、規模は梁間4間、桁間7間、5坪の納戸中門を持つ。

(20)の地租は13円69銭7厘で、1町9反7畝11歩の土地を持ち、主屋の建坪は35坪25で、規模は梁間4間、桁間6間半、4坪の西中門と約3坪の台所中門を持つ。

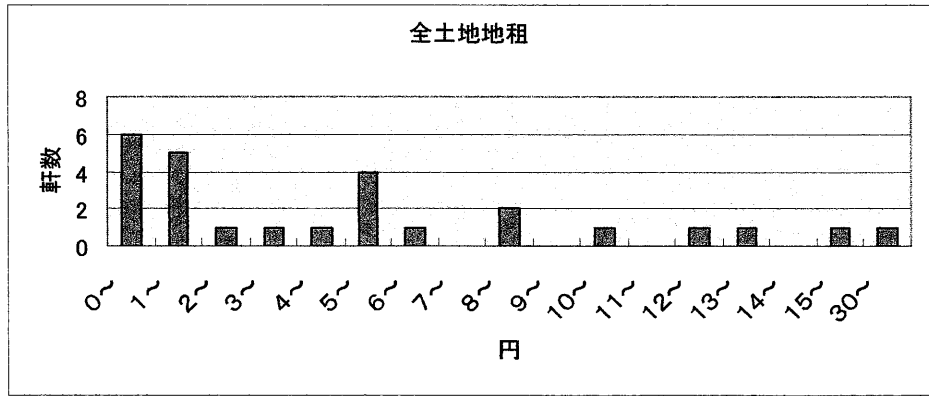


図 3-1-12 全土地の所有面積に対する地租額と軒数

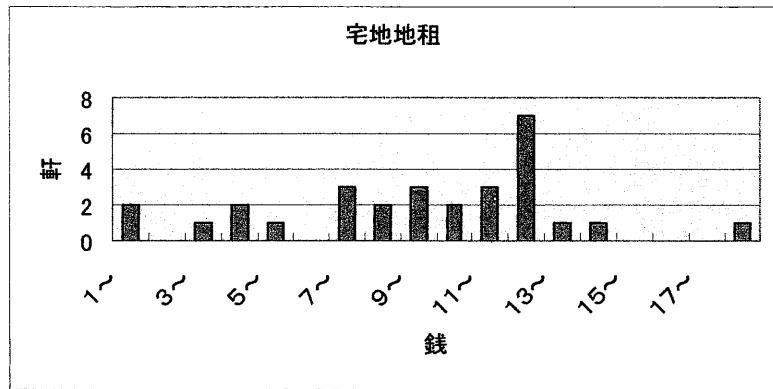


図 3-1-13 宅地面積に対する地租額と軒数

(7)の地租は12円30銭9厘で、2町3反8畝6歩の土地を持ち、主屋の建坪は40坪9で、規模は梁間4間半、桁間6間半、5坪の南中門と約5坪の台所中門を持つ。

(5)の地租は10円34銭6厘で、2町4反8畝4歩の土地を持ち、主屋の建坪は44坪7で、規模は梁間3間半、桁間7間、約4坪の台所中門を持つ。

(14)の地租は8円71銭6厘で、1町4反8畝21歩の土地を持ち、主屋の建坪は27坪25で、規模は梁間3間半、桁間6間、約7坪の台所中門を持つ。

(17)の地租は8円20銭3厘で、1町4反5畝23歩の土地を持ち、主屋の建坪は34坪で、規模は梁間3間半、桁間6間ある。

(21)の地租は6円90銭8厘で、1町4反3畝15歩の土地を持ち、主屋の建坪は23坪12で、規模は梁間3間、桁間5間半、約4坪の西中門がある。

・家格と中門

以上のことから、土地の所有面積、特に耕地面積や地租の納付金額など家の経済力が住居の規模や中門の有無に関係していることが考えられるが、経済力以外ではどのようなことが住居の形態に影響しているだろうか。一般に住居は地域におけるその家の社会的位置づけ(社会階層)を表わしているといわれている⁵⁾。中門にも象徴としての意味があったのであろうか。

前項で全土地の所有面積に掛かる地租額が大きい家は中門をもっているものが多く、地租納税額の大きい上位8軒のうち6軒に中門があることを指摘した。この地租納税額の大きい上位の家は、幕末から明治期にかけて地域での社会的役割や身分を持つ家でもある。

(4)は幕末は畔頭という庄屋の下で地区の行政を担う役目に携わっていた。明治中期には戸主は小郡町長となる。(22)も幕末畔頭をしていた。(20)は士族で岩屋権現社の総代を代々勤めている。(5)も士族である。(17)も(20)と同様に士族で岩屋権現社の総代を代々勤めている。この5軒のほかには(28)が士族であり(6)が畔頭の下の小組代をつとめていた。

表3-1-4は、地租の支払い額と中門の種類、主屋の屋根葺材、家格についてまとめたものである。岩屋地区において資産を持ち地区の行政や宗教活動の先頭に立つ家には、住居に中門をもつものが多いことがわかる。さらに中門以外に住居の外観における階層差は、規模の大小のほかに屋根が藁葺きであっても棟が瓦であったり、軒先を瓦葺きにした鋳葺きであることにもあらわれている。

中門や棟瓦、鋳葺きという特徴的な住居の形態が、地区の総ての階層の住居で作られて

表3-1-4 地租額と中門の種類、屋根葺材、家格

番号	地租			中門	主屋屋根	家格 役職
	円	銭	厘			
4	34	98	2		葦(棟瓦)4綴	畔頭 町長
22	15	67	5	納戸	棟瓦前後綴	畔頭
20	13	69	7	西 台所	(棟瓦)	士族 総代
7	12	30	9	座敷 台所	(棟瓦後綴)	
5	10	34	6	台所	(葦3綴)	士族
14	8	71	6	台所	(葦4綴)	
17	8	20	3		(棟瓦)	士族 総代
21	6	90	8	西	(棟瓦後綴)	
12	5	99	6		葦	
13	5	98	9		葦	
28	5	37	3		(2綴)	士族
25	5	24	2		葦	
8	4	84	6		(棟瓦3綴)	
6	3	47	9		(葦後西綴)	小組代
24	2	60	4		葦	
3	1	83	1		葦	
10	1	29	2		瓦	
27	1	18	8		葦	
11	1	16	9	納戸	棟瓦	
29	1	8	7		棟瓦2綴	
18		92	4		葦	
2		27	5		(葦)	
9		16	6		葦	
23		13	2		葦	
15		9	5		(棟瓦3綴)	
19		3	8	庭	葦	
1					葦	
16					葦	
26					葦	

() は明治18年の台帳による

いたのではなく、上層の家において作られていたことは明らかである。住宅規模と外観に表れる形によって、上層の家が他と区別されていたことは重要である。このことは、住居の形態がその家の家格を表現するものであることを示唆している。現在でも山口市防府市一帯では屋敷構えを問題にする時、中門のある家は格の高い家で家柄のよい家という伝承がある。中門が地区内の上層者の住居形式として継承され、認識されてきたことを示唆していると考えられる。

3-1-2-4 まとめ

・階層と間取りの分析

『土地取調帳』の分析から、岩屋地区は資産と経済力によりおおよそ上層が約4分の1、中層が2分の1、下層が4分の1の割合で構成されていることがわかった。階層分けのおおよその指標が確認できたといえる。田、畑、宅地など土地の全所有の合計が6反以下は13軒、9反～16反が8軒、20反以上が5軒である。宅地面積が4畝以下は5軒、4畝～7畝の宅地面積が16軒、7畝以上が8軒である。

所有する土地に対する地租の金額は、1円以下が6軒、1～8円が13軒、8円以上が7軒である。所有する宅地に対する地租は、5銭以下が6軒、5～15銭22軒、18銭以上が1軒である。所有する土地に対する地租の金額については、土地所有面積と同様階層が3つのグループに分けられるが、宅地に対する地租については上層と中層の境界の判断が難しく、他の分析結果とは異なる階層の区分となった。

全土地所有の面積と地価と地租の関係については、上位の家、順位はほぼ変わらず、面積、地価、地租は相関関係にあるといえる。宅地の面積と地価と地租の関係については上位4～5軒は相関がみられるが、それ以下については明確でない。それは8畝前後の宅地を所有していても、地価では3円から6円、地租では7銭から13銭とばらつきがみられることによる。

『家屋図台帳』の分析によって主屋の規模と形態が明らかになった。建坪は10坪以下が2軒、15～30坪が22軒、30坪以上が6軒である。建坪は(7)を除いては、地区で上層の家と位置づけられている家の建坪が大きい。したがって土地や宅地の所有が多い家が主屋も大きいというよりも、地区の役職を勤めているような家の建坪が大きいと指摘できる。

建物は主屋を中心に東側に長屋、西側に中門、北または南に厠・風呂場・木小屋、東南

に蔵が建つのが一般とされている。付属屋の種類は、長屋、部屋、木小屋、肥入場、コンノ場、湯殿(風呂場)、用場(厠)、倉、物入れ、炭屋、サコンタがある。

長屋の梁間は1間半前後が9軒、2間が13軒でほとんどが1間半か2間である。奥行きは3間から10間までさまざまあり、5間半、6間、6間半が半数を占める。内部は2～4つに区切られている。

住居が大きいほど屋根葺き材に瓦を使用しており、主屋から突出した中門と呼ばれる部屋を持っていることが指摘できる。また、宅地面積の広さよりも田畑なども含めた土地を多く所有する家ほど、住居の規模が大きいことがわかった。

主屋の梁間と桁間はそれぞれ3間半に6間が一般的な規模である。梁間と桁間は相関関係にあり、梁間が長くなれば桁間も長くなる。梁間の伸びる方向は奥行き方向である。

明治中期における住居の拡大は、主屋の北側の空間、ナンド(寝間)に代表される私的な空間を大きくすることであったと思われる。納戸中門の発生を物語るものである。

岩屋地区の台帳には台所中門、納戸中門、西中門のほかに、座敷の南側に突出する南中門、主屋のニワ(土間)の南側に突出する庭中門がみえる。台所中門が4軒(5, 7, 14, 20)、納戸中門が2軒(11, 22)、西中門が2軒(20, 21)、南中門が1軒(7)、庭中門が1軒(19)の8軒が主屋からの突出部を持っている。

地租を6円以上払っている8軒(4, 22, 20, 7, 5, 14, 17, 21)のうち6軒(22, 20, 7, 5, 14, 21)が中門を持っている。

・家格の表象

明治中期の『土地取調帳』と『家屋図台帳』から中門の存在を明らかにした。そして5つの中門の形式があったことを示し、その多くが上層の家にみられることを明らかにした。平面的な間取りの分析から生活空間の拡大と、現代につながる接客空間、祖霊を祀る空間が定まった形として明治中期にあったことを明らかにした。

中門の多くは生活空間の拡大と結びついたものであるが、中門が設けられた家の社会的位置の分析から、上層の家事例が多いことが明らかとなった。中門に代表される住居の外観上の違いがその家の家格を表現するものであり、それが地区内の上層者の住居形式として継承され、認識されてきたことが裏付けられた。

上層の家では中門が設けられると共に屋根に関する工夫がみられる。具体的には箱棟を設けた上での棟瓦、藁屋根の軒部分に瓦庇を設ける鋳葺きであり、当時としては農村部で

は新しい材料であったと推察される。

規模、瓦棟、鋳屋根、葺など外観上の特徴ある形が上層に見られ、その中に中門が含まれることが明らかとなった。外観上に中門が表れるということは主屋より一段下がった棟があること、すなわち屋根の棟が2段となって見えるということである。

3-2 山口市域の中門造り

山口市域では樫野川流域に北は宮野から仁保一帯まで、南は山口湾沿岸秋穂・二島、嘉川・阿知須一帯にも中門造りを見ることができる。台所中門、納戸中門、西中門が作られているが、中でも台所中門と西中門をよく目にする。

多くは主屋と共に瓦葺きになっているが、草葺にトタンで覆っているものもまだ見かけることができる。

3-2-1 山口市域の西中門

山口県下における中門造りの分布は、現存する中門造り民家の状況や中門という呼び名の伝承されている、山口市徳地町・防府市の佐波川流域と山口市樫野川流域に集中して存在している。ここでは、1986年と1995年に行った山口市一帯の西中門と山口市叶木地区の台所中門の実測調査を通して、その実際と変遷を明らかにしたい。

3-2-1-1 西中門の事例および建築年代

西中門は現在山口市の平野部、山間部を問わず広く分布している。ふつう屋根は寄棟造り草葺きで、幕末から明治時代にたてられたものが多い。古い形式の西中門は、主屋と西中門との棟の段差が小さく両屋根とも草葺きであるが、主屋と西中門との接続部の屋根は傷みやすく、西中門の屋根だけを瓦葺きにすることは比較的早い時期から行われたようである。しかし山口市の樫野川河口付近にみられる瓦葺きの西中門は増築された新しいものが大半を占めている。また現在の草葺きの家の多くはトタンで屋根をおおっている。

現存する西中門の古いものは建築年代が近世にまで遡るが、年代の明らかなものはごく少ない。そのような中であって次に述べる毛利田邸は、建築年代が明確であり貴重な中門造りといえる。また平田邸も明治の建築であるが毛利田邸とよく似ており、中門造りの変遷を考える上で重要である。

・毛利田紀美子邸 山口市吉敷畑 図3-2-1

毛利田邸は天保8年（1837）の建築で当家は畔頭を勤めた家柄であった。主屋は桁行7間半、梁行4間で北側1間を下屋としている。屋根は入母屋造り茅葺で今はトタンで覆われている。一般に中門造りは寄棟の屋根であり入母屋は珍しい。間取りは主屋の表側はオモテ・ゲンカン、裏側はオク・ナカノマの6帖4室で、ナカノマから土間へ1間の板敷きの張り出しがある。西中門は6畳のチュウモンと3畳のニシノクチの2部屋がある。主屋と西中門との接続はチュウモンがオモテとオクの中間に続く形で位置しており、したがってチュウモンへはオモテからもオクからも出入りができる。ゲンカンはかつて板敷きでオモテとは段差があった。オモテは床の間を配し長押が設けられている。チュウモンにも床の間があり床の間と隣り合わせに仏壇が設けられ、庭側には1尺程度の濡れ縁があった。毛利田家には毛利の殿様が鷹狩りの休憩所として何度か立ち寄られたという話が伝わっている。その際殿様が休まれるのはチュウモンで、家臣はオモテ、そのほかの家来は一段低く板敷きであったゲンカンを使ったという。この毛利田邸ではチュウモンはオモテより格の高い座敷であり、殿様や僧侶など上層者のための部屋として使用されていた。

・平田吉次邸 山口市朝田 図3-2-2

平田邸は明治2年（1879）の建築で一般農民層の家である。主屋は桁行8間半、梁行3間半で北側1間を下屋としている。屋根は寄棟造り茅葺である。間取りは主屋の表側はオモテとゲンカンの6畳2室、裏側はナンドとチャノマの4畳半2室でチャノマから土間へ1間の板敷きの張り出しがある。西中門は7畳のチュウモン1室である。主屋と西中門の接続はチュウモンがオモテに半間、ナンドに1間半接する形で位置しており、やはりオモテからもナンドからもチュウモンへ出入りができるが、毛利田邸より半間奥へずれている。オモテに1間の床の間と半間の仏壇を置き、チュウモンには1間の床の間とチュウレンと呼ばれる格子の入った1間の障子窓があり、庭に面しては濡れ縁があった。平田邸はチュウモンは隠居部屋で、年寄りがいない今は寝間としているという。お客をもてなす部屋はあくまでオモテで、チュウモンでは接客しない。

そのほか建築年代は不明であるが、幕末から明治期にかけての西中門をもつ民家をあげる。

・津野 勝一邸 山口市仁保下郷 図3-2-3

6 畳 6 室の 6 間取りに台所中門と 8 畳の西中門がある。

- ・篠原 一也邸 山口市小鯖上鯖山 図 3-2-4

6 畳 4 室の 4 間取りに台所中門と 3 畳 2 室の納戸中門がある。

- ・安野 正純邸 山口市仁保大方 図 3-2-5

6 畳と 4 畳半の食い違い 4 間取りに 4 畳半の西中門がある。

- ・山下 タツ子邸 山口市平川 図 3-2-6

6 畳と 4 畳半の 6 間取りに 6 畳、4 畳半 2 室、3 畳の西中門がある。

- ・重宗 武夫邸 山口市小鯖矢地 図 3-2-7

6 畳 2 室、4 畳半 2 室の 4 つ間取りに 6 畳の西中門がある。

- ・中村富美子邸 山口市吉敷 図 3-2-8

6 畳 5 室、4 畳半 1 室の 6 間取りに 6 畳の西中門がある。

- ・嘉村イクオ 山口市仁保上郷 図 3-2-9

6 畳 5 室、4 畳半 1 室の 6 間取りに 6 畳 3 室の西中門がある。

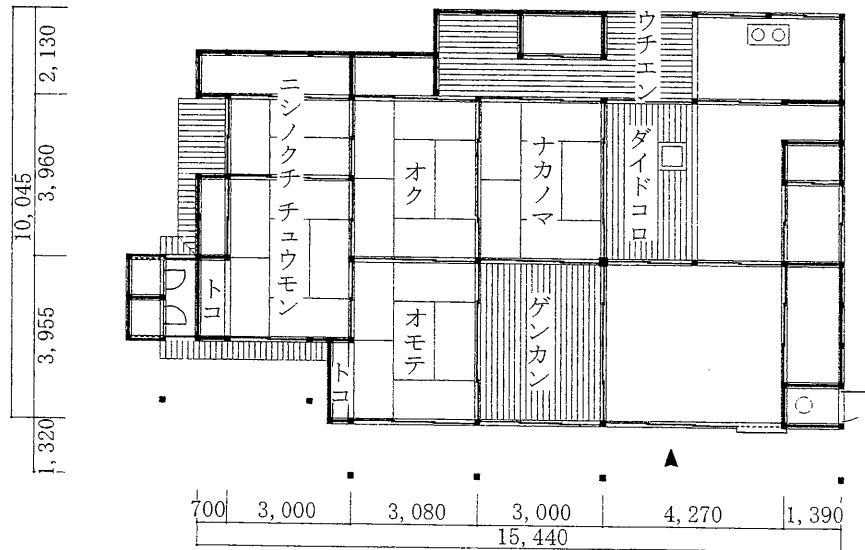


図 3-2-1 毛利田紀美子邸

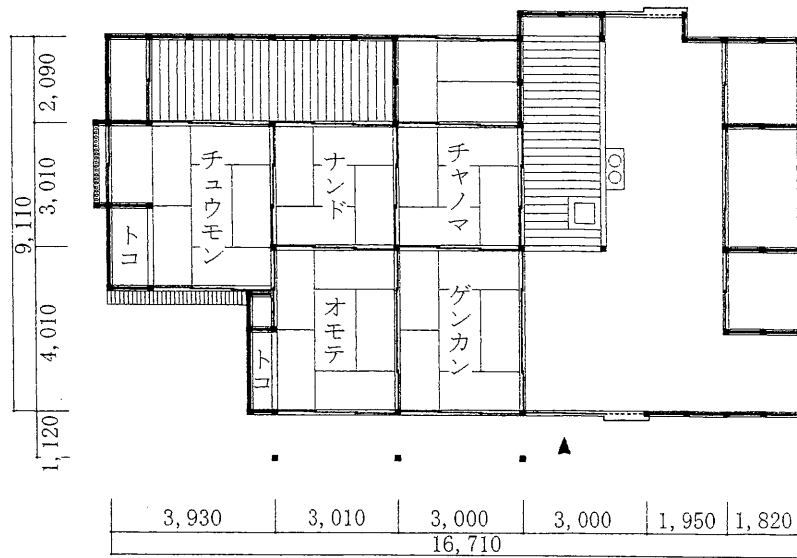


図3-2-2 平田吉次邸

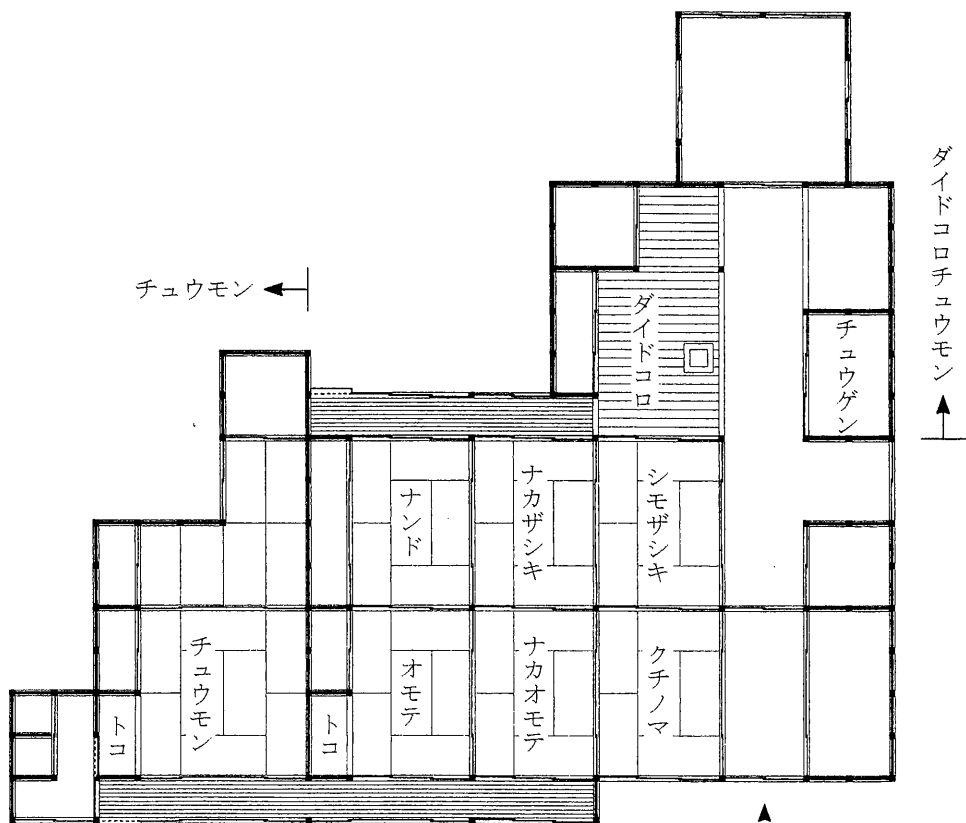


図3-2-3 津野勝一邸

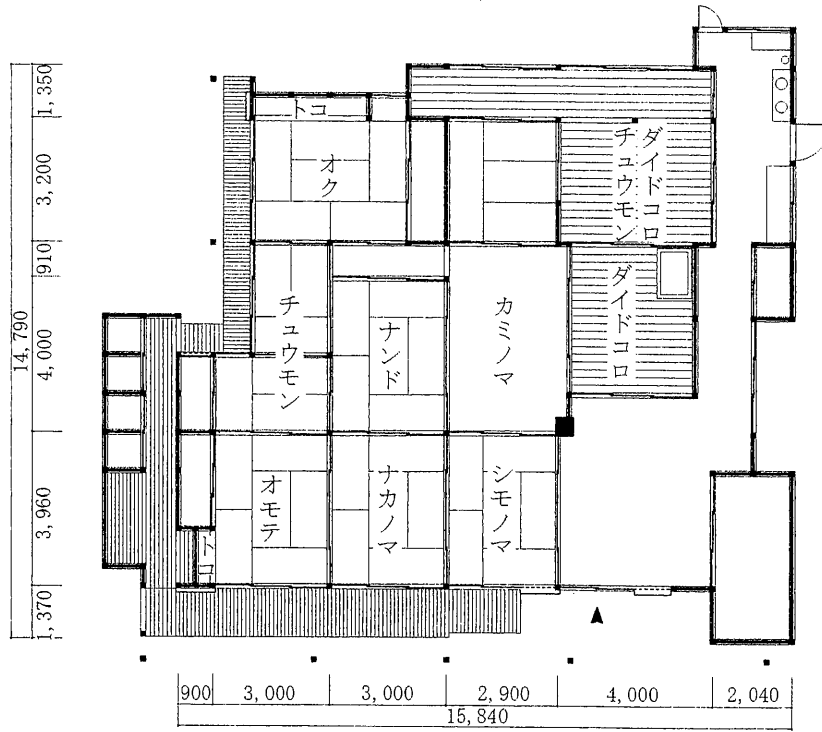


図 3 - 2 - 4 篠原一也邸

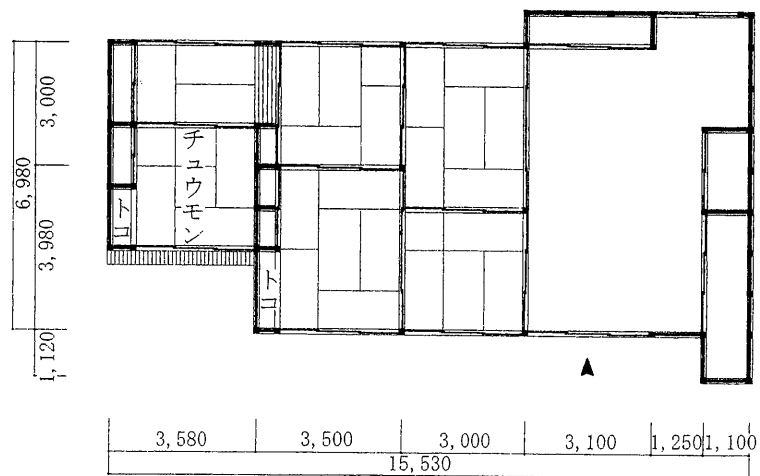


図 3 - 2 - 5 安野正純邸

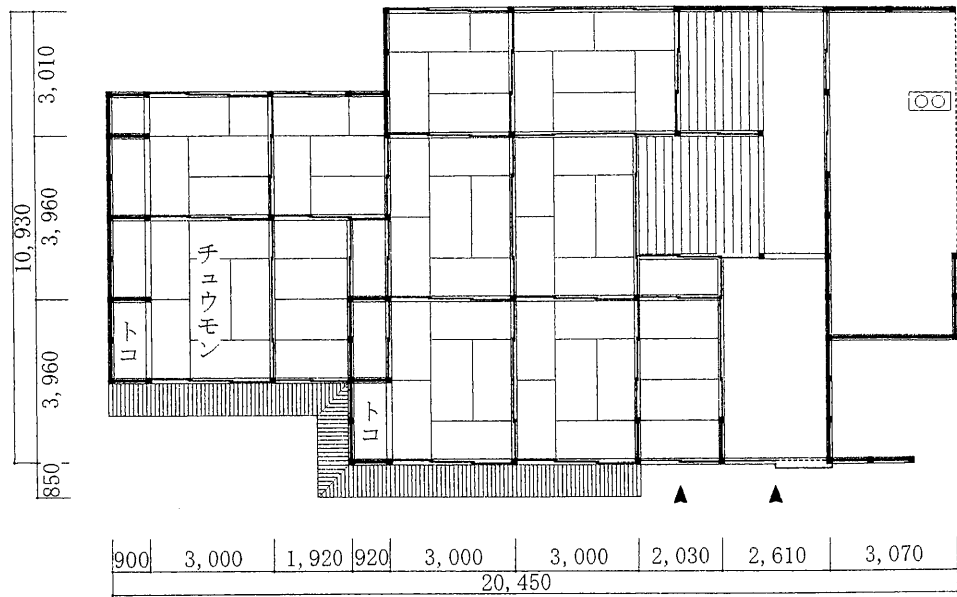


図 3-2-6 山下タツ子邸

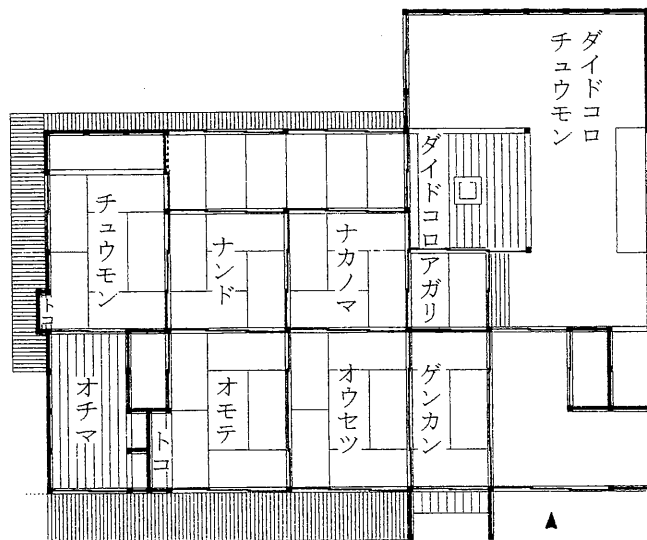


図 3-2-7 重宗武夫邸

3-2-1-2 西中門の役割

平田邸における西中門の機能は『中国地方の民家』の位置づけにみられる隠居部屋であり物置も兼ねている。しかし平田邸よりも40年あまり古い建築で、上層農民の畔頭であった毛利田邸では、西中門はオモテの座敷よりも格の高い部屋として日常生活ではあまり立ち入らない部屋であった。したがって西中門はもともとは上層農家において重要かつ必要な接客空間として作られるようになった部屋であったと思われる。また主屋に突出部を設け二段構えに棟を見せるなど、家格表現としての役割もあったであろう。その西中門が時代が下がるにつれて一般農民層の家にも取り入れられるようになり、そこでは主屋の4室とは少し隔たりをもった静かな寝間や隠居部屋などとして活用されたのであった。

次にあげる民家形式は、農家における西中門の成立に示唆をあたえる例であると考えられる。

山口市富田原町にある光永等邸（図3-2-8）は文政13年（1830）の建築で、当家は畔頭をつとめた家柄である。桁行9間、梁行4間で、間取りは表側が8畳と6畳が2室、裏側も同様に整形6間取りをなし、それぞれ表側西端からオモテ・ナカノマ・イノマ、裏側はオク・ナカオク・ダイドコロと呼ばれている。ところが外観はナカオモテ・イノマ・ナカオク・ダイドコロの6畳4室を覆う屋根の西側に、オモテとオクの8畳2室にかかる一段低い屋根がついており、まさに西中門と同一である。西端の8畳2室は増築ではないことは明らかで、中門とは呼ばないがこの突出部の機能はやはり格の高い接客空間で、オモテには立派な床の間がある。そしてそれとは別にナカオモテにも南に向いて半間の小さな床の間がある。

この光永邸は『山口県緊急民家報告』でも取り上げられているが、同書によると光永邸にみられる畔頭層の6間取り住居は、18世紀末の一般農民層の6畳間を表側2室並べる形式の浸透によって生じた、畔頭層の6間取り志向の影響をうけたものとしている。

西中門は二つ目の座敷を作ることがその内容であり、外形としては2段の棟として表わされる。この西中門は明治・大正時代にも、対象地域内では多くは増築という方法により作られていった。

例えば山口市吉敷中村富美子邸（図3-2-9）は幕末に畔頭を勤めた家であるが、幕末に建築された主屋（6畳5室、4畳半1室の6間取り）に明治に入り西中門を増設している。同じく山口市仁保上郷の嘉村イクオ邸（図3-2-10）は庄屋を勤めた家であっ

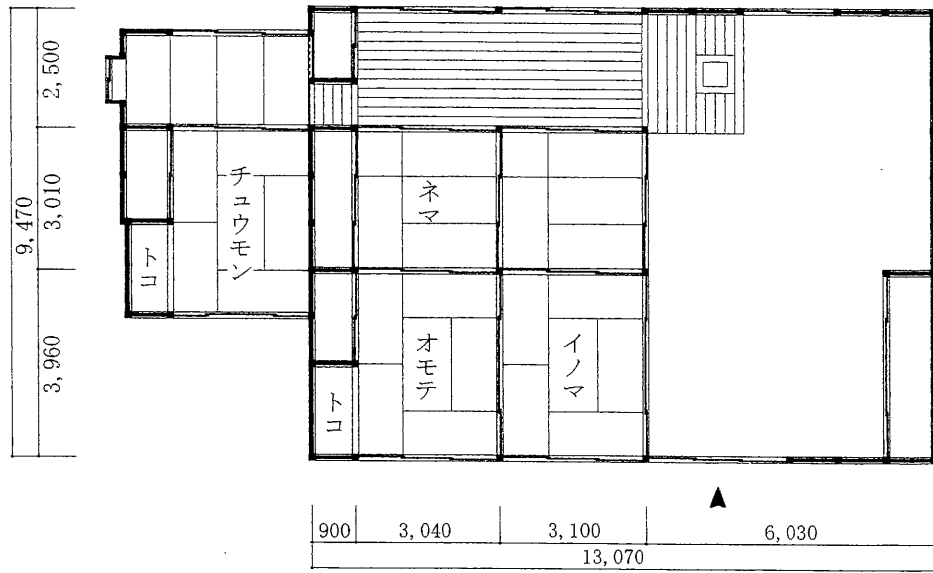


図 3-2-8 杉山清支邸

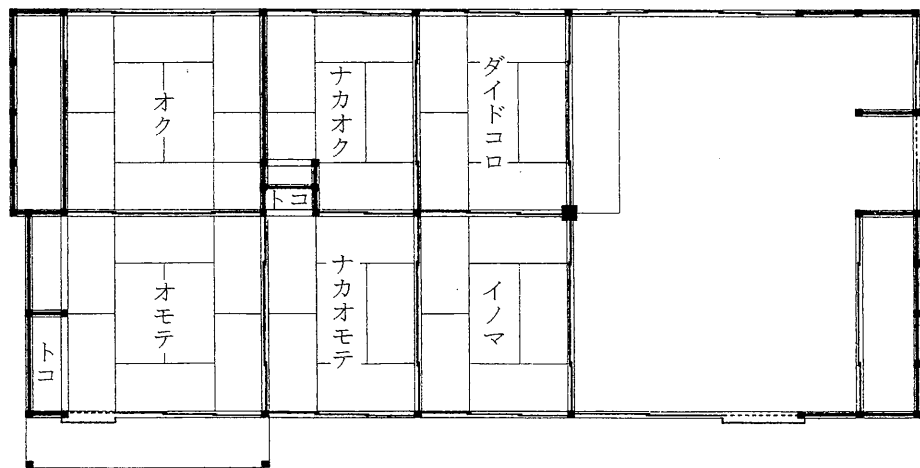


図 3-2-9 光永等邸 (『山口県の民家』より作図)

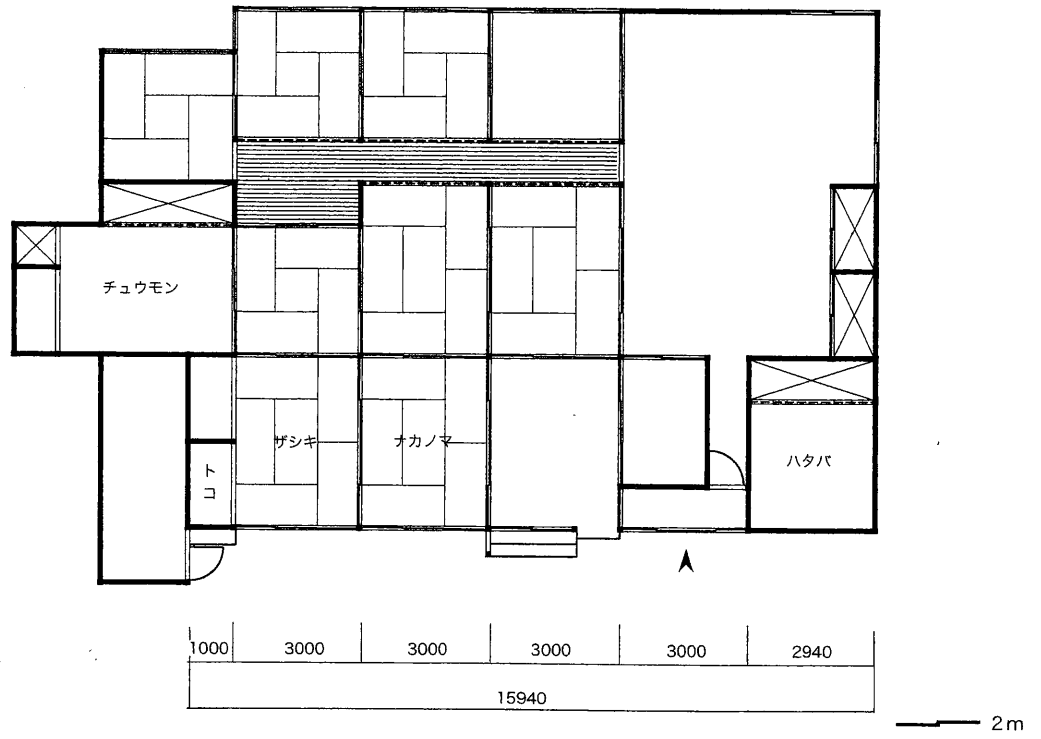


図 3-2-10 中村富美子邸

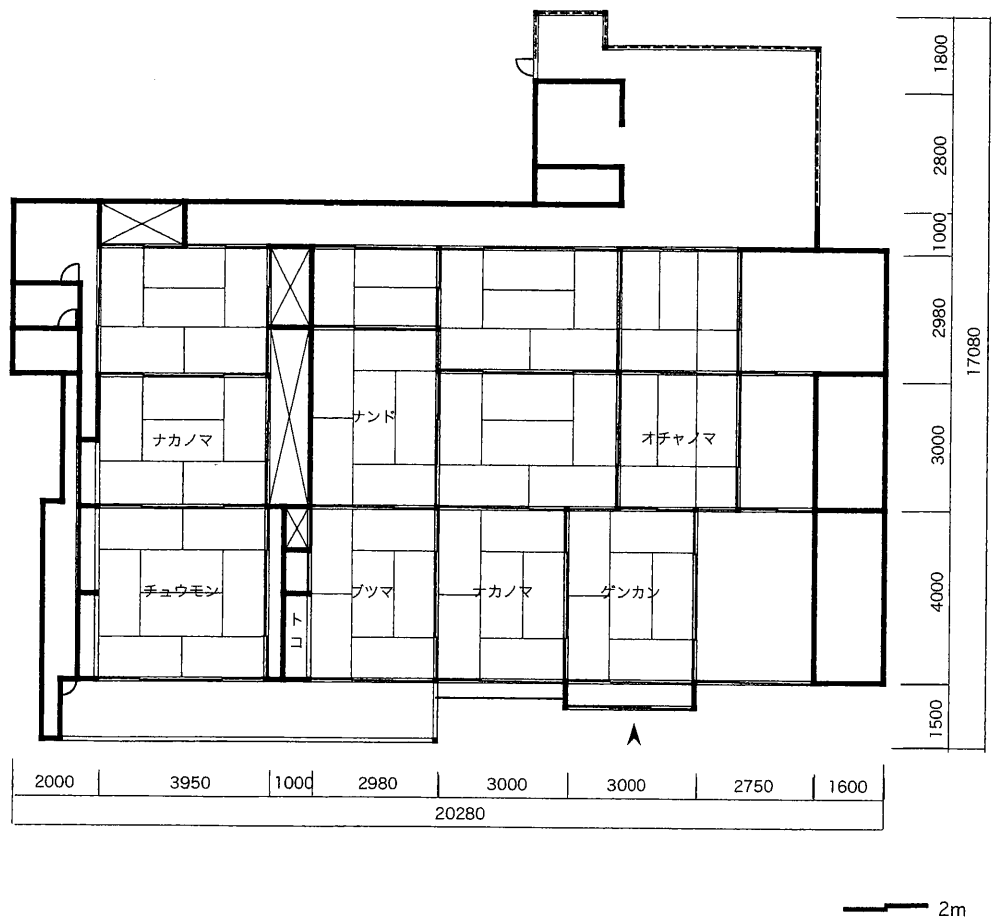
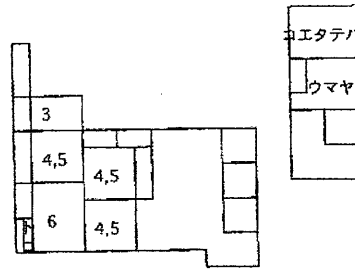
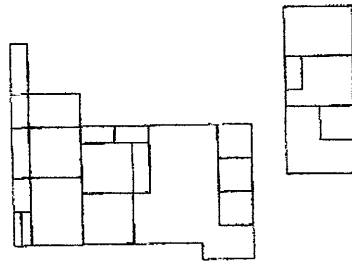


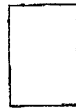
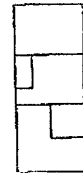
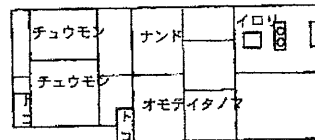
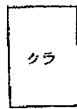
図 3-2-11 嘉村イクオ邸



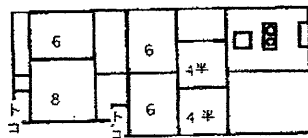
明治23年建築



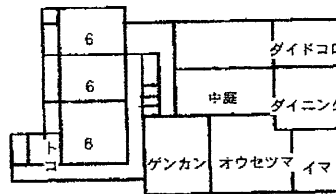
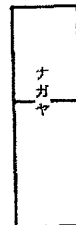
明治末期 蔵を建てる



大正初期 中門を作る



昭和10年 長屋改築



昭和38年 本屋建て替え

図3-2-12 井上一夫邸

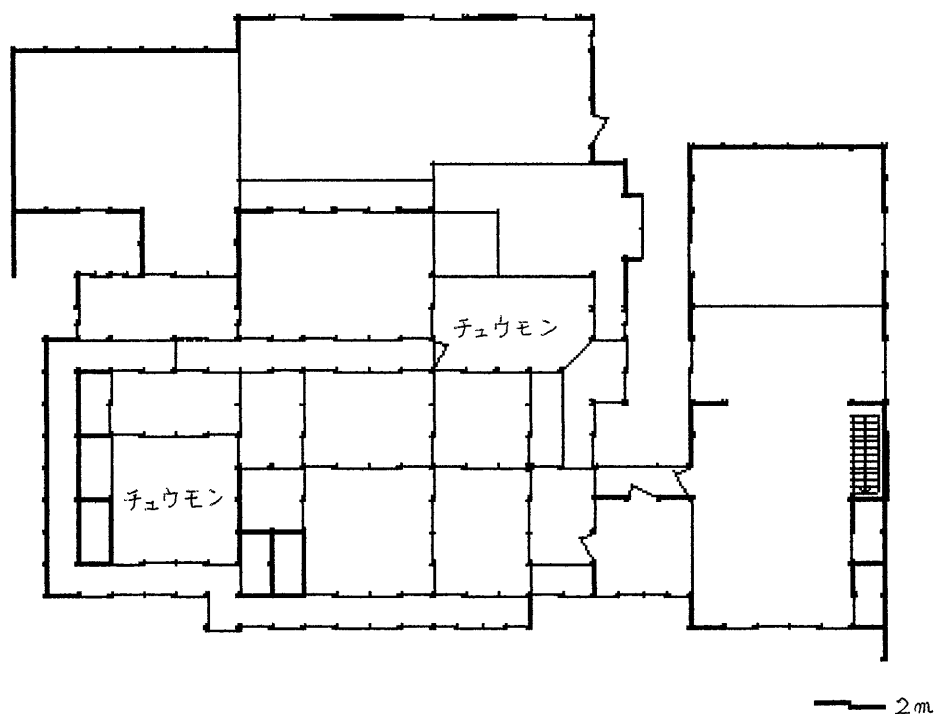


図3-2-13 南野久夫邸

だが、明治初年に建築された主屋（6畳5室、4畳半1室の6間取り）に中門を増設し、あわせて主屋の軒先を瓦葺き（鋳葺き）にしたという。

山口市仁保津の井上邸（図3-2-11）は明治23年以前の建築で、間取りは食い違いのある4間取りに北に3畳の納戸中門ある。大正初期に初代が隠居部屋として、主屋の西側に8畳と6畳の西中門を作った。井上氏の話では、このあたりでは西中門のある家は経済状態の良い家で、年寄りを大切にしていることを示しているという。

また、隣の防府市の例であるが、防府市岩淵の南野久夫邸（図3-2-12）は昭和6年の建築で、間取りは8畳、6畳2室、4畳半の4間取りに西に8畳と4畳の西中門がある。西中門は昭和6年以前には無かったという。西中門は古いおじいさんとおばあさんが使っていたが、奥の隠居部屋という人もいたが、おじいさんは客間と言っていたと言う。

対象地域では、西中門はよい家柄の家にあるものとして、憧れの形でありステイタスである。西中門は格の高い家を表わす表現形式として認識され、本来はそのような家格でなかった家も時代が下がるにつれて作るようになった。

3-2-2 山口市叶木地区の台所中門

叶木および楡畑は山口市の東端に位置し、防府市と接する標高200～350mの高所に立地している。叶木は、戸数11戸の小集落であるが、現存する民家・付属屋・神社などほとんどの建物が茅葺き屋根で、伝統的な集落の景観をよく残している。楡畑は叶木に隣接する集落で、叶木よりも麗に近く、戸数も50戸前後ある。ここでは1991年に行ったこの2つの集落の現地調査に基づいて、幕末から現在までの民家の変遷を明らかにし、台所中門の変化について述べる。

3-2-2-1 建物の分析

・屋敷構え

屋敷には寄棟茅葺きの主屋のほか、長屋、木小屋、蔵、風呂場等の付属屋が建てられる。屋敷地は南北より東西がやや長く、土間が東端で床の間が西端にある右前(本勝手)の家の場合、屋敷地の西側に棟を東西にして主屋が建ち、その東側に棟を南北にして長屋が建つ。土間や床の間の位置が逆になる左前(逆勝手)の家の場合、主屋と長屋の位置関係も逆になる。

主屋に並んで建てられる長屋はやはり寄棟茅葺きで、梁間1間半～2間半、桁行4間～7間と規模はかなり差がある。内部は3区画に間仕切られ、南端は混納場(脱穀などの農作業場。混納屋ともいう)か部屋、その奥が駄屋(牛馬小屋)、さらにその奥の北端が堆肥場となる。主屋と長屋の間には、主屋と棟を平行にした茅葺き、あるいは瓦葺きの釣屋を設ける家がある。

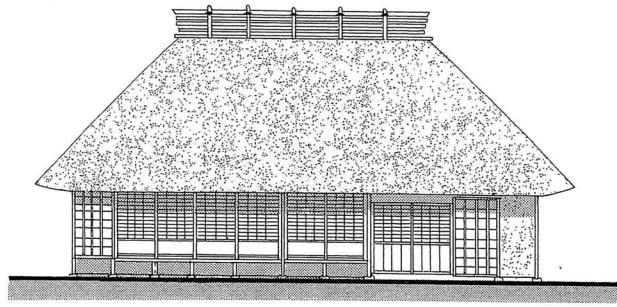
瓦葺きの蔵は大部分が主屋の西北に建てられ、敷地の関係上、西や東南に建てることもある。「にさんのくら」といわれるように梁間2間、桁行3間で穀物を主に貯蔵し、併せて家財道具なども収納した。

燃料となる薪を蓄えておく木小屋と風呂場は火災に備えて、いずれも主屋から離して建てた。木小屋は主屋の北に、風呂場は南に建てる場合が多い。叶木では木小屋は1軒に必ず1棟あり、中には2・3棟持つ家もある。しかし、大正期に分家した家は初めに木小屋はなく、分家後しばらくして建てたという。楡畑では、木小屋の多くは失われている。木小屋は2間に3間前後の建物で柱を半間おきに建て、木を乾燥させるために壁は付けない。どの木小屋も割木を柱の近くに積んでいて、割木でできた壁のような外観となり独特な雰囲気がある。また木小屋は主屋・長屋と同じ屋根型・屋根葺材であるため、茅葺き建造物

葉木における明治末～大正初期の建築形態

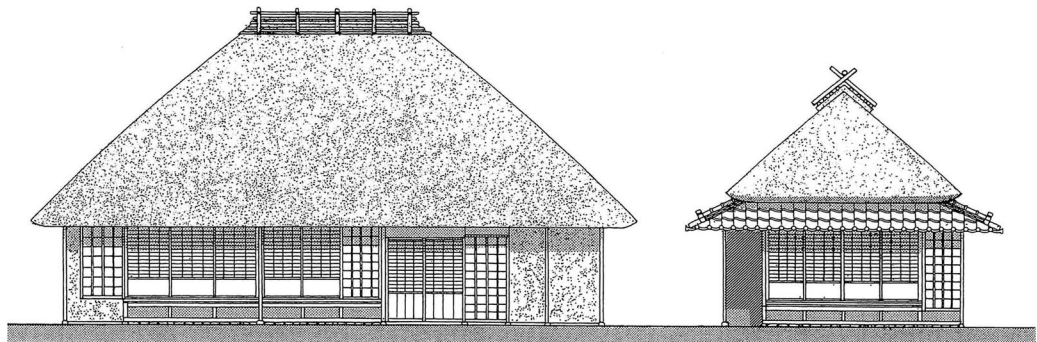
主	1、中川孫太郎	2、徳本留之助	3、徳本 房吉	4-2、真沼 彦蔵	5、中川 仁吉	6、中川百合平	7、徳本惣右衛門	8、中川 要吉	11、柴崎市五郎
建築年代 建築規模(柱×桁) 屋根型・屋根葺材 竪の位置 箱棟 いろいろの有無 置きかまどの有無 台所中門 左勝手 備考	明治40年以前 2間半×4間 寄棟茅葺き ○ ○ ○	明治38～39年頃 3間半×5間半 寄棟茅葺き ○ ○	明治30年 3間半×6間半 寄棟茅葺き ○ ○ ○ 箱棟	明治30年頃 2間半×4間 寄棟茅葺き ○ ○	明治30年以前 3間半×5間半 寄棟茅葺き ○	約130年前 4間×6間半 寄棟茅葺き ○ ○ ○ ○	120年位前 3間半×5間半 寄棟茅葺き ○ ○	明治30年以前 3間半×5間半 寄棟茅葺き ○ ○ ○	明治36～37年 3間×6間 寄棟茅葺き ○ ○
長	明治41年頃 2間半×7間半 寄棟茅葺き ○ 4畳半	不明 1間半×4間 寄棟茅葺き ○ ○ ○	明治33年 2間半×6間半 寄棟茅葺き 四方 ○ 6畳・2畳 ○ ○ ○	主屋と長屋が同棟 明治30年頃 1間半×2間半 ○ ○ 1	前土間 明治35年以前 2間×4間半 寄棟茅葺き ○ 4畳半 ○ ○ ○	不明 2間×7間 寄棟茅葺き 南、東半分 ○ 3畳 ○ ○ ○	不明 1間半×5間 寄棟茅葺き ○ 4畳半 ○ ○ ○ 1	不明 1間半×5間 寄棟茅葺き ○ 4畳半 ○ ○ ○ 1	不明 2間半×5間 寄棟茅葺き ○ ○ ○ ○ 1
釣	明治41年頃 2間半×7間半 寄棟茅葺き ○ 4畳半	不明 1間半×4間 寄棟茅葺き ○ ○ ○	明治33年 2間半×6間半 寄棟茅葺き 四方 ○ 6畳・2畳 ○ ○ ○	主屋と長屋が同棟 明治30年頃 1間半×2間半 ○ ○ 1	前土間 明治35年以前 2間×4間半 寄棟茅葺き ○ 4畳半 ○ ○ ○	不明 2間×7間 寄棟茅葺き 南、東半分 ○ 3畳 ○ ○ ○	不明 1間半×5間 寄棟茅葺き ○ 4畳半 ○ ○ ○ 1	不明 1間半×5間 寄棟茅葺き ○ 4畳半 ○ ○ ○ 1	不明 2間半×5間 寄棟茅葺き ○ ○ ○ ○ 1
蔵	明治41年頃 2間半×7間半 寄棟茅葺き ○ 4畳半	不明 1間半×4間 寄棟茅葺き ○ ○ ○	明治33年 2間半×6間半 寄棟茅葺き 四方 ○ 6畳・2畳 ○ ○ ○	主屋と長屋が同棟 明治30年頃 1間半×2間半 ○ ○ 1	前土間 明治35年以前 2間×4間半 寄棟茅葺き ○ 4畳半 ○ ○ ○	不明 2間×7間 寄棟茅葺き 南、東半分 ○ 3畳 ○ ○ ○	不明 1間半×5間 寄棟茅葺き ○ 4畳半 ○ ○ ○ 1	不明 1間半×5間 寄棟茅葺き ○ 4畳半 ○ ○ ○ 1	不明 2間半×5間 寄棟茅葺き ○ ○ ○ ○ 1
木小屋	明治41年頃 2間半×7間半 寄棟茅葺き ○ 4畳半	不明 1間半×4間 寄棟茅葺き ○ ○ ○	明治33年 2間半×6間半 寄棟茅葺き 四方 ○ 6畳・2畳 ○ ○ ○	主屋と長屋が同棟 明治30年頃 1間半×2間半 ○ ○ 1	前土間 明治35年以前 2間×4間半 寄棟茅葺き ○ 4畳半 ○ ○ ○	不明 2間×7間 寄棟茅葺き 南、東半分 ○ 3畳 ○ ○ ○	不明 1間半×5間 寄棟茅葺き ○ 4畳半 ○ ○ ○ 1	不明 1間半×5間 寄棟茅葺き ○ 4畳半 ○ ○ ○ 1	不明 2間半×5間 寄棟茅葺き ○ ○ ○ ○ 1
風宮	明治41年頃 2間半×7間半 寄棟茅葺き ○ 4畳半	不明 1間半×4間 寄棟茅葺き ○ ○ ○	明治33年 2間半×6間半 寄棟茅葺き 四方 ○ 6畳・2畳 ○ ○ ○	主屋と長屋が同棟 明治30年頃 1間半×2間半 ○ ○ 1	前土間 明治35年以前 2間×4間半 寄棟茅葺き ○ 4畳半 ○ ○ ○	不明 2間×7間 寄棟茅葺き 南、東半分 ○ 3畳 ○ ○ ○	不明 1間半×5間 寄棟茅葺き ○ 4畳半 ○ ○ ○ 1	不明 1間半×5間 寄棟茅葺き ○ 4畳半 ○ ○ ○ 1	不明 2間半×5間 寄棟茅葺き ○ ○ ○ ○ 1
水車小屋	明治41年頃 2間半×7間半 寄棟茅葺き ○ 4畳半	不明 1間半×4間 寄棟茅葺き ○ ○ ○	明治33年 2間半×6間半 寄棟茅葺き 四方 ○ 6畳・2畳 ○ ○ ○	主屋と長屋が同棟 明治30年頃 1間半×2間半 ○ ○ 1	前土間 明治35年以前 2間×4間半 寄棟茅葺き ○ 4畳半 ○ ○ ○	不明 2間×7間 寄棟茅葺き 南、東半分 ○ 3畳 ○ ○ ○	不明 1間半×5間 寄棟茅葺き ○ 4畳半 ○ ○ ○ 1	不明 1間半×5間 寄棟茅葺き ○ 4畳半 ○ ○ ○ 1	不明 2間半×5間 寄棟茅葺き ○ ○ ○ ○ 1
その他	明治41年頃 2間半×7間半 寄棟茅葺き ○ 4畳半	不明 1間半×4間 寄棟茅葺き ○ ○ ○	明治33年 2間半×6間半 寄棟茅葺き 四方 ○ 6畳・2畳 ○ ○ ○	主屋と長屋が同棟 明治30年頃 1間半×2間半 ○ ○ 1	前土間 明治35年以前 2間×4間半 寄棟茅葺き ○ 4畳半 ○ ○ ○	不明 2間×7間 寄棟茅葺き 南、東半分 ○ 3畳 ○ ○ ○	不明 1間半×5間 寄棟茅葺き ○ 4畳半 ○ ○ ○ 1	不明 1間半×5間 寄棟茅葺き ○ 4畳半 ○ ○ ○ 1	不明 2間半×5間 寄棟茅葺き ○ ○ ○ ○ 1
備考	明治41年頃 2間半×7間半 寄棟茅葺き ○ 4畳半	不明 1間半×4間 寄棟茅葺き ○ ○ ○	明治33年 2間半×6間半 寄棟茅葺き 四方 ○ 6畳・2畳 ○ ○ ○	主屋は大正5年解体 主屋は大正5年解体	主屋は明治30年頃 鈴屋に移築。	長屋は一貫野から 移築。 現 柴崎捨熊	主屋は昭和2年 焼へ移築現存。 焼は明治42年頃15へ 移築現存。	主屋は昭和28～29 年上小鯖へ移築現 存。	主屋は一貫野から 移築。以前には小 さい家があった。 現 柴崎 浩

表3-2-1 葉木における明治末～大正初期の建築形態



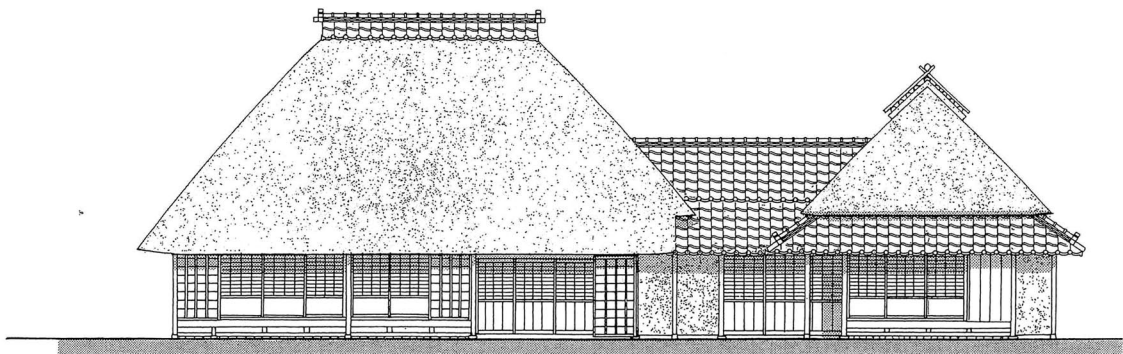
0 1 5 m

2 京本一邸



0 1 5 m

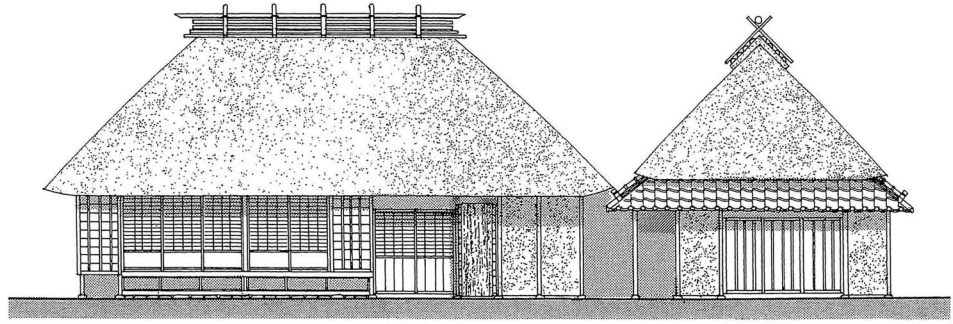
3 徳本忠正邸



0 1 5 m

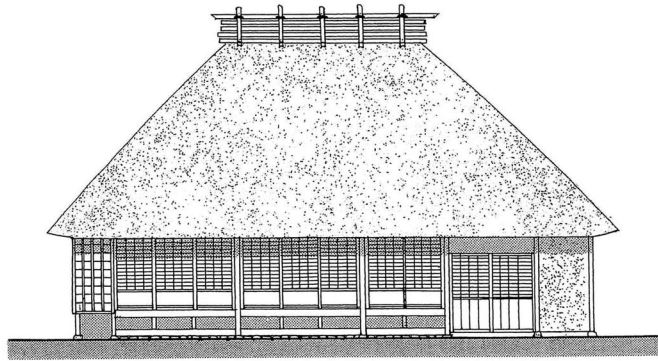
6 柴崎捨熊邸

図 3-2-14 叶木 復原立面図 明治末~大正初期 番号は表 3-2-1 に対応



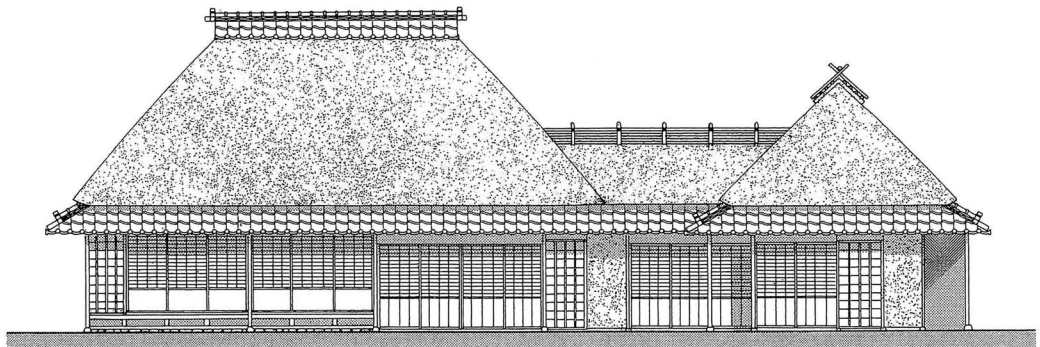
0 1 5m

1 1 柴崎浩邸



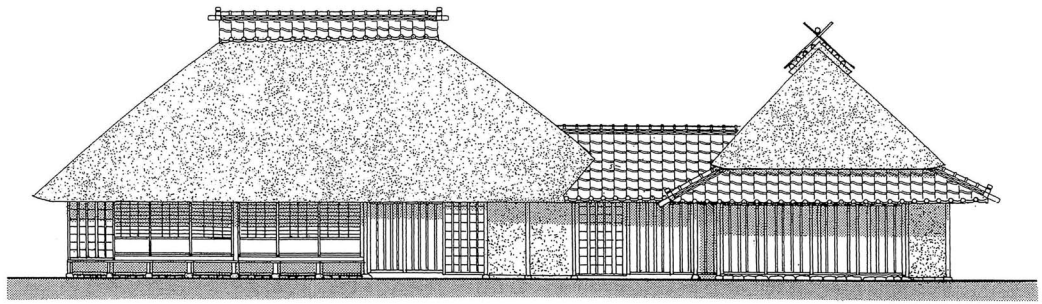
0 1 5m

1 3 徳本典生邸

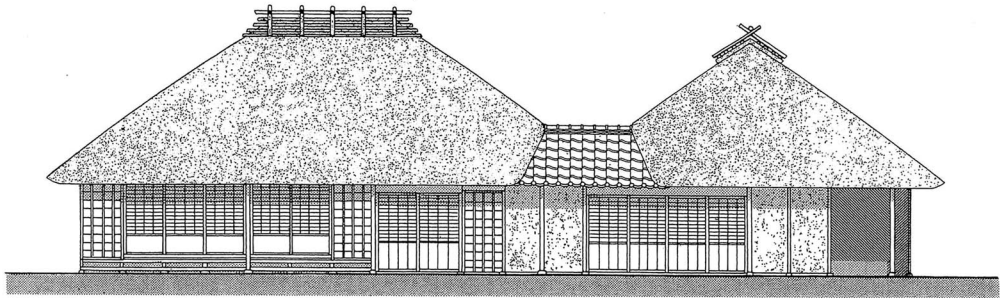


0 1 5m

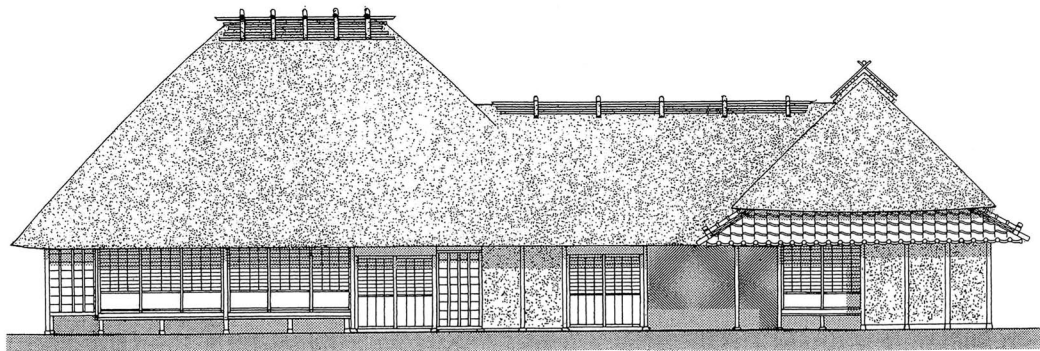
1 4 徳本房枝邸



1 5 徳本清八邸



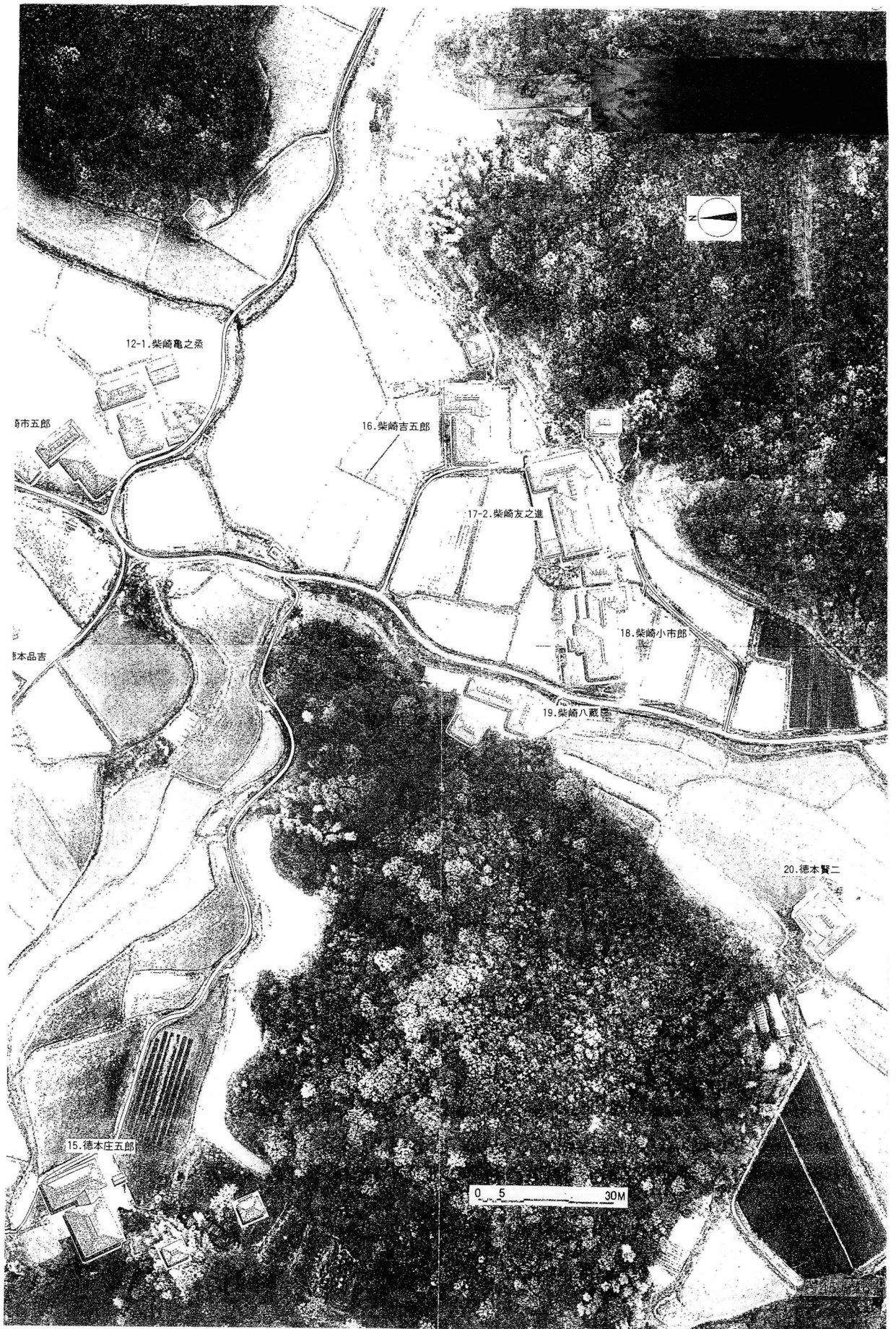
1 6 柴崎ヨシエ邸



1 8 柴崎艶子邸



図3-2-15 叶木 復原屋根伏図 明治末~大正初期 番号は表3-2-1に対応



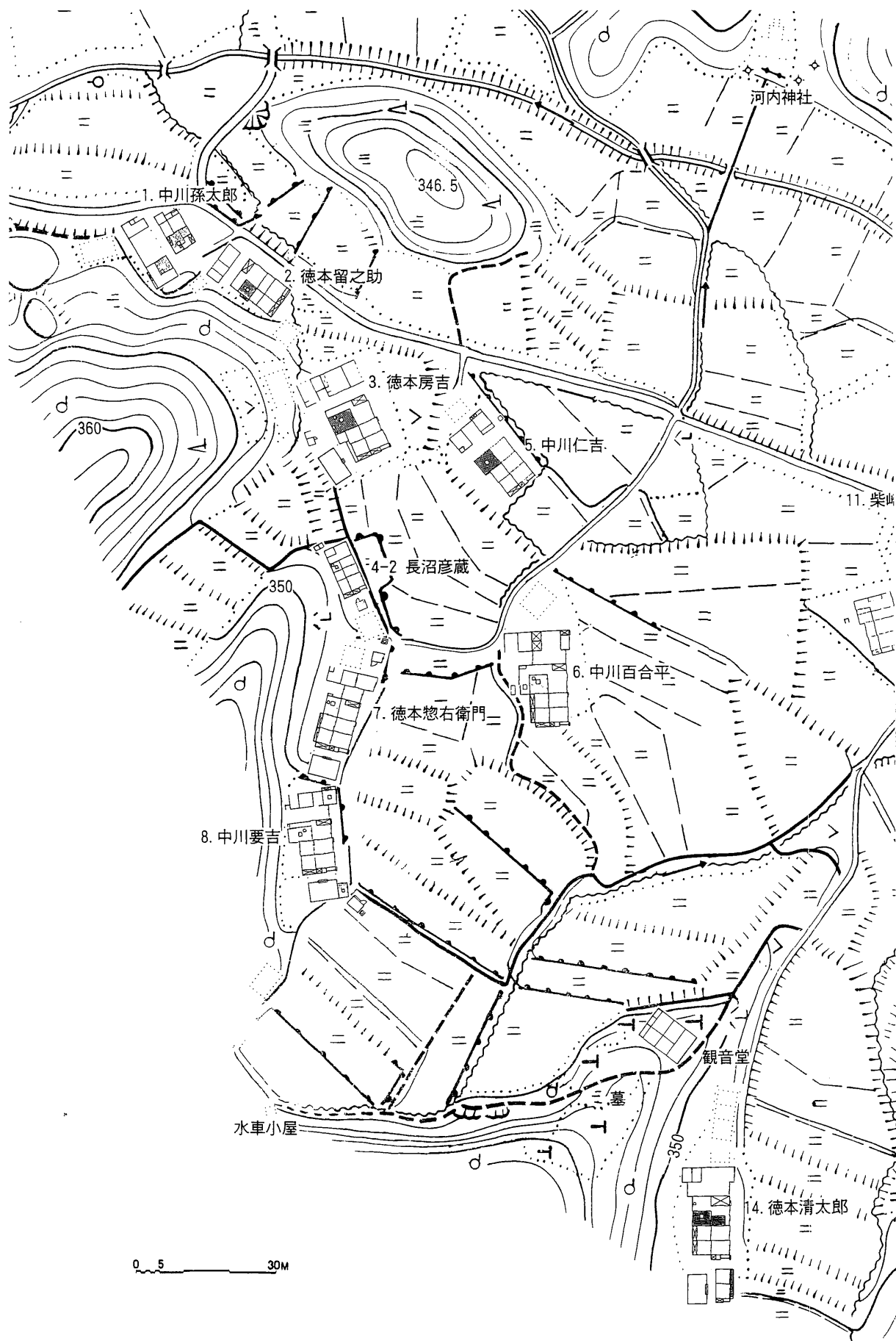
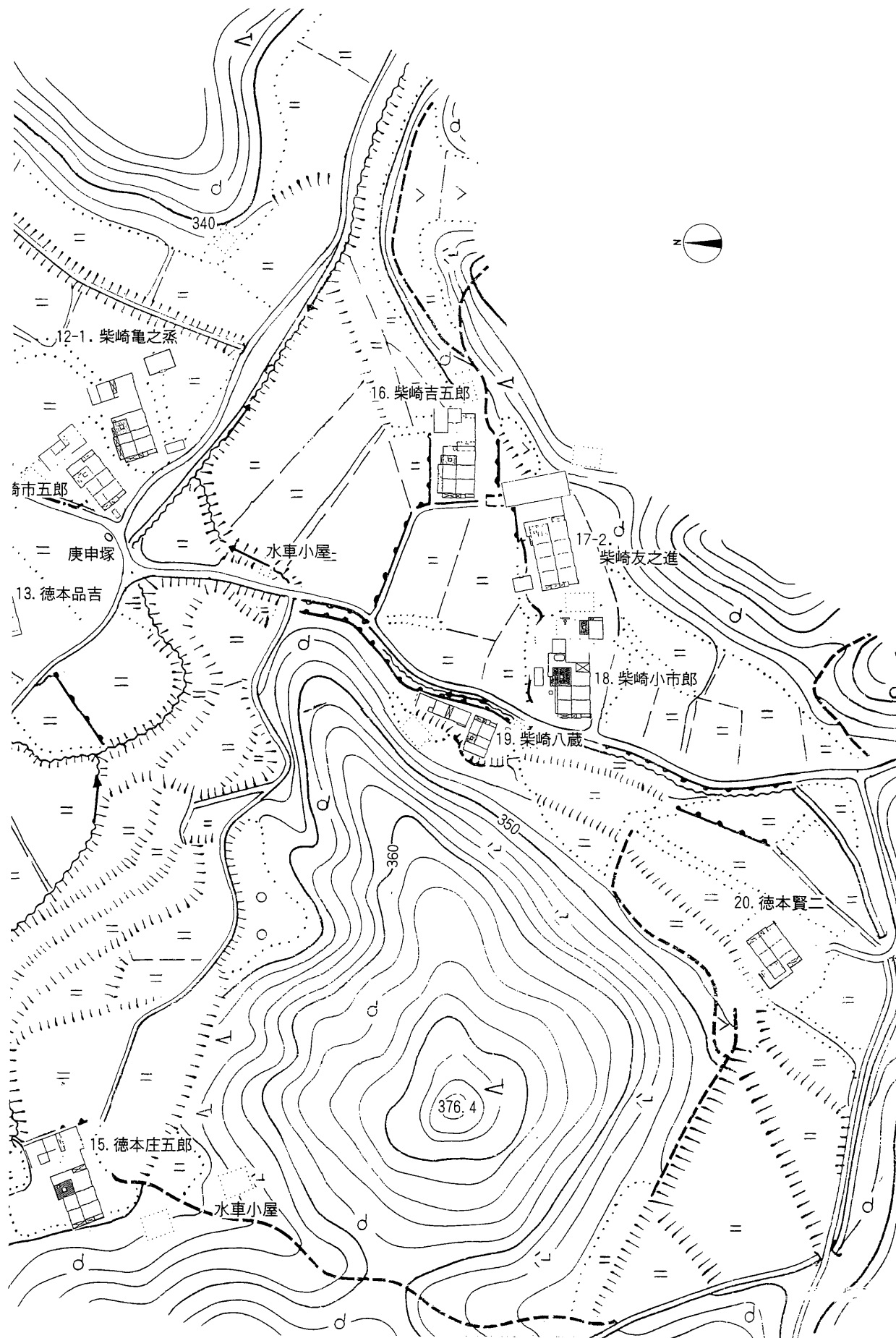


図3-2-16 叶木 復原平面図 明治末~大正初期 番号は表3-2-1に対応



群としての効果を強めている。

屋敷構えとしては、主屋と長屋が並んで建ち、木小屋が揃っているのが典型であるが、分家など新しい家は、長屋や木小屋が無いものや、長屋が主屋の北に建てられているものもある。これは主として屋敷地が狭小であることによる。農作業に必要な主屋や長屋の前の土地があまり広くとられていないのも同じ理由による。

・主屋と長屋

主屋(「ほんや」と呼ばれる居室を中心とした建物)と長屋(混納場・駄屋・堆肥場・木小屋が結合した農作業を行う建物)が並列して建つ構成がいつごろ成立したかは明らかにならない。しかし、このような構成は叶木や檣畑ばかりでなく山口市・防府市およびその周辺一帯に広く分布していた。直接の史料ではないが、建物構成の変遷はおよそ次のようなものであり、叶木や檣畑においてもほぼ同様であったと考えられる。

家作のための竹木代採に関する記録であるが『二十八冊御書付』によると、

前略

諸郡百姓家普請仕候節、竹木御理の儀、新百姓并火事あひの百姓、断の品有之て願候分は、御立山二ても代銀の不及沙汰、採用被差免候

以下略

とあり、分家を設ける際と火災における焼失の際は特別に御立山(藩有林)において竹木の取得ができた。このことに関しては『山口幸判本控』に多くの記載があり具体的な内容を知ることができる。例えば宝暦元年(1751)、宮野恋路村の本百姓清右衛門は自火によって居屋・牛屋・灰屋を残らず消失したため嶋谷御立山にて長2間末口5寸の松6本を採用(伐採)し、これによって混納屋普請を行いたいと願出ている。同3年には、黒川村の百姓が火元・類焼ともに居屋・牛屋焼失につき混納屋を建てるため松木各8本の伐採を、同4年には宮野桜島村の百姓も居屋・牛屋が焼けたため混納屋の建築を行いたいとしている。このほか寛政5年(1793)御堀村、享和2年(1802)宮野桜島村の百姓も居屋・牛屋が焼失している。このことから農家の屋敷内には居屋・牛屋(駄屋)および灰屋(灰作り小屋)が存在していたことがわかる。

また、分家に関する記録として一例を挙げると、寛延3年(1750)、吉田村の百姓七郎右衛門は第六右衛門別家のため、松木7本長2間末口5寸の材木で混納屋普請を行いたいとしている。また、宝暦3年(1753)宇野令の小左衛門は二男を別家させるため松木

8本の伐採を願い出ており「採用御差免被成被遺候ハ、混納屋普請仕度」としている。この混納屋が長屋の混納屋を指すのではなく、百姓の家屋あるいは上記の「居屋」を指すことは、他の松木伐採に関する記載に「採用被差免被遺候ハ、別家相立奉遂御百姓」、「採用被差免被遺候ハ、掘立家ニして建調仕度」などと書かれていること、文政6年(1823)の記載に「先月両度之大風ニ居家半倒之分具御見分被仰付候通熟も困窮ニ而混納場等差間候に付(略)」とあることなどからも明らかである。以上から、藩政中後期における農家の基本的な建築構成は居屋と牛屋であり、混納は主屋において行われていたことを知り得る。

しかし、長屋もこのころには存在していたことは、明和3年(1766)の法令「四冊御書付」『山口県史料』近世編法制下に

前略

火事逢百姓御心付米、類火軒別米三斗宛、火本え式斗5升、いつれも修甫御恵米の内被立下候、尤灰屋より出火の分ハ不被立下候、且又本家残長家計消失の類は不及沙汰候事

以下略

とあることによって知ることができる。また、文政6年(1823)、宮野七房村百姓家5軒が焼失しているが、「居家長屋其外共不残焼失」(『山口宰判本控』)とあり長屋の存在を認めることができる。この長屋が混納場・駄屋・堆肥場を備えていたかどうかはわからないが、よく似た形態であったことが推察される。おそらく江戸後期には主屋・長屋の並列形式も、この地方によく見られる農家の姿として定着していたと推察される。

・釣屋の発生

主屋のそばに長屋を併設したことは、労働面、居住面のいずれにおいても大きな改善であったと考えられる。しかし、さらに改善行動は進められ、それは釣屋の工夫となってあらわれる。主屋と長屋の間は屋根懸かりの関係上、一定の距離をおかなければならない。この空間を利用して釣屋が設けられる。釣屋は独自の柱を持たず、主屋と長屋に屋根を架け渡すだけの簡単な構造であり、広く確保された空間を作業場として利用するばかりでなく、天井には茅や麦藁を吊るすこともでき貯蔵の場所も増える。建築費も安くしかも便利なため広く取り入れられ、山口市・防府市およびの周辺地域の農家の特徴的な形を形成するに至っている。叶木においては釣屋が無く、主屋と長屋が独立した古式を保っている家もあるが、楡畑では釣屋によって両棟が繋がれている家が多い。釣屋と釣屋の左側の主屋

とは平を、右側の長屋は妻を向け、独特な釣屋形式を生み出している。

釣屋が作られるようになり、混納の場所が長屋からここに移動すると長屋の内部も変化する。長屋には部屋が設けられ始め、なかにはいろりを持つものがあり隠居部屋などとして利用される。これは釣屋へ作業場が移ったあと、混納場を改造したものであろう。もっとも、建築時期の新しい長屋は最初から部屋としていた。

釣屋形式の少し変化した型が防府市佐波川流域(特に小野・奈美)に見られる(図3-2-13, 3-2-14)。これは主屋から棟を平行に釣屋を長く出すもので、釣屋が発達したものを考えることもできるし、長屋の先端の混納場が釣屋と一体になったものとみることできる。またこの型の場合、駄屋や堆肥場が釣屋(混納場)に接続するものと、そうではないものがあり、前者は複雑な屋根型を形成することになった。この型の現存するものは檜畑や叶木には見当たらないが、小野・奈美との建築面における交流が深かったことや、現在は瓦葺きに改築されているが旧状は茅葺きの同一形態であったと思わせるものもあり、かつてはこのあたりにも存在していたことも考えられる。

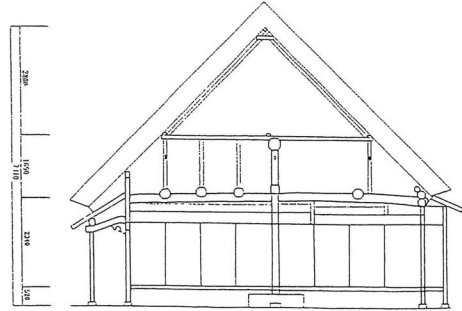
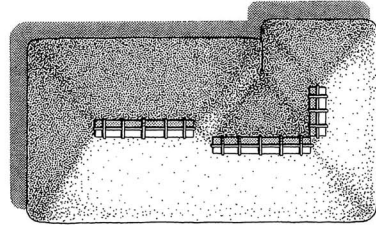
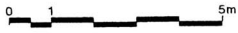
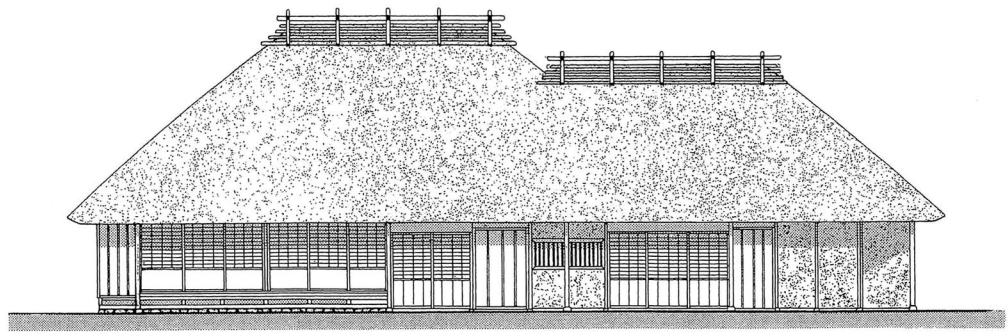
このほかの型として、主屋の内部に混納場を取り込んだものがある。外観上は桁行方向の長い主屋1棟と見えるが、内部は土間の東に混納場が設けられる。この型は叶木において明治30年頃建築され大正5年に解体された家屋、昭和14年に建築され昭和60年に解体された家屋、および藪ヶ尻に現在する家屋がある。藪ヶ尻の1棟は60年前に現在の家屋の近辺から移築されたものという。長屋や釣屋など付属屋が多いこの地方の中では異なった型といえるが、別系統の型と考えるより、主屋の建築に際し長屋の機能をも取り入れた、簡略化した型とみることが妥当であろう。

・間取り

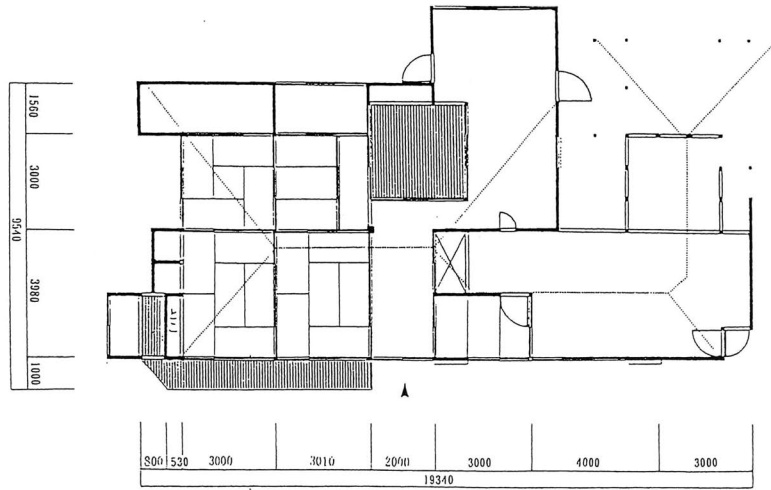
『山口県の民家』(「昭和47年度民家緊急調査報告」)は一般農家の4間取りの場合、表側の2部屋シモノマ、カミノマ(当対象地区ではナカノマ、オモテ)の広さによって間取り型の分類を行っている。ここでもこの2部屋に着目して形式分類を行うことにしたい。

叶木と檜畑の戦前に建てられた農家の復原を行い、それらをナカノマ、オモテの広さによって分類する。(図3-2-15)。

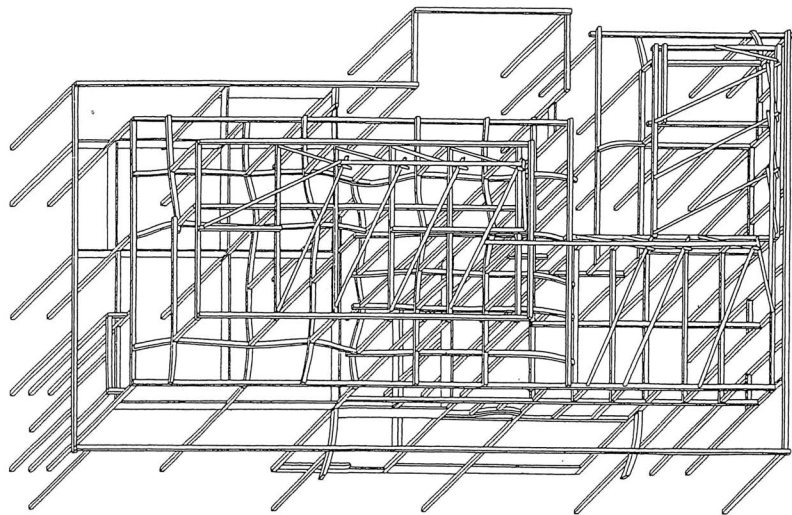
3-4.5型は梁間2間半~3間、桁行3間半~4間となり最も小規模である。叶木に3例(4-2・17-2・19)、檜畑に1例(28)あり、うち4-2は明治30年頃、19は明治25年分家創設のため建てられた。この型の奥は上手3畳・下手2畳と上手2畳と下手



断面图



平面图



架构图

图 3-2-17 奈美 田中圭助邸

4 畳半・下手 3 畳の 2 種類がある。

4-6 型は、叶木に 2 例(2・12-1)、檜畑に 5 例(23・26・27・32・40) がある。建築

時期は 23 が明治以前といわれているが、このほかは 32 (大正 3 年頃)を除くと明治期で ある。梁間が 3 間と 3 間半があり、前者の場合奥の 2 部屋は上手が 3 畳、下手が 2 畳、後 者の場合上手は 4 畳半、下手は 3 畳となる。

4.5-6 型は叶木、檜畑に各 1 例(11・41)あり、いずれも 100 年位前の建築で、 オモテが「取り込み 6 畳」と呼ばれる喰違間取りとなっている。梁間は 3 間で、奥の 2 部屋 は上手が 3 畳、下手が 4 畳半である。

6-6 型は叶木に 10 例(3・5・6・7・8・14・15・16・18・20)、檜畑 に 12 例(21・22・25・30・34・35・36・37・39・42・43・46) と最も多い。建築時期のわかる 15 例の内、明治以前が 3 例、明治期が 11 例、大正期が 1 例である。6-6 型の場合多くは梁間 3 間半で奥の 2 部屋が 4 畳半となっているが、3 畳 2 部屋に北側が奥行き半間の物入れになっているものが 2 例、4 畳半 2 部屋に物入れの つくものが 3 例、4 畳半 2 部屋の北側にさらに 3 畳が 2 部屋続いているのが 2 例ある。

6-8 型が檜畑に 1 例(33)ある。この型の場合、奥の 2 部屋は上手から 6 畳と 4 畳半 となる。

7.5-7.5 型は、叶木、檜畑に各 1 例(13・29)ある。13 は明治 41 年頃の建築で 奥は 3 畳 2 部屋、29 は大正 4 年建築で奥は 4 畳半 2 部屋である。この間取りについては 次のような口伝がある。古い農家は 7 畳半 2 部屋に土間の単純なものであったが、これが 表側 4 畳半 2 部屋、裏側が 3 畳 2 部屋の 4 間取りになって部屋数がふえて便利になったと いう。ただしこの間取りは部屋が狭かったので、その後、梁行き 2 間半に下屋を半間取り 込んで 4 畳半 4 部屋、または表側 6 畳と 4 畳半、裏側 3 畳に 4 畳半の食い違い 4 間取りに なったという。

8-6 型は檜畑に 1 例(45)ある。このナカノマには土間との境の天井に奥行き半間幅 2 間の吊り戸棚があり、戸棚の下部には建具が入れられるように 2 本溝があり、また、敷 居も可動のものが 1 本ナカノマと土間との敷居に添わせて置いてある。敷居を動かすとナ カノマは 6 畳になる。ナカノマとイノマとの境は 1 間ごとに柱が建ち、ナカノマがオモテ より広いことなど、古い形式であることも思わせる。

檜畑・叶木集落には 4 間取りが圧倒的であるが、6 間取りも叶木に 2 例(12-2・17

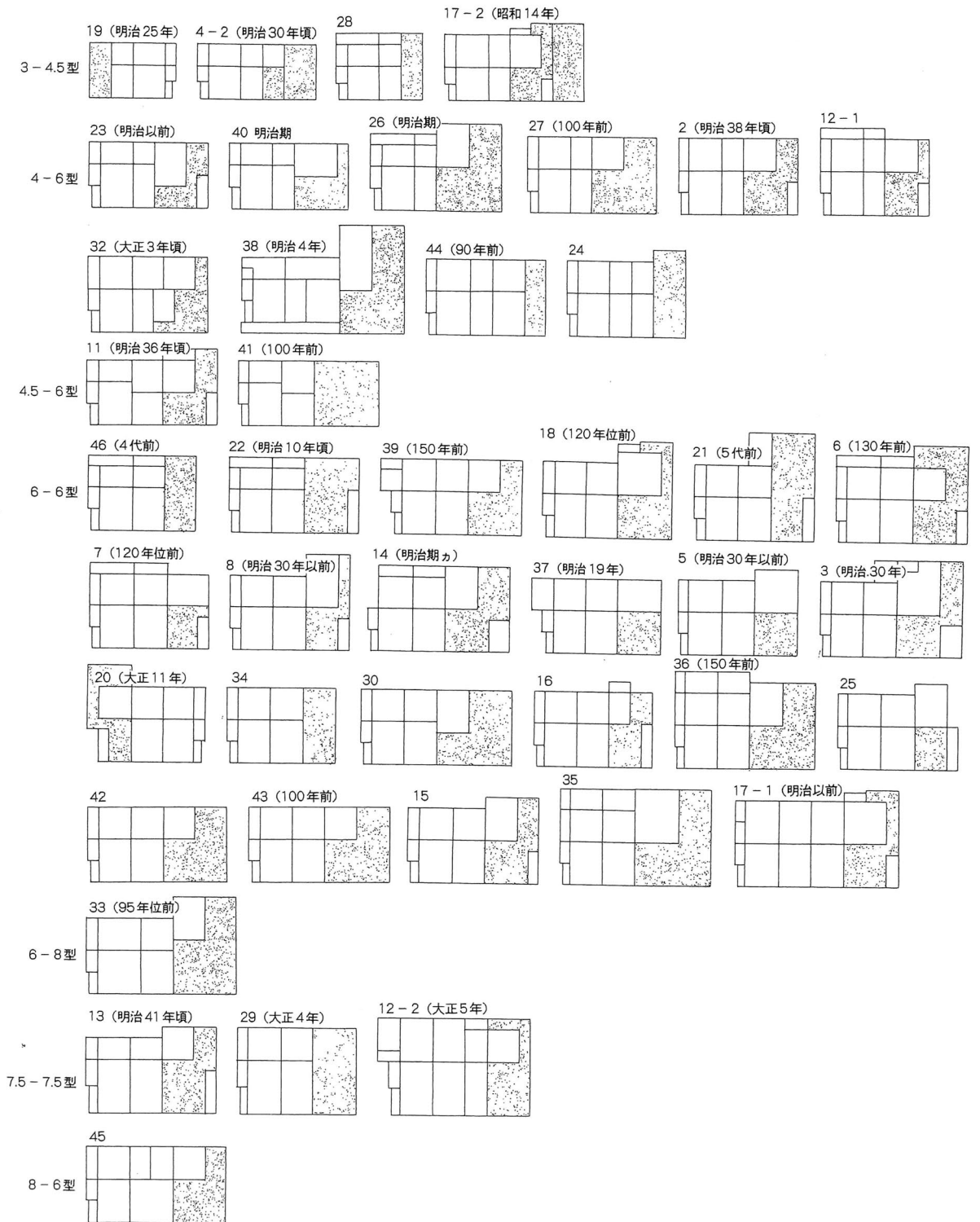


図3-2-18 復原間取り図 叶木・楢畑

ー1)、檣畑に3例(24・38・44)ある。17-1は明治以前、38は明治4年、12-2は大正5年といわれている。24は4-6型の土間側に4畳、38・44は6畳が並ぶもので、奥は24が上手より4畳半・3畳・3畳、38が上手より3畳・長5畳、44が上手より4畳半・3畳・4畳半となっている。17-1は6-6型に土間側に6畳が並び、奥も6畳が3部屋続く整形6間取りである。12-2は7.5-7.5型に土間側に5畳が続き、奥は上手から6畳2部屋に3畳である。12-2・17-1・38の家はいずれも旧家である。

叶木・檣畑に現存する家屋は江戸末期以前に遡るものがなく、間取りの発展過程を明らかにすることには難しい。しかし先に述べた間取り型を大きく分類すると2系統があると考えられる(図3-2-16)。一つは3-4.5型と4-6型であり、ともにナカノマとオモテが桁行方向で2間半である。4-6型は3-4.5型の梁間を半間ほど伸長させたものとみることができる。建築規模が大きくなり6間取りになっても4-6型が踏襲され、長4畳が残される。もう一つは4.5-6型と6-6型でナカノマとオモテが桁行方向で3間である。4畳半・6畳の喰違いから6畳2部屋になったとも考えられるが明確ではない。6

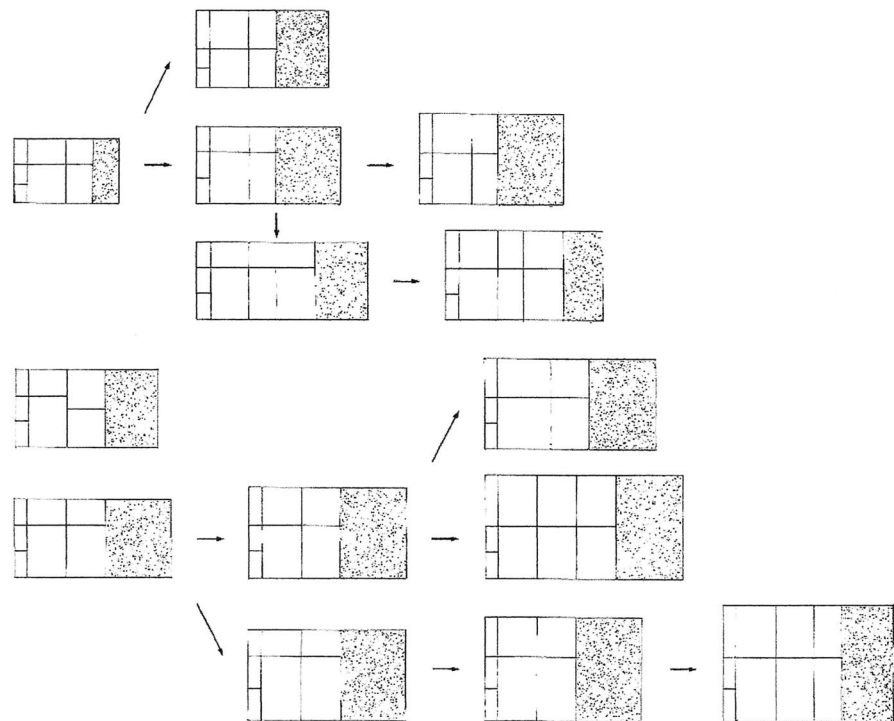


図3-2-19 間取り型の発展

間取りの「6 畳三間下り」、明治末から大正初期の7 畳半が二間続く型、さらに座敷を8 畳にするものも6 - 6 型の発展した形態と考えられる。

・家普請

明治・大正期の家普請や屋根葺きの様子は以下の通りである。家普請は農閑期の冬に始める。家を建てるのが決まると屋敷の前の門田に大工が仮小屋を建てる。大工棟梁は佐波郡真尾や仁保、大内などからも呼んでいた。仮小屋は3 間に4 間の広さで、柱を1 例に立てそれに木を斜めに立て掛けた片流れ藁葺の建物で、木挽や大工がこの中で仕事をする。建築主と大工で間取りを決め木挽に組木取りを頼む。木挽は檜畑にも一人いたが、真尾の木挽棟梁は有名で、叶木にも通って来ていた。

材木は建築主が所有する山の木を使うが、自分の山だけでなく他の人の良材を使うこともあった。木挽は山に入り、指図に従ってそれぞれの部材に適する木を選び、切り出してくる。木はすべて松で、大きい家で5 0 本、小さい家で3 0 本程度の木を山で切り、地下の者が仮小屋までもって帰る。木が揃うと1 0 ~ 2 0 日かけて木挽が製材する。柱は大きいもので4 ~ 5 寸角のものが2 0 本要る。鴨居は4 本の木から二つ割りで8 本取り、板は5 ~ 6 本の松を使う。家の東端の土間右上に架かる桁を「むこうだすき」と呼ぶが、これは長さが5 ~ 6 間あり、良い木を持っている人が祝いとして建築主に贈る。丸太の長いまま、山から2 0 人ほどで切って運び、仮小屋には入らないので外に置いておく。

柱を立て始める前に方位を決め、防府天満宮や船山八幡宮の神主を呼んで地鎮祭りをする。大工が棟上げの日取りを決め石を据える。棟上げの日、柱がほとんど立ち上がると、麻縄を引いて「むこうだすき」を転がし上げる。大工棟梁が御幣をきってお祓いを済ませ、供え物をしたあと餅撒きをする。供え物は四隅に隅餅という紅白一重の餅を置き、中央には月形と日形の紅白の一重の餅を一つずつ、大根や人参など山のものと鯛など海のもの、家の図面、尺竿、矩尺を供える。餅撒きは乾(北西)の方角に小餅を一重ね置き、はじめにその方角に餅を撒く。餅撒きが終わると仮小屋で祝宴を張る。席は上座から大工棟梁、木挽棟梁、大工と木挽の脇棟梁、建築主と坐る。地下の人々にも馳走が振舞われる。

大工が「うだち」(扱首)を2 ~ 3 箇所建て、倒れないように縄で張った後は「さっか」(屋根師、二人一組)の仕事となる。屋根葺き職人はおもに佐波郡から来ていた。「うだち」に「屋中」(母屋桁)を3 ~ 4 尺おきに藁縄で「八つ縄」(八へんかける)にして縛った上に、垂木を藁縄で二まわしして縛り、「えつり」(小舞竹)を藁縄で縛る。大きい家だと二人がかり

で1日かかる。これが屋根の構造体である。

屋根葺きは「茅拵え」から始まる。「茅拵え」は、四隅と軒用として同じ大きさの束を作ることで、3人で1日かかる。「茅拵え」の茅を隅に葺き、茅を一ほこ(段)ずつ棟まで積んでゆく。棟には別に作った茅の束を置き、半分に割った竹を横たえ、その上にもう一度割竹を3・5・7のいずれかの本数で縦に置く。その竹と茅および垂木を専用の長い針の柄の穴に縄を通して縛る。棟が終わると「平」(ひら)の茅を叩き、鋏で刈り込む。

南の大きい屋根を表平(おもてひら)、北を裏平、東西の小さな屋根を小平と呼ぶ。優秀な職人の手によると表平は40年、小平も屋根が小さく急なため同じ年数もつが、裏平は日当たりの関係で30年が限度である。茅の所要量は3間半に6間の規模の家で、周長5尺の縄で束ねて約360メ(大平130メ、小平50メ)であった。一度に全部の屋根を葺き直すこともあるが、各平ごと年を替えて更新することもよく行われた。

屋根を葺き終わると、左官が柱の間に木舞(竹を十字に編む)を作り、組壁(土壁)を塗る。漆喰の白壁にするのは1年を過ぎた後である。木挽が作っておいた押し入れ・床の間の座板が組み込まれ、かまどがつかれ、畳と建具が入る。

新築祝いは、親戚のほか大工と木挽の棟梁が呼ばれる。春れんげが咲き、農作業が始まる前には仮小屋が解かれる。

・屋根の改造と建物移築

明治になって、箱棟と呼ばれる瓦葺きの棟によって棟処理を行うことも始まるが、これは「息抜き」といわれるように、通気や排煙の役割も持っている。箱棟を解いて棟を竹で押える古い形にすることもあった。

軒先を鋳と呼ぶ瓦葺きの下屋にすることも明治中期頃には行われていた。古くは全て茅の葺き下ろし(葺下げ)であったが、軒先は傷み易く、鋳にすると軒下も広くとれ見掛けも良い。また座敷の南に濡れ縁を設けることにも関係があったかもしれない。まず南の軒先から鋳になり、つぎに南と東か西が鋳になる二方鋳、東西南の三方鋳、最終的には北も鋳の四方鋳となる。長屋も主屋と同様に、南側の軒先から鋳となり、二方鋳や四方鋳となる。長屋の鋳への改造は主屋よりも早く行われることも多い。これは少量の瓦で軒先を長く出すことができ、雨天の農作業に便利であったためである。

家は解体移築が可能で、しばしば再利用された。他所から叶木に移築されてきた建物としては、11の主屋、3の旧宅、19の長屋があり、集落内の移築は、7と17の蔵、1

9の木小屋がある。叶木から地所への移築は、5・7・8・12-1・12-2・17-1の主屋、14の蔵があり、移築後解体されたものもあるが、7は鯖地、8は上小鯖、12-2は大内に現存している。

3-2-2-2 中門の分析

明治に入り中門造りが普及すると1軒の家でいくつもの中門を張り出し、複雑な屋根形態を生み出してゆく。近世において上層農民や町人の特別の空間であった中門は、生活の必要を満たす便利な空間として一般民家に定着してゆく。叶木地区では中門は台所中門だけが見られる。ここではそのような中門の使い方と変容を、台所中門を例に見てゆくことにしたい。

・主屋と台所中門

台所中門は釜場中門とも呼ばれ、上層の農民や町人の民家では近世には作られていたことが明らかである(第1章表1-3-2参照)。叶木地区では明治後期には作られていたことが、住民の聞き取り調査からわかっている。ここでは叶木地区の住居の間取りの典型を概説し、続いて台所中門の発生の様子を聞き取り調査から明らかにする。

叶木地区の主屋の建築規模についてはかなりの差があるものの、間取りとしては大部分が5間取りである。部屋は表側の上手をオモテ、下手をナカノマ、奥の上手をネマ、下手をイノマと呼ぶ。オモテには1間の床の間と半間の仏壇に半間の押入れ、ネマにも1間半の押入れがある。ネマ、イノマの北側は、かつてはすべて壁か押入れで、開口部はなかった。建具はオモテとナカノマ、オモテとネマの間が襖、ナカノマと土間および台所とイノマの間が舞良戸である以外は腰板1尺の腰高障子である。

入口は間口1~1間半で、建具は腰2尺5寸~3尺を板にした高腰障子が入る。土間に入ってすぐ右手壁側には幅1間半~2間に奥行き4尺の物入れが必ず設けられ、ここには板戸が入り、左手のナカノマとの境は4枚の舞良戸、正面の板間との間は腰高障子が入る。

楡畑・叶木の農家の土間は、幅が2間~2間半ある場合が多く、聞き取りによると幕末~明治初期にはすでに土間の突き当たりに板間の台所が張り出していた。中央に3尺四方のいろりがあり、土間側の角にはいろりの方から炊けるように、炊き口をいろりに向けた一つ口の置きかまどが据えられていた。明治末年まではいろりに自在鉤を吊り、鍋で米を炊いていたが、いろりのそばに置きかまどが据えられてからは炊くようになる。大正にな

ると、かまどは土間の隅に築かれ、二つ口が一般的になる。その後この台所の手前、ナカノマの並びに土間を潰して板間が作られた。

このような土間部分の物入れや台所・板間の張り出しは、屋内の仕事場であり混納の行われていた土間を狭くするものであり、それが建築当初のものであったとしてもかなり内部改善の進んだ形態と考えられる。すなわちこれらは長屋や釣屋などの建設と関連し、混納の機能が他の付属屋に移った結果、労働のための空間であった土間が生活利便のための空間に変化していったものである。

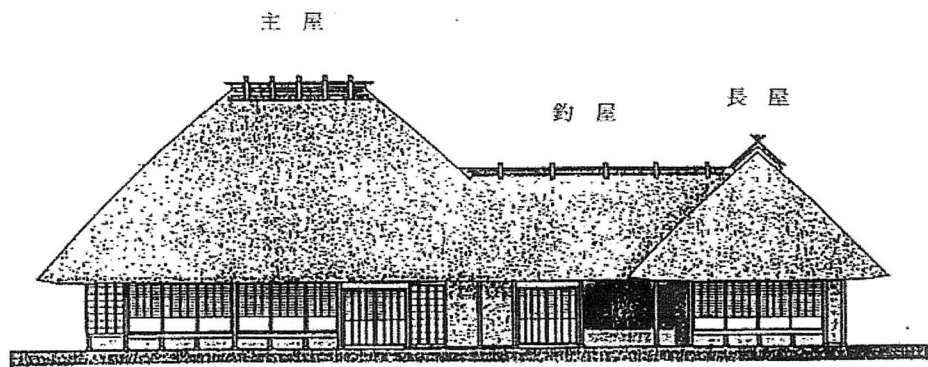
さらに、台所の改変は進められ、主屋の北側に台所を突出させた台所中門を形成する。主屋の東端側に、主屋の棟と直角に一段低く小さい棟を設ける家がある(図5 3・6・8・18・20・21・26・41・42・46)。この棟が台所中門でありここに台所、かまど、流しなどが作られる。台所を主屋外に出すことにより、独立した台所としてその機能は高まり、主屋の居住空間が増加する。

・長屋、釣屋と台所中門

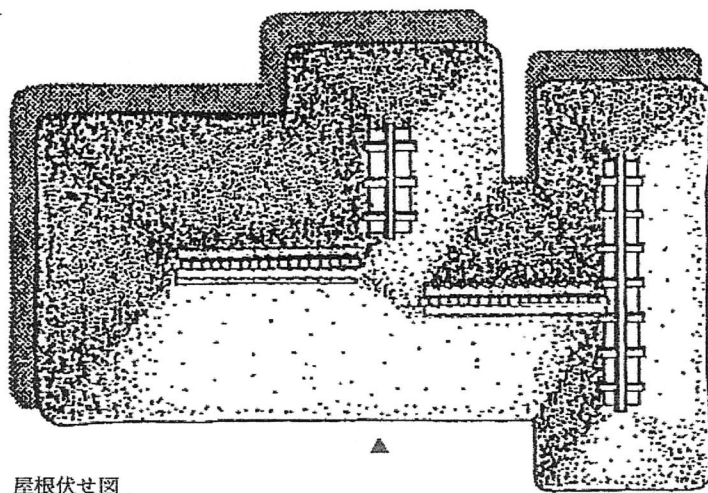
山口県では脱穀など農作業を混納(こんのう)と言う。混納場とは農作業をする空間であり、混納屋とは農作業をする建物である。もともと農作業は主屋の土間で行われていたので土間は広く、混納屋とは農家、居家そのものを意味するものでもあったと推察される。この混納をする場所が時代が下がるにつれて、土間から別棟の長屋へ、長屋から主屋と長屋の間の釣屋へと変化してゆく。混納をしなくなった土間には板間がつくられ、4間取りから5間取りへと部屋がふえたり、土間の奥が突出して台所の空間が拡大してゆく。

山口市叶木では、一般に建物は屋敷地に主屋のほか長屋、蔵、木小屋、風呂場などが建つ。屋敷地が南北より東西に長い形であるため、建物は西から主屋、釣屋、長屋、木小屋と横一列に並んでいる場合が多い(図3-2-17)。主屋の土間が西端に、床の間が東端になっている逆勝手の家の場合、建物は東から主屋、釣屋、長屋と並ぶ。

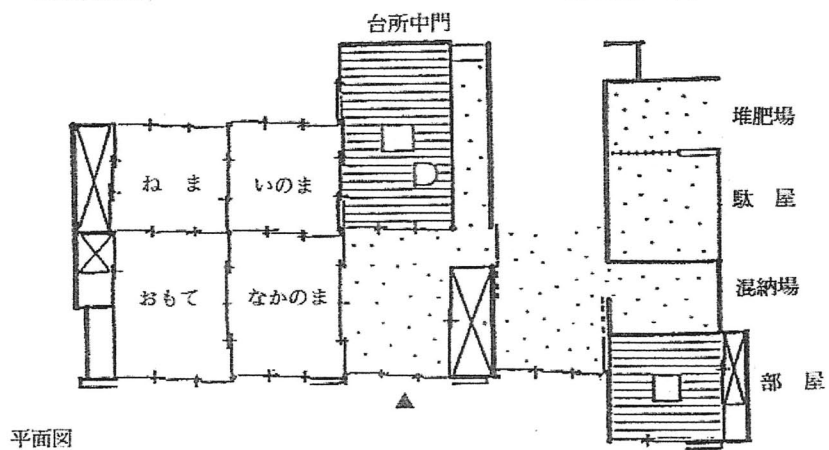
明治・大正期の建物の様子を聞き取り調査から復原すると、主屋と長屋は数メートル離れて、主屋は南に平を、長屋は妻を向けて並んで建つのが普通である。長屋は南から混納場、駄屋、堆肥場となっているものが多い。幕末か明治初期頃から、主屋と長屋の間に釣屋を架けてつなぐことが行われるようになる。釣屋は、主屋と長屋の柱に梁を架けて屋根をつけたもので、下は、吹き放ちになっている。屋根形が複雑になり、雨じまいが難しいが、屋根の葺き替え時などに安く建てられ、便利な空間ができる。釣屋は農作業場、穀物



立面図



屋根伏せ図



平面図

図3-2-20 釣屋形式の農家

や藁・茅などの貯蔵場、納屋として使用された。一方、納屋の南端の混納場は、土間が4畳半か3畳の部屋となり、隠居部屋や子供部屋として使用した。

早い所では明治初期から、一般には明治末から大正にかけて瓦が普及する。主屋や長屋、釣屋の南面の屋根は、軒先を瓦葺きにする鋳葺きとなった。これにより軒下が広くなり、ここも農作業場として利用される。主屋と長屋の谷になる釣屋の屋根は傷みやすく、主屋や長屋よりも早く瓦が取り入れられたのが特徴である。

・台所中門の発生

現在の間取りは、4間取りに土間の奥に板間が張り出した形のものが多い。部屋は表側の土間側からナカノマ、オモテ、裏側はダイドコロ、イノマ、ネマと呼んでいる。

土間の奥に張り出した板間のダイドコロは、幕末から明治初期には既に造られていたようである。ダイドコロの中央には約3尺四方のイロリがきられ、土間には板間から炊けるように、炊き口をイロリに向けた1つ口のカマドがつかれていた。米は、明治末までイロリの自在鉤に鍋を吊り煮ていたが、イロリのそばに置きカマドが据えられてからは釜で炊くようになる。

大正になると土間の隅に二つ口のカマドが築かれ、ダイドコロの手前、ナカノマの土間側にも板間が作られた。また、ダイドコロの北側に部屋を張り出した、台所中門（ダイドコロチュウモン）も作られるようになる。主屋北側の東端に主屋と直角に棟を出し、ここにカマドや流しを据え、後には風呂場が外風呂から主屋内に移された。一般にガラス戸が使用され内部は明るい。台所中門は増築の場合もあるが、明治期の建物で、主屋の東端（逆勝手は西端）の桁の長さが4～5間と初めから長く、建築当初から中門の棟を主屋の棟に直角に突出させた。叶木では台所中門は明治以降の建築であり、大正から昭和のはじめにかけて広まったようである。

3-2-2-3まとめ

叶木地区では近世後期に長屋が建てられ、農作業空間は主屋内から長屋へ移る。具体的に長屋の建築年代を知ることはできないが、近世の山口市域に関する文書から推察でき、また調査時の聞き取りからもこれを裏付けることが出来る。長屋の規模は大きくなっていったが、明治期に釣屋が作られると、農作業空間は長屋からさらに釣屋へと移動した。(図3-2-18)。

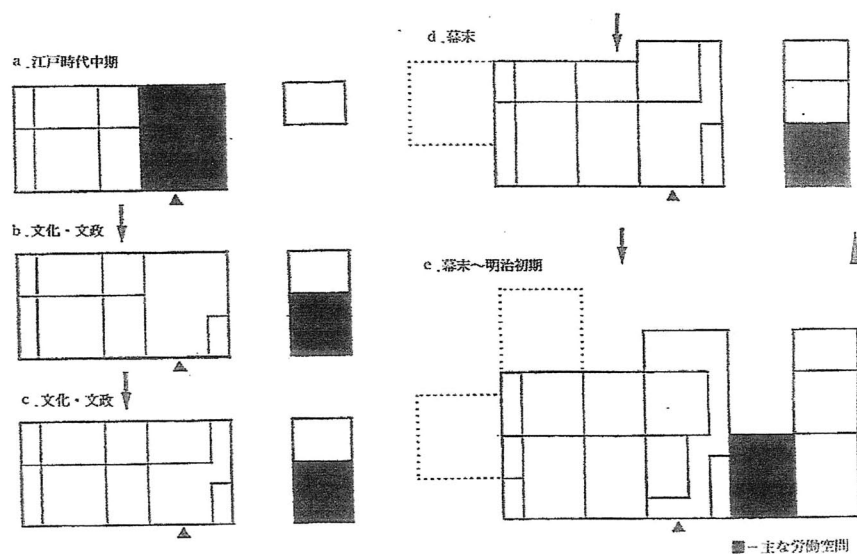


図3-2-21 作業空間と居住空間の変化

一方主屋内の居住空間は、まず土間に板間が張り出され、次に土間の奥に台所中門を形成した。この中門の形成には主屋棟と直角に位置する桁の張り出しと、一段下がった棟といった構造の変化を伴った。さらにもう一部屋土間に板間がつくられたが、長屋へもへヤが作られ、居住空間は主屋の外へと拡大した。

釣屋形式は、農作業空間と居住空間が拡大してゆく過程で、それぞれの規模を単に大きくしていくだけではなく、土間や屋外など別の空間に移動した結果、それらをつないでまたあらたな空間として作り出されたものである。

叶木は中門地帯に位置しているが、中門は台所にしか作られていない。叶木における台所中門は、釣屋や長屋の設立とかかわりながら、生活空間の拡大を図るために大正期になって作られたものが多いことが明らかになった。

1991年に行なわれた叶木地区の調査は、山口市教育委員会『叶木かやぶき農村集落伝統的建造物群保存対策調査報告書』にまとめられた。筆者も叶木に現存していた民家について実測調査をおこなったが、以下は報告書に掲載されている現状平面図、現状断面図を転写したものである(図3-2-22～3-2-31)。架構図は筆者の実測、図面作成浄書である。

- ・柴崎勇邸 ・徳本忠正邸 ・京本一邸 ・柴崎捨熊邸 ・徳本清八邸 ・柴崎ヨシエ邸
- ・徳本典生邸 ・柴崎艶子邸 ・柴崎浩邸 ・徳本金治邸

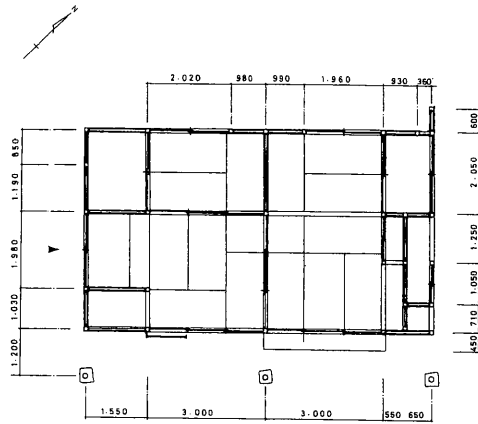
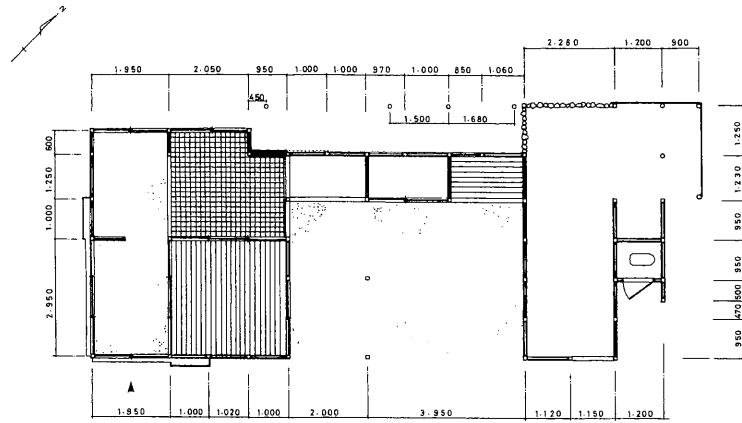


図 3 - 2 - 2 2 柴崎勇邸 (『叶木かやぶき農村集落』より)

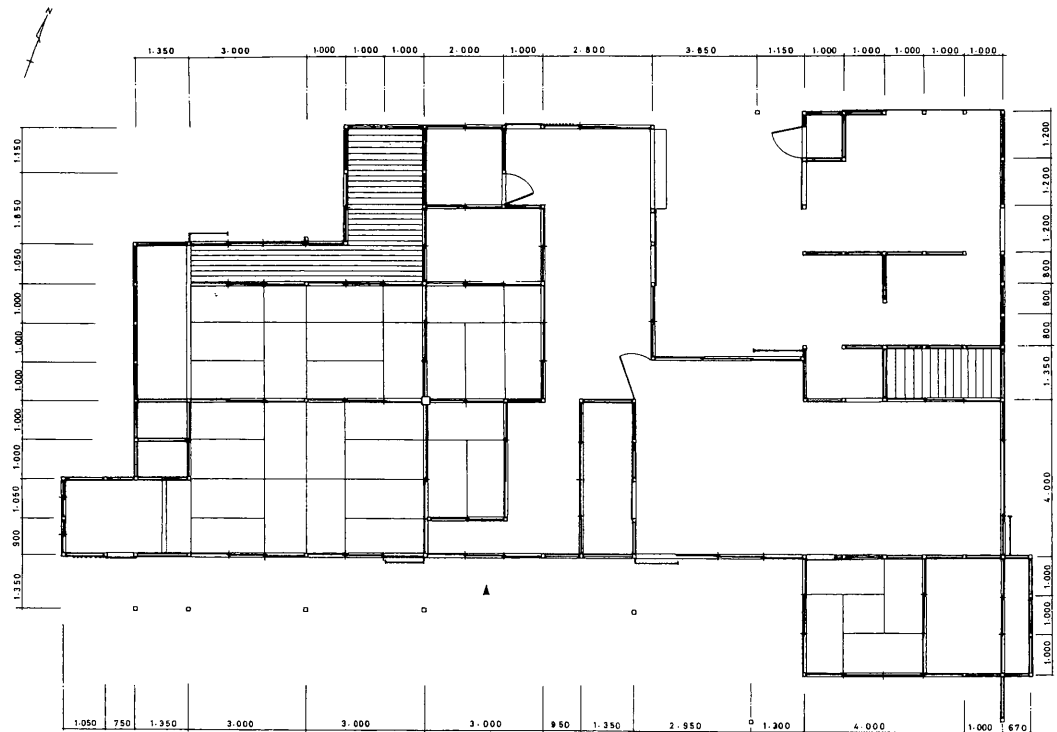


図 3 - 2 - 2 3 徳本忠正邸 (『叶木かやぶき農村集落』より)

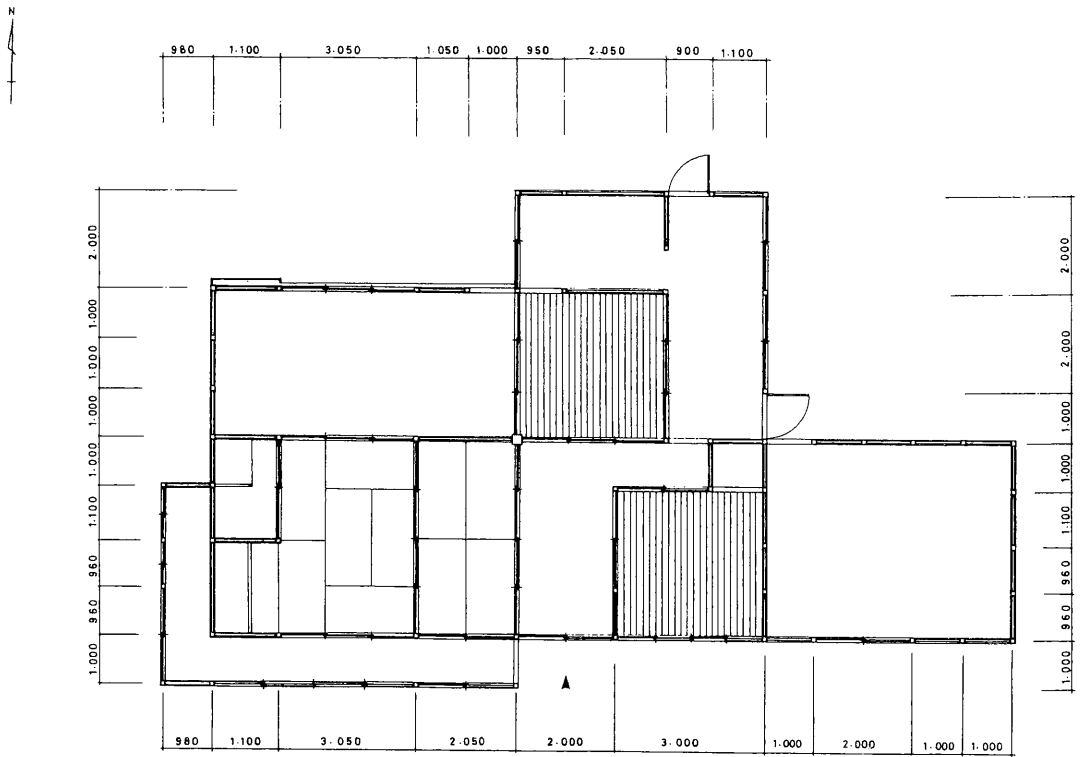


図 3-2-24 京本一邸 (『叶木かやぶき農村集落』より)

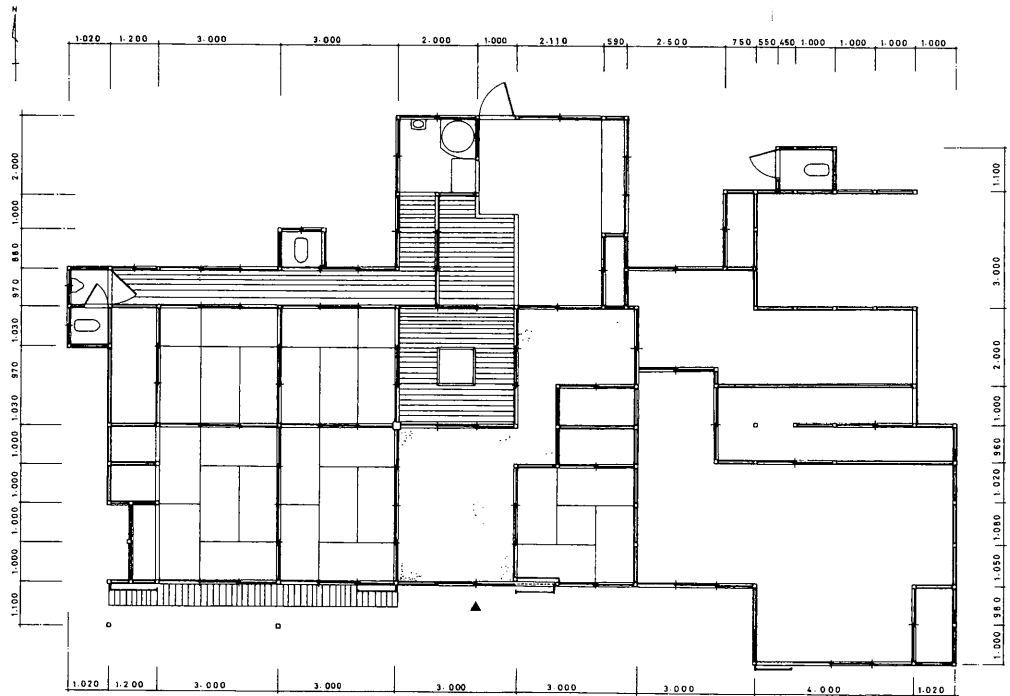


図 3-2-25 柴崎捨熊邸 (『叶木かやぶき農村集落』より)

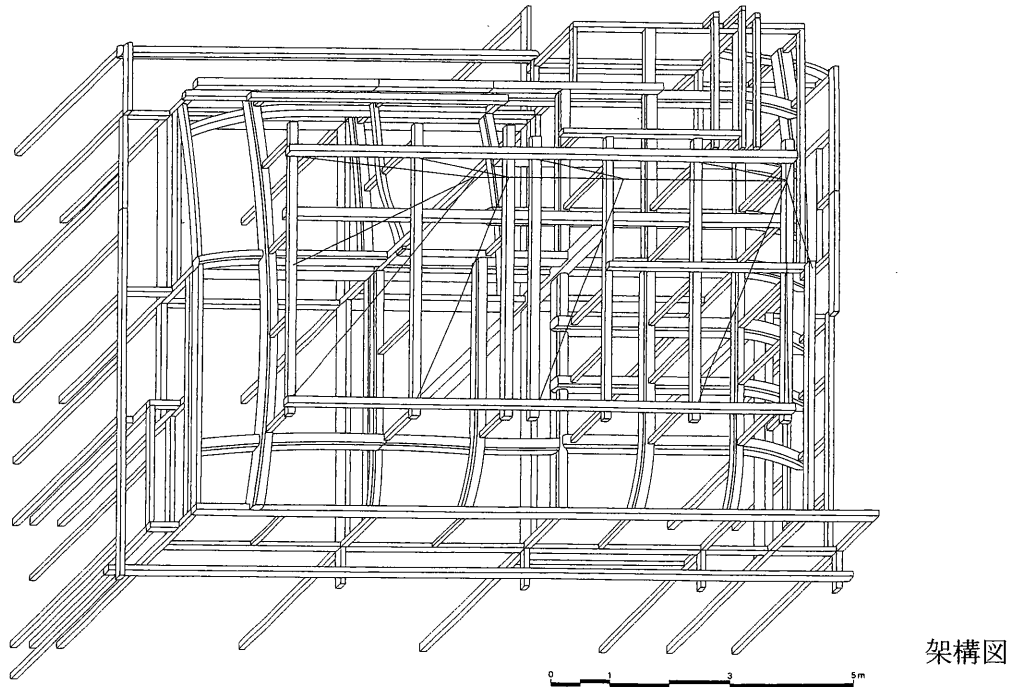
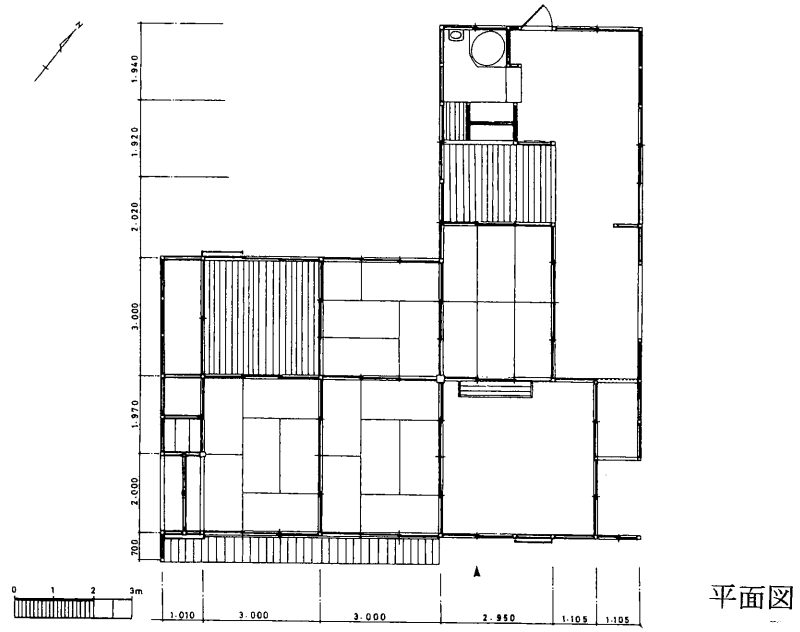
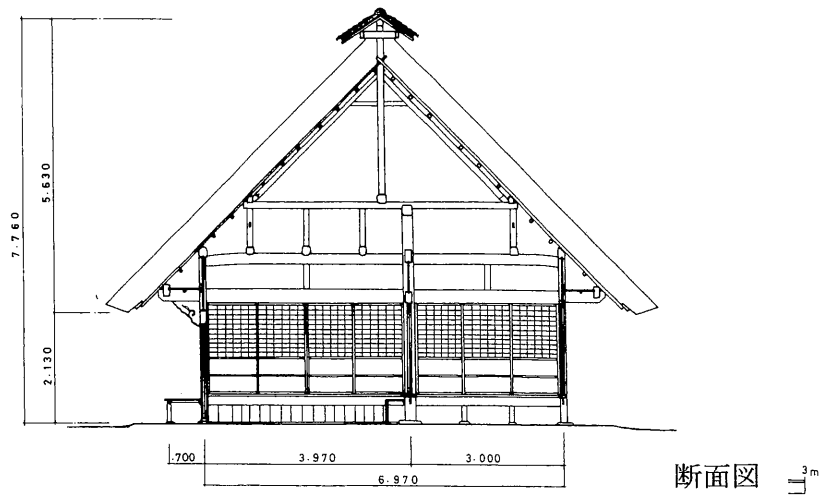


図 3 - 2 - 26 徳本清八郎 (『叶木かやぶき農村集落』より)

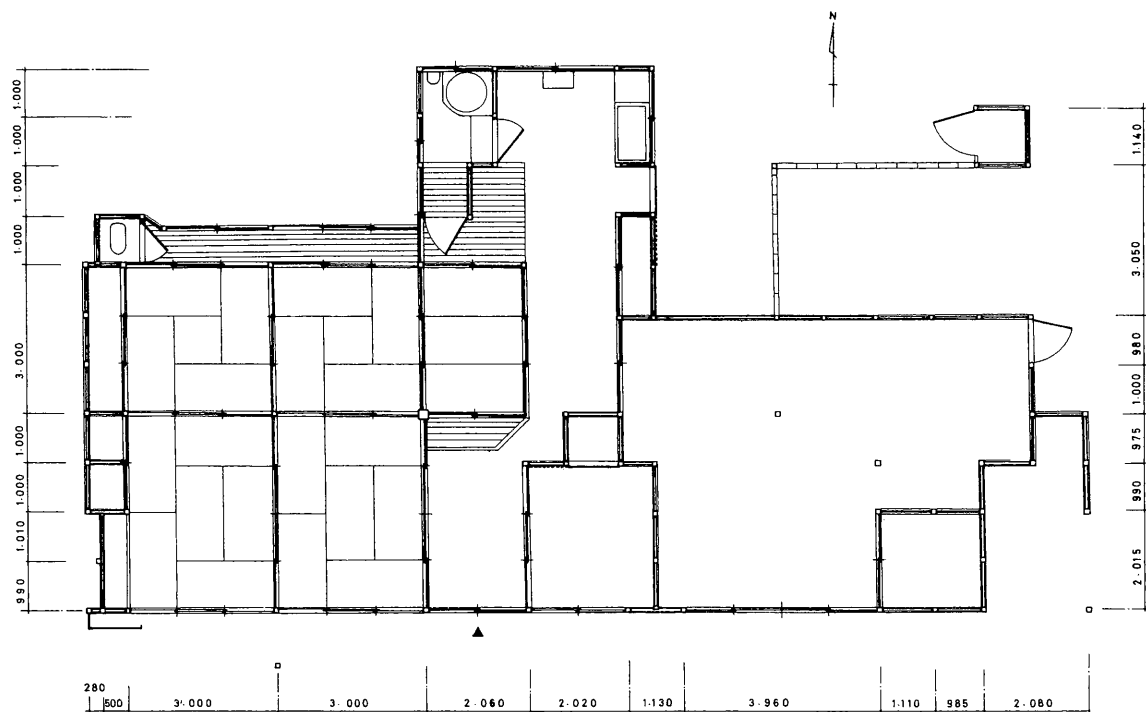


図 3-2-27 柴崎ヨシエ邸 (『叶木かやぶき農村集落』より)

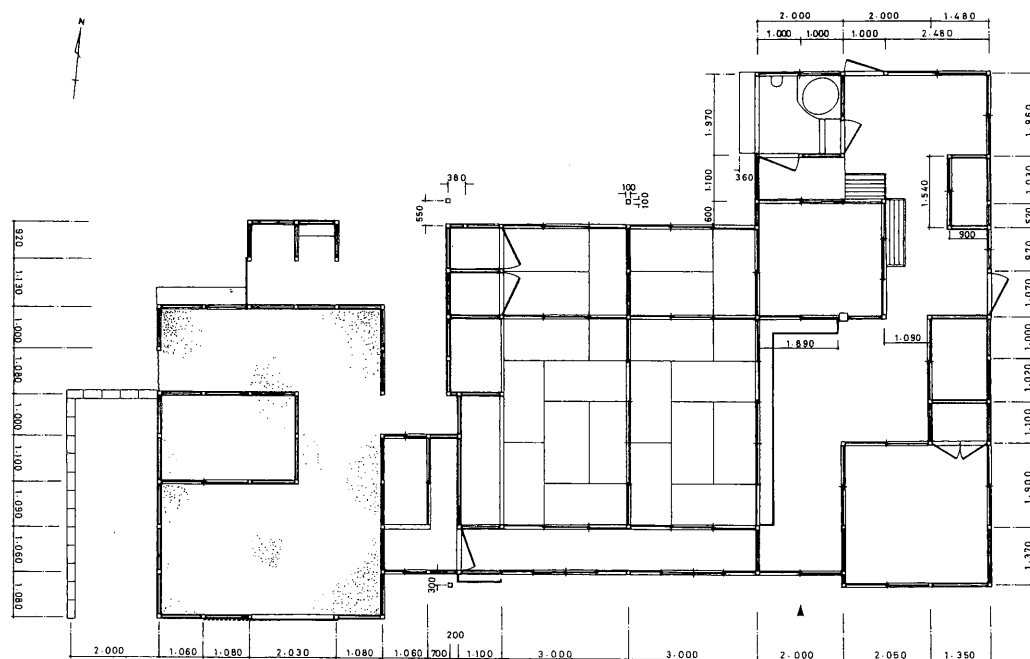
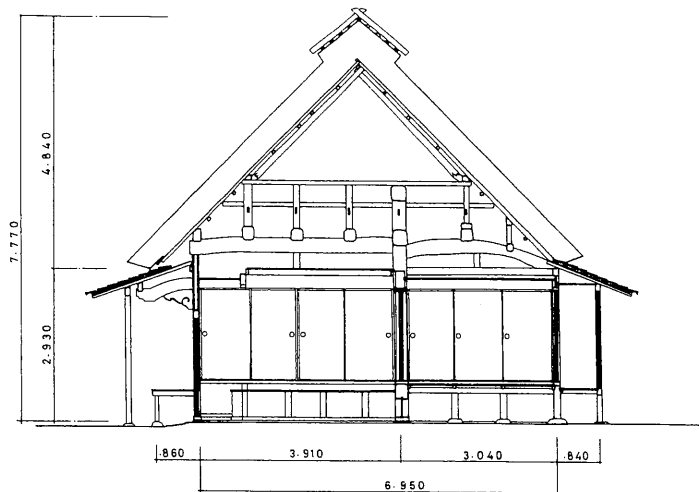
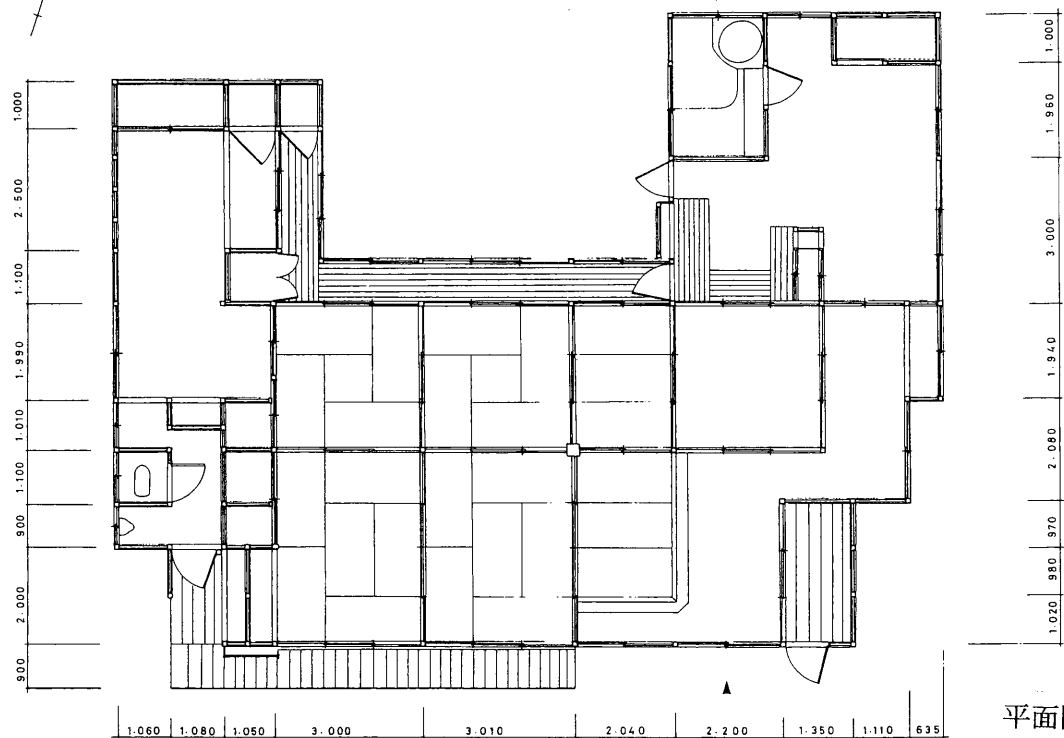


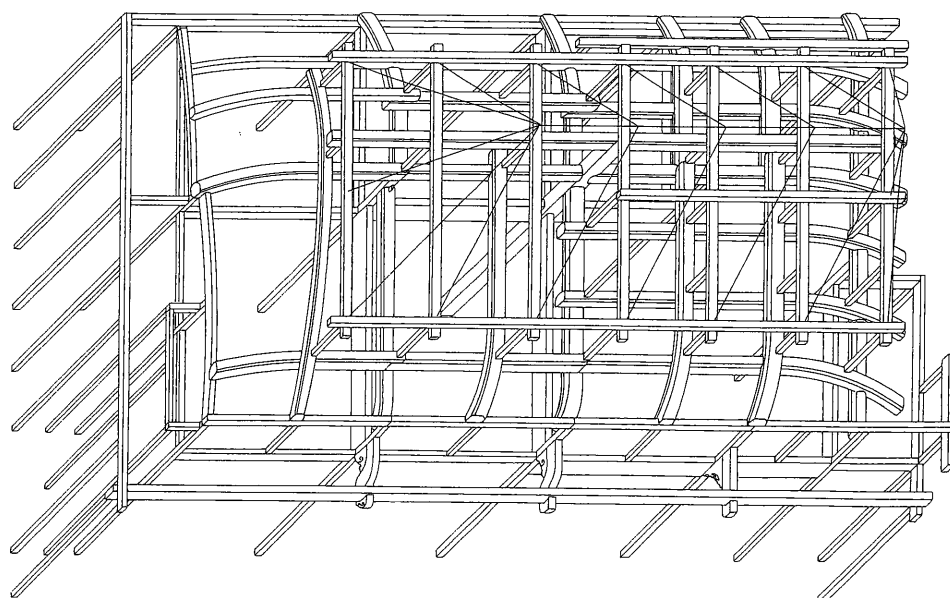
図 3-2-28 徳本典生邸 (『叶木かやぶき農村集落』より)



断面図



平面図



架構図

図3-2-29 柴崎艶子邸
 (『叶木かやぶき農村集落』より)



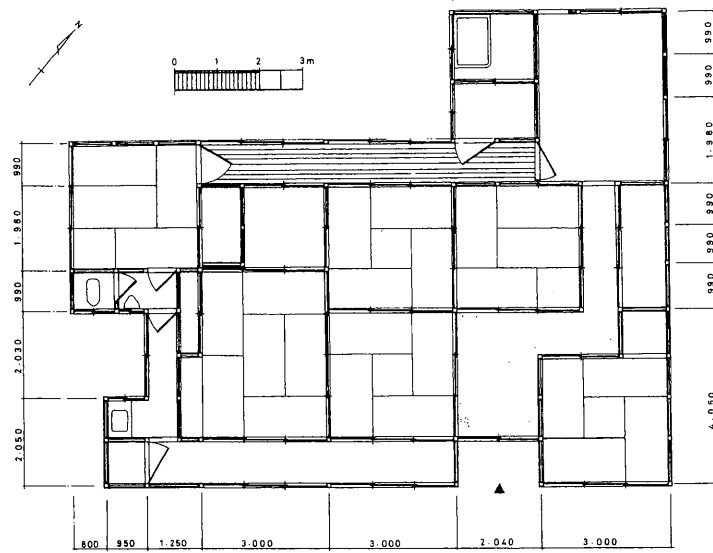


図 3-2-30 柴崎浩 (『叶木かやぶき農村集落』より)

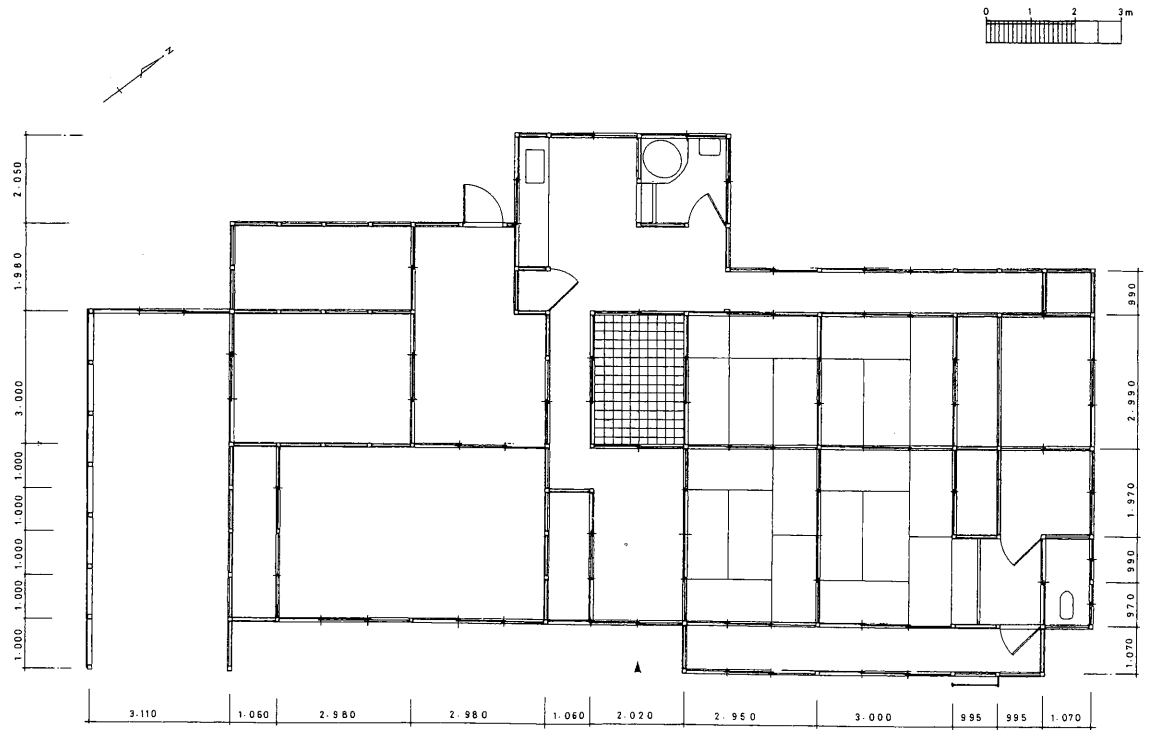


図 3-2-31 徳本金治邸 (『叶木かやぶき農村集落』より)

3-3 防府市域の中門造り

山口市徳地、防府市を流れる佐波川流域に、主屋にいくつもの小さな屋根をくっつけた独特の草葺屋根を昭和50年代まで多く目にすることが出来た。台所中門と納戸中門が多く、その両方を主屋から突出させたものも少なくなかった。今ではトタンをかぶせたものもあまりみかけなくなった。この20年間に大きな台風などもあって、取り壊されたものが多い。

3-3-1 防府市大道岩淵地区の納戸中門

岩淵地区は大道の東端、楞巖寺（りょうごんじ）山の麓に位置している。江戸時代には岩淵市といわれた山陽道の宿場町で、街道に沿って両側に家が立ち並んでいる。しかし町並みの景観は町家が軒を接しているというのではなく、農家が立ち並んでいる状態である。現在商いをしている家は数件で、ほとんどが兼業農家である。平成15年現在世帯数は79世帯、総人口は215人である。ここでは、2002～2004年に行った実地調査に基づいて、岩淵地区の住居と住まい方を明らかにし、中門造りの納戸中門について述べることにしたい。

3-3-1-1 建物の分析

・屋敷構え

屋敷地のことはカワチという。カワチは前面の道路に面し奥行きはそれより長い長方形の形をしている。主屋は道路側に建ち、主屋の後ろに庭や離れ、畑が作られる。道路に面していない家は、主屋の前面に庭や畑を作り建物はその奥に建つ（図3-3-1）。建物に向かって主屋の右手に長屋が立つ。長屋が主屋の東側に建てられるのは東からの強い風を避けるためである。地元の人から、このあたりは風の強いところで風が楞巖寺山の山麓に沿って吹いてくるとう話がよく聞かれた。当初は平屋であった長屋も2階建てが作られるようになる。しかし、家が栄えるように長屋の屋根は主屋よりは低くするという。主屋と長屋の間は釣屋でつながれるか樋が架けられる。後者の場合フタヤと呼ばれる。どちらも屋外での作業空間として作られたものである。

主屋以外の建物として、長屋、離れ、へや、木小屋、倉庫、駄屋、外便所、風呂場、土蔵がある。長屋は大きく三つの間に区切られ、南側に畳敷の居室であるへや、その北側に



图 3-3-1 岩淵现状屋根伏図

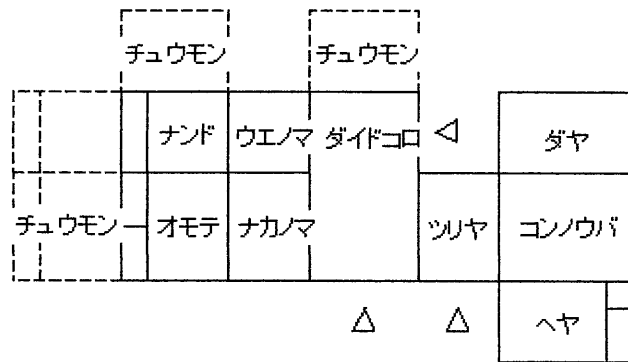


図3-3-2 間取り模式図

脱穀以降の調整を行なう混納場が設けられていた。一番北側は牛または馬を飼育する駄屋となっていた。長屋は明治以降に作られたと推測され、それ以前は主屋と役割ごとに小屋が建っていた。

長屋の南端や2階、別棟に部屋を設けている。長屋の居室をヘヤ、別棟の居室を離れという。主屋には戸主と家族が就寝し、その親や兄弟などはヘヤや離れに暮らす。就寝場所については結婚した時や子供が生まれた時、子供が小学校に上がるときなどに代替わりが意識され、就寝場所が変化する。ヘヤや離れに移った親は隠居したといわれる。隠居しても食事は主屋で一緒にとる場合が多い。老夫婦が寝る場所をヘヤや部屋に移ることは、かつては家を代表する夫婦の交代の意味合いが強かったが、現在は収入手段の変化からその意味合いが曖昧になりつつある。しかし、同じ屋敷地内に2世代3世代同居する傾向は強い。

・間取りの分類

間取りは4つ間取りが基本で、表側上手はオモテ、下手はナカノマ、裏側上手はナンド、下手はウエノマと呼んでいる。ナンドの奥には納戸中門がつく場合がある。ウエノマから土間にダイゴコロが張り出すものもある。特にナンドまたはネマ部分の張り出しはチュウモンと呼ばれており、広く普及していた増築だといえる。チュウモンが増築として作られ始めた年代ははっきりしないが、現時点の聞き取りで先代あるいは先々代の時代にオク、またはナンドの西側に張り出してチュウモンを作った事例が多いことから、比較的新しい改造と考えられが、幕末の記録にすでにナンドの北側に中門があることから、発生時期については検討を要する。これとは別に主屋の西側に客間として離れを作り、主屋とは廊下

を渡して連結し、チュウモンと呼んでいた形式の例がある。主屋と不可分の関係であったのが長屋であり、母屋の東側に建てられた。その南端にはへヤと呼ばれる居室が設けられ、隠居や結婚後間もない夫婦、青年の起居する場所として使用された。

出入り口は2つ並んで作られているものが多い。1つは客用、もう1つは日常の家族や近所の人が出入りする出入り口である。長屋に作業空間が移行したため、かつてのように広い土間は不必要になり、土間をつぶして部屋を作る場合が多い。その場合、床上とするのではなく、土足のままで事務仕事をしたり地区の人々と椅子に腰掛けて話をするオウセツマと呼ばれる部屋が作られることが多い。土足のまま気軽に出入りのできる部屋である。

地区の集まりや祭りごとを住居でするため、表側に部屋を続けて並べる二間下りの部屋を設けている。大道地区では大歳祭りとよばれる、当屋行事が今も自宅で行われている場合が多い。20人近くの人々が集まって神事や直会をするために、二間下りは必要な空間であり、地域社会に開かれた空間として、この形態の継承は特に強く意識されている。

3-3-1-2 住まい方

次に住居の現状、移り変わり、住まい方について具体的に見てゆくことにする⁶⁾。調査は2002年12月14日、2003年1月31日、2月1日、7月31日、8月1日、4～6日、11～12日、2005年4月7日、9日、21日に行なった。

・ 能野優邸 図3-3-3

能野邸は昭和26年(1951)に建てられたものである。現在の屋敷構成は主屋と納屋からなる。主屋は昭和26年の新築時から瓦葺きであった。主屋の間取りは床上部分南側にオモテ、イタノマ、ナガヨジョウの三間が並び、その北側にナンド、ヨジョウハン、ヨジョウハン、ダイドコロの四間が並ぶ。さらに北側に縁側を挟んでフロバが位置する。フロバとスイジバの間は土間であるが呼び名はない。

玄関の東側には半間幅の土間が奥まで続きスイジバにつながる。土間沿いには1間半幅のモノオキが設けられている。フロと北側の縁側、土間およびスイジバは昭和47年に増築されたものである。ナガヨジョウ、土間、モノオキの上はフミテンジョウと呼ぶ中2階になっている。フミテンジョウは家財道具入れとして使われ、ダイドコロから階段を使って上がった。

優氏は普請を行なう際、周りの人から家は田の字型の間取りで作れと言われた。L型やT

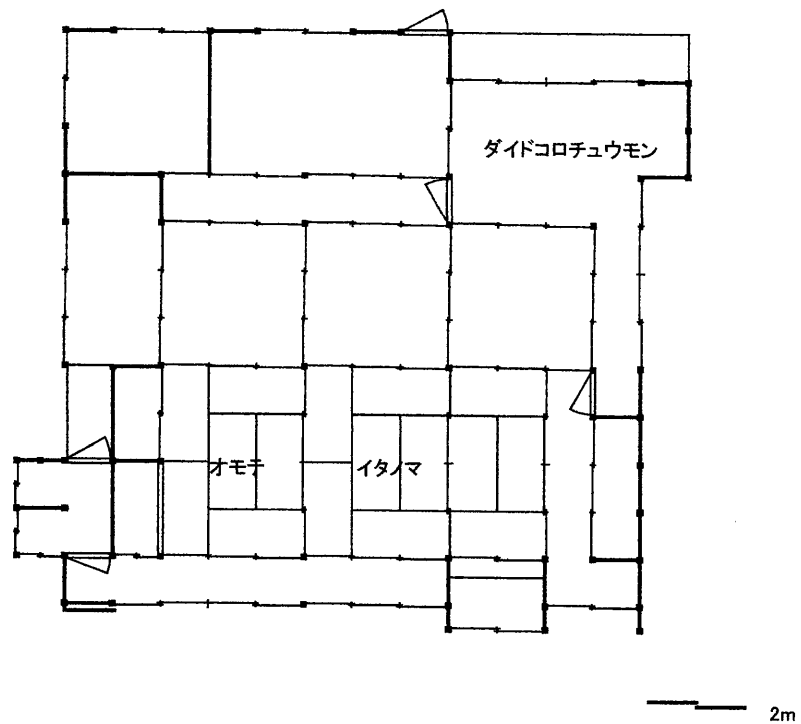


図3-3-3 能野優邸

型の間取りでは必ず屋根に谷の部分できて、そこから腐りやすくなるというのが理由である。しかし増築したスイジバと主屋はL字につながり、台所中門の形態をとっている。現在ではスイジバと主屋の境は谷になっている。

また、この地区では昭和40年ころまで、各家々の主屋が集会の場所として使われており、6畳、6畳、4畳の三間下りの広さがどうしても必要であった。この広さに40～50人が集まって話し合いをするのであり、この地域の住宅には必要不可欠の空間であった。ナガヨジョウの間は玄関を入れてすぐの間であり、予備室的な使い方がされた。家の形や間取りに対する地域の人たちの共通認識があったことがうかがわれる。

・能野達之邸 図3-3-4、3-3-5

能野邸は昭和52年(1977)に建てられたものである。南面に突出したゲンカンを入ると土足のまま入れるオウセツマが右手にある。ゲンカンを上がった広い板間はオモチとニノマの畳間、ダイドコロへ通じる。オモチ、ニノマの二間が接客空間としてあり、その南北には廊下があり、北側の廊下を通過してチュウモン、ベンジョ、イマ、ダイドコロへ行く

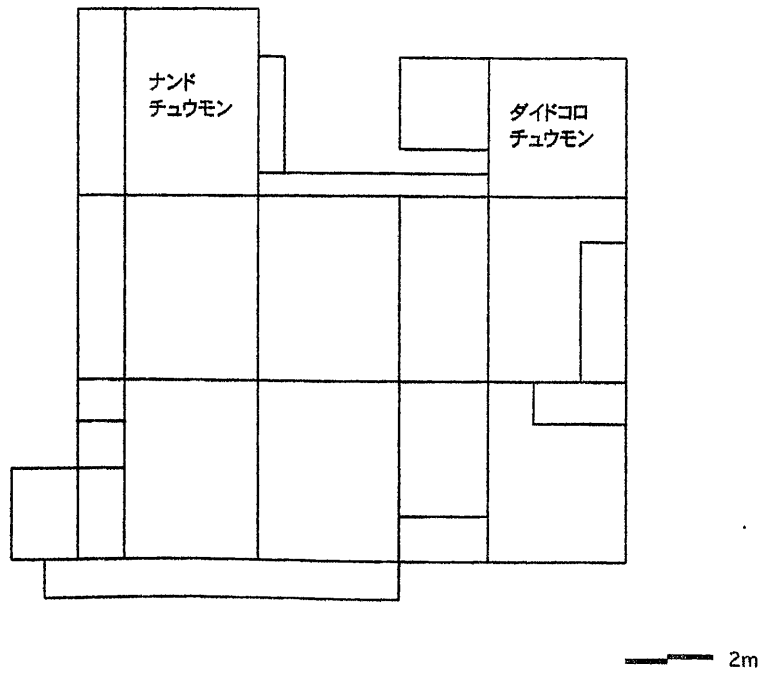


図 3 - 3 - 4 能野建之邸復原図

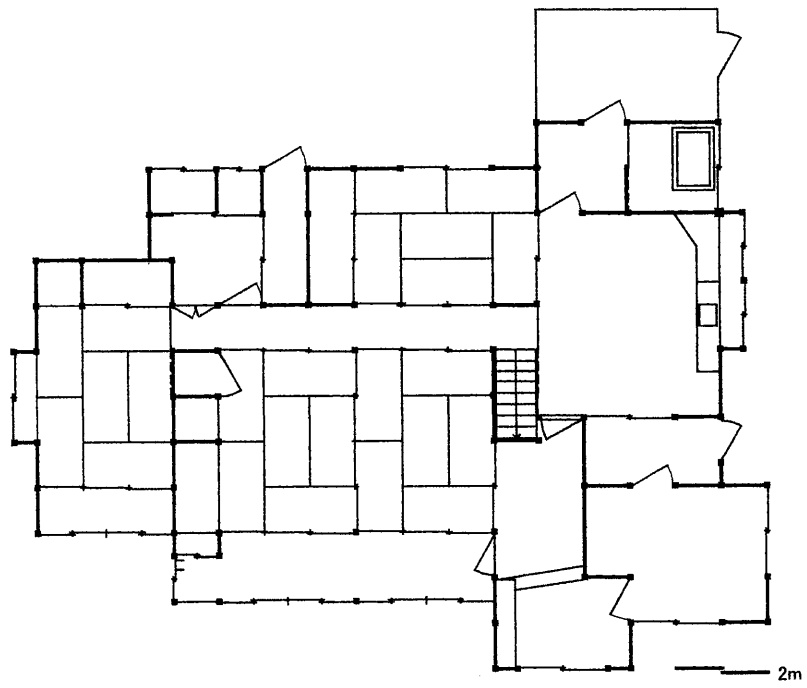


図 3 - 3 - 5 能野建之邸

ことができる。ダイドコロの北側にフロバがある。北側の廊下は2階へ上がる階段へ通じている。2階は二間ある。中廊下を設けて、それぞれの部屋の独立性を高める工夫と、仕事時の土足のまま接客ができるオウセツマを設ける工夫は農村の住宅改善として提唱された間取りの影響をうかがうことができる。

昭和52年以前の主屋の間取りは以下の通りであった。玄関を入ると3畳の畳間があり西側に6畳の広さのナカノマ、6畳の広さのオモテと続き、オモテには床の間と仏壇がついた。オモテの北側には6畳のネマ、さらにネマの北側に6畳のチュウモンがあった。ナカノマの北側には6畳のナンド、3畳の畳間の北側にはダイドコロとよぶ6畳の板間があった。ナカノマは別にオオトシザシキとも呼び、大歳祭の際はこの空間に御室を安置し上座とした。3畳の畳間とダイドコロの東側には土間が広がり、表側から裏側まで通じていた。炊事場と風呂場からなる棟が、土間の北側に主屋と接するようにたっていた。

主屋の東側に位置する長屋は南北に部屋が連続し細長い形をしていた。各部屋は南側からへや、二間続きのシゴトバからなり、北側の壁を隔てて牛小屋が接していた。へやは8畳間で、その1畳分が押入となった形で、これに床と別の押入がつく。このへやはシゴトバ側から出入りするようになっていた。二つのシゴトバの空間のうち東側には中2階に上がる階段、米を収納するモノオキがつき、階段下にはだいがら臼があった。中2階はアマと呼んでいた。西側のシゴトバには漬け物樽等を置くシオケバが設けられていた。

屋敷内には主屋、長屋、牛小屋の他に木小屋と鶏小屋があり、これらの建物が中庭を囲むように配置されていた。また、敷地の北側を用水が流れており、その水を引き込んだ池があり、そばに洗い場が設けられていた。

・山本一夫邸 図3-3-6

屋敷取りは主屋、二階、倉庫の構成である。現在の主屋は東側に接する二階と呼ぶ建物とともに昭和38～40年に建てられた。二階は屋敷地東側の畑に建っていた建物を移したものである。この二階の建物は一夫氏の母、美代子氏（昭和5年生まれ）の義父が大工で、主人の弟たちのために建てた建物であった。弟2人はそれぞれ独立し、他地に家を建てたので移築したものである。現在の主屋も義父の建築である。

主屋の間取りは玄関を入ったところがヨジョウ、その並びにナカノマ、オモテが続き、オモテには床の間と仏壇が付く。その北側にはテレビノマとナンドが並び、ナンドの北西側にチュウモンが位置する。テレビノマの北側にはフロバと廊下をはさんで増築された部屋が位置する。増築された部屋には呼称はない。

主屋と二階の間は屋根をかけて連結されており、その間は板間と流しのある土間からなり、両方をダイドコロと呼ぶ。

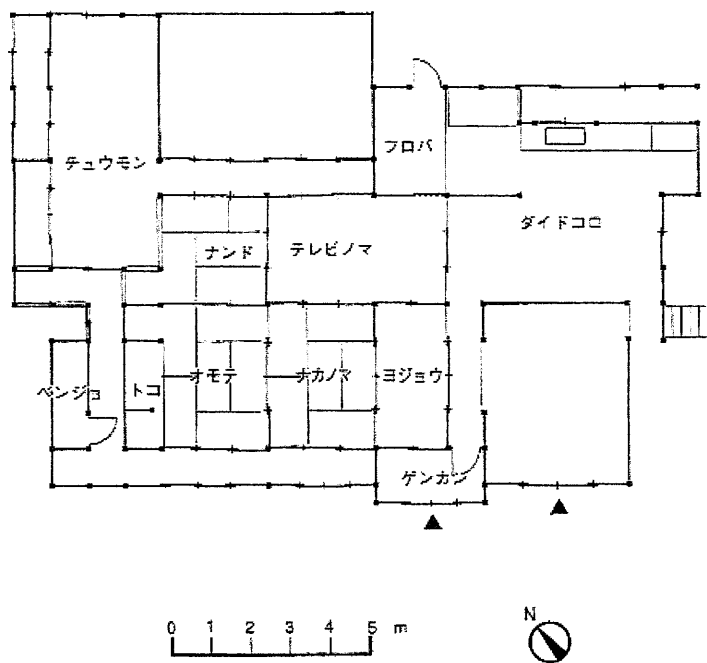


図3-3-6 山本一夫邸 (『山口県史 資料編 民俗2』より)

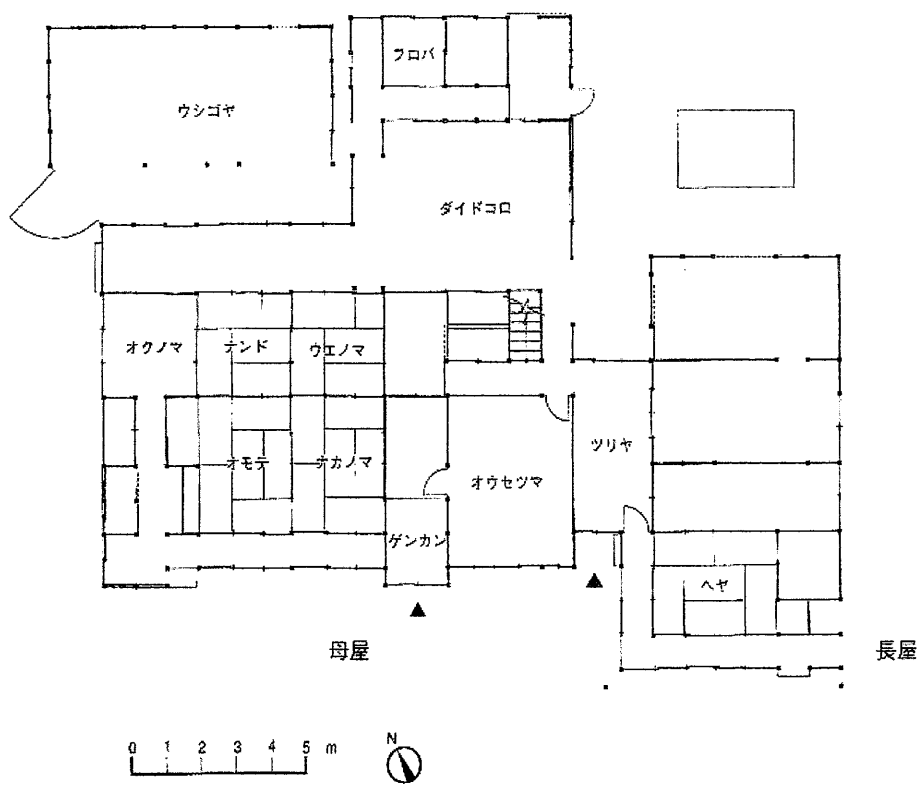


図3-3-7 内田弘邸 (『山口県史 資料編 民俗2』より)

美代子氏が嫁いできた昭和24年(1949)当時の屋敷取りは主屋、離れ、倉の3棟の構成であった。主屋内の床上部分南側はオモテ、ナカノマ、ヨジョウの三間で、北側は三間で構成されていた。北側の三間のうち、土間側の板間は呼称がなく、続いてナンド、オクと呼ばれていた。オクはチュウモンとも呼ばれ、西北端に張り出した一室である

・内田弘邸 図3-3-7

屋敷取りは主屋、長屋、外便所、牛小屋の構成であり、主屋と長屋は釣屋で連結されている。昭和18年建築の主屋はダイドコロ部分が北側に張り出したL型の間取りをしており、台所中門である。桁行き7間半、梁行き4間半で張り出し部分は北側に3間の奥行きである。

ゲンカンの左手には畳間が続きゲンカン右手には板間のオウセツマが位置する。畳間は南側にナカノマ、オモテの二間が並び、北側にはウエノマ、ナンド、オクノマの三間が並ぶ。ゲンカンの北側には3畳の畳間が位置するが名前はない。張り出し部分は板張りのダイドコロと廊下をはさんでのフロバで構成されている。長屋は桁行き6間半、梁行き3間で、南側に8畳と4畳二間のへやが作られている。

・南野満千子邸 図3-3-8、3-3-9

屋敷取りは主屋、納屋、風呂場の建物構成であり、以前はこれに木小屋、土蔵、藁小屋、チュウモンの建物があった。主屋の建築年代は不明で、屋根にトタンが被せてある以外は大きな変更は行なわれていない。満千子氏も建築年代についての伝承を先代から聞いていない。

主屋は床上部分と土間部分に分かれる。床上部分は南側に4畳のゲンカン、6畳のニノマ、6畳のオモテノマの三間が並び、オモテノマ西側に床の間と仏壇が設けられている。ゲンカンの北側に2畳の広さのニジョウと3畳のダイドコロの二間が並び、ニノマの北側には6畳のウエノマ、オモテノマの北側には6畳のナンドがそれぞれ位置する。ナンド西側には押入がつく。ダイドコロだけが板間で他はすべて畳敷きである。オモテノマ、ニノマの南側とナンド、ウエノマの北側には縁がついている。

土間部分は日常の出入り口であるマエノカッテとスイジバからなる。それぞれ2畳の広さのモノオキが設けられている。スイジバには2口の竈とステンレス製の流しが設けられており、スイジバ側のモノオキにはお膳や釜などの道具が収められている。

主屋の中に祀られている神様は、氏神様と荒神様である。氏神様は繁枝神社を祀ったものでオモテノマの仏壇近くの長押に祭壇が設けられている。荒神様はスイジバのガス台上の長押に祀られている。また、大歳祭を行なう際、御室を安置する棚がニノマの土間側の長押に設けられている。大歳祭の祭礼のときは下座が上座になるとされる。平成8年までは主屋の西側に8畳間と2畳間と2畳の押入からなる離れがあり、台風で損傷を受けたので、解体された。表の

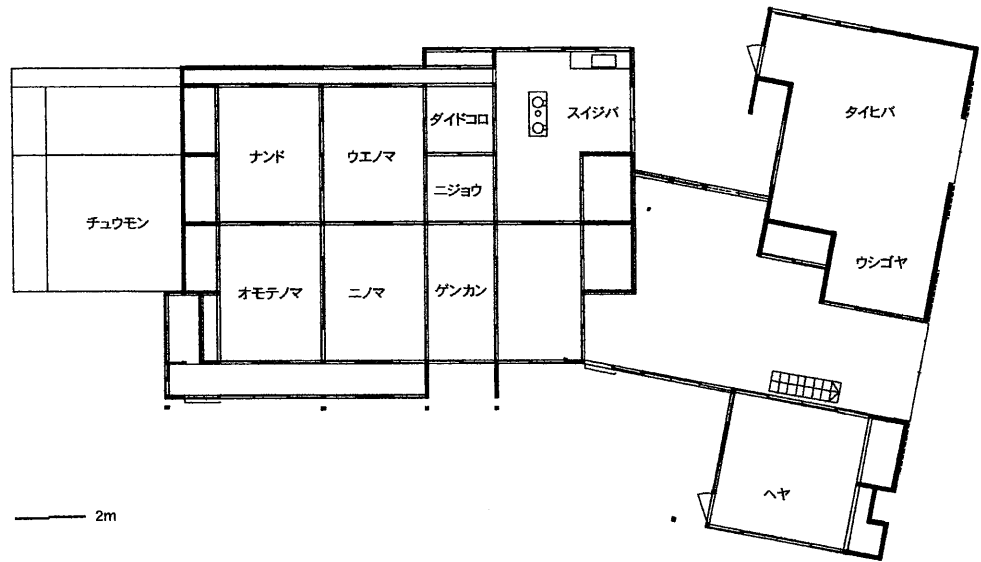


図3-3-8 南野満千子邸復原図

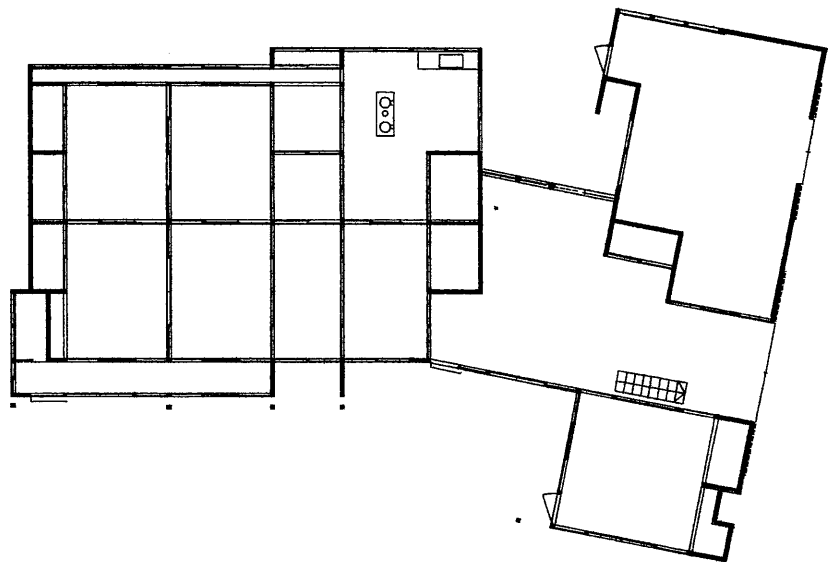


図3-3-9 南野満千子邸

縁がそのまま廊下として伸びて離れとつながっており、この離れをチュウモンと呼んでいた。

主屋と納屋の間は棟を渡して屋根をかけた釣屋になっており、連続した屋根の下での作業ができるようになっている。納屋は桁行き7間半、梁行き2間半の細長い建物で、敷地に沿って建てられているため、南西向きに建てられた主屋よりさらに西に向いた形となっている。

・能野源一郎邸 図3-3-10、3-3-11

源一郎氏（昭和9年生まれ）によれば、主屋の建築年代は明治7年（1874）に建てられた蔵とほぼ同時期と考えられるという。屋根は昭和53年（1978）に草葺きから瓦屋根に変更した。

主屋の間取りはゲンカンを入ると3畳の畳間があり、その並びに6畳のシモノマ、6畳のカミノマの部屋が続く。3畳の畳間は呼称がない。その北側の並びは7畳半の広さの板間であるダイドコロ、4畳半のナカノマ、4畳半のオクノマが続く。さらに、ナカノマの北側にはサンジョウノヘヤと呼ぶ板間がつき、オクノマの北側は便所が位置している。ゲンカンの3畳の間の東側には板間があるが呼称はない。この2部屋とその北側は以前はひと続きの土間でダイドコロと呼ばれていた。現在はナカノマに接する板間とその東側をダイドコロと呼んでいる。ダイドコロの東側は続棟の風呂場で、ダイドコロの一部と二つの居室およびフロバから構成されている。二つの居室には呼称はない。

昭和24年の改造前の間取りは大きく異なっていた。昭和24年までは現存の主屋の西側に南から北へ並びの4つの部屋があった。カミノマの西側に4畳半の広さのチュウモン、オクノマの西側にキヤクマ、現在はトイレに改造されている部分は6畳の畳間でその西側は8畳のキヤクマであった。現在トイレとなっている6畳間の北側には6畳のナンドがあり、8畳のキヤクマの北側には4畳の部屋があった。ダイドコロが板間に改築される前は、大部分が土間で続棟の部分にはカマド、井戸、流しが設けられ、土間の東側に風呂場が位置していた。

主屋のシモノマとナカノマは、米麦の取り入れ後は畳をあげ穀物の一時保管の場所として使った。また縁は外縁で、1尺幅の狭いもので折りたたむことができた。稲の脱穀後、カドニワでの天日干しの際、この外縁を折りたたみ、庇の下を夜間の稲籾の保管場所とした。

・松村トシ子邸 図3-3-12

現在の主屋は入り口を入ると狭い土間にオチマと呼ばれる3畳の畳間が張り出した形で位置する。その並びには6畳間のイノマ、6畳間のオモテが二間続きで並ぶ。オモテには床の間と仏壇がつく。イノマには笑い講の御室を安置する棚が入り口側の長押に設けてある。北側には、3畳間のダイドコロ、4畳半のテレビノマ、4畳半のナンドと仏壇の北側に位

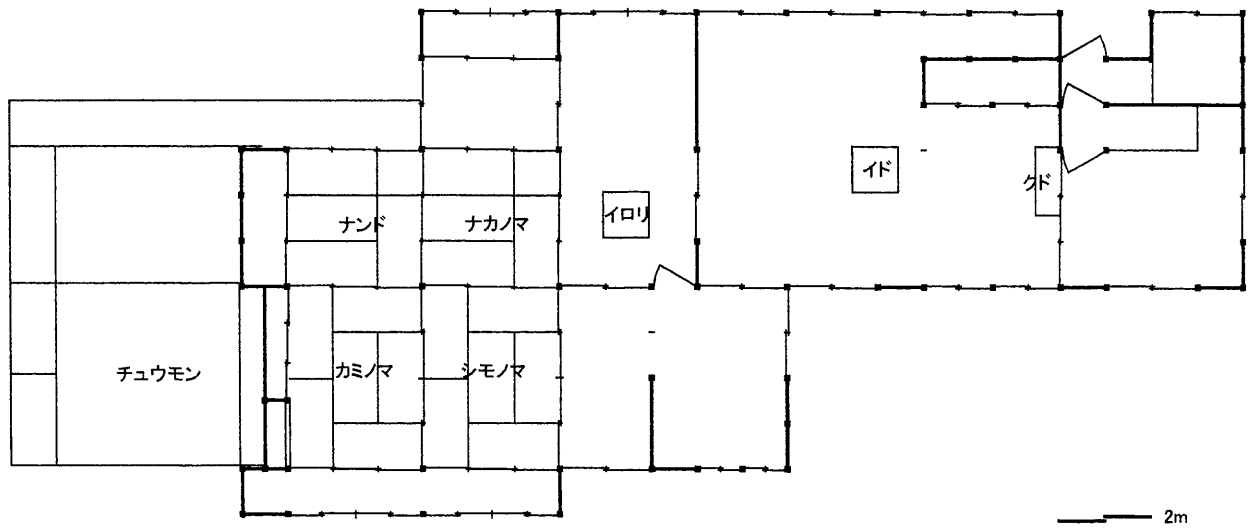


図 3 - 3 - 1 0 能野源一郎邸復原図

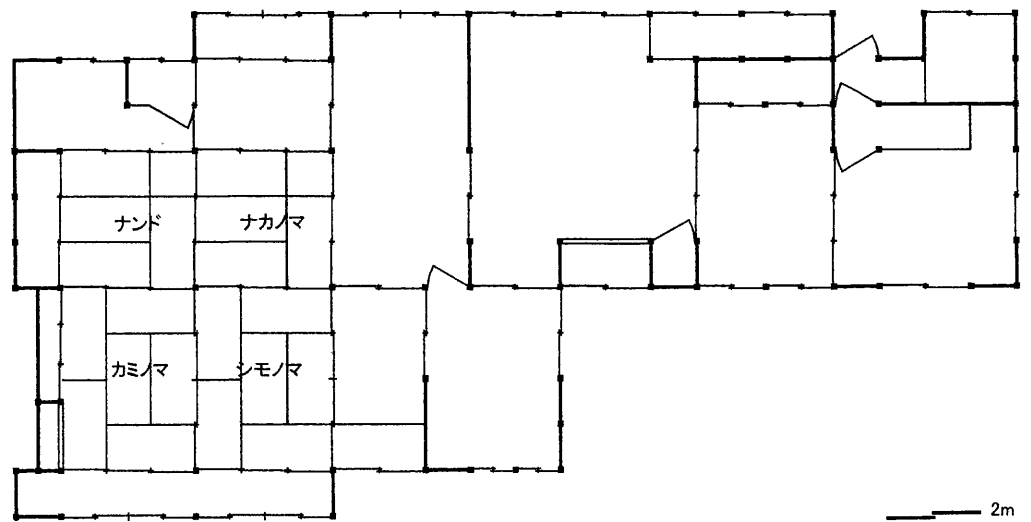


図 3 - 3 - 1 1 能野源一郎邸

置する3畳間のベンキョウベヤがある。テレビノマとベンキョウベヤはともにザシキとも呼ばれる。ザシキの呼称は畳敷きの間の意味と考えられる。ベンキョウベヤから床の間裏の便所へ行くことができる。この四つの間の北側には縁が通じている。北西端には張り出す形で7畳半のチュウモンが作られている。

入り口の土間から奥の方は流しのあるダイドコロおよび風呂場となっている。主屋の東北端に沿うように木小屋が位置する。また、主屋東側には庇を接して長屋が並ぶ。この1本の雨樋を共有する形で、主屋と長屋の庇が接した空間をフタヤと呼んでいる。この雨樋に竹藪の笹が詰まるので、掃除が大変だとトシ子氏（大正13年生まれ）は語る。長屋はコンノウバ、ダヤ、タイヒパの3部屋で構成されている。2階に上がる階段があり、その2階はザシキとドウグオキバの2部屋で構成されている。

現在の主屋は昭和36年（1961）に改築されたものである。それ以前の主屋は田の字型の6畳四間で、これに4畳半の広さの土間のダイドコロがつき、床上の北西端から北側に7畳半のチュウモンが張り出していた。チュウモンは昭和22年に増築されたものである。

松村家は小俣地区の大歳祭り（笑い講）の講員で（補論参照）、トシ子氏自身3回の当屋を経験している。昭和34年、昭和54年、平成11年の3回で、昭和34年は改築前の家で、南側の6畳二間を使って祭礼を実施した。昭和54年は改築後の家で、同じように南側の6畳二間を使って行なった。平成11年の当屋のときは笑い護を実施するために大きく主屋の改造を行なっている。ダイドコロの床を土間から板張りに変え、天井を張った。また、南の縁を広くした。当日は報道陣のために食事を出す場所がないので、長屋の土間にゴザを敷いてもてなした。次第に笑い講が広く知られるようになり報道陣や見学者が増え、そのために主屋を改変していったことがわかる。

・田中花子邸 図3-3-13

主屋は花子氏（大正13年生まれ）が嫁いでくる前の昭和14年（1939）に全焼し、新たに建てられたのは昭和34年である。現在の主屋は正面入り口を入ると6畳のイマがあり、その並びに6畳のオモチ、6畳のインキョベヤが続く。オモチに床と仏壇がつき、インキョベヤとの間は土壁で仕切られている。インキョベヤは独立した部屋として使用できるよ並びの北側には廊下がつき、その北側に4畳半が二間、コドモベヤとオクノヘヤがある。正面入り口の東側は板間で2部屋をまとめてゴラグベヤと呼ぶ。流しのある部分はダイドコロと呼ばれ、屋根が主屋より突出して中門になっている。イマと廊下およびフロバに通じる部分はイタマと呼ばれる。中廊下を設けた新しい間取りであり、各部屋の独立性を高める配慮がなされうになっており、屋根は2段になっていないが、間取りは西中門である。この部屋の

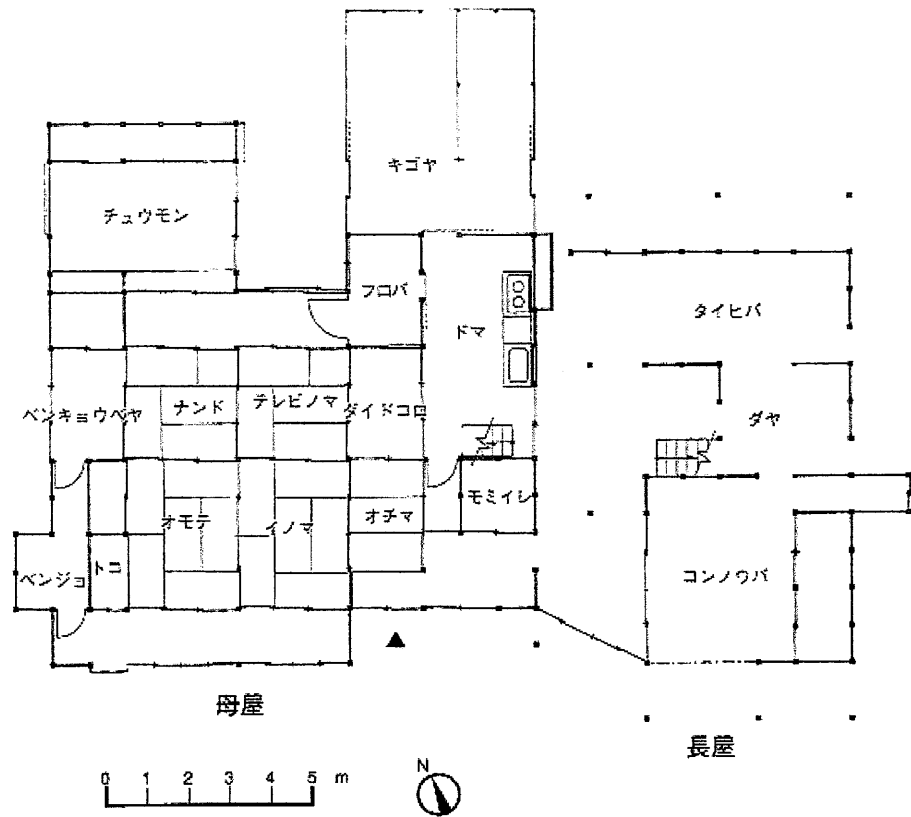


図3-3-12 松村トシ子邸 (『山口県史 資料編 民俗2』より)

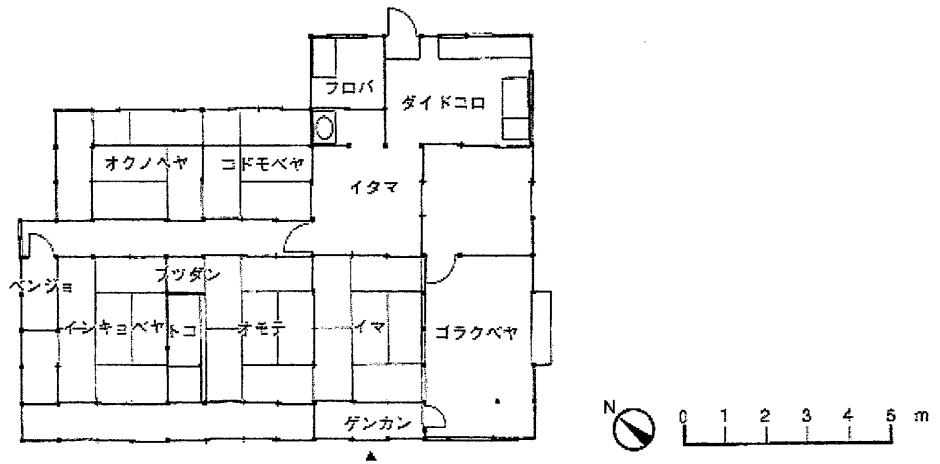


図3-3-13 田中花子邸 (『山口県史 資料編 民俗2』より)

ている。

そのほか岩淵地区で中門のある住居、また以前中門があった住居について、現状または復原平面図をあげる。図3-3-14~3-3-25

- ・能野英城邸 ・内田信之邸 ・末永圭次邸 ・末永圭次邸 ・田中修治邸 ・南野久夫邸
- ・塩見タツコ邸 ・石川澄人邸 ・塩見正弘邸 ・熊野栄邸

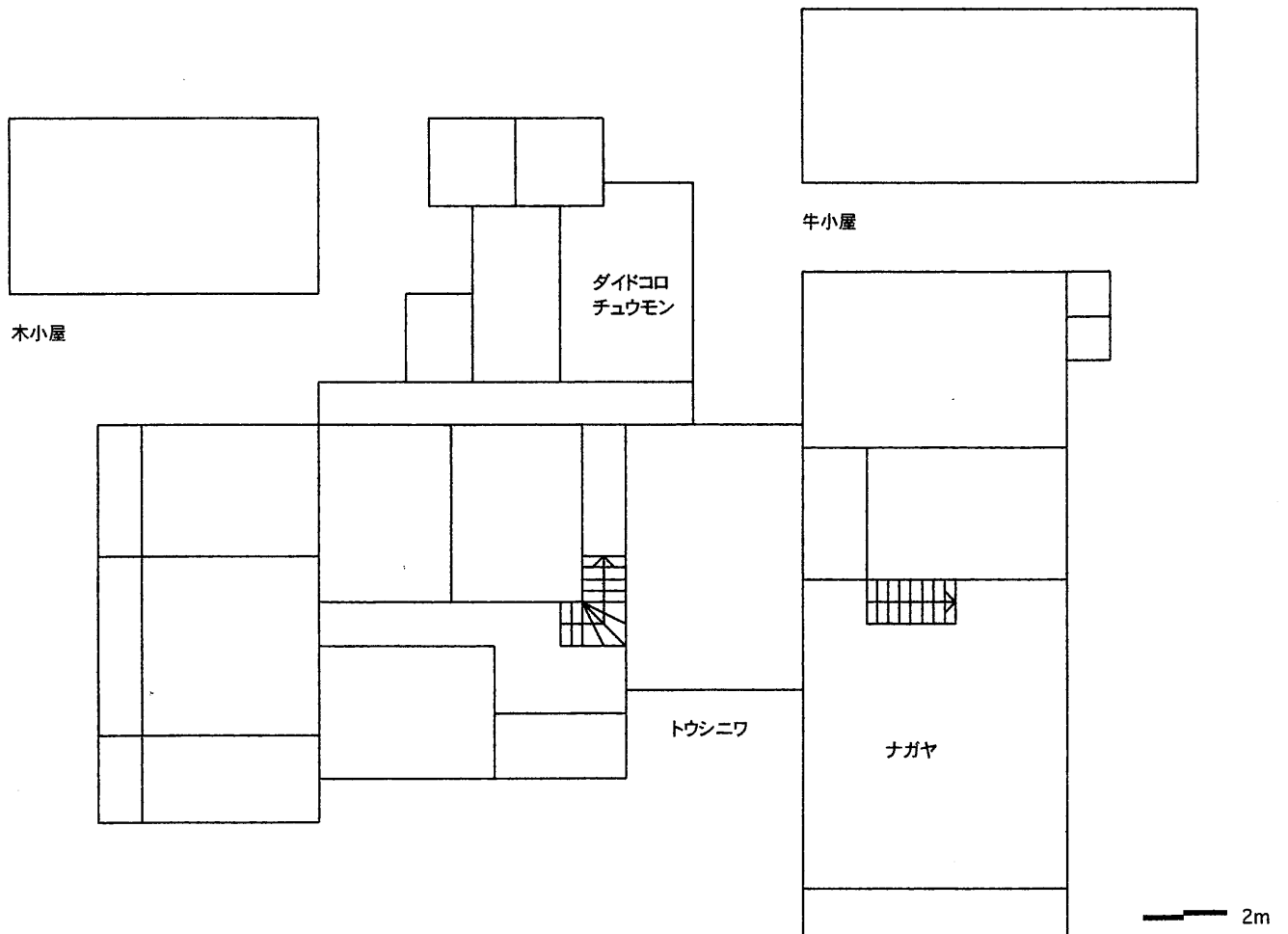


図3-3-14 能野英城邸

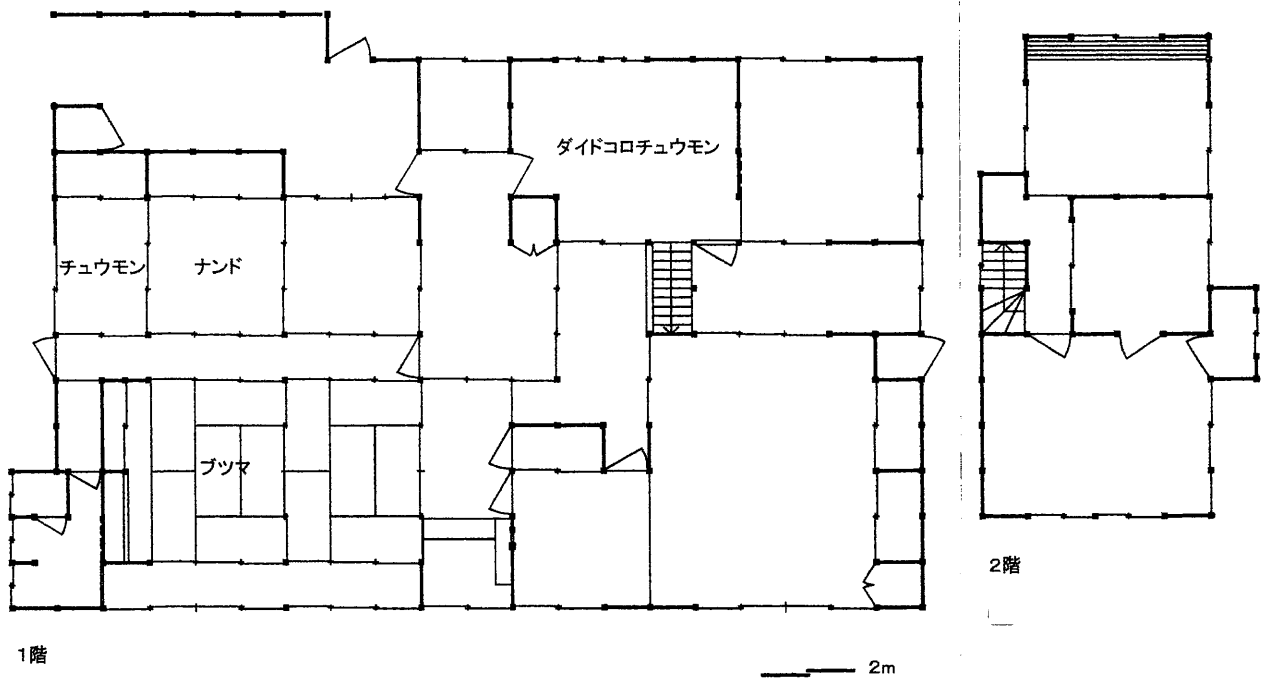


図3-3-15 内田信之邸

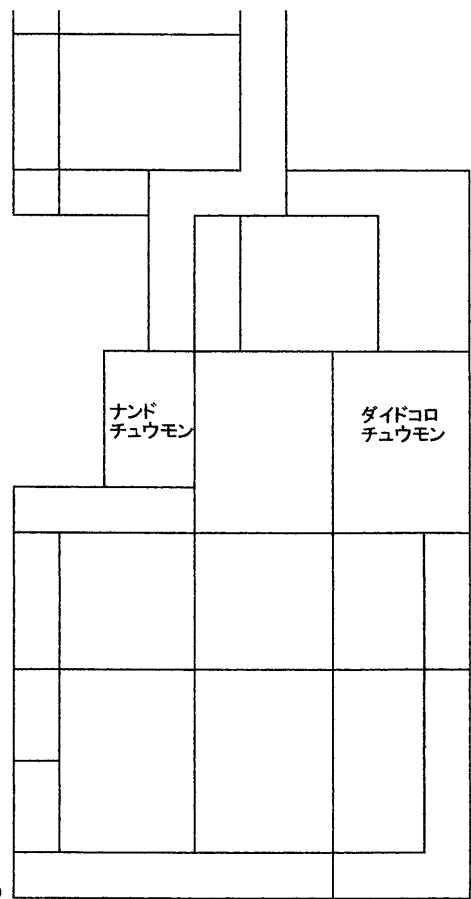


図3-3-16 末永圭次邸

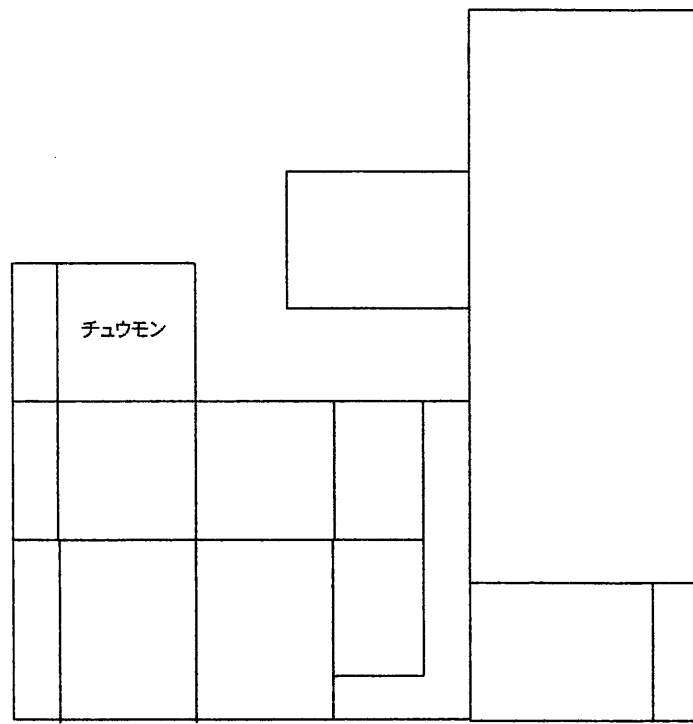
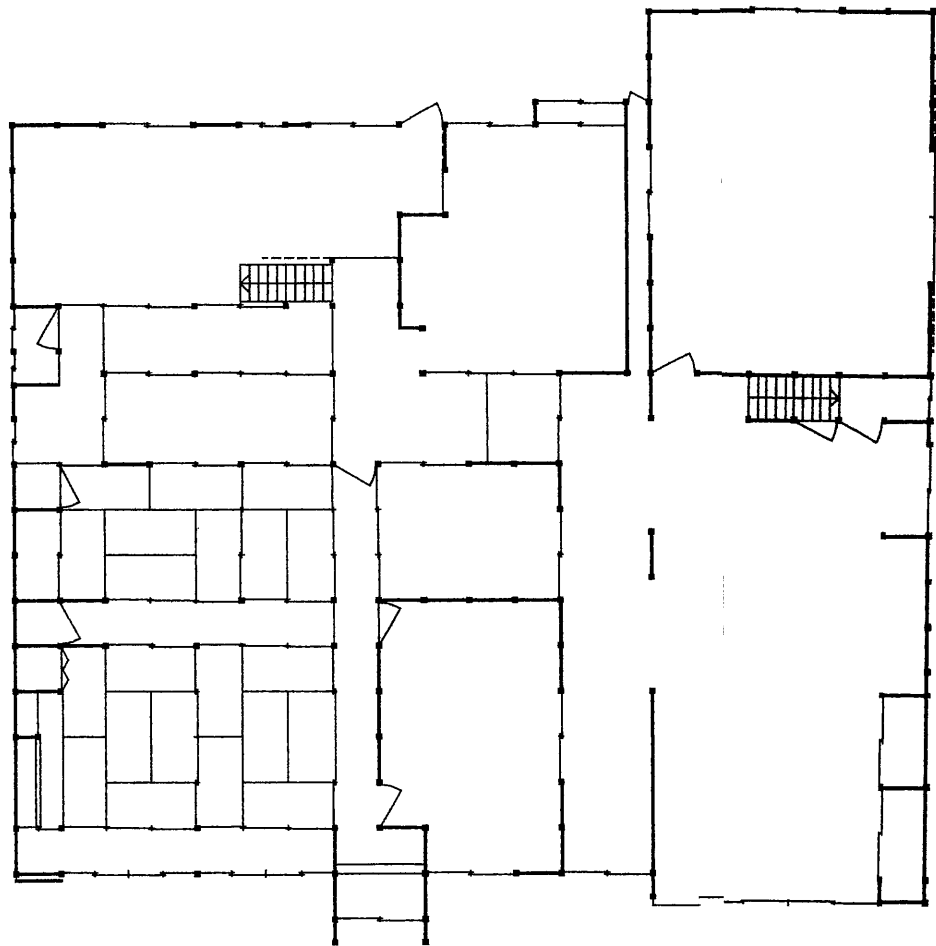


図3-3-17 石川達吉邸復原図

2m



2m

図3-3-18 石川達吉邸

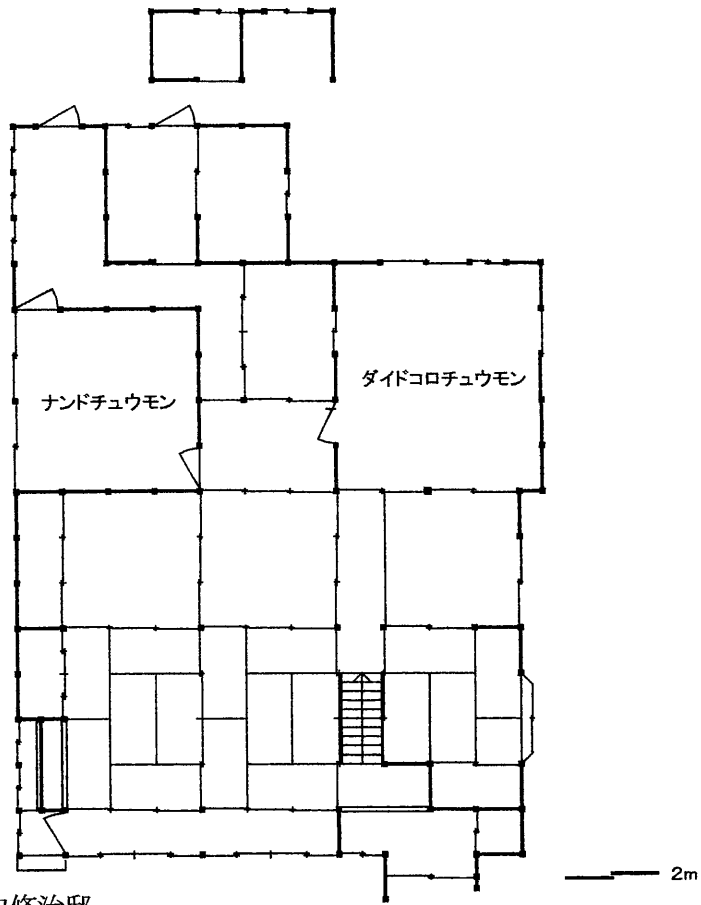


図 3 - 3 - 19 田中修治邸

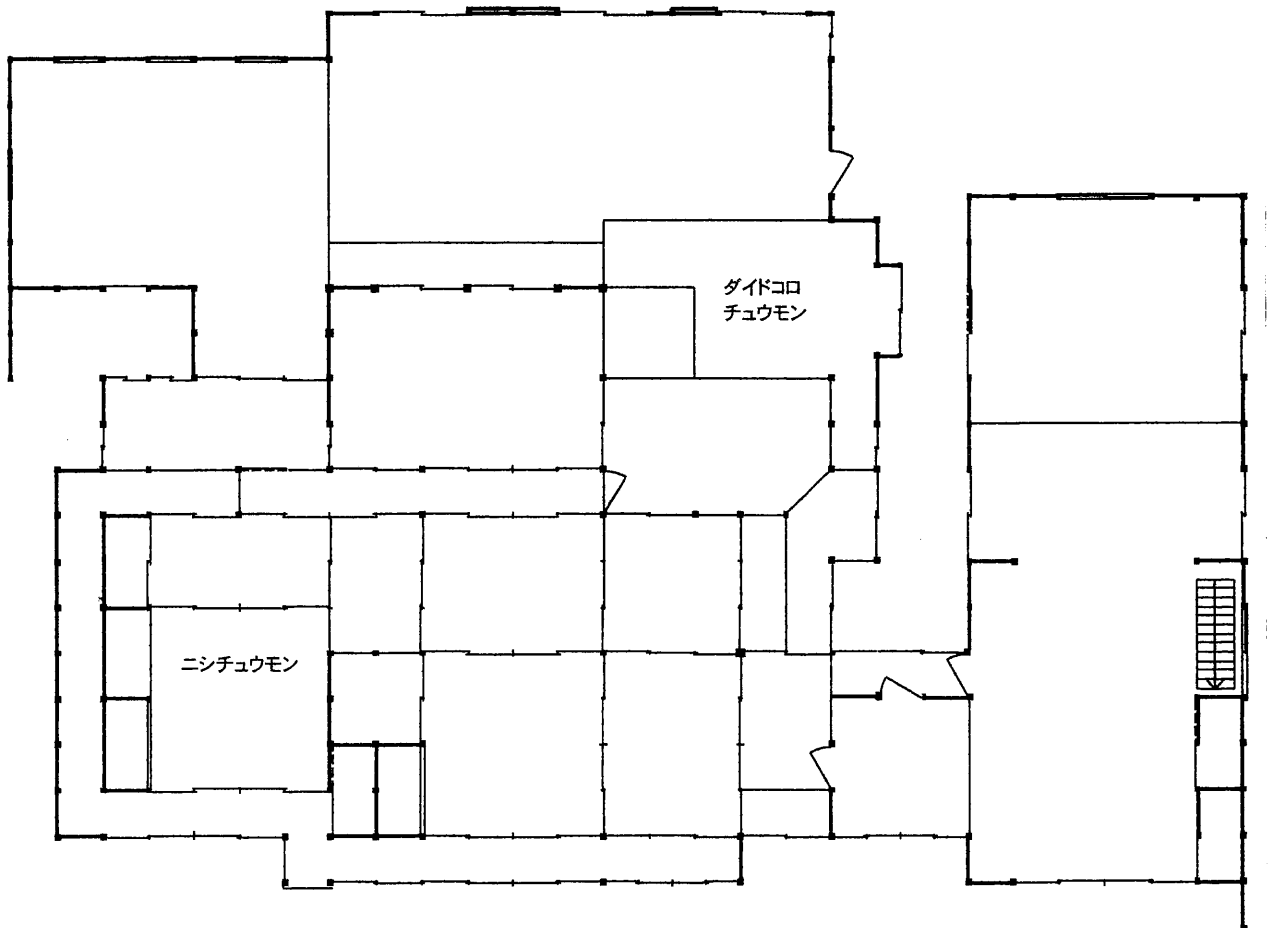


図 3 - 3 - 20 南野久夫邸復原図

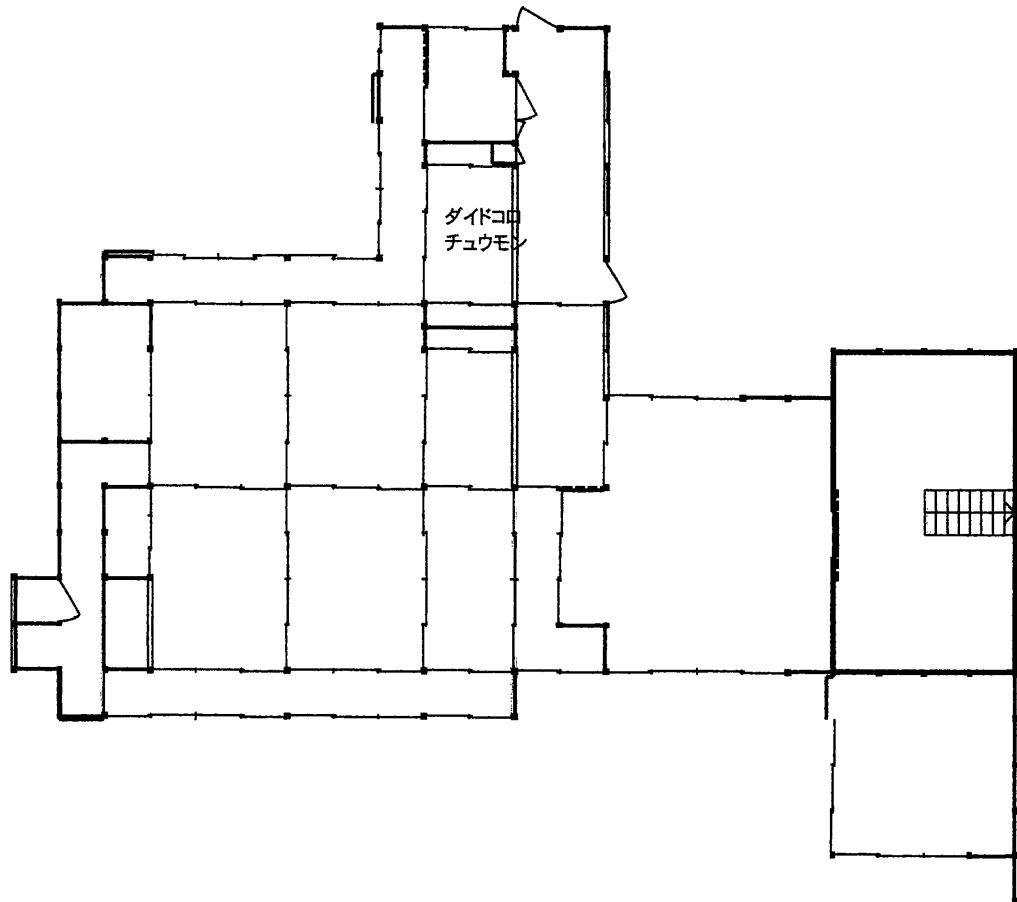


図 3 - 3 - 2 1 塩見タツコ邸

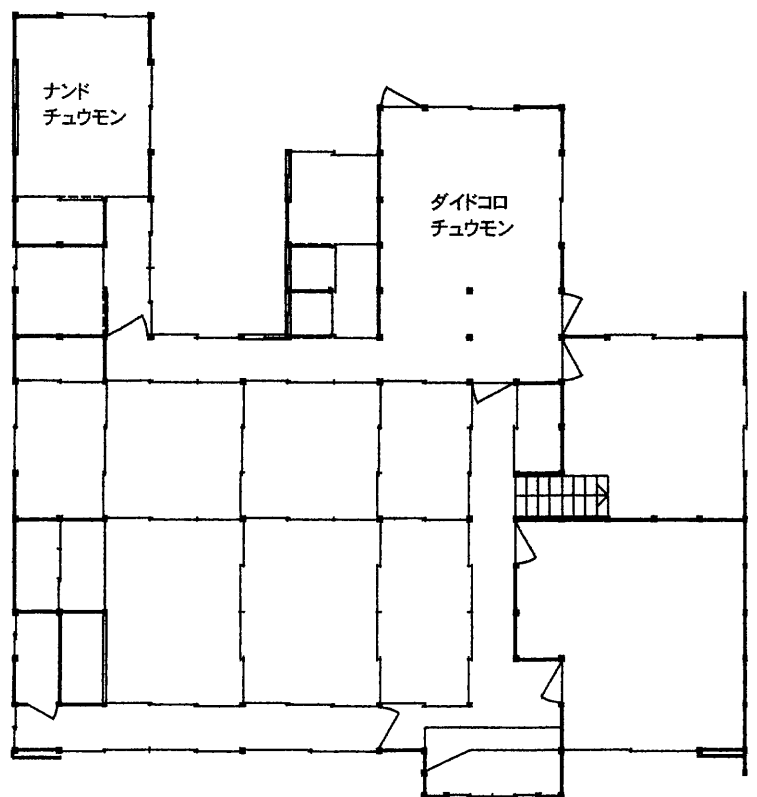


図 3 - 3 - 2 2 石川澄人邸

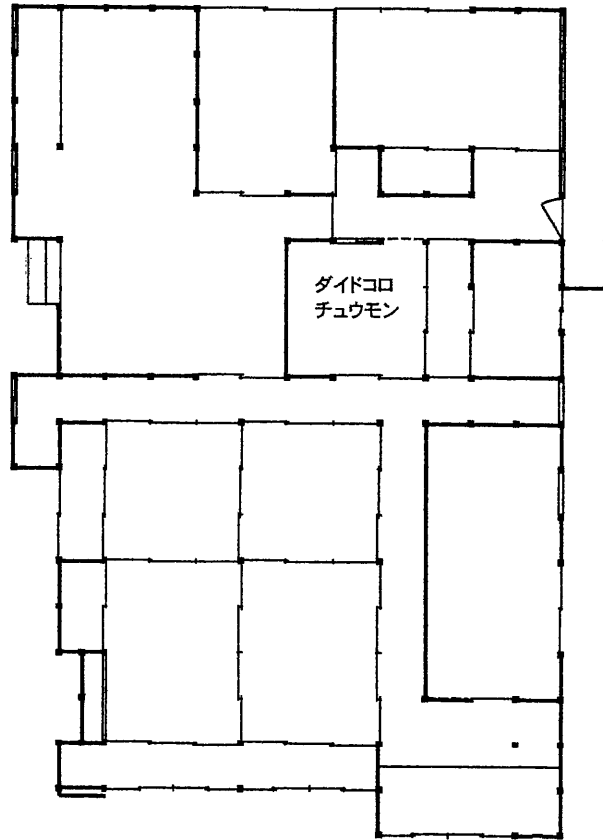


図 3 - 3 - 2 3 塩見正弘邸

2m

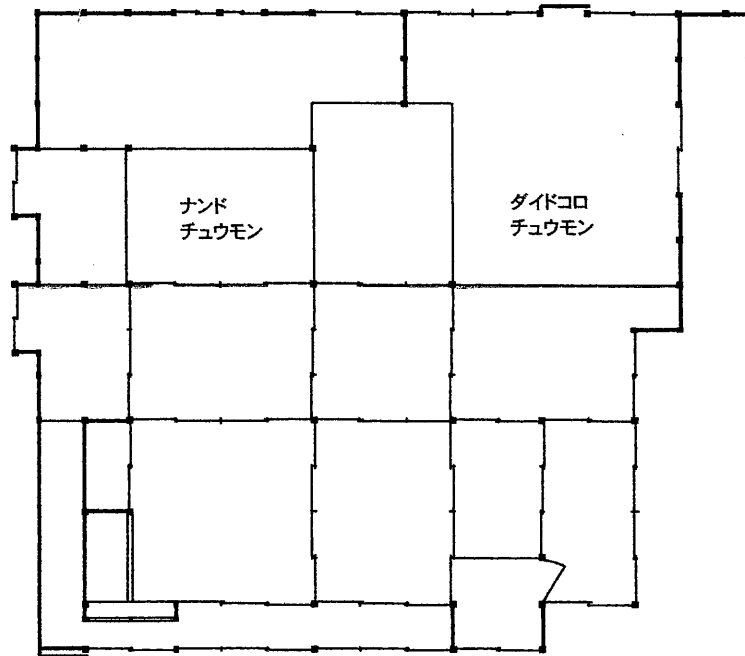


図 3 - 3 - 2 4 熊野栄邸

2m

3-3-1-3 中門の分析

岩淵地区には西中門、台所中門、納戸中門の3つのタイプの中門がある。なかでも他の地域と比べて納戸中門を持つ家が目立つ。つぎにこの就寝場所であるナンドや納戸中門の使い方について分析を行ない、納戸中門の発生について考えることにする。

・就寝場所の変化

ナンドや納戸中門は寝る部屋であり着替える部屋、物を置く部屋などに使われている。または、隠居部屋、年寄りの寝る部屋、若夫婦の部屋というようにも認識されている。この部屋を誰が使うかということは、家族の構成員がどこで就寝するかということに関係がある。

表3-3-1は各家での就寝場所の移り変わりを表にしたものである。現世帯主を中心に、家族たちがどこで寝起きをしていたか、その家では家の継承者はどの部屋で寝てきたかを、以下内容を簡単に述べる。

1では現世帯主が結婚した当時は、両親は納戸中門、自分たちは長屋のへや、兄弟はナンドであった。現世帯主の子供が小学校に上がる時、両親は長屋のへやに移り、自分たちが納戸中門に入った。1では家の継承者は納戸中門で起居するようである。

2では現世帯主が結婚した当時は、親はナンドに起居していた。親がなくなってからは自分たちがナンドに入った。2では家の継承者はナンドで起居するようである。

3では現世帯主が結婚した当時は、親はナンド、自分たちは長屋のへや、弟はオモテとナンド、妹はイタノマに寝ていた。親が亡くなってからは自分たちは主屋の2階、妹はナンドに寝ている。3では家の継承者はナンドでも納戸中門でもない部屋で起居している。

4では自分たちはナンドで寝ているが、長男が結婚した時、長男夫婦は主屋の2階で寝た。孫が生まれると長男たちは長屋の2階（主屋の2階より広い）に移った。現在長男たちは敷地の裏に家を新築し住んでいる。4では次の家の継承者の居場所はナンド、納戸中門、へや、別棟の部屋のいずれでもなく、別の家で食事も別々である。

5では現世帯主が子供の頃は、祖父母が離れの部屋、両親がナンド、自分たちが納戸中門で寝ていた。現世帯主が結婚した当時は両親が離れの部屋、自分たちがナンドに入った。その後現世帯主が長屋に風呂と炊事場のついた老人室を作ったので、両親はそこで起居した。両親が亡くなってからは、そこは空き部屋となっている。5では家の継承者はナンドで寝る。しかし隠居した両親とは食事は別である。

6では現世帯主が結婚した当時は、両親はナンド、自分たちは長屋のへや、兄弟は納戸中門で寝ていた。離れを新築してからは、自分たちはナンドへ移り、両親は離れの1階、子供たちが離れの2階に起居した。現在は両親も子供たちも居らず、自分たちはナンドに寝ている。6

表3-3-1 就寝場所の変化

番号	現戸主	時期	祖父世帯	親世帯	現世帯	子世帯	孫	移動の理由	その他の家族
1	能野達之	昭和35 昭和42		納戸中門 長屋ヘヤ	長屋ヘヤ 納戸中門			現戸主結婚 子供が小学校に上がるので	夫の兄弟は主屋ナンド
2	内田信之	昭和34 昭和61 平成15		ナンド	不明 ナンド ナンド			現戸主結婚 おばあさんが亡くなった	妹
3	能野英城	昭和35 昭和62 平成15		ナンド	長屋ヘヤ 主屋2階			現戸主結婚 おじいさんが亡くなった	夫の弟は表と奥の間、妹は板の間 夫の妹は主屋の奥の間
4	内田澄	昭和61 平成15		主屋	ナンド ナンド ナンド	主屋2階 長屋2階 離れ		長男が結婚 孫が生まれた 離れを新築	新婚時は不明
5	末永圭次	昭和4 不明 昭和60 平成15	離れ	ナンド 離れ 長屋ヘヤ	ナンド ナンド ナンド			長屋に風呂と炊事場のついた 老人室を作った	子供は主屋の中門
6	石川達吉	昭和30 昭和42 平成15		ナンド 離れの1階	長屋ヘヤ ナンド ナンド			現戸主結婚 離れを新築	夫の兄弟は主屋の中門 子供は離れの2階
7	田中修治	昭和52 昭和53 平成15	主屋玄関横 主屋玄関横	納戸中門 離れ	納戸中門 納戸中門			現戸主がUターン 離れを新築	子供は不明
8	田中英幸	昭和35 昭和53 平成7 平成15	ナンド	ナカノマ 長屋2階 ナカノマ ナカノマ	離れ 離れ			長屋を新築 離れを新築 長男が結婚	子供は長屋の2階
9	内田和典	昭和29 昭和58 平成15	ナカノマ	納戸中門 納戸中門 ナカノマ	離れ 離れ			離れを新築 現戸主と同居	子供は不明
10	南野久夫	嫁入り 昭和40 平成15	主屋三畳	ナンド	西中門 西中門 西中門	離れ 離れ	ナンド	離れを新築 長男が小学生になる	夫の姉妹は主屋のナンド
11	石川澄人	昭和37 昭和58 平成11 平成15		主屋中二階 納戸中門	ナンド ナンド ナンド ナンド	長屋2階 離れ 離れ		現戸主結婚 納戸中門増築 長男が結婚	夫の妹はウエノマ
12	塩見正弘	不明 不明 平成15	長屋ヘヤ	ナンド ナンド	長屋ヘヤ ナンド ナンド				子供は主屋のおモテ 子供は長屋ヘヤ 子供は主屋の子供部屋
13	能野栄	昭和23 昭和57 平成4 平成15		納戸中門 納戸中門	ナンド ナンド 離れ 離れ	離れ 主屋 主屋		現戸主結婚 長男結婚 離れ新築 古いおばあちゃんが亡くなった	夫の兄弟は長屋の2階

では家の継承者はナンドで起居するようである。

7では現世帯主は結婚後家を離れていた。現世帯主がUターンする以前は、祖母が玄関横の部屋、両親が納戸中門で寝ていた。自分たちが同居することになり主屋の前に家を新築し、そこへ両親が入った。現在、祖母も両親も亡くなり、自分たちは納戸中門に寝ている。7では家の継承者は納戸中門で起居するようである。

8では現世帯主が子供の頃は、祖父母がナンド、両親と自分たちは土間沿いの表側の部屋に寝ていた。長屋を新築してからは長屋の2階が子供部屋となり、そこに両親と子供たちが寝た。現世帯主が結婚してからは、両親は土間沿いの表側の部屋、自分たちは新築した離れに寝起きました。両親がナンドで寝ないのは、ナンドには仏壇があり、祖父母がナンドで起居していた時は祖父母以外はナンドに入れず仏壇を拝めなかったのが、誰でも仏壇を拝めるようにナンドの部屋を空けているという。8でもかつては家の継承者がナンドで起居し、ナンドが誰でも気軽に入れる部屋でなかったことがわかる。現在では、別々の家に暮らす。

9では現世帯主が子供の頃は、祖父母は土間沿いの表側の部屋、両親は納戸中門に寝ていた。現世帯主が結婚する時離れを新築し、両親は納戸中門に寝て、自分たちは離れに寝た。主屋を建替えてからは納戸中門はなくなり、親は玄関に近い部屋で寝ている。9では家の継承者は納戸中門に寝てきたようであるが、今の家にはナンドも納戸中門もない。

10では現世帯主が結婚した当時は、両親がナンド、自分たちは西中門、兄弟はナンドと並びの部屋に寝ていた。長男が小学生になる時、主屋の裏の木小屋を壊して子供部屋を新築した。長男は結婚して子供部屋を改装して起居し、孫たちがナンドに寝ている。自分たちはずっと西中門で寝起してきた。両親は西中門を客間と呼んでおり、自分たちがずっと寝室に使うとは思っていなかったと思う。10では家の継承者はナンドに寝るとされてきたが、現世帯主が移り損ねてしまった。今では長男家族に家の継承者はナンドで寝るという認識は無い。

11では現世帯主が結婚した当時は、両親は主屋の中2階、自分たちはナンド、兄弟はナンドの下手、土間側の部屋に寝た。納戸中門を増築してからは両親は納戸中門に寝ている。長屋の2階を改築してからは子供たちはそこに寝ている。長男が結婚してからは敷地の奥に家を新築し、長男たちはそこに起居している。自分たちはずっとナンドで寝ている。11では家の継承者はナンドに寝てきたが、現在では別々の家に暮らす。

12では現世帯主が子供の頃は、祖父母は長屋のへや、両親はナンド、自分たちはオモテで寝ていた。現世帯主が結婚した当時は、両親はナンド、自分たちが長屋のへやに入った。両親が亡くなってからは自分たちがナンドに移り、子供たちが長屋のへやで寝た。主屋の土間に子供部屋を改築してからは、子供はそこで寝ている。12では家の継承者はナンドに寝るようである。

13では現世帯主が結婚した当時は、両親は納戸中門、自分たちはナンドに寝た。兄弟は長

屋の2階に起居した。長男が結婚する時離れを新築し、長男たちは離れで寝た。両親が亡くなり自分たちが離れに移り、長男たちが主屋で寝ている。13では家の継承者はナンドに寝るようである。

以上のことから、岩淵地区ではいわゆる世代交代の時期に就寝場所が移動することが明らかになった。聞き取りによるため、対象の年代は大正時代以降の事例である。山口・防府市域では家族制度である隠居制、すなわち家の代表権を長男に譲る際、次男以下と一緒に母屋から離れやへやに移り、食事や労働は一緒に行なう形式が残っているとされるが、岩淵地区でも隠居制が継承されていたことが明らかとなった。岩淵地区では一つの屋敷地に住む家族は、経済的に独立した2世帯であっても一つの家として認識されている。地域内の行事が行なわれる場合、この家単位で行なわれることが継承されており、家の代表者という意識も持ち続けられている。

岩淵地区において、家の継承者が就寝する部屋はナンド、もしくは納戸中門であることが明らかとなった。家の継承者の前後にあたる隠居したもの、新婚のものなどは、継承者が使用していないナンド、納戸中門か長屋のへやに寝ることも明らかとなった。そのほか就寝に使われる部屋としては、土間沿いの表側の部屋、裏側の部屋が使われ、オモテや長屋の2階の例も見られる。

・納戸中門の発生

納戸中門の機能は、世帯主の就寝の部屋、隠居の部屋、若夫婦の部屋、物を収納する部屋といった役割を、ナンドとともに補い合う空間であることが明らかになった。納戸中門は増築のものも多く、新しい部屋であるように思われる。鶴藤は『中国地方の民家』で発生時期については台所中門の次に登場したとしか書いておらず、はっきりしていない⁷⁾しかし、幕末の文書で、納戸中門や中門といった名称の具体的な記述はないが、平面上、明らかにこれらを示す記録があることから、その発生についてはさらに調査が必要である。以下にその文献をあげ、問題提起としたい。

防府市大道 内田家文書127 山口県文書館蔵

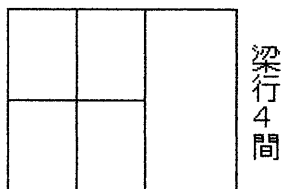
「居宅建替願書 和三郎 申年8月」

御願申上候事

見届手子

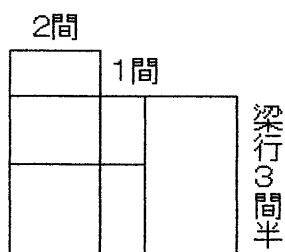
孫七

古屋図



桁行5間

新屋図



桁行5間

(古屋図)

一惣坪数貳拾坪

一礎之事

一屋根瓦葺之事

一材木松木之事

(新屋図)

一惣坪数貳拾坪

一礎之事

一屋根瓦葺之事

一材木松木之事

右私居宅年久敷相成虫入候而住居難相成ニ付此度手輕之建替仕度奉存候

依而新古差図面を以御願申上候間被遂御許容被遣候様此段宜敷被成候沙汰可被下候以上

申ノ八月

和三郎

畔頭

山野三九郎殿

右前書之通り御願出候ニ付詮儀仕候処諸雑用等差間無御座候間御免被仰付候様

宜敷被成御沙汰可被下候以上

畔頭

同日

山野三九郎

御庄屋

上田新太郎殿

右前書之通り御願申出候間宜敷被成御沙汰可被下候以上

庄屋

同日 上田新太郎

大庄屋

秋本藤作殿

文章の内容は、家に虫が入り（シロアリか？）住めないので建替を許可してほしいというものである。今の間取りと新しい間取りを書いた図を載せている。住居の規模は今の住居が梁間4間、桁間5間だったものが、新しい住居では梁間3間半、桁間5間になり、加えて新しい住居には梁間1間、桁間2間の突出部がある。建坪は新旧とも20坪と変わらない。主屋の間取りは、各部屋の広さは判断できないが、どちらも四間取りである。かなり簡単な図と思われ、土間は書かれておらず、間仕切りも正確なものではなさそうである。

しかしここで注目したいのは、建坪が変わらなければ、間取りや部屋の数はあまり問題とされず、また各部屋の広さも同じ規模の住居の建替えであれば、これもあまり問題とされなかったと推察されることである。そして何より4間取りに突出した部屋が描かれていることである。この文書に書かれた住居が岩淵地区のある大道に存在していたことから考えれば、この間取りが納戸中門を示すと考えることは、あながち無理なことではないと思われる。はじめにも述べたように、ここでは納戸中門の発生を考える一助として、この文書を紹介するに留めたい。

3-3-1-4 まとめ

岩淵地区の建物構成は、主屋と長屋または離れが隣接して中庭を囲むようにして建つ。台所中門や納戸中門がある家では、ほとんど屋敷地の周りに沿って建物が並ぶ。

間取りは4つ間取りが基本で、表側上手はオモテ、下手はナカノマ、裏側上手はナンド、下手はウエノマと呼んでいる。この4室に土間の3畳や4畳の張り出しと合わせて6間取りの家もある。また土間の入り口に、土足のままで事務仕事をしたり地区の人々と椅子に腰掛けて話をするオウセツマと呼ばれる部屋が作られることが多い。

間取りも様々に改変される中で、地区の集まりや祭りごとを住居でするため、表側に部屋を続けて並べる二間下りは作られ続けている。地域社会に開かれた空間として必要な部屋である。

中門の種類は、西中門、台所中門、納戸中門がある。なかでも納戸中門を持つ家は多い。この納戸中門は、岩淵地区の家族制度と深く係わっている。岩淵地区ではいわゆる世代交代の時期に就寝場所が移動する。家の代表権を長男に譲る際、次男以下と一緒に主屋から離れやへや

に移り、食事や労働は一緒に行なう隠居制の形式が残っているのである。ナンドや納戸中門は家の継承者が起居する部屋として、重要な機能を担っている。

ナンドで世帯主夫婦が就寝し、世代交代の時には各人に見合った就寝場所に移動するという習慣は、文献では十分に明らかにできない住文化であり、地区がたどってきた社会の実態を知る手がかりになると思われる。

注

- 1) 川村博忠『防長の近世地図史研究』川村博忠教授退官記念事業会 1997 170～185頁
- 2) 『防長風土注進案 第14巻小郡宰判』1964 59～61頁
- 3) 『小郡町史』1979 581頁
- 4) 「在方箇条」『岩国藩旧記』貞享元年（1684）
- 5) 玉井哲雄「近世における住居と社会」坂田聡『日本家族史論集12 家族と住居・地域』吉川弘文館 2003 56～95頁
- 6) 坪郷英彦・金谷玲子「VI暮らしの継承と変容」『山口県史 資料編 民俗2』2006
- 7) 鶴藤鹿忠『中国地方の民家』1966 221～228頁

第4章

結果と考察

第4章 結果と考察

4-1 本論の結果と考察

本論の調査・研究の結果は次のとおりである。

まず第1章では、筆者の研究が民家を対象とした研究の中ではどの分野にあたるのか、どのような研究成果があげられているか整理を行なった。民家を対象とした研究には、建物そのものとしての研究もあるが、建築と社会との関係や建築と環境との関係を考察した研究が、お互いの研究成果を支えあう形で進行しているととらえることができる。これらの研究にはどのようなものがあり、どのような研究成果があげられているか明らかになった。

このような中で筆者の興味関心は、民家の中でどのような生活が行われてきたかという居住習俗と民家の形態や空間の意味、役割を知りたいというところにある。本論文の民家研究は建築と社会・人々との関係を探るものであると位置づけられた。

第2章では、『山口県史料』から毛利藩の家作に関する法制を整理し、江戸時代にどのような制限の中で民家が作られていたかを整理した。そして山口県立文書館所蔵『毛利家文庫絵図』の民家の間取り図の分析から、接客空間の変化を把握し、武家住宅との関連を検討した。また、萩藩の江戸時代後期の諸村の様子をまとめた地誌である『防長風土注進案』に書かれている中門造りの民家を分析し、中門造りの成立について検討を行なった。

その結果、江戸時代の民家の家作制限では、身分に応じた家作をすることで、武家住宅の模倣は堅く禁じられていた。その中であって、武士を接待する役割を持つ本陣を勤める上層農民や町人の家では、例外的に本陣部分に武家住宅の接客空間を再現することが許可された。中門造りにおける西中門は、主屋の4間取りの西側に一段低い屋根をかけ、そこに床の間を配した座敷を作ったもので、武家住宅の接客空間を模倣したものである。西中門は主屋の座敷よりも格の高い接客空間として成立したことが明らかとなった。

これは地域の特徴的な民家の形態が、武家住宅の模倣、導入を契機として作られ、成立したことを示している。山口市・防府市域の特徴的な民家である中門造りの西中門はその顕著な例であることを実証的に示した。武家住宅の接客空間をそのまま模倣した本陣の建築を契機として、格の高い座敷の存在を二重棟で示し、中門と呼ぶことによって特別な形態の民家を形成していったと結論づけられる。

第3章では、明治中期の史料である山口市小郡資料館所蔵『家屋図台帳』、『土地取調帳』の分析から、山口市小郡岩屋地区の当時の民家に関する記載を整理し、地域における中門造りの機能や役割について考えた。そして山口市一帯、叶木地区、及び防府市岩淵地区での民家の実測調査及び聞き取り調査から、現在の中門造りの現状と使い方を調査し、中門造りに住み続けられている実際を明らかにし、継承されている意味について考察を行なった。

これにより、山口市小郡岩屋地区には明治中期にすでに中門造りが存在したことが分かった。今でも中門造りの家は「いい家」とよばれているように、中門造りは地区内で階層の高い家に多く、これらは他にも屋根や庇に瓦を使用するなど、明らかに他の民家と住居の表現形式が異なることが史料の分析から明らかになった。中門造りは棟を複数構え、主屋の棟や庇に瓦を使用するという外観上の特徴をもち、表象としての役割があったことが実証された。

また、江戸時代後期に座敷より格の高い接客空間として成立した西中門は、明治以降も家柄の良さを示す形態として作られ、時代が下がるにつれ接客空間としての機能は失われ、隠居部屋や若夫婦の部屋に使われたが、外観の特徴と床の間の設置、部屋を中門と呼ぶことは残っている。西中門は家格の高い家を表わす形としてあったが、意味は変質し立派な家を示すものとなり、形が継承されていることが明らかとなった。

そして、山口市叶木地区に多く存在する台所中門については、明治時代後期から大正時代初期に作られるようになり、土間の作業空間としての機能が縮小し、作業空間が屋外に移行する過程で、居住空間の拡大から土間に板間が張り出したり、長屋に混納場が付加されたり、主屋と長屋の間に釣屋が作られ作業空間が拡大し、台所が奥行き方向に伸張された。台所中門は居住空間と作業空間の拡大にともなって生まれ継承されてきたことが明らかになった。

防府市大道岩淵地区に多く存在する納戸中門については、世帯主夫婦の就寝場所であるナンドの補完空間として作られていることが分かった。納戸中門は戸主夫婦、また隠居居した夫婦や若夫婦の寝室として使用され、使用者については代替わりを契機に変わることから、この地域に残る隠居制度と密接にかかわっていることがわかった。納戸中門のこのような部屋の使い方は納屋の部屋がその機能を担う場合もあり、ナンド、納戸中門、納屋の部屋への就寝と代替わりの関係は戦後まで引き継がれている。また座敷の続き間である二間下りが多いのは、地区内の会合や祭礼が今でも住居で行なわれる為で、社会関係が民家の形態や住まい方に大きく関係していることが明らかとなった。

以上の結果から、山口・防府市域の特徴的な民家である中門造りの成立と継承は次のように

要約できる。

山口・防府市域の西中門、台所中門、納戸中門の3つの型の中門造りは、いずれも江戸時代後期には作られていたことがわかった。西中門は武家住宅の接客空間を模倣する形で成立し、上層農民・町人の住居に取り入れられ、家格を表わす形と呼び名が地域の共通の認識としてもたれるようになった。台所中門、納戸中門は江戸時代後期の発生理由については特定できなかったが、明治時代後期以降は住生活空間の拡大として作られるようになった。3つの中門の成立過程は異なるが、外観上は主屋の棟と一段下がった棟の2段になることから、この形が格式を表わすものとして認識されるようになった。明治時代以降は意味が変質しながらも中門造りは「立派な家」という認識のもとで作られてきた。

このような結果は、民家の発展・継承は地域社会の規範によるところが大きく、座敷の有無や広さ、中門の有無や位置などは、社会的地位や役割など社会的な関係にその原因があることを示していると考えられる。台所や寝室など、一見すると実生活への対応として改善が行なわれたと思われる空間でさえ、地域社会と無関係な発展ではないと考える。そうした意味で、あらためて地域の歴史風土や社会生活が民家の形に反映され、相互に関わりながら存在するといえる。

第1章で明らかにしたように、中門と呼ばれる民家は他地域にも多く存在するが、本論文で取り上げた中門造りは、接客空間の付加、または生活空間の拡大として生まれたものといえる。その前提として工法の進歩があるがそれは触れない。同じ事例としては埼玉県東部一村落の絵図の分析から明らかにされたツノヤ（曲り）がある¹⁾。一村全体が記された絵図から間取りが分析され、ツノヤの大部分は寝室であった。このように江戸時代から民家と呼ぶ生活空間が生み出され、生活欲求の拡大によって家作規制の一方で空間が拡張していったことは、特に山口市・防府市域に限ったことではない。問題なのはその空間の突出部が様式と結びついて、中門造りという呼称が生まれたことである。それはまさに建築に社会的意味が付されたことに他ならない。

4-2 研究の方法と結果

本論文の研究方法は文書や絵図を分析し、実地調査や聞き取りによる習俗調査を行い、それらが絡み合いながら結果が導き出されたものである。建築学の分野では民家が問題とされるのは江戸時代末までである。江戸時代に技術工法が発展し民家は一つの完成を向か

え、時代的にも区切りであることから、民家研究は江戸時代末までが主流である。しかし、民俗という人々の暮らしの変化は、連続した時間であり時代を区切らない。

文書を調査研究に利用することにより、はっきりとした年代を明らかにすることができた。また、実地調査、聞き取り調査から民家の建築年代を明らかにすることができた。民俗学的な聞き取り調査からは、叶木地区、岩淵地区の中門については、中門造りが作られる時期やその理由を明らかにすることができた。聞き取りからは、例えば旧小郡町では地域の慣用句である「東長屋に西ちゅうもん、丑亥センチン辰巳蔵」を確認した。また、山口市での聞き取りでは西中門のある家は「エエ家」であったり、年寄りを大切にしていることを示しているという言葉を探集した。これらは西中門、及びそれから生じる屋根型が、地域の暮らしの中で特定の意味をもっていることを物語るものであり、形の象徴的意味を明らかにしたということができる。

4-3 今後の課題

本研究の成果として上記のことが明らかになったが、民家形態の形成を考える上で、本論の中で検討できなかった問題がある。

本論では中門造りのうち西中門、台所中門、納戸中門の3つの型について調査研究し考察をおこなったが、第2章の岩屋地区の分析で示された南中門と庭中門については述べていない。その理由は存在は明らかであるが実測例が少なく、その成立と継承についてまとめることが出来なかったためである。

また、台所中門と納戸中門の発生についても江戸時代後期の事例が少なくまとめることができなかった。

そして、主屋の規模が小さく、機能別に付属屋を建て屋敷地に配置することや、近世や明治期の差図に、現在ではあまり見られない並列の6畳2間や7畳半2間の間取りが存在するが、これと4間取り、さらに台所中門や納戸中門との関係については、特徴を把握しただけにとどまっている。今後の課題としたい。

注

1) 埼玉県教育委員会編「18世紀後半の埼玉県東部一村民家の実態」『埼玉県の民家』埼玉県教育委員会 1972

補論

祭礼と住居

補論 祭礼と住居

日本の住まいは、かつては人の住まう空間であり、生産のための空間であり、神と共に人が住まう空間でもあった。神を迎えひと時を村人と一緒に過ごし、再びお送りするという住まい空間の利用の仕方は、今和次郎の示したことである¹⁾。また、日常的な住まいと精霊の交わりは文化人類的住まい研究で取り上げられている²⁾。本論では中門造りとよばれた民家における、空間や建物の形に内包された象徴性を示してきたが、補論として祭礼時に現れる空間の象徴性について論じることにはしたい。

山口県防府市大道地区では、毎年11月の終わりから12月にかけて、稲作の収穫に感謝し五穀豊穡を祈る儀礼として大歳祭が執り行われている。この祭礼は大歳祭りとして大道地区の各地でおこなわれているものの一つで、その歴史は鎌倉時代にまで遡ることができる。特筆される内容として祭礼が行なわれる住居の表側2室の上と下の関係が逆に利用され、地元ではこの座敷の位相の逆転を“オオトシザシキ”と呼んでいる。

本論は大歳祭の空間利用を通していかに空間が認識されているかを考察する。民俗学の分野では、今は民家研究の蓄積から民家内に住まう古い神と新しい神の存在を指摘し、その位置する空間の違いを明らかにした。また、住まいは元来祭祀空間の機能を持つことを指摘した³⁾。

宮田は民家の様々な側面から空間の位相を検討し、男の空間領域と女の空間領域に分けられることを提示している⁴⁾。いずれも人の住まいをどのように認識し、意味づけを行なって生活しているかを考えるモデルを提供していると考えられ、より深い実証的な検討が求められる。

古家の実証的に通過儀礼時の民家空間と行動の関係を考察し、対社会的と私的空間、及び両者の中間的な空間の3つに分けて住人は認識していることを明らかにした⁵⁾。本論は古家の方法にならい、屋内での祭祀空間と人の行動を分析する。

1-1 大歳祭

山口県防府市大道地区の東畑、上ノ庄、小俣、岩淵、下津令の5地区では、毎年11月の下旬から12月上旬にかけて、大歳祭が執り行われている。この祭礼は現在でも多くの

表1 各地区の大歳祭の概要

	岩淵	東畑	西畑	上ノ庄	下津令	小俣
祭礼の構成員	講員	講員	講員	講員	集落全戸	講員
参加戸数 戦前	20	20	未調査	21	80	21
参加戸数 平成14年	8	17	11	21	81	18
祭礼の場所	当屋の家	当屋の家	公民館	当屋の家	当屋の家	当屋の家
当屋の順番	家(名)	地区(組)	地区(組)	地区(組)	地区(班)	家(名)
給仕人	母, 弟	組内男2人	未調査	組内男5人	未調査	親戚男4人
料理人	母, 親戚の女1人	妻, 親戚の女	当屋の娘	妻, 嫁に出た娘	班の女性	母, 妻, 親戚の女4人
祭礼の部屋と広さ	オモテ6畳	オモテ7畳半	板間21畳	オモテ8畳	オモテ6畳	オモテ7畳半
席次の有無	ナカノマ6畳	ナカノマ7畳半		ナカノマ6畳	ナカノマ6畳	ナカノマ7畳半
祭壇の位置	有	無	無	有	無	有
祭礼時の御室の位置	ナカノマ	床の間	上座の方	床の間	床の間	ナカノマ
日常の御室の位置	ナカノマとニワ境の鴨居	床の間	長机の上	床の間	御室なし	ナカノマとニワ境の鴨居
当屋渡しの場所	ナカノマ	後山の社	当屋の家の床の間	床の間	御室なし	ナカノマとニワ境の鴨居
ご神体	木像	オモテのエン	円陣の中央	オモテのエン	未調査	オモテとナカノマの境
ご神体, 大歳祭箱の移動	当屋一来当	不明	不明	焼いたフナ	依代の榊	不明
掛け魚の種類	当屋一来当	当屋一後山の社	当屋一公民館一来当	当屋一来当	当屋一来当	当屋一来当
神事の後の掛け魚	セイゴ	フナ	タイ	フナ	ボラ	セイゴ
神主の出入りする場所	掛けたまま	池にもどす	掛けたまま	掛けたまま	掛けずに三宝にのせる	掛けたまま
給仕人の出入りする場所	オモテのエン	オモテのエン	ゲンカン	オモテのエン	ゲンカン	オモテのエン
講員の出入りする場所	ニワ	ゲンカン	ゲンカン	ニワ	ゲンカン	ツリヤ
親戚の出入りする場所	ナカノマ	ゲンカン	ゲンカン	ゲンカン	ゲンカン	ナカノマ
神主の来当訪問	ニワ	セドグチ	ゲンカン	ツリヤ	ゲンカン	ツリヤ
	有	無	無	無	有	有

(平成14年、ただし小俣は平成15年)

集落が当屋の家で、南側に面したオモテとニノマの続き間を祭礼の場として使用している。大道地区の中でも小俣地区と岩淵地区は、この大歳祭を行なう部屋の使い方に特徴がみられる。通常、床の間のあるオモテを上座、土間に面するニノマが下座となるが、大歳祭ではオモテが下座となり、ニノマに大歳棚が吊られこちらが上座となるのである。小俣地区と岩淵地区以外の所でも、昔は上座と下座を逆転させていたことから、時代が下がるにつれて祭礼の仕方が変化したと思われる。

本稿ではまず5地区と大歳祭の概要について述べ、次に小俣地区の大歳祭の事例を中心に、江戸時代後期の大歳祭の次第を『防長風土注進案』⁶⁾から読み取り、現代の次第を観察調査と実地調査から整理して、両者を比較し祭礼の変化を明らかにする。そして、実測調査と聞き取り調査から住宅の改善を調査し、住居の変化を明らかにする。最後に、聞き取り調査によって得られた当屋を務めるにあたっての心構え、準備の様子なども勘案し、祭礼と住居の関係について考察する。

調査時期は平成14年12月、同15年12月、同16年12月、同17年4月である。

1-1-1 大道地区と大歳祭の概要

大道地区は山口県南央部に位置し、瀬戸内海にそそぐ横曾根川にそった低地で、主とし

て稲作を営む農家が多い農業地域である。集落は低地を囲む山麓に点在し、現在26の集落が存在している。

大歳祭は江戸時代から継承されている祭で、毎年稲の収穫後である11月から12月にかけて各集落ごとに行われ、順繰りの当屋⁷⁾で祭を行う。祭は大歳講の講員によっておこなわれるが、講員は集落の全戸が加入している所と、特定の家だけが参加している場合とがある。表1は6集落における大歳祭の概要を整理したものである。

当屋を務める家では大歳神のシンボルである大歳棚、または藁苞を1年間預かり、大歳祭を主宰し次の当屋に引き継いでゆく。大歳祭は大歳神を迎えて収穫の感謝と来年の豊作を占う神事であり、その神事の意味するところは民俗学では畑作民俗との関わりや宮座儀礼における稲種子祭祀との関係が示唆されている⁸⁾。

1-1-1-1 岩淵地区 調査日：平成14年12月8日 図1 表2

岩淵は名(みょう)を持つ18軒の家が順番に当屋を務めていた。講員はもとは20人くらいいたといわれるが、現在参加者は減り8軒で行っている。平成14年はNMの長男が帰省し当屋を務めた。

NMは一人暮らしである。長男は県外、次男は市内に居住している。この日は二人の子供の他に市内に住む甥夫婦が手伝いに来ていた。

屋敷構えは藁葺きホンヤとその東側に南北に長い二階建てのナガヤ(長屋)からなり、ホンヤとナガヤの間にはツリヤ(釣屋)がある。段丘になった集落の最南端に位置し、北西は隣家が建ち、東南は高い石垣の下に田が広がっている。

大歳祭の式次の概略は、早朝の大歳森の竹を刈り垣を作るシモケシといわれる共同作業の後、当屋のホンヤで神事が行われ、直会の後当屋渡しが行われ、ご神体の入った御室や幟を持って来年の当屋である来当の家へ移動する。

祭りの亭主側は、当屋1人、給仕はNMと次男、手伝いに親戚の夫婦1組が携わった。客側は、小俣八幡宮の神主1人、講員6人であった。

祭りはホンヤの6畳のオモテと6畳のニノマの部屋を使って行われた。また、調理はダイドコロで、配膳はイノマで行われた。

ご神体の入った御室は、ニノマとゲンカンの間の鴨居の上に吊ってある大歳棚に置かれている。大歳棚の下に祭壇として応接台が置かれる。

祭りの進行と人々の動きについては次の通りである。

8:00、大歳森に当屋以外の講員が集まり、竹を刈り新しい垣を作っていく。かつては竹は建築材料として土木業者が買い取りに来ていたという。代金は共有財産になった。また、刈った竹を燃やすとき氏子餅なども焼いてみんなで暖をとっていたという。

9:15 当屋の家ではニノマのエンの外に幟を立て始める。魚屋がせいごを2匹持ってくる。御室の置いてある大歳棚にせいごを吊す。御室の扉を少し開け、塩と御神酒を供える。親戚が手伝いに来てニワのダイドコロからカッテにあがる。

10:50、神主がオモテのエンから家に上がりオモテの①へ座り、ニノマの当屋②と挨拶をする。講員が訪問し始める。講員は幟の間を通過してニノマのエンからニノマに上がり、オモテ①の神主とオモテ③の当屋と挨拶を交わす。神主はオモテ①で着替える。

11:00、講員はニノマからオモテへ移動し、大歳棚に向いて座る。着替えのすんだ神主はニノマの②に座る。当屋が大歳棚の御神酒の蓋を開け蠟燭に火を付ける。

神主はニノマの②で講員に向かって「ただいまから大歳祭を斉行いたします」と宣言し、大歳棚の下④に座り、2礼の後祝詞をあげ、2礼2拍手1礼して講員の方に向いて榊でお祓いをする。講員は頭を下げる。神主は御室に向き直し、2礼、祝詞、大祓、2礼2拍手1礼を行う。続いて2礼、祝詞、大歳祭の祓いを行い2礼2拍手1礼する。次に神主は②で太鼓を奉納する。その後②で当屋に玉串を渡し、当屋は大歳棚の下の台に玉串を捧げる。当屋と講員一同は、一緒に2礼2拍手1礼を行う。神主は大歳棚の前に座って1礼する④。②に座り講員に向かって「これで本日の大歳講を終わります」と述べる。

11:20、神主は①で着替えをし、客は座布団から降りてオモテの隅に座り、煙草などを飲みくつろぐ。イノマで当屋と給仕が食事の準備をする間、講員は談笑。

11:55、神主が大歳棚の下に座り、神主の右に本名（ほんみょう）と呼ばれる世話人が座り、その両翼に講員が座る。当屋が②で大歳祭終了の挨拶をし、神主、本名、神主の左隣、その左隣の順で酒を注いでゆく。注ぎ終わると一斉に「おめでとうございます」と述べ酒を頂く。当屋とNMと次男が給仕をしまわる。

14:00、料理が全て出たところで大歳棚から御神酒と飯をさげ、皆に少しずつ分けて頂く。飯（むすびという）は手の上に直接配ってゆく。

15:00、当屋渡しを始める。大歳棚から御室を下ろし、④に座る神主がニノマの縁側に沿って並ぶ当屋、本名、来当⑤にむけて扉を開く。神主が「今から当屋渡しを致します」と宣言し、本名からお酒を頂く。つぎに本名が当屋にお酒を注ぎ、神主へも注ぐ。神主は当屋へ「1年間ご苦労様でした」とねぎらう。今度は本名が来当にお酒を注ぎ、続いて神

表2 岩淵の大歳祭

岩淵の大歳祭 (平成14年)

次第	時刻	行動	居場所				
			オモテ	ナカノマ	ウエノマ	ダイドコロ	カドニワ
シモケシ	8:00-9:15	大歳森の竹を刈、垣を作る					
準備	9:15	幟を立てる					A
	9:40	魚屋がセイゴを持ってくる				A	
	9:55	セイゴを大歳棚に吊す		A			
	10:05	大歳棚に御神酒と塩を上げる		A			
	10:45	手伝いの親戚が来訪				A, B	
大歳祭	10:50	神主が来訪	C①, A③				
		講員が来訪	C①	A②, D, E, F	B		
	10:55	当屋あいさつ	A③, B③, C①	D, E, F			
	11:00	棚に向かって座る 神主	A, B, C①, D, E, F				
		着替える					
	11:05	神主太鼓の前に座す 御神酒の蓋を取り蠟燭に火を付ける	A, B, D, E, F	C②→④			
	11:10	神主宣言 祝詞 お蔵い 祝詞	A, B, D, E, F	C④			
	11:16	神主太鼓 当屋、来当玉串 宣言	B, D, E	A④, C②, F④			
	11:20	配膳 談笑	C, D, E, F		A, B		
	直会	11:55	当屋あいさつ 御神酒 餐膳	B, D	A②, C④, E, F		
13:56		むすびを配る 御神酒	A, B, D	A, C④, E, F			
当屋渡し	15:05	神主三献 本名、当屋、来当一献	B, D	A⑤, C④, E⑤, F⑤			
	15:27	御室を囲んであいさつ	B, D	A⑤, C④, E⑤, F⑤			
	15:32	神主太鼓 祝詞	A, B, D, E, F	C②→④			
	15:38	来当あいさつ	A, B, D, E	C④, F⑤			
	15:40	神主着替え 来当の家へ向かう	C①	A, D, E	B		F A, C, D, E

A=当屋 B=親戚 C=神主 D=講員 E=本名 F=来当

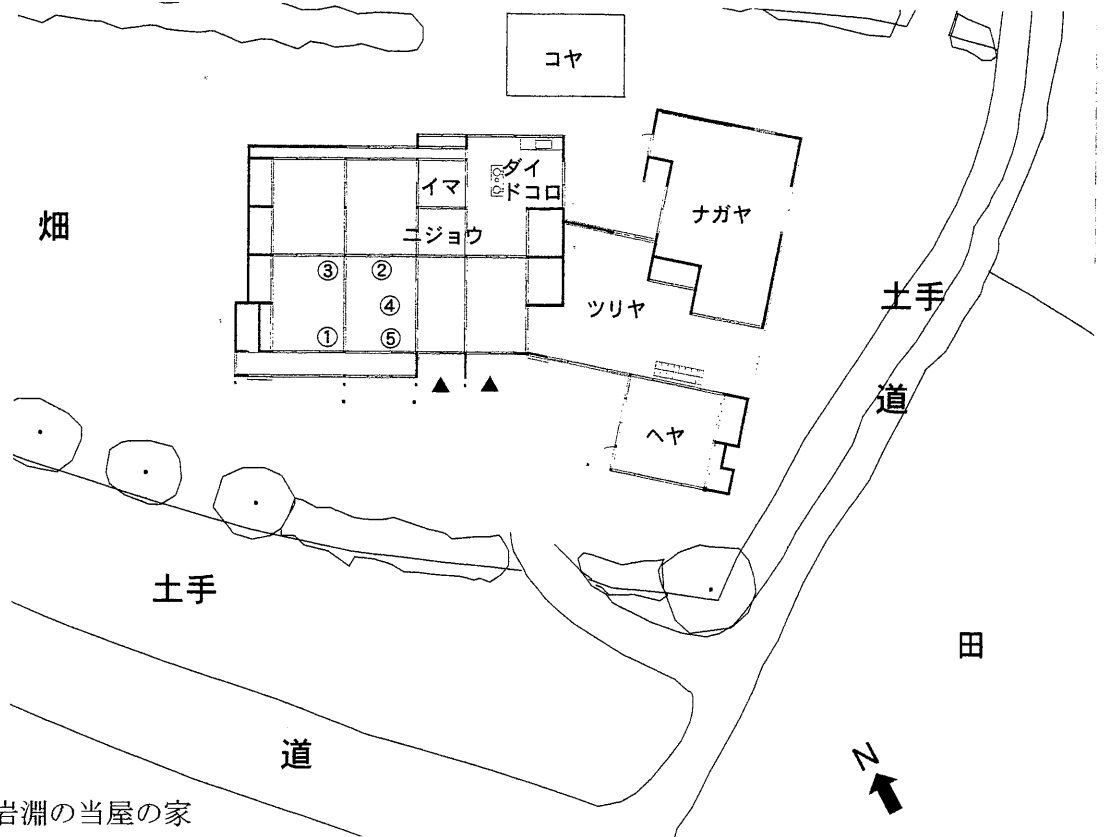


図1 岩淵の当屋の家

主へも注ぐ。神主は来当に「1年間宜敷お願いします」と述べる。最後に神主が本名にお酒を注ぐ。一同「おめでとうございます」と言う。御室は大歳棚の下にオモテの方を向けて置く。

15:30、神主は着替え①、②で挨拶のあと御室の前④で2礼し祝詞をあげる。終わると神主は②へ座り、御室の前に来当が座る④。講員一同で2礼2拍手1礼し「有り難うございました」と述べる。神主は②で着替える。皆にお酒が出され乾杯する。来当はニノマのエンから一足先に自宅へ帰る。神主はオモテのエンから、講員はニノマのエンから退室する。御室は本名がニノマのエンから持って出る。2本の幟をもった2人の講員を先頭に、御室を持った本名、神主、当屋、他の講員の順に行列をつくり来当の家へ向かう。

1-1-1-2 東畑地区

調査日：平成14年12月15日 図2 表3

東畑地区には4軒が1組となり5つの組がある。これを4軒当屋が5つあるという。現在は、1、3、5組は3軒に減っている。平成14年は3組が当屋の組で、NMが当屋であった。

NMの家族は母と妻と3人である。成人した長男、長女、次女は欠席。親戚の女性が1人台所の手伝いに来ていた。屋敷構えは築後100年位の瓦葺き平屋のホンヤを中心に、北西にクラ（蔵）があり、北に一部二階建てのダイドコロやフロバなどがある。北東には軽トラックが通れる程の幅の道路を隔てて、二階建てのナガヤがある。屋敷の周囲は隣家と道である。

大歳祭の式次の概略は、当屋のホンヤで神事が行われ、当屋渡しの後、後山の庄屋の池に祭りに使った鮎を放ち、後山の社に御室を安置する。その後皆再び当屋のホンヤへ戻り直会を行う。

祭りの亭主側は、当屋1人、当屋の組内で給仕が2人、その他、奥で妻と親戚の女性1人が料理の支度を行った。客側は玉祖神社の神主1人、講員12人であった。

祭りはホンヤの7畳半のオモテと7畳半のニノマの部屋を使って行われた。また、調理はダイドコロで、配膳はイノマで行った。給仕の控え室にはヨウマ（洋間）が使われた。ご神体の入った御室は、始めはオモテの床の間の左脇にある地袋棚の上に置かれ、大歳祭りが行われる前に床の間に安置された。

祭りの進行と人々の動きについては次の通りである。

屋敷の出入り口には笹のついた竹が3本立てられ、注連縄が張られる。組内が13:00

と14:00の2度、呼太鼓を打ちながら集落を回る。13:00は準備の太鼓で、各自用意してくださいの意味である。14:00はそろそろ始めるので集合してくださいという意味の太鼓である。以前は歩いて触れていたが、今は軽トラックに太鼓を積んで荷台で叩きながら回っている。

N家では大歳祭に先だって、家の祭りが行われた。神主はオモテのエンから家に上がり、①で膝をついて床の間に榊と玉串を置き、②で風呂敷を解き着替える。その間、NMは床の間の蠟燭に灯をともし、床の間に向かってオモテに左手からNM、妻、母の順に座り③、床の間の前に座った神主①と対面し挨拶をする。神主は、床の間前の太鼓を叩き、3礼して祝詞をあげ、2礼2拍手1礼ののち、3者を榊で祓う。次に神主は、礼、祝詞、大祓、2礼2拍手1礼、続けて礼、祝詞、家の祓、2礼2拍手1礼する。NMは床の間の前に進み、神主②から玉串をもらい、玉串を捧げ妻と母と2拍手1礼する。神主は笛を奏で②、礼の後①、3者と向き合って祭りが滞り無く終わった旨を告げる。神主はまた②で着替えを行い、オモテのエンから退室する。

14:00の呼び太鼓を終え、ヨウマに待機していた組内の2人は、家の祭りが終わるとゲンカンから家に入り、ニノマに上がって当屋のNMと挨拶を交わす。組内2人は④に座り受付の準備をする。14:40頃から講員が訪問し始める。講員はゲンカンから入りニノマに上がり、受付でお金とお米を差し出す。組内は講員から渡された米を少しずつ盆に盛ってゆく。間で組内がニノマに座布団を敷く。神主がオモテのエンから家に上がり⑤に座って「どなたもおめでとございます」と述べ⑥で着替えを始める。組内は床の間の米に受け付けた米を盛り合わせる。当屋と組内は掛け魚の準備にセドグチからナガヤへ向かう。ナガヤで活かしておいた鮒を2匹選びエラから紐を通す。ホンヤでは当屋がニノマの⑦に座り講員に挨拶をする。次にオモテの②に進み、オモテの⑤に座っている神主によりしく願いますと挨拶をする。組内が吊した鮒をセドグチからオモテに運び御室の両側に掛ける。当屋と組内は③に床の間に向かって右から当屋、組内とすわり、他の講員はニノマに着席する。

神主はオモテの⑤で講員に向かって「今から大歳のお祭りをいたします」と宣言し、床の間の御室の前①に座り太鼓を叩く。礼の後祝詞をあげ、2礼2拍手1礼して講員の方に向いて榊でお祓いをする。講員は頭を下げる。神主は御室に向き直し、礼、祝詞、大祓、2礼2拍手1礼を行う。続いて礼、祝詞、大歳祭の祓いを行い、2礼2拍手1礼する。次に神主は当屋に玉串を渡し①、当屋は御室に玉串を捧げる。当屋と講員一同は一緒に2礼

表3 東畑の大歳祭

東畑の大歳祭 (平成14年)

次第	時刻	行動	居場所					
			オモテ	ナカノマ	ウエノマ	ヨウマ	カドニワ	ナガヤ
呼太鼓	13:00	太鼓を叩きながら集落を回る				B	B	
	14:00	太鼓を叩きながら集落を回る				B	B	
家の祭	13:55	神主来訪 床の間に神と御幣を飾る	A③, C①					
	13:58	神主着替え 当屋灯明をあげる	A①, C②					
	14:00	神主あいさつ 当屋の家族と対面	A③, C①					
	14:13	神主太鼓, 祓詞, 大祓, 祝詞	A③, C①					
	14:13	当屋玉串を捧げる 神主笛	A①, C②					
	14:15	神主あいさつ 当屋の家族と対面	A③, C①					
受付	14:18	神主着替え 帰る	A③, C②					
	14:30	組内来訪 当屋あいさつ		A⑦, B④				
	14:40	講員来訪 受付		B④, D, E	A			
	14:47	組内座蒲団を敷く		B, D, E	A			
	14:52	神主来訪 あいさつ	C⑤	A⑦, B④, D, E				
	14:56	神主着替え	C⑥	B, D, E	A			
	14:56	受付で集めた米を床の間の米と合わせる	A①, B①, C⑥	D, E				
大歳祭	15:00	当屋と組内がフナに紐をとす	C⑤	A⑦, D, E				A, B
	15:00	当屋講員にあいさつ	A②, C⑤	D, E				B
	15:00	当屋神主にあいさつ	A③, B①, C⑤	D, E				B
	15:00	生きたフナを室の両端に吊す						
大歳祭	15:05	神主あいさつ	A③, B③, C⑤	D, E				
	15:05	神主太鼓, 祓詞, 大祓, 祝詞	A③, B③, C⑤→①	D, E				
	15:20	当屋玉串を捧げる	A①, B③, C⑤	D, E				
	15:20	神主笛 拝 あいさつ	A③, B③, C⑤→①	D, E				
当屋渡し	15:20	神主櫛と玉串をもって外へ出る	A③, B③					C, D, E
	15:25	当屋来当に室を渡す 講員外へ出る	A⑥, B⑥					C, D, E⑥
	15:25	当屋フナを池に戻す						
当屋渡し	15:35	後山の社に大歳様を納める						
	15:35	神主祝詞, お祓い, 笛						
	15:55	来当大歳様の社に玉串を捧げる						
直会	15:55	当屋と当屋の組内が社の扉を開める						
	15:55	当屋の家へ帰る						
	16:00	当屋あいさつ 来当乾杯	C①, D, E	A⑦, B④, D				
直会	16:00	饗宴 当屋と組内が給仕	A, B, C①, D, E	A, B, D	A, B			
	17:10	あいさつ 当屋当番の話し合い	C①, D, E	A⑦, B④, D				

A=当屋 B=当屋の組内 C=神主 D=講員 E=来当

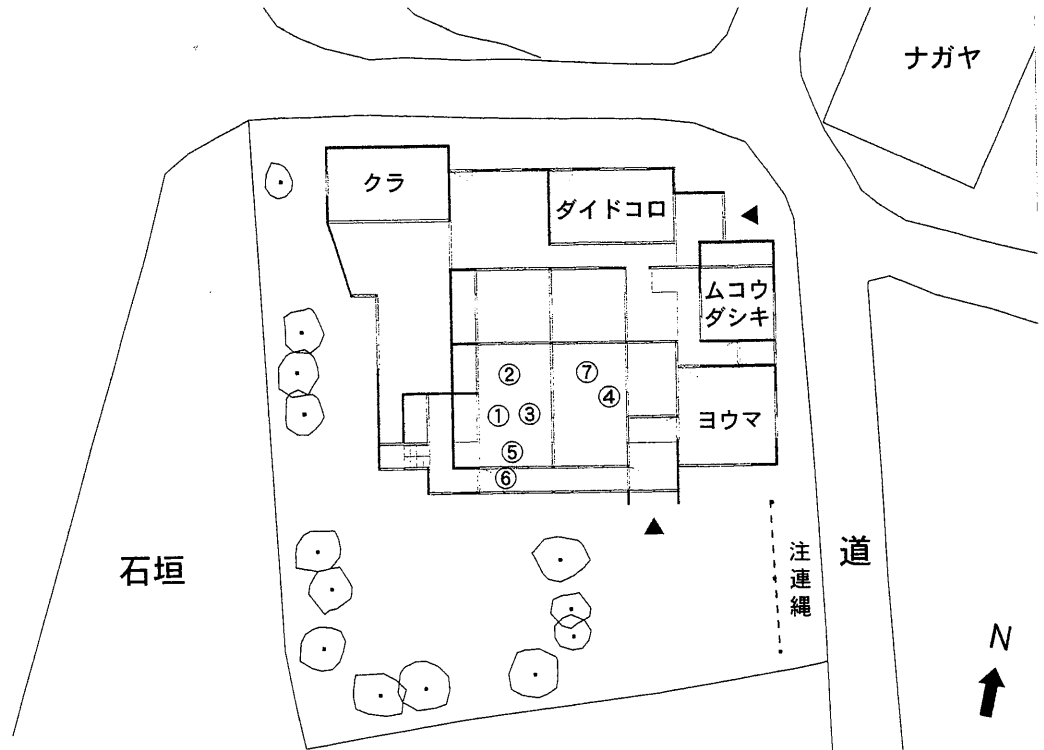


図2 東畑の当屋の家

2拍手1礼を行う。神主は笛を奉納し⑤、御室の前に座って1礼する①。⑤に座り講員に向かって「どなたもおめでとうございました。無事仕え申しました。今年一年を感謝し、次の1年も・・・」と述べる。神主は榊と玉串を持ってオモテのエンから外に出る。当屋は床の間の蠟燭を消し御室をオモテのエンへ運ぶ。

来当（来年の当屋役）はゲンカンから出て、オモテのエンの外、沓脱石の上に立ち、オモテのエンの当屋から御室を受け取る。当屋は掛け魚の鮒を持って、他の講員と共にゲンカンから外に出る。カドニワで来当、神主、当屋、講員の順に並び、後山へ向かう。

後山の社に行く途中に庄屋の池と呼ばれる溜池がある。生きたまま大歳祭の掛け魚に使われた鮒は、当屋の手によって池に戻される。池に放たれた鮒は元気に泳ぎ去った。池は泥や木の葉の沈殿物で濁っているが、かつては鏡のように澄んでいたという。

溜池より少し登ると竹に注連縄の張られた場所に出る。向かって右手より灯籠を配した大きな社、少し離れて右左に大小の社がある。それぞれ、庄屋原田家の社、大歳の社、産土の社である。

まず大歳の社の扉を開け、来当が御室を中に納める。扉は開けたままにする。神主がお祓いをし祝詞をあげた後、大歳と産土の社にお米を供え、神主が榊でお祓いをする。そして神主は大歳の社の前で祝詞をあげ、2礼2拍手1礼し、産土の社の前で祝詞をあげ、2礼2拍手1礼する。

次に来当が大歳の社に玉串を捧げ、産土の社の前で拝む。講員一同と2礼2拍手1礼を行う。神主は社の前で笛を奉納し、それぞれに礼をする。講員に向かい「滞り無くお務め申し上げました」と儀式が終了したことを宣言し、今回の当屋組が大歳の社の扉を閉める。一同再び同じ道を通って当屋の家に引き返し直会となる。

1-1-1-3 上ノ庄地区 調査日：平成14年12月22日 図3 表4

上ノ庄地区は7軒が1組となり3つの組がある。平成14年は1組が当屋の組で、NKが当屋であった。N家はNKが5才、26才、47才、今年68才で4回目の当屋である。NKの家族は妻と2人である。祭りには県内に住む長女が2人の孫を連れて手伝いに来ていた。長男は県外に住んでいる。

屋敷構えは昭和29年建築の瓦葺き平屋のホンヤを中心に、北西にクラ、東に南北に長い二階建てのナガヤ、ナガヤの南にシャコが建つ。ホンヤとナガヤの間にはツリヤがある。屋敷の周囲は南は畑地、残りの三方は田である。

大歳祭の式次の概略は、午前中組内が当屋に集まり神事の準備をし、昼一旦組内は解散する。夕方、当屋の家で神事を行い、神事修了後、続けて直会に入る。当屋渡しを終えると来当の家に御室を持って太鼓を打ちながら移動する。

祭りの亭主側は、当屋1人、当屋の組内で給仕が5人（1人欠席）。その他、奥で妻と娘が料理の支度を行った。客側は玉祖神社の神主1人、講員12人（2人欠席）であった。祭りはホンヤの8畳のオモテと6畳のニノマの部屋を使って行われた。また、調理はダイドコロで、配膳はイノマで行った。

祭りの進行と人々の動きについては次の通りである。

9:30に組内が集まり、床の間の御室をゲンカンの応接台の上に置き、古いご神体を御室から取り出す⑦。御室を床の間にもどす。

組内の2人はナガヤの前に筵を敷き縄をなう。カドニワに立てる竹を結ぶ縄を4本と、竹の間に渡す長い縄を1本用意する⑧。

組内の他の2人はカドニワの流しで鮎を料理する⑨。鮎は直会で鱈にして食べるが、以前は背越にして食べた。また、これと併行してツリヤでご神体の鮎を焼く⑩。御室に入る程度の小さい鮎を2匹選び、口から串を刺して七輪で汁気がなくなるまで焦がさないように焼く。同じ頃魚屋が料理を持ってくる。

カドニワの入り口に竹を立て注連縄をわたす。注連縄には藁束を向かって右から3本、5本、7本を3カ所に通し紙垂を挟む⑪。カドニワに続く畑で古いご神体の鮎と注連縄を焼く⑫。11:00、準備を終え、一旦組内は解散する。

16:00前、組内が当屋の家に再び集まる。組内はニワからゲンカンに上がる。ニノマで組内の会計係がかかった経費を計算し講中で頭割りする⑬。他の組内はイノマで料理の盛りつけをする。当屋は床の間に御供を供える。米は各戸2合をつないで歩いた（集めて回った）。昔は各戸3合だった。集めた米のうち1升をお宮へ納め、残りで直会のご飯を炊く。餅米は当屋が用意し3升で一重ねを二組搗く。一重ねはお宮へ納め、もう一重ねを21等分して講中で分ける。

16:30頃、組内がおモテの廊下に出しておいた太鼓をカドニワにだし呼び太鼓を叩く。客である他の組の講員が次々に集まり、ゲンカンからニノマへ上がる。組内はニノマの廊下に重ねていた座布団をニノマに敷いて、ゲンカンにいる講員をニノマに誘導する。当屋はおモテ⑭で講員に「どなたも今日はおめでとうございます」と挨拶をする。神主がおモテのエンから家に上がり、⑮で講員に挨拶をし⑯で床の間に向かって玉串を置き、⑰で着

表4 上ノ庄の大歳祭

上ノ庄の大歳祭 (平成14年)

次第	時刻	行動	居場所				
			オモテ	ナカノマ	ゲンカン	イノマ	カドニワ
準備	9:30	組内来訪 室を開き御神体を出す ナガヤの前で注連縄をなう			A⑦, B⑦		B⑧
	9:35	フナを料理する 鱈をつくる ご神体のフナを七輪で燻す					B⑨ B⑩
	9:55	魚屋が料理を持ってくる					
	10:45	竹を立て注連縄を渡す					B⑪
	10:55	昨年のご神体のフナと注連縄を焼く					B⑫
	11:00	組内解散					B
受付	15:55	組内来訪 費用の精算, 会計		A⑥ A⑥, B⑥	B⑦		
	16:13	当屋御供を床の間に供える 配膳	A③			B	
	16:30	呼太鼓					B
	16:45	講員来訪 当屋あいさつ 組内座蒲団を敷く	A①	D, E B, D, E			
	16:55	神主来訪 あいさつ 神主着替え	A①, C② A①, C②	B, D, E B, D, E			
大歳祭	17:00	神主あいさつ 神主太鼓, 祝詞, 大祓, 祝詞	A①, C② A①, C③→④	B⑤, D, E B⑤, D, E			
	17:15	当屋玉串を捧げる	A③, C②	B⑤, D, E			
	17:20	神主笛 礼 あいさつ	A①, C②	B⑤, D, E			
	17:22	組内が席順を読み上げ着座する 御神酒を注ぎ, 御供を手に乗せる	C④, D, E A, B, C④, D, E	A, B, D A, B, D		B	
	17:32	組内あいさつ, 会計報告 お膳の準備	C④, D, E C④, D, E	A, B⑤, D D		A, B	
直会	18:00	当屋あいさつ, 乾杯 饗宴 当屋と組内が給仕	C④, D, E A, B, C④, D, E	A⑤, B, D A, B, D			
	19:15	餅を21等分し配る 神主帰る	A, B, C④, D, E	A, B, D		A, B	
当屋渡し	19:40	当屋来当に室を渡す 来当の家に向かう	A②, B				D, E D, E

A=当屋 B=組内 C=神主 D=講員 E=来当

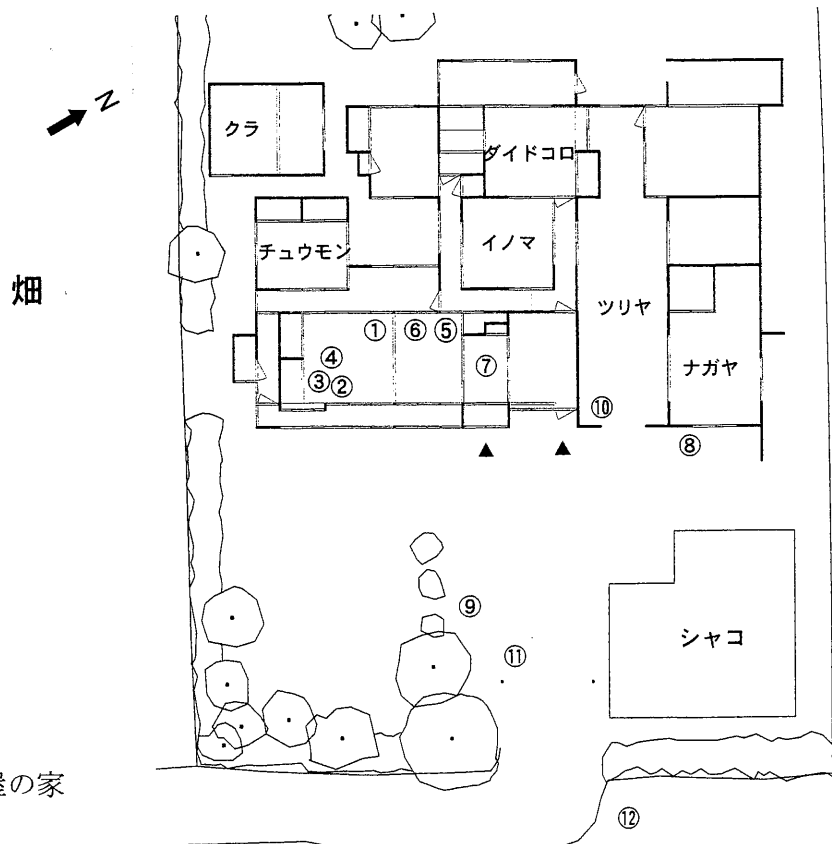


図3 上ノ庄の当屋の家

替えを行う。当屋はオモテ①に座り、組内はニノマの下手⑤に座る。

神主はオモテの②で講員に向かって「今から大歳のお祭りをいたします」と宣言し、床の間の御室の前③に座り太鼓を叩く。礼の後祝詞をあげ、2礼2拍手1礼して講員の方に向いて、榊でお祓いをする④。講員は頭を下げる。神主は御室に向き直し、礼、祝詞、大祓、2礼2拍手1礼を行う③。続いて礼、祝詞、大歳祭の祓いを行い④、2礼2拍手1礼する。次に神主は当屋に玉串を渡し、当屋は御室に玉串を捧げる③。当屋と講員一同は、一緒に2礼2拍手1礼を行う。神主は笛を奉納し②、御室の前に座って1礼する③。②に座り講員に向かって「どなたもおめでとうございました。無事仕え申しました。」と述べる。

組内が席順を読み上げ講員は席に着く。神主が床柱の前に背を向けて座り、その両側に講員が座る。組内が御神酒と飯（御供という）を神主から両翼に回して行く。飯は手に直接乗せてゆく。ニノマ⑤で組内の会計係が挨拶をし、会計報告を行い1軒1400円徴収する旨を伝える。組内は膳の用意をする。

18:00ニノマ⑤で当屋が挨拶をし乾杯をする。当屋と組内が給仕となり直会が始まる。お酒は7升用意する。1升は当屋がもち、6升はみんなで買う。以前は7升なくなるまで飲んでたという。また、かつては前日からさかなみせをして、2日間にわたってお酒を飲んでいたので昼の酒が1升必要だったが、昼の酒は当屋によって持つ人、持たない人があり誰が用意するか決まっていなかった。

19:15、組内が床の間から餅一重ねをイノマへ運び、21等分に切る。宴はたけなわで「まだ早い早い、餅もまだこん」「餅より早く太鼓が外へ出るか。まだ座ってくれよ」などといって当屋渡しを先送りにしようとする。喧噪の中組内が餅を配る。

19:40、来当はゲンカンからカドニワへ出て、オモテのエンの沓脱石に立つ。当屋は床の間から御室をおろしオモテのエンに運ぶ。組内は当屋の背後に並び、来年の組内は来当の背後に並ぶ。当屋と来当が「謹んでお渡し申し候」「謹んで受け取り申し候」と言い合い当屋渡しを行う。以前は「御渡し候」「御貰い候」の当屋渡しの口上を逆に述べたり、おもしろおかしく述べるなどして1年の終わりにみんなで大笑いをしたという。また、集落の大事なことはここで決まるので大歳祭りは欠席しなかったという。

太鼓を打ちならしながら、真っ暗な中を来当の家へ向かう。

1-1-1-4 下津令地区 調査日：平成14年12月23日 図4、5 表5

下津令地区は上郷が3班、下郷が3班に分かれ、当屋は上郷の班と下郷の班が交互に受

ける。集落内の全世帯が参加し、当屋は80年に1回程度引き受けることになる。繁枝神社の記録によると、もともとの大歳祭は祭りの朝に当屋が行うあさまつり、次に来当が行うはつゆまつり、その他にたねしろまつり、大歳社まつりの4つがあり、夕方に新旧当屋の引継が行われたという。今はあさまつり、はつゆまつり、たねしろまつりが簡略化され合わさって初湯といわれている。

また、下津令地区では御室など有形で継承されるご神体はない。1メートルほどの高さの櫛に紙垂を付けたものが依代である。替わりに大歳祭箱といわれる木箱が引き継がれる。

平成14年の当屋は向条班のOK、来当は沖条班のKKであった。大歳祭の式次の概略は以下のとおりである。朝食後向条班のものは当屋のところへ集まり、下津令の戸数分の櫛に御幣を取り付け配って歩く。当屋、来当の家ではそれぞれ神事の準備、班の女性達は昼食、夕食の支度を行う。始めに来当の家で神事が行われ昼食が出される。この行事は初湯といわれている。午後、当屋から来当の家に大歳祭箱が届けられ、神主と来当が当屋の家に案内される。夕刻、当屋の家で神事が行われ直会となる。当屋での行事を大歳祭りといっている。

なお、下津令には以上のような集落の大歳祭と別に、1軒の大歳祭がある。小宇大歳に居住するUTの家で代々行われており、U家の屋敷の西には大歳森がある。神主は来当での神事のあとU家で大歳祭の神事を行い、終了後当屋へ向かう。

祭りの進行と人々の動きは次の通りである。

当屋であるOKの家では、夕方から始める大歳祭の準備を早朝から班の人々と共に行った。OKの家族は両親と妻である。

屋敷構えは瓦葺き平屋のホンヤを中心に、東に二階建てのシャコとソウコが建っている。屋敷の四方は石垣が築かれ、西側に通る道路より坂道を上って家に入る。

祭りの亭主側は、当屋1人、給仕と祭りの準備、料理の手伝いは班の16世帯の人々によって行われる。客側は、繁枝神社の神主1人、来当1人と向条班の各家の代表である。祭りはホンヤの6畳のオモテと6畳のニノマで行われた。調理と配膳はダイドコロとその東隣のイタノマ（板の間）が使われた。また、オモテの北隣の部屋も配膳や準備に使われた。

8:30、向条班は当屋の家に集まり、男性は下津令の戸数分の櫛に御幣を取り付け、軽トラックに積んで配って歩く。その時神楽料として1戸500円を徴収する。女性は調理を行う。当屋は床の間に御供えものを準備する。

ほとんど時を同じくして来当の KK の家では初湯の準備が進められる。KK の家族は妻と二人暮らしである。屋敷構えは瓦葺き二階建てのホンヤを中心に、東に二階建てのナガヤ、西に瓦葺き平屋の別棟が建っている。ホンヤと別棟とは廊下でつながっている。敷地の南西は道路、東北は隣家と接している。

祭りの亭主側は、当屋とその妻の二人である。客側は、繁枝神社の神主 1 人と沖条班の各家の代表である。

祭りは別棟の 10 畳のオモテと 7 畳半のニノマで行われた。調理と配膳はダイドコロで行われた。

9:00、班の女性達が集まって昼食の準備が行われた。11:15 頃から客が集まり始める。客はゲンカンから入って別棟に進み、7 畳半のニノマに座る。来当の妻が客にお茶と菓子を出す。12:00、神主がゲンカンから入り廊下を歩いてオモテ①に座る。来当は②に座り神主と挨拶をする。神主は用意された榊の中から、依代用に 1 メートル、お祓い用に 50 センチの長さの榊を 1 本ずつ選ぶ。依代の榊を床の間に立て掛け、お祓い用の榊を床框に置く③。来当の妻が神主にお茶とお菓子を運んでくる。神主はお茶を飲みながら、来当と大歳祭のことについて話を交わす。神主は半紙を取り出し依代用に大きい紙垂を 2 本、お祓い用に小さい紙垂を 1 本作り、それぞれに取り付ける。神主は①で着替えを行う。神主は 1 升びんのお酒の口を取り、ビニールに入ったお米の口を開き、ニノマの客に向かって 1 礼する⑤。

12:18、神主が祭りの開始を宣言する④。2 礼の後祝詞をあげ、2 礼 2 拍手 1 礼する⑤。床の間の上を榊で祓いニノマの方を向いて来当、客にお祓いをする。来当、客は礼をする。再び神主は床の間の方を向いて 2 礼の後祝詞をあげ（写真 38）、2 礼 2 拍手 1 礼する。もう一度 2 礼の後祝詞をあげ、2 礼 2 拍手 1 礼する。神主と来当、客、一同合わせて 2 礼 2 拍手 1 礼する。神主は来当、客に向き直り「これをもちまして御神事滞りなく終わりました。おめでとうございました」と挨拶をする④。神主は着替えを行う①。来当が神主に御神楽料を渡す。12:40 客一同で直会の席を作る。

OK の家に客は夕刻 16:30 には集まり始める。当屋と会計の係が経費の計算をし、1 軒あたりの代金を計算し、訪問した客にその旨を伝え代金を徴収する③。16:40、客の 2 名が大歳祭箱を来当の家に運び、来当を迎えに行く。17:00、神主、来当、玄関から入り神主はオモテ②、来当は④に座る。当屋も④に座る。神主は半紙を取り出し依代用に大きい紙垂を 2 本、お祓い用に小さい紙垂を 1 本作り、それぞれに取り付ける。神主は 1

表5 下津令の大歳祭

下津令の大歳祭 (平成14年)

次第	時刻	行動	居場所	
			オモチ	ナカノマ
準備	8:30	班の男性は御幣のついた神を全戸に配り, 女性は当屋の台所で料理 (夜の直会) を作り始める	当屋の家	
初湯祭の準備	9:00	来当の妻は台所で料理 (昼の直会) を作り始める	来当の家	
	11:15	講員が集まる		D
	12:00	神主来訪 来当あいさつ 床の間に神を立てる 神主着替え	E②, C① E②, C⑤ E②, C①	D D D
初湯祭	12:18	神主あいさつ, 祓詞, 大祓, 祝詞	E②, C④→⑤	D
	12:34	神主あいさつ 神主着替え	E②, C①	D
直会	12:40	直会の席をつくる		
大歳森祭の準備	14:10	神主来訪		
	14:27	床の間に神をたてる 神主着替え		
大歳森祭	14:40	蠟燭に火をつける 神主あいさつ, 祓詞, 大祓, 祝詞		
	14:55	神主あいさつ 神主着替え		
	15:00	家の主人が大歳森に御幣を納める		
大歳祭の準備	16:30	講員が集まる 会計を行なう	当屋の家	A③, D③
	16:40	大歳の箱を来当へ運び, 来当を迎えに行く		
	17:00	神主, 来当来訪 床の間に神をたてる 神主着替え	A④, C①→②, E④	D
大歳祭	17:10	神主あいさつ, 祓詞, 大祓, 祝詞	A④, C①, E④	D
		神主あいさつ 神主着替え	A④, C②, E④	D
直会	17:30	直会の席をつくる		

A=当屋 C=神主 D=講員 E=来当

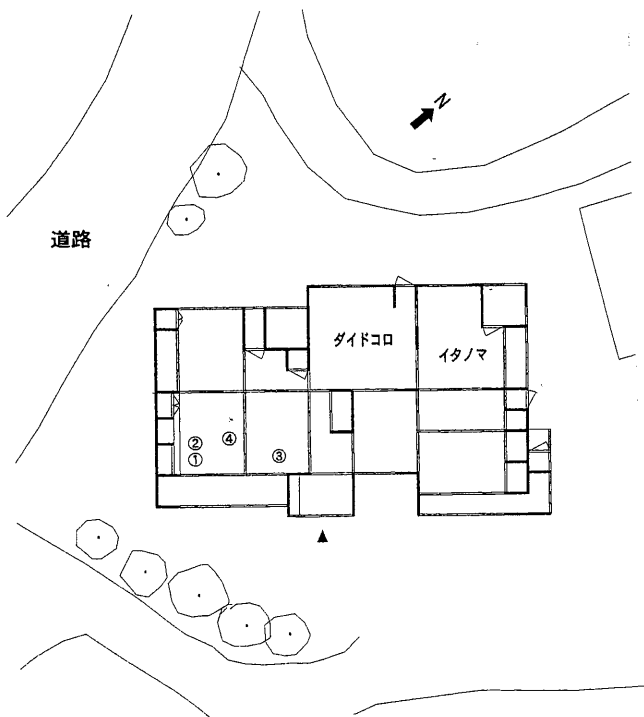


図4 下津令の当屋の家

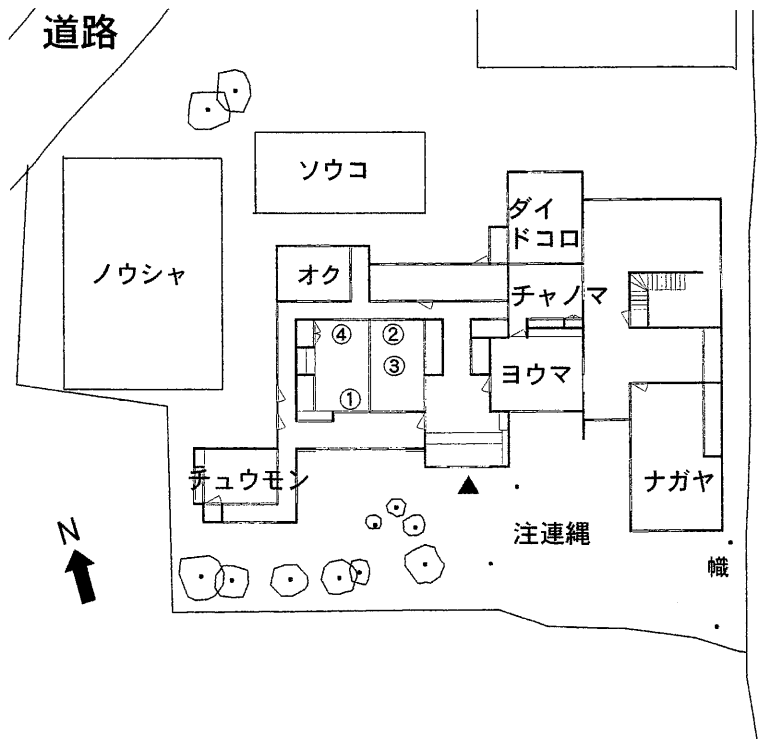


図5 下津令の来当の家

升びんのお酒の口を取り、ビニールに入ったお米の口を開く①。神主が着替える②。

17:10、神主が祭りの開始を宣言する②。2礼の後祝詞をあげ、2礼2拍手1礼する①。床の間の上を櫛で祓いニノマの方を向いて当屋、客にお祓いをする。当屋、客は礼をする。再び神主は床の間の方を向いて2礼の後祝詞をあげ、2礼2拍手1礼する。もう一度2礼の後祝詞をあげ、2礼2拍手1礼する。神主と当屋、客、一同合わせて2礼2拍手1礼する。神主は当屋、客に向き直り「これをもちまして御神事滞りなく終わりました。おめでとうございます」と挨拶をする。神主は着替えを行う②。客の一人が直会の際神主の左右どちらの席が高座か質問する。神主は左と答える。17:30、客一同で直会の席を作る。

1-1-1-5 小俣地区（お笑い講） 調査日：平成15年12月7日 図6 表6

小俣地区は名（みょう）を持つ21軒の家が順番に当屋を務める。現在参加者は1軒減り20軒で行っている。平成15年12月7日はSYが当屋を務めた。順番からすると平成15年度はYMであったが、都合により平成16年度の当番であったSYが繰り上がって行った。したがって、来当（らいとう：来年の当屋）は不在で今回臨時の役があたった。小俣地区の大歳祭はお笑い講として有名で、防府市の文化財に指定され、毎年テレビ、ラジオや新聞などで紹介されている。

SYの家族は妻と母親との三人暮らしである。二人の娘は嫁いでいる。この日は親族や二人の娘の家族など20人近くの人が手伝いに来ていた。

屋敷構えは瓦葺き一部二階のホンヤ、ホンヤの南西に廊下でつながった別棟のチュウモン、西に二階建てのノウシャ（農舎）、北にソウコとシャコ、ホンヤの東に南北に長いコンクリート造一部二階建てのナガヤが建っている。

大歳祭の式次の概略は、当屋の家で神事が行われ、直会でお酒が入り席が和やかになったところでお笑い講を行い、再び直会の後当屋渡しが行われる。今回は当屋渡し以降の行事が事情により行われなかった。

祭の亭主側は、当屋1人、給仕は親戚の男性4人、手伝いにSYの妻、母、娘二人、親戚の女性が携わった。客側は、八幡宮の神主1人、講員は5人欠席で16人出席。これに来賓2人が参加した。

祭はホンヤの7畳半のオモテと7畳半のニノマの部屋で行われ、調理はダイドコロ、配膳と亭主側の控えの部屋はチャノマ、祭りに参会した親戚の控えの部屋にヨウマが使われ

た。また、給仕の控えの部屋として北西のかどの部屋も使われ、その外に仮の縁台を設え弁当を保管した。南西の別棟であるチュウモンは、来賓や報道関係者の控え、神主の着替えの部屋として使われた。

ご神体の入った御室は、ニノマとゲンカンの間の鴨居の上に吊った大歳棚に置かれ、その下のニノマに祭壇がつくられた。

祭の進行と人々の動きについては次の通りである。

10:00、すでに屋敷周りの幟、玄関前の注連縄、ニノマの大歳棚、祭壇の準備は整い数人の講員が訪問していた。講員はニノマのエンで受付をし、米1升と千円を支払う。座敷では給仕4人がお笑い講の練習をし、ダイドコロでは女性達が客用の料理の盛りつけを行っていた。直会には5〜6年前から3000円の弁当を頼んでおり、吸い物といとこ煮を自宅で作って出すだけであるが、手伝いや見に来る親戚、取材に来る報道関係者など客のための食事が必要で、その用意が大変である。昨夜煮しめなど日持ちのするものを作り、今朝は5:00から稲荷寿司、海苔巻き、おにぎり、サラダ寿司、酢の物、吸い物等を調理した。紅白の重ね餅もお菓子屋さんに頼んで搗いてもらう。

10:30、当屋と給仕など亭主側がチャノマで、親戚達はヨウマで食事を済ませる。訪問した講員はニノマのエンから当屋の家に入り、エンで受付をしてニノマに座る。

10:50、神主がオモテのエンから当屋の家にかかる。オモテ①で当屋②や講員と挨拶をし、別棟のチュウモンで着替える。

11:05、神主はニノマの②で講員に1礼し蠟燭に火を付ける。講員はオモテに大歳棚の方を向いて座る。神主が「それではただ今より本年の大歳祭りを斉行いたします」と挨拶する。神主は祭壇の前へ座り2礼し祝詞をあげる③。2礼2拍手1礼して講員の方に向けて榊でお祓いをする。講員は頭を下げる。神主は御室に向き直し御神酒の蓋を開ける。2礼、祝詞、2礼2拍手1礼を行う。続いて神主は②で太鼓を奉納する。その後②で当屋に玉串を渡し、当屋は大歳棚の下の祭壇に玉串を捧げ2礼2拍手1礼する③。同じく神主は来当に玉串を渡し、来当は祭壇に玉串を捧げる。当屋と講員一同は一緒に2礼2拍手1礼を行う。神主は大歳棚の前に座って1礼し御神酒の蓋を閉め、③で蠟燭の火を消す。②に座りなおし講員に向かって「以上を持ちまして大歳の神事を終わります」と述べる。

11:15、神主は別棟のチュウモンで着替える。講員は祭壇をゲンカンに運び出し、給仕は直会の準備を始める。

11:30、直会開始。大歳棚の下に神主が座り、講員は円陣を組むように座る。給仕が

表6 小俣の大歳祭

小俣の大歳祭 (平成15年)

次第	時刻	行動	居場所				
			オモチ	ナカノマ	チュウモン	チャノマ	オク
準備	10:00	屋内の大歳棚の飾り付け, 屋敷まわりの幟や注連縄の設置完了 報道関係者, カメラマン準備開始 給仕が作法の練習をする					
	10:30	当屋と給仕が食事をとる 講員来訪	B			A, B	
	10:50	神主来訪 あいさつ 神主着替える	C①, D D	D, E A②, B, D, E A, B, D, E	C		
大歳祭	11:05	神主太鼓の前に座す	A, B, D, E	C②			
		神主御神酒、灯明の用意をする	A, B, D, E	C③			
		神主あいさつ	A, B, D, E	C②			
		祓詞	A, B, D, E	C③			
		神主 大鼓奉納	A, B, D, E	C③→②			
		当屋と来当が玉串を捧げる	B, D	C②, A③, E③			
		神主御神酒の蓋を閉め蠟燭の火を消す	A, B, D, E	C③			
11:15	神主あいさつ 神主着替え 直会準備	A, B, D, E D, E	C②	C	A	B	
直会	11:30	当屋あいさつ 御神酒 饗膳	A④, B④, D A, B, D	C③, D, E A, B, C③, D, E		B	B
		笑い講	12:30	神主着替え	A, B, D	D, E	C
神主の席に太鼓を掲げる	A, B, D		C③, D, E				
講員が順番に笑いを披露する	A, B, D		C③, D, E				
給仕が笑いを披露する	A, B, D		B, C③, D, E				
神主着替え	A, B, D		B, D, E	C			
直会	13:15	再び饗膳 報道関係者, カメラマン, 見学者は退席	A, B, D	A, B, C③, D, E		B	B
解散	13:40	当屋渡し中止により解散					

A=当屋 B=給仕 C=神主 D=講員 E=来当

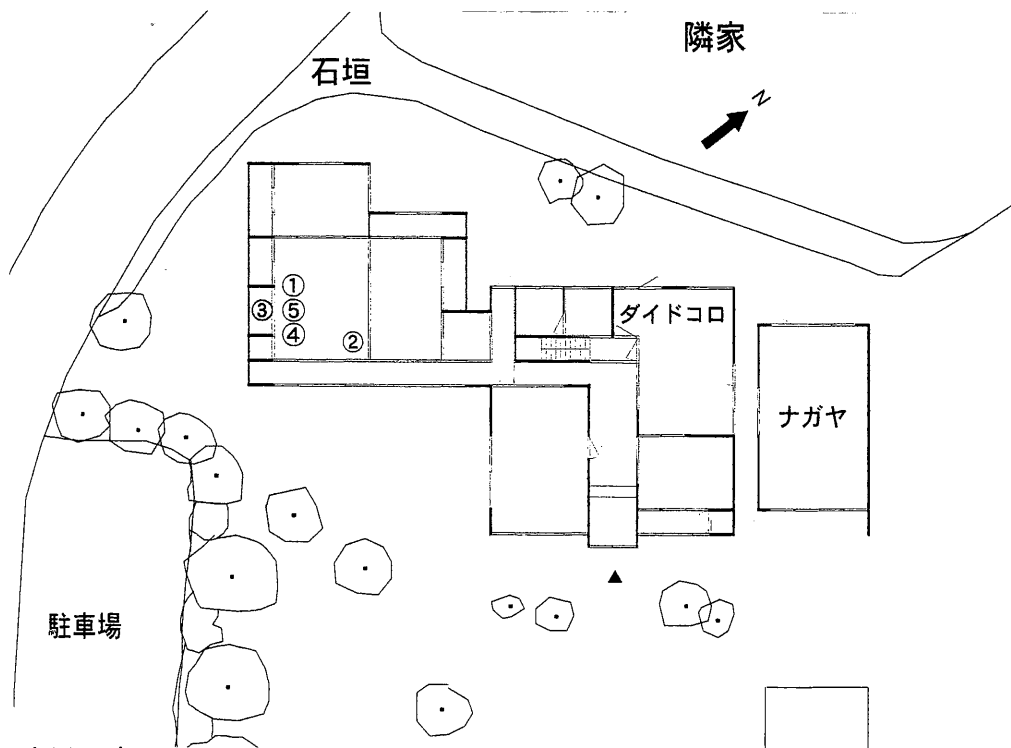


図6 小俣の当屋の家

神主から両翼に酒を注いでまわる。当屋④の挨拶の後乾杯し弁当を食べる。

12:30、神主は再びチュウモンで着替えた後、ニノマに戻って自分の席③に太鼓をすえる。講員の中で審判を務める行司の宣言によりお笑い講を始める。神主は太鼓を叩き続ける。神主の右横の講員とそれに対面する講員が榊を手に笑う。行司が両者の笑いが良いかどうかの審判をくだし、良くなければ何度でもやり直す。一組が終わるとその右隣というように時計と逆まわりにまわってゆく。円陣の講員が終わると4人の給仕が、オモテとニノマの境に二人ずつ背中合わせに座り、榊を手に持って講員に向かって笑いを披露する。良い笑いでないとやりなおしをする。最後に講員一同そろって笑う。笑い納めた後一同「おめでとうございました」と述べる。神主は太鼓を止めチュウモンで着替える。

13:15再び直会を始める。報道関係者やカメラマンは退席する。

13:40、今年は当屋渡しが行われなかったため、講員は三々五々帰宅する。

1-2 大歳祭の変化

1-2-1 江戸時代末期の大歳祭

大歳祭に参加した人々からの聞き取り調査によると、現在行われている大歳祭は戦後随分変化したと言われている。かつては朝早くから夜遅くまで、ところによっては二日かかりで飲食をして楽しんだが、今では行われなくなった祭も少なくない。継承された祭、継承されなかった祭はどのようなものだろうか。次に〇集落の大歳祭について、天保13年(1842)と平成14年(2002)の祭りの様子を比較し(表7)、違いについて述べることにする。

小俣地区の大歳祭の江戸時代末期の様子を知る手掛かりとして、『防長風土注進案 14 小郡宰判』があげられる。「臺道村 風俗之事」に「小俣の笑ひ講 小俣八幡の産戸に二十一名となつくるあり、十一月晦日当屋の家に大歳の神を迎へ祭り、笑ひ講といふことをなせり」とあり、儀礼の様子が詳しく書かれている。表2の左半分はその内容をまとめたものである。これによると当時の大歳祭の式次は、以下のAからLの12にまとめられる。A. 準備 B. 神迎え C. 朝の膳 D. なんじょうの舞い E. 昼寝 F. 夜の膳 G. 豊凶占い H. 笑い講 I. 御取穂 J. 尻からげ K. 当渡し L. 神上

表2の右半分は、平成14年の祭の様子をまとめたものである。その式次を江戸時代のものに対応させて比較すると、A. 準備 B. 神迎え F. 夜の膳 H. 笑い講 K. 当渡

しについては継承されているが、C。朝の膳 D。なんじょうの舞い E。昼寝 G。豊凶占 I。御取穂 J。尻からげ L。神上については行われていないことが分かる。

逆に、江戸時代には行われず平成14年に行われたこととして、M。伝達事項 N。祝電披露 O。来賓紹介 P。解散宣言 Q。当屋移し R。談笑があげられる。

天保と平成の大歳祭を比較して、式次第が大きく異なっていることに気がつく。儀式の変化を詳細に追ってみることにする。

大歳祭を行う上での目的と方法について、もう一度天保の儀礼を整理してみると、

①神を迎え送るための儀式として、A。準備 B。神迎え K。当渡し L。神上が行われ、②神と共に酒肴を相嘗める儀式としてC。朝の膳 E。昼寝 F。夜の膳 J。尻からげが催され、そして、③五穀豊穰、子孫繁栄を祈る儀式として、D。なんじょうの舞い G。豊凶占い H。笑い講 I。御取穂が行われたと考えられる。

それぞれについて平成の儀礼と比較すると、①神を迎え送るための儀式については、天保では、B。神迎えや L。神上など神を迎え送る儀式は当屋が八幡宮を訪問し、そこで執り行われていたものが、平成では当屋又は来当の家に神主が訪問して行う。また、平成ではL神上がQ。当屋移しに形を変えている。神主、当屋、来当の神社と家との往来が省かれている。

②神と共に酒肴を相嘗める儀式については、平成ではC。朝の膳 E。昼寝 J。尻からげが省略され、F。夜の膳が直会として昼食時に行われている。かつては朝から晩まで昼寝を挟んで箸を腰に差したまま飲み食いしたというが、そのようなことは行われなくなった。また、饗膳の餅や料理は外注化され、当屋の台所で親族や手伝い人達が大勢で調理することは少なくなった。一方小俣地区では文化財となってから、報道関係者や見学者が多く訪れるようになり、そのための飲食の用意が必要となった。

③五穀豊穰、子孫繁栄を祈る儀式では、D。なんじょうの舞い G。豊凶占い I。御取穂は省略され、H。笑い講だけが受け継がれている。

一方、天保には行われずに、平成で行われていることに①神を迎え送るための儀式として当屋移しがあげられる。天保では饗宴が終わると当屋と来当以外の講員は帰宅し、神主、当屋、来当の3者で当屋の家で当渡しを行い、その後八幡宮へ3者で詣でて神を送る。平成では、直会が終わると全講員の見守る中で当屋渡しを行い、その後ご神体の祭られている御室を抱え全講員で行列をくんで来当の家に行き、そこで神主が神を送る神事を行い、また来当の家で談笑する。

表7 大歳祭の比較

次第	仮番	『防長風土注進案』天保13年ころ	次第	仮番	平成14年
		小俣			小俣
A. 準備		祭日の前 1 黒米5升を1升到に精米し、藁つとに入れ、当屋の床の上に掛ける。 2 間の外に注連を引き渡す。	A. 準備		12月1日 2 家の出入り口の前に竹を立て注連を引き渡す。 屋敷の入り口に幟を立てる。
B. 神迎え		11月30日 3 神主当屋の家に斎竹を立てる。 4 神迎え。神主当屋と小俣八幡へ向かい、ご神体を迎える。 5 神酒神饌 6 神主社壇の神幣をうけ、当屋に行く。 7 神主神幣と明神を捧げる。 8 当屋の二の間に大歳棚を設置。 神幣 幣 神4本 棚の四方に立てる。 稲穂2把 棚の左右に飾る。 掛魚2匹 セイゴ 棚の左右に掛ける。 作り初穂 棚に掛ける へぐりという藁に包む。 神供 白米 洗米 神酒 一夜酒	B. 神迎え		8 当屋の二の間に大歳棚を設置。 神幣 幣 神4本 棚の四方に立てる。 稲穂2把 棚の左右に飾る。 掛魚2匹 セイゴ 棚の左右に掛ける。 神供 (バナナ、林檎、蜜柑、人参、白菜、芋) 白米 洗米 紅白餅 神酒 7 神主祝詞をあげる。 大歳棚を献う。 御神酒の蓋を取る。蠟燭に火を付ける。 大歳講の献い 太鼓をたたく。 当屋が玉串をささげる。全講員で2拝2拍手1拝。 当やが玉串をささげる。 御神酒の蓋をする。蠟燭の火を消す。
C. 朝の膳		12月1日 21名を当屋に招き饗膳 着座次第のとおり 21名も給仕も袴を着る。 朝 皿 (大根酢和え) 汁 (蕪) 餅 9 酒一廻 餅を強いる 酒三廻 茶 あつもの (豆腐) 酒三廻 神酒を頂く 神供を頂く 洗米を頂く あつもの (フナ) 酒三廻	M. 伝達事項		伝達事項 市の文化を高める会に加入したことの報告
D. なんじょうの舞い		10 押さえとして二つの飯器を伏せて出す。 11 給仕人袴を振って出る。客は知らぬ顔をして座る。 12 また、なんじょう (杵の一種) を振って出る。酒、食物を強いる。 13 客は別の部屋に入り、寝る。			
E. 昼寝					
F. 夜の膳		14 饗膳 着座次第のとおり 晩 皿 (大根 鱈) 汁 (鮎) 平皿 (メバル、大根、豆腐、ゴボウ、小芋) 飯 引手 (ゴボウ、人参、こんにゃく) セイゴ (小串さし) おいしい 酒 飯を強いる。 茶 菓子 (蜜柑、菱焦飯)	F. 夜の膳		14 直会 当屋給仕4人の紹介 給仕お膳を出し、酒を注いで回る。 当屋乾杯 拍手 お弁当 (海苔巻き、鯛の塩焼き、鯛の刺身、酢の物、エビフライ、煮物) いとこ煮 酒 祝電披露 来賓紹介 (他県の笑い講との交流)
			N. 祝電披露 O. 来賓紹介		

次第	仮番	『防長風土注進案』天保13年ころ	次第	仮番	平成14年
		小俣			小俣
G. 豊凶占い	15	去年の藁つとの精米を箱の蓋にだし、その米を一つ一つ調べて来年の豊凶を占う。精米白ければ百穀豊熟。黒、黄ければ凶荒。			
H. 笑い講	16 17 18 19 20 21	笑い講始まる 神主太鼓をたたく 貞頼名一人出て、棚の四隅の榊を左右の手に取り、棚の正面に向かい笑いを発す。榊を次の座の左右に置く。 百文名、護郎丸一人出て、貞頼名の左右に横向きに座り、前の榊を両手にとって笑う。榊を次の座の左右に置く。 徳滋名、徳重名、徳永名、末永名一人出て、百文名、護郎丸の次に座り榊を一本ずつもって笑う。 笑う様子が本当でない場合は、本当になるまで笑う。 神主太鼓を止める。 各もとの座にもどる。笑い講終わり	H. 笑い講	16 17 18.19 20.21	笑い講 行司宣言 神主太鼓をたたく(笑いの間中) 大歳棚の下と床柱の前に座る1番手が、両手に榊を持って笑いあう。 2～6番まで左回りに回る。 良い笑いになるまで何度も笑う。 最後に全員で3回笑う。この時給仕も続き間の境に2人ずつ1番手の方を向いて、榊を1本ずつ持って笑う。 神主太鼓をやめる。笑い講終わり。
I. 御取穂	22	御取穂 棚の左右に掛けた稲穂を、給仕人が取り客の前に持って行く。客は各分ち取る。	P. 解散宣言		直会続き 報道関係者、カメラマン、見学者解散
J. 尻からけ	23 24	帰ろうとする客に酒を強いる。尻からけという。 客各家に帰る。来年の当屋はとどまる。			
K. 当渡し	25 26 27 28 29	当渡し あつもの酒 神主三献。めでたく済んだと当屋に盃を授ける。 当屋一献。大歳様をお渡ししますと来年の当屋へ盃を授ける。神主一献。 来当一献。大歳様を受け取りますと神主に盃を授ける。 神主神幣を来当に授ける。神主は当屋の床の上に掛けた藁つとを、来当に渡す。来当は持ち帰り上の間の床の上に掛けておく。	K. 当屋渡し	25	当屋渡し 御室を続き間の境に床の間に向けて下ろし、御室の後ろに神主、向かいに給仕、神主の右手に当屋、左手に来当が座す。 給仕が神主へ御神酒を注ぐ 神主は当屋へ盃を授け、給仕は当屋へ注ぐ。 当屋は神主へ盃を授け、給仕は神主へ注ぐ。 神主は来当へ盃を授け、給仕は来当へ注ぐ。 来当は神主へ盃を授け、給仕は神主へ注ぐ。 神主は給仕へ盃を授け、神主は給仕へ注ぐ。 当屋から来当へあいさつ。「来年はよろしくお願いします。」 当屋から神主へあいさつ。 神主から当屋へあいさつ。「一年間ごくろうさまでした。」 当屋が来当に御室を渡す。
L. 神上	30 31 32 33 34	神上 神主当屋の神幣を載る。 神主は当屋と来当をつれて小俣八幡に参る。 本社に神幣を納める。来年神迎えに使用する。 神酒、洗米を供え、神主祝詞をあげる。 神主、当屋、来当、各帰る。	Q. 当移し R. 談笑		当移し 先頭は御室を抱え、次に来当が並び、みなで行列を組んで来当の家に行く。 灯明と御神酒をあげる。 神主が祝詞をあげ、大歳様を来当へ迎える。 お茶とお菓子で談笑する。

他には、M。伝達事項 N。祝電披露 O。来賓紹介 P。解散宣言など報道に関係した行為が加わっている。

1-2-2 住居の変化

住居の使い方と変化について、平成15年の小俣地区の当屋S家のSI（昭和2年生）の聞き取り調査から簡単に述べ、次に大歳祭における住居の使い方について整理することにする。

小俣地区の当屋は20年に一度のことだからとして、また祭礼が報道されたり見学者が多く訪ねることから、改築をしたり畳や瓦を新しくする家もある。S邸は昭和55年に建て替えた。丁度高速道路の建設で田を手放したのでそのお金が入り、建てられて150〜200年は経っていた草葺屋根の家を解いて新築した。昭和58年に当屋をしたがこの時は新しい家で行った。

藁屋の時は6畳が4部屋の田の字の間取りだったが、建て替えの時座敷を大歳講のために広くし、7畳半の続き間にしてニワをなくしてヨウマを作った。見物人のために続き間の南側には広縁を作り廻りに廊下をとった。玄関も大歳祭では大勢の人が集まるので広くした。チュウモンも建て替えたが、前にも同じ所にチュウモンがあった。ナガヤ、ソウコ、ノウシャ、シャコは前のままである。

今年の当屋はAさんの家であったが、Aさん宅に不幸があり来年の当屋であるS家が引き受けた。Aさんは家も新築し当屋の準備を万端に整えていたのにこのようなことになり気の毒なことだとSさんは思っている。

大歳講に参加できる講員は昔から21の家から21人と決まっており、勝手に増減できなかった。SIが嫁入りした当時、S姓が自宅の東と後ろと3軒あり順番で当屋をしていた。今はS姓は1軒となり、昭和58年と平成15年と2回当屋を引き受けた。講はずっと21軒で続けてきたが今は18軒になった。1軒は人が亡くなって継ぐ人がいなくなり、あとの2軒は15年位前人前で笑うことをいやがり、権利は持っているが参加はしていない。

かつては講は女人禁制で女性は参加できなかった。今は主人が亡くなったとか病気で出られないとかで、奥さんが代わりに参加するようになった。

給仕は男だけで女はしない。女はお燗方に徳利を渡すだけである。座布団敷きやお膳の出し入れから料理のおかわりやお酒のお酌まで、すべて男の仕事である。親子や兄弟、妻の兄弟や姉妹の夫などから親族の男4人が担当する。

料理は5～6年前までは当屋の台所で親族の女達が集まって作っていた。今は仕出し屋から弁当をとる。それも2段重ねのお弁当にお土産をつけるなど派手になってきたので、話し合いでどの当屋も3千円の弁当と決めた。当日講員は千円と米1升を当屋に納める。

直会の料理で今も作っているのは、小豆を炊いたものに白玉団子を入れたいとこ煮と吸い物ぐらいである。漬け物はこの日のために1年以上前から用意したものを使う。紅白の重ね餅はお菓子屋さんでついでにもらう。直会の料理は作らないが手伝い人の料理は作る。今は報道関係者用に待ち時間に出す料理に手が掛かる。昔の直会は朝から晩までだったが、今は忙しい人が多くなって神事も直会も短くなった。

1-2-3 祭礼時の空間利用

小俣地区の大歳祭りは小俣八幡宮の社伝によると鎌倉時代の正治元年(1199)から始まったといわれている。現在のように当屋の家で大歳祭が行われる方法がいつ頃から始められたかは分からないが、各地区には近世後期以降についての記録が残っており、150年以上にわたり当屋の家で大歳祭を継続してきたことは明らかである。このことは、住居が祭礼の空間として使用されつづけてきたことを示している。

この地域の屋敷構えは、寄棟または入母屋造り平入のホンヤを中心に、東に南北に長いナガヤが建ち、ホンヤとナガヤの間にはツリヤが架かり、西にチュウモンと呼ばれる別棟の客間、北にクラヤソウコ、コヤが建っているものが多い。また、調理場であるダイドコロがホンヤと別棟になっていた家も少なくなく、ホンヤと別棟のダイドコロの間の屋根を架けてフタヤと呼んでいる。ホンヤの南側の土地はカドニワ、北側をセドニワとよぶ。間取りは整形4間取りと東西に並列する2間取りが基本の形で、かつてのニワ(土間)にゲンカン(玄関)、カッテ(勝手)、ヨウマ(洋間)、ダイドコロなどの部屋を作っている。ホンヤの南側で床の間のある部屋をオモテ、そのニワ側をニノマ、北側の奥をナンド、ニワ側をイノマと呼ぶ。また基本の間取りにチュウモンと呼ばれる部屋を別棟で持つ家も多い。土間はニワ、ウチニワという。

大道地域の大歳祭における住居の使い方を整理すると次の通りである。

- 1) 祭は主にホンヤで行われるが、ナガヤなど付属屋を使用することもある。
- 2) ホンヤの南側半分を祭の場、北側半分を調理や配膳など祭のバックヤードとしている。

祭の料理は外注化しているが、ダイドコロは広いところが多い。

- 3) 祭の場はオモテとニノマの続き間が使われる。20人前後が飲食をするため6畳二間

の広さは必要である。

- 4) 小俣地区と岩淵地区では大歳棚をニワとニノマの境の鴨居に吊る。近世後期の記録では東畑、西畑、上ノ庄地区も同様であった。
- 5) 通常は床の間のあるオモテが上座、ニノマが下座であるが、小俣地区と岩淵地区の大歳祭では上座と下座が逆になる。近世後期の記録では東畑、西畑、上ノ庄地区集落も上座と下座を逆にしていた。
- 6) 小俣地区と岩淵地区ではホンヤへの出入りは神主はオモテのエンから、講員はニノマのエンから、当屋と手伝いはニワやツリヤの入り口から出入りしニノマから上り下りする。
- 7) 小俣地区と岩淵地区では神事が始まるまでは神主はオモテ、講員はニノマに座っているが、神事が始まる前に神主はオモテからニノマへ、講員はニノマからオモテへ移動する。神事が終わるとまた神主はオモテに、講員はニノマに移動する。
- 8) 神事の際、大歳様が祀られる部屋（小俣地区と岩淵地区ではニノマ、東畑、西畑、上ノ庄地区集落ではオモテ）に座ったり出入りするの、神主と当屋など世話人に限られる。客の講員は立ち入らない。
- 9) 小俣地区と岩淵地区は直会の際の座席が決まっている。また、小俣地区は席に名前がついている。
- 10) ご神体や依代に対面する際の神主の作法は、神社の拝殿における神事の動きと同じである。
- 11) 小俣地区と岩淵地区での神事はニノマで行われ、お笑いやなんじょう踊りなど芸能は続き間を使っておこなわれるが、これらの芸能はオモテとニノマの境、続き間の中央で終了する。
- 12) 当屋渡しは、岩淵地区はニノマで神主と当屋、来当、本名（ほんみょう：世話人）が向き合って、東畑、上ノ庄地区は当屋がオモテのエンに座り、来当がエンの外に立ち、両者が対面して行われる。
- 13) 大歳棚におかれる御室は、当渡しの後は床の間に置かれる場合が多いが、近世後期の東畑、西畑、上ノ庄地区では棚には箱が飾られ、当渡しの後は来年の祭りまで箱は棟木にくくりつけられるとある。
- 14) 上ノ庄地区の御室や大歳祭箱といった神事に関係するものの、祭られたり保管される場所の変遷をたどると、棟木—ニワ境の鴨居—床の間と変化してきたことがわか

る。天井から床上へ、土間から床上の奥へと場所が移動している。

大歳祭における住居の使い方の特徴としてあげられるのは、4)、5)の大歳棚をニワとニノマの境の鴨居に吊り、オモテを下座、ニノマを上座としてニワに向かって着座することであろう。大道地域の人々はニノマを大歳座敷とも呼び、大歳祭ではニノマが上座敷になることを伝えている。また大歳座敷という言葉は、オモテとニノマの部屋の機能が逆転することにちなんで、ものごとが逆転することを言い表す言葉としても使われている。ニノマが上座になる理由について『防長風土注進案9 三田尻宰判上』切畑村⁹⁾に、大歳神は作り神であるので農作業をする土間を上と定めているとある。大歳棚の位置、オモテとニノマの間の移動や参加者の出入り口の違いなど、日常の住居の使い方と異なる作法と行動は、今では忘れられつつあるが本来意味が伴うものであった。大歳祭を行うことは、先祖が行って来た大歳祭の儀式を継承することであり、住居の使い方の中にそれが色濃く残されている。

1-2-4 大歳祭の継承

最後に岩淵地区の平成17年度の当屋T家での準備の様子をTAさん(昭和24年生)の聞き取り調査から紹介し、大歳祭を住宅で行う意味について考える一助としたい。

20年前の大歳祭の時は主人の父がまだ生きていましたが、脳梗塞で倒れた後でしたので、私たちが他県から帰ってきて、何か訳の分からないままに大歳祭をした覚えがあります。随分と抜けたことがあったと今考えるとと思いますが、しょうがないことですね。その時次の20年後といたら何歳になるかしら、まだ生きておるかしらと夫婦で話しました。大歳祭の準備といたら、終わった段階でもう始まるんですよ。

具体的には2年ぐらい前から、当屋がそろそろくるね、やらなきゃいけないね、大工さんにはいつ入ってもらおうかという感じでした。今年に入り、大工さんが2月の節分が過ぎたら土地や建物をいらつてもいいということで、2月3日から1ヶ月間、うちは田の字の間取りで4部屋を祭で使うようになるのでそこに手を入れました。床が落ちたら恥ずかしいから床下の補強とふすまの張り替えと修繕、壁の塗り替えをしました。夏が終わったら畳の表替えをする予定です。

そしてこちらは大歳祭には関係ないけれども、私がやってほしいとあって、主人に無理を言って土間を床上にしてリビングをつくり、それに続く台所も一緒に天井をあげて昔の梁を出してもらいました。それと大歳祭の見物人は廊下に立つので、廊下をふさいでいた階段を取り除きました。

費用は全部で〇〇〇万円ぐらいかかりました。すべて主人が準備していました。家計とはもう全く関係なしです。主人が蓄えたというか、ご先祖様が蓄えられたといった方が正しいと思いますが、昔からの家なのでどこからだそうかということはありませんでした。まあ大歳祭は800年続いたと聞いているから、皆さんきちんと考えていらっしゃると思いますよ。笑うお祭だから良かったんじゃないかしら、みんなが。

大歳祭は長い人生の中の節目にはなりますよね。それがあのおかげで家を保てる。綺麗にしようかという気にもなります。それがなかったら、子供もいなくて2人だったら、もういいやこれでって感じになるんじゃないかと思います。わざわざこんなに綺麗にしなくても住めばいいわってね。だから大歳祭はいいといえいいけど、でも大変だなとも思います。

最近はやっぱテレビ局とかがこられるのが苦痛になりますね。前はなかったです。そんなのが入ってこられることによって、やっぱ何ですか、見栄ですか、綺麗にしようとか、しとかなきゃとかいうのがありますね。主人に怒られるかな。

以上の述懐から20年に1度の当屋のサイクルが、生活の節目のような役割をしており、住居の維持もこれに合わせて行なわれていた。報道されるようになると、多くの人のために新たな家の手直しが必要になったが、それも祭礼の継承の中に組み込まれていることが分かる。

1-3 まとめ

1-3-1 大歳座敷の空間

大道地域の5地区で行なわれてきた大歳講は、『防長風土注進案』に記載があり、その内容も部分的な変化や省略があるものの古くからの形をよく継承している祭事ということができる。本論文では祭事の進行と、その際の空間利用について注目し、2間続きの空間が必要であり、上と下に位置づけられていること、その上と下の向きは土間側を上としていることを実証的に示してきた。その空間位相の逆転は大歳座敷という言葉で表わされ、空間に限らず物事の上下関係が逆転することも含むものとして、大道地域では使用されていることが明らかになった。

1-3-2 家の神

上記の位相の逆転は、『防長風土注進案』の記載が示すように、土間の神が座すことから

生じるものである。この神の性格はやはり、『防長風土注進案』に作神であると記載されているが、徳丸は歳神的性格、すなわち祖霊神的性格も読み取っており⁹⁾、多様な意味を持つものと推察される。

さらに『防長風土注進案』に注目すれば、御室を家の棟木に縛り付けておいたという記述もあり、津山の指摘する家の神の概念¹⁰⁾を想定することもできる。

1-3-3 大歳座敷の意識

武家の接客空間である2間続きで上座に床をもつ形式が、武家の来客のない一般農民層に広がったのは、江戸時代後期の4つ間取りの確立まで待つ必要があり、一般農民層の土間を中心とした空間の象徴的認識がその前の形としてあったと考えることができる。その考えに立つと武家の空間様式が上層農家から入り込んでくる中で、これに対抗し以前からの空間認識を保とうとする意識が大歳座敷という言葉に籠められているということが出来る。

1-3-4 住まいと祭礼

当屋を勤めることは何年間かのサイクルでわかっており、それが限られた講員間の暮らしの節目としてあった。生活の場に神を迎えるために周到な準備が重ねられていたことが明らかになった。当屋が終わった時から次の当屋を勤めるまでの計画を練り始めたのである。

さらに小俣地区では文化財指定のために報道関係者、見学者が増えることとなったが、それも取り込みつつ祭礼の形が作られ、大歳座敷が舞台となるような新しい空間作り、すなわち廊下を2間の回りに設ける改造も、祭礼のための一事業として行なわれるようになった。お笑い講型とも言うべき舞台を持つ家が作られていきつつある。

注

- 1) 今和次郎の「住居の変遷」『日本民俗学大系 第6巻 生活と民俗 I』平凡社 1958
3~20頁
- 2) 大河直躬「仏壇のなりたち」『住まいの人類学』平凡社 1986 58~90頁
- 3) 前掲 1)

- 4) 宮田登「家のフォークロア」『叢書 文化の現在 3 見える家と見えない家』岩波書店 158～185 頁
- 5) 古家信平「住生活の構成」『弥栄峡の民俗』1979（再録「住生活の構成」『山口県史 資料編 民俗 1』山口県 2002 568～588 頁）
- 6) 山口県文書館『防長風土注進案 第 14 卷 小郡宰判』1964 414～417 頁
- 7) 当屋（頭屋）とは神社の祭や神事、講などの行事に際して、一定の任期でその主宰をしたり、準備や世話をする中心的な人、またはその人の家。『日本民俗大辞典 上』2000 193 頁
- 8) 稲作儀礼に関する研究は、民俗学では坪井洋文に代表されるように多くの研究蓄積がなされている。坪井洋文『神道的神と民俗的神』未来社 1989
- 9) 山口県文書館『防長風土注進案 第 9 卷 三田尻宰判上』1963 481 頁
- 10) 徳丸亞木「VI暮らしの継承と変容 2 祭りと祈り」『山口県史 資料編 民俗 2』2006 752～768 頁
- 11) 津山正幹「炉と竈からみた竈神」『民俗のかたちとところ』岩田書院 2002 55～74 頁

参考文献

- 田中久夫『祖先祭祀の研究』弘文堂 1979
- 池浩三『祭儀の空間—その民俗現象の諸相と原型—』相模書房 1979
- 藤原修『田の神・稲の神・年神』岩田書院 1996
- 白石昭臣『農耕文化の民俗学的研究』岩田書院 1998
- にいなめ研究会『新嘗の研究』田中宣一「稲種子の授受、交換」第一書房 1999
- 黒田一充『祭祀空間の伝統と機能』清文堂 2004
- 成城大学民俗学研究所編『昭和期山村の民俗変化』田中宣一「”民俗変化”と追跡調査について」名著出版 1990

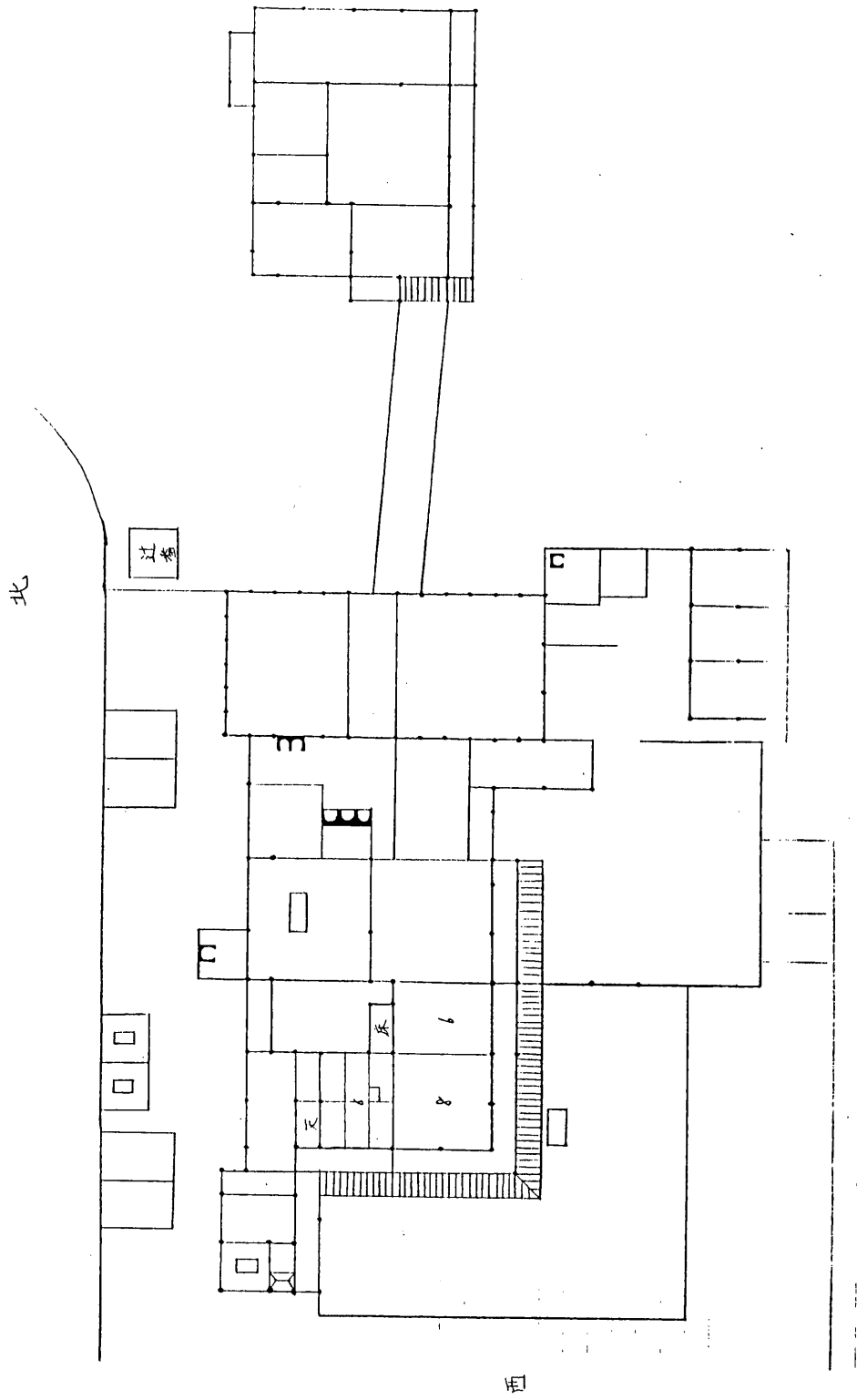
付図表

付図

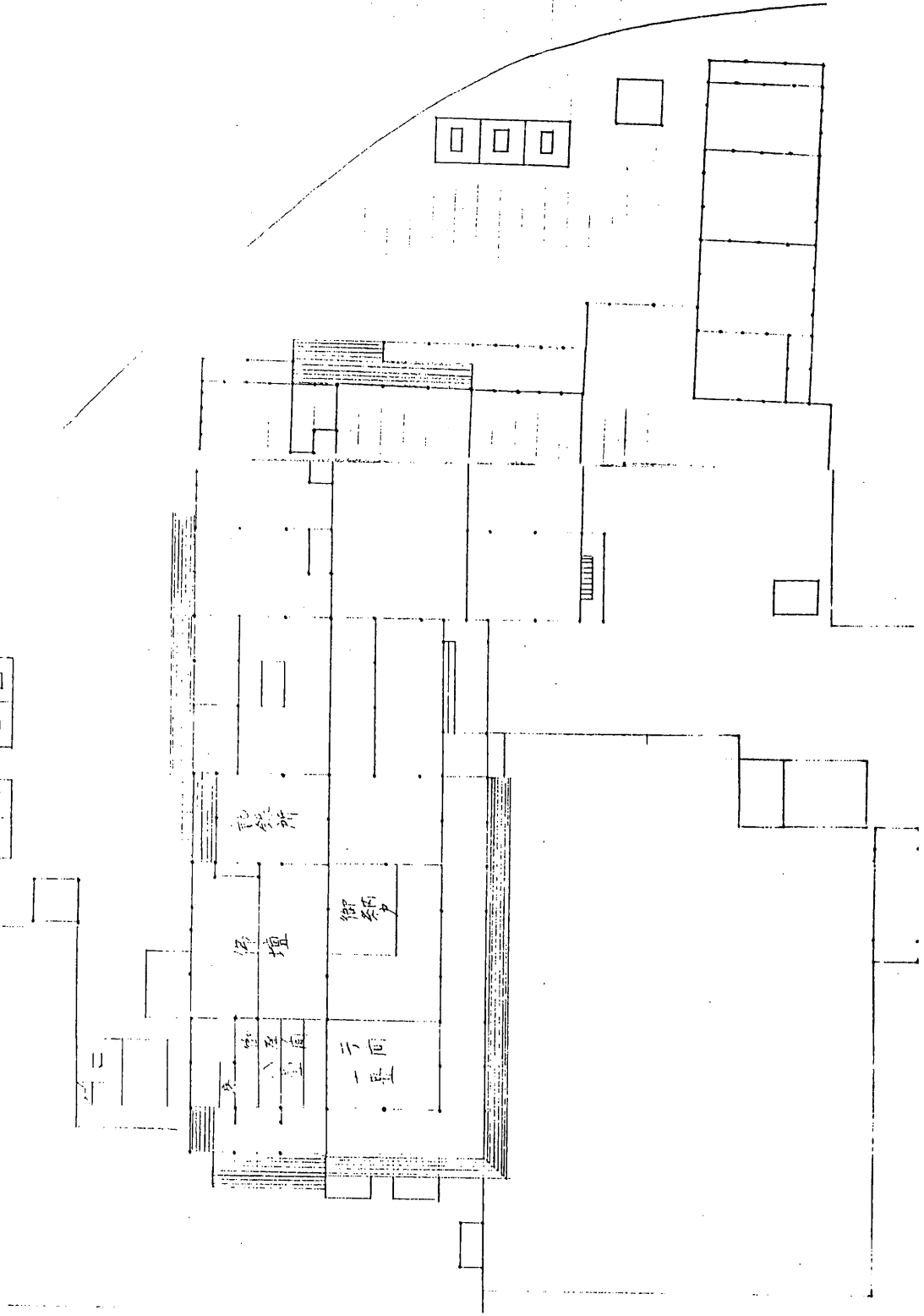
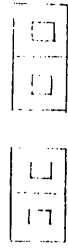
山口県文書館蔵『毛利家文庫 58 絵図』

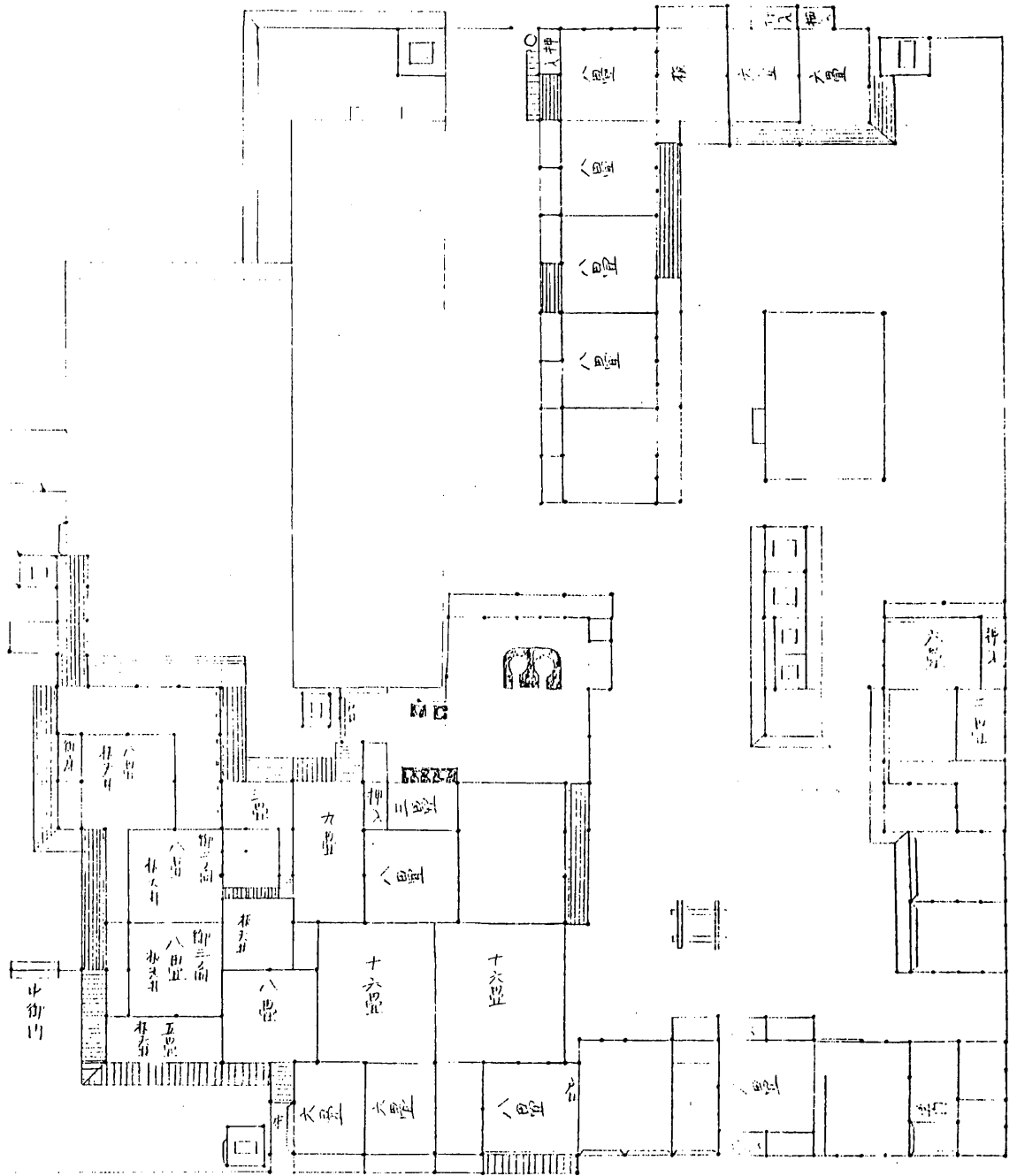
「本陣図」

東

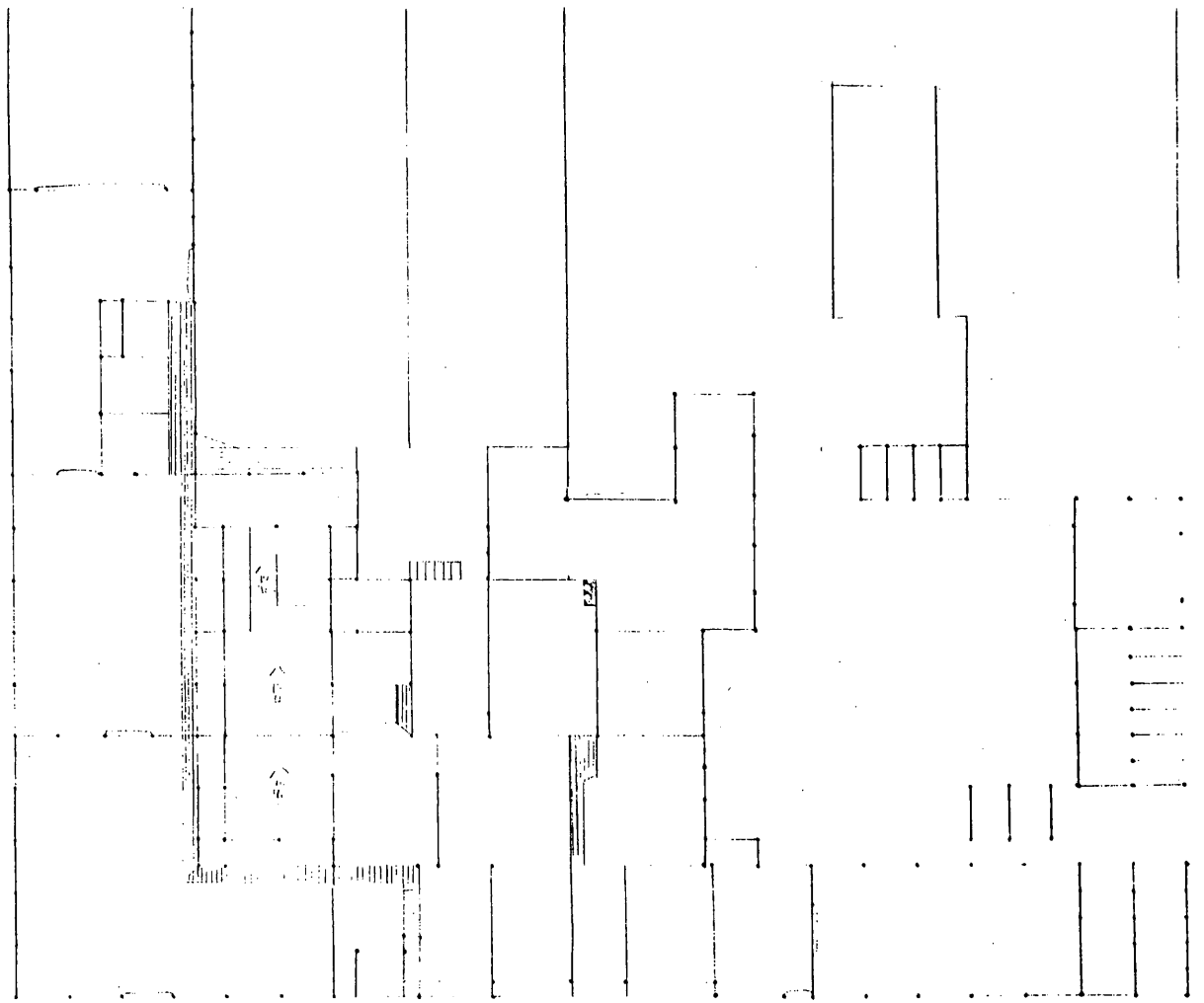


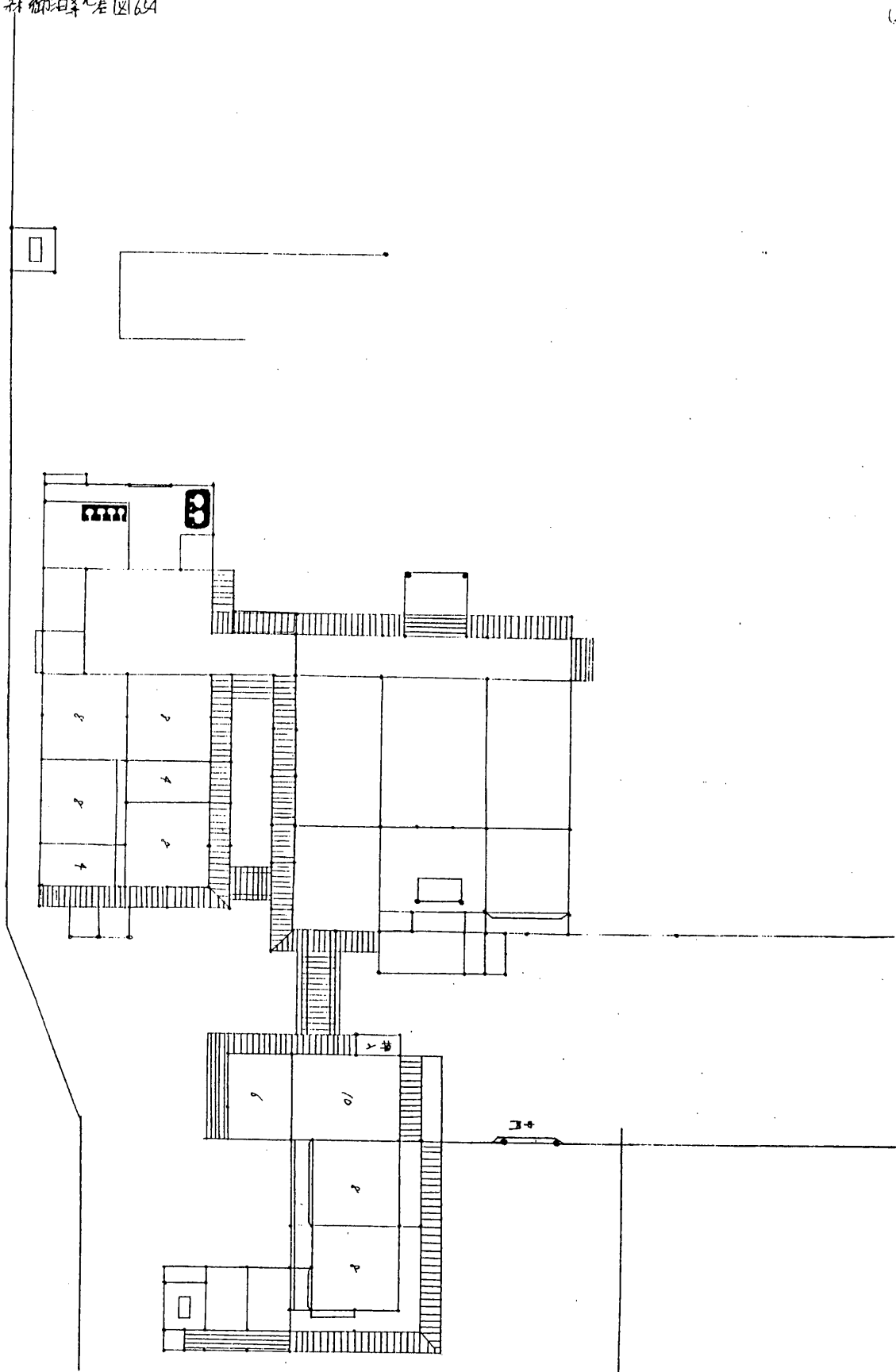
2 虎野御本陣 漢陽寺差図 570

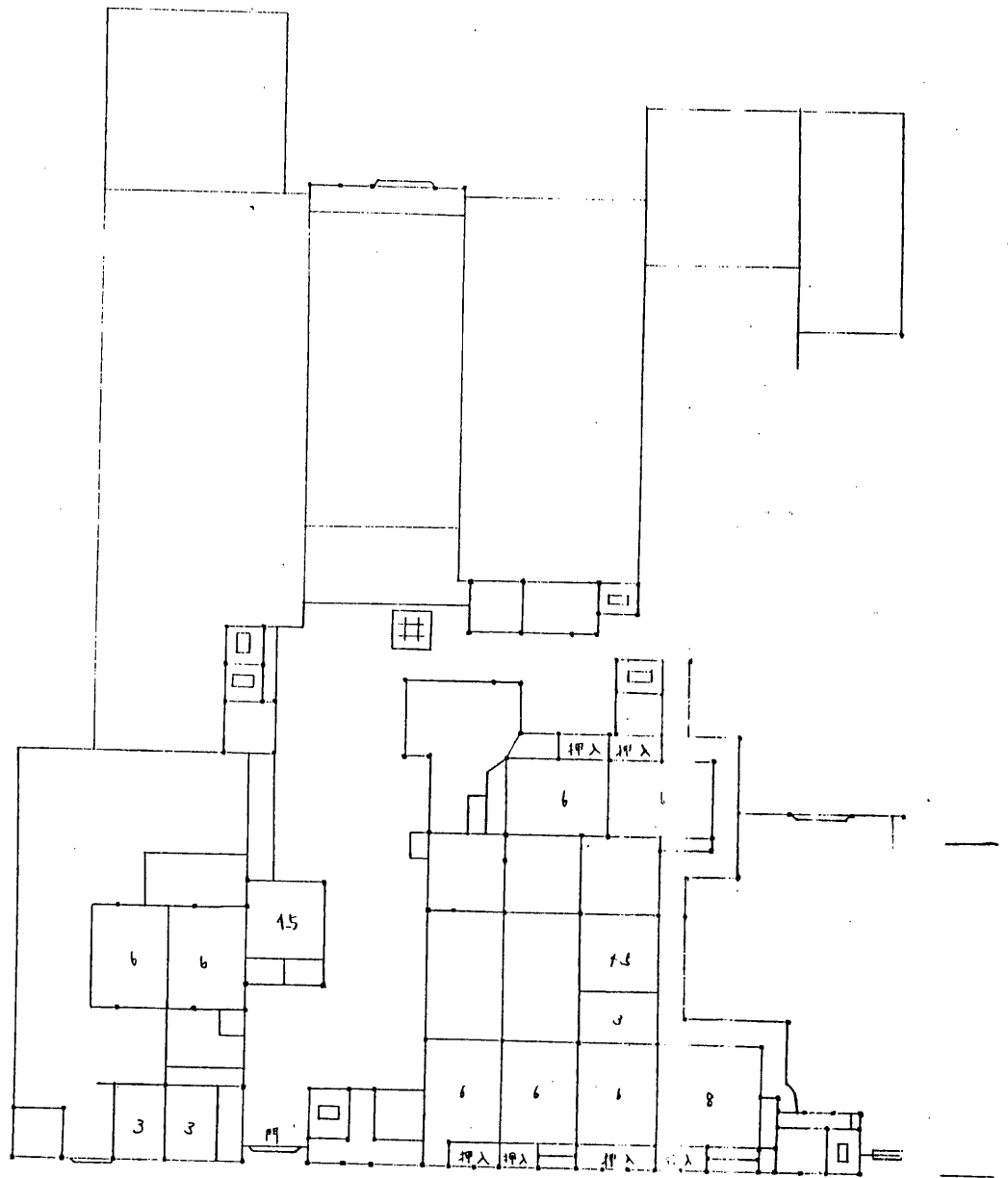




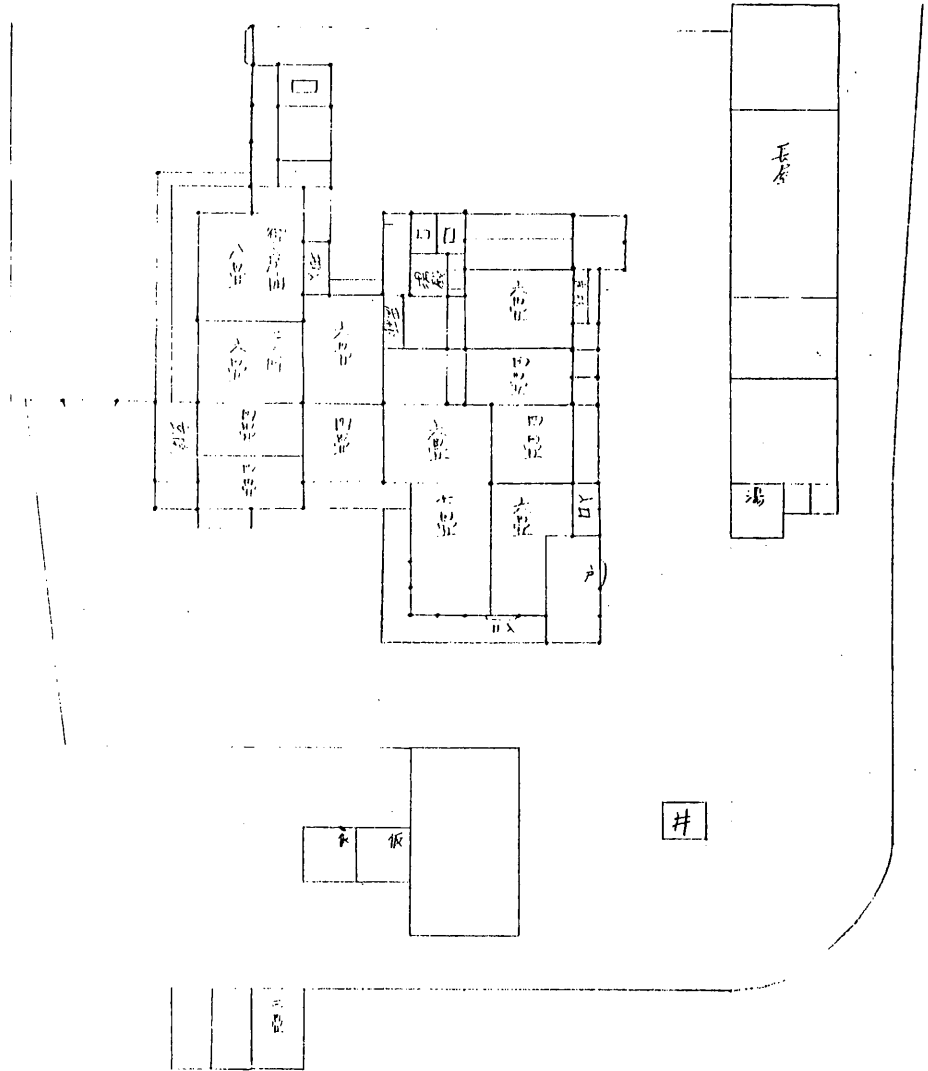
3 京衛市和川市碑石門形勢圖 No. 653

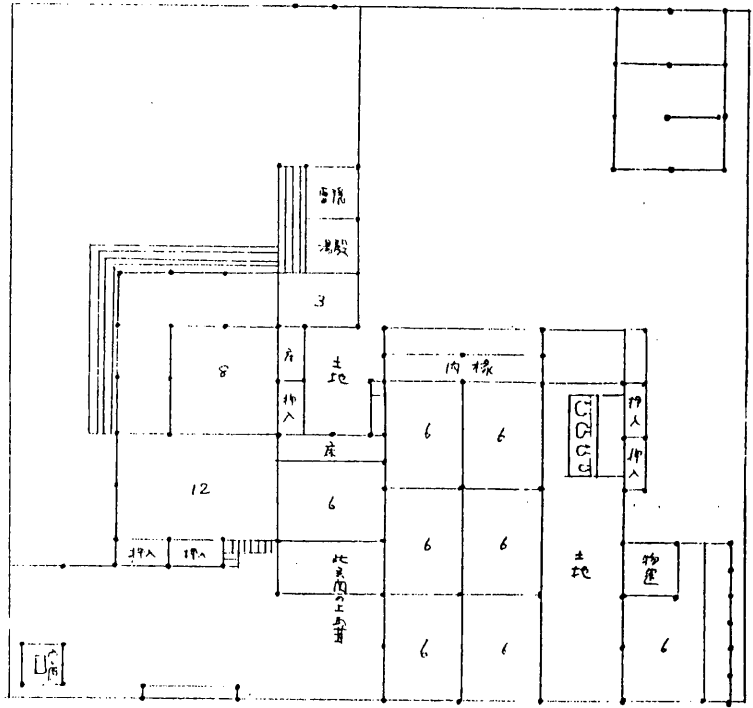






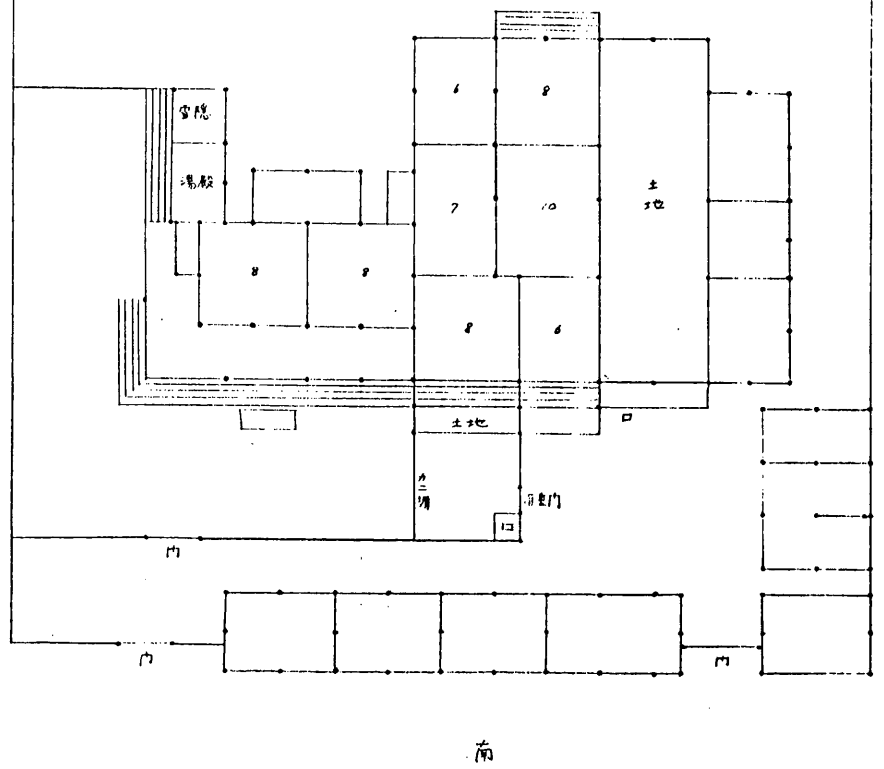
6. 熊川呼比御所御内儀古圖 1/6. 660

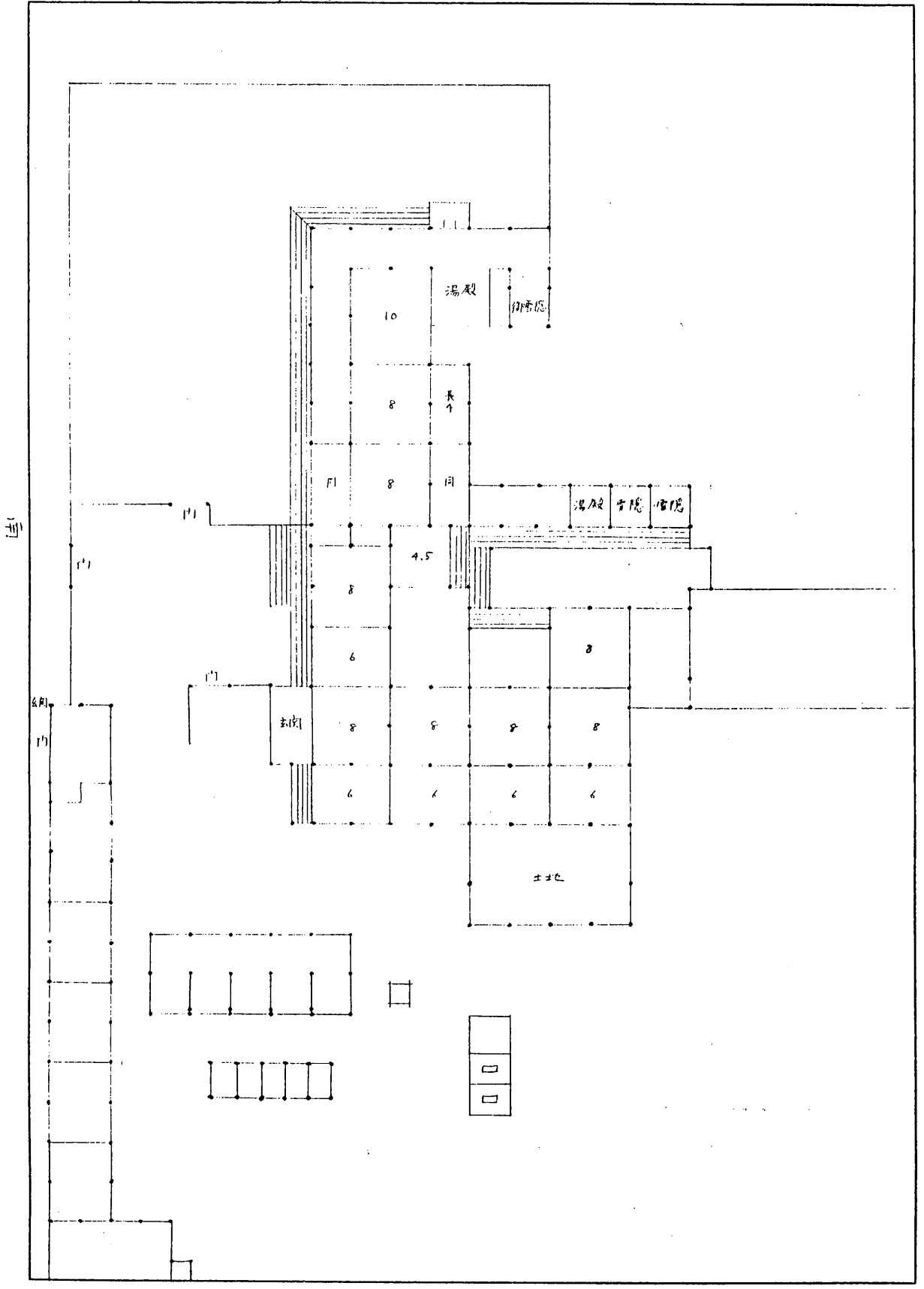




町筋

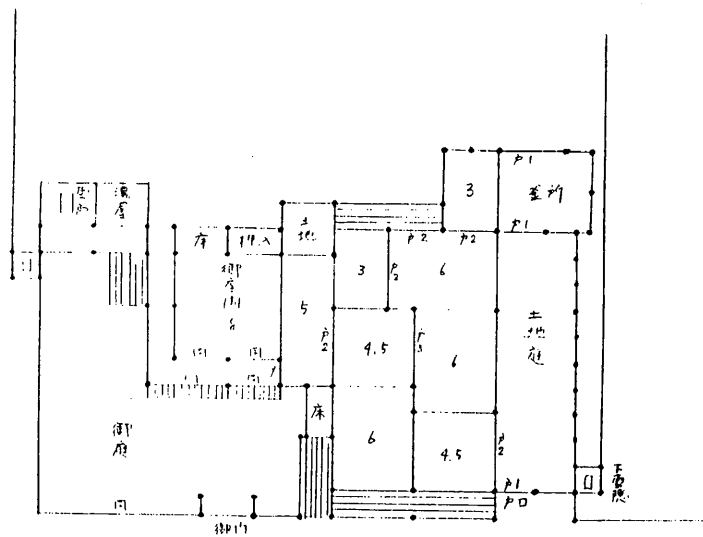
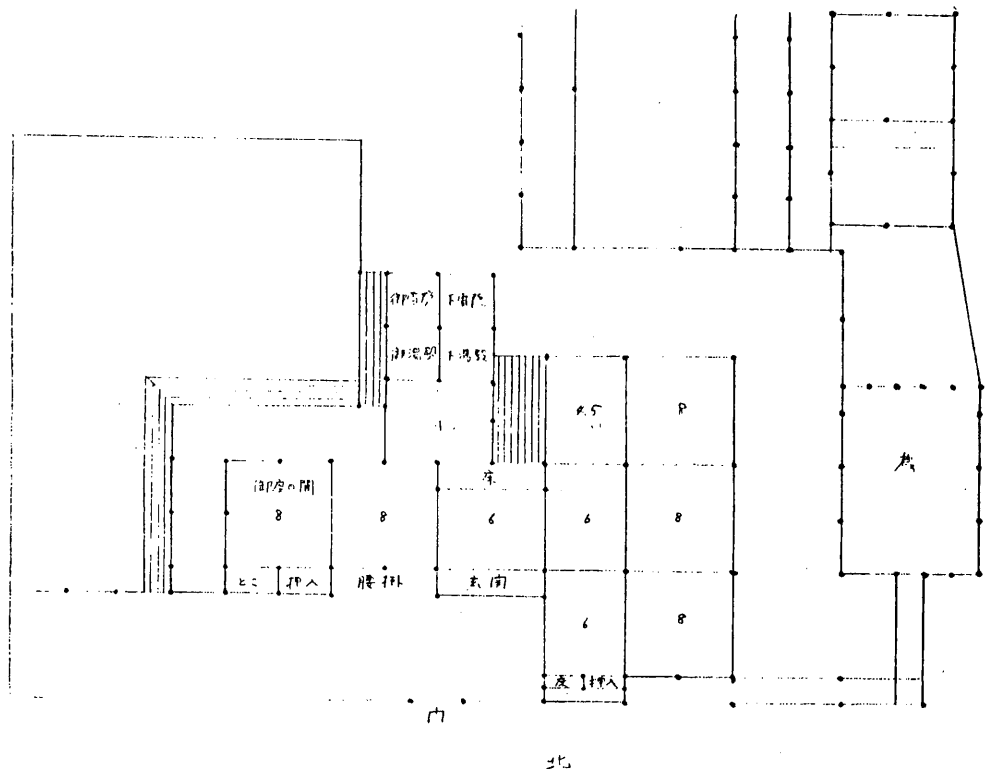
東



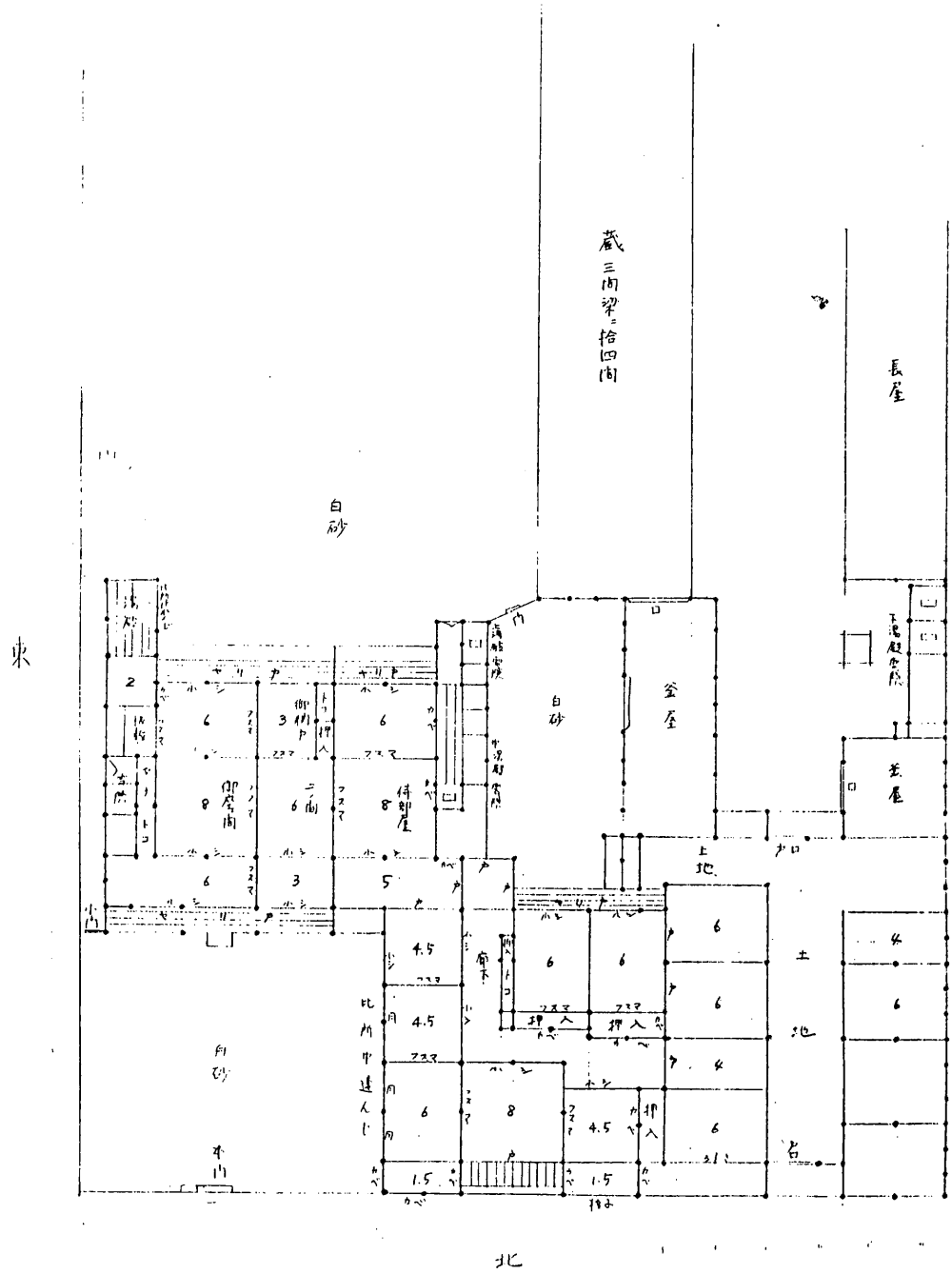


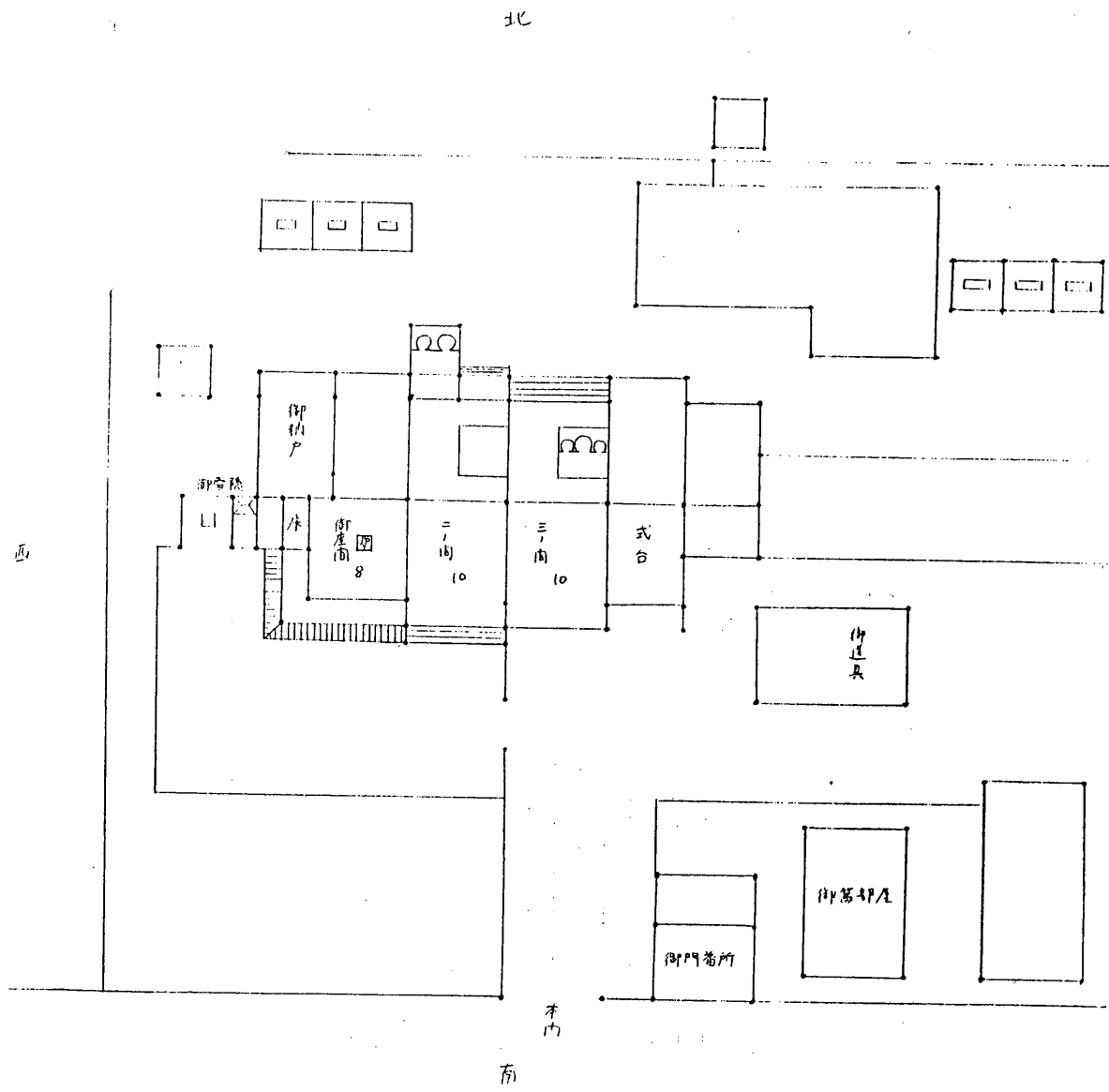
10N

10 福川御治 新田清左衛門所差図 668

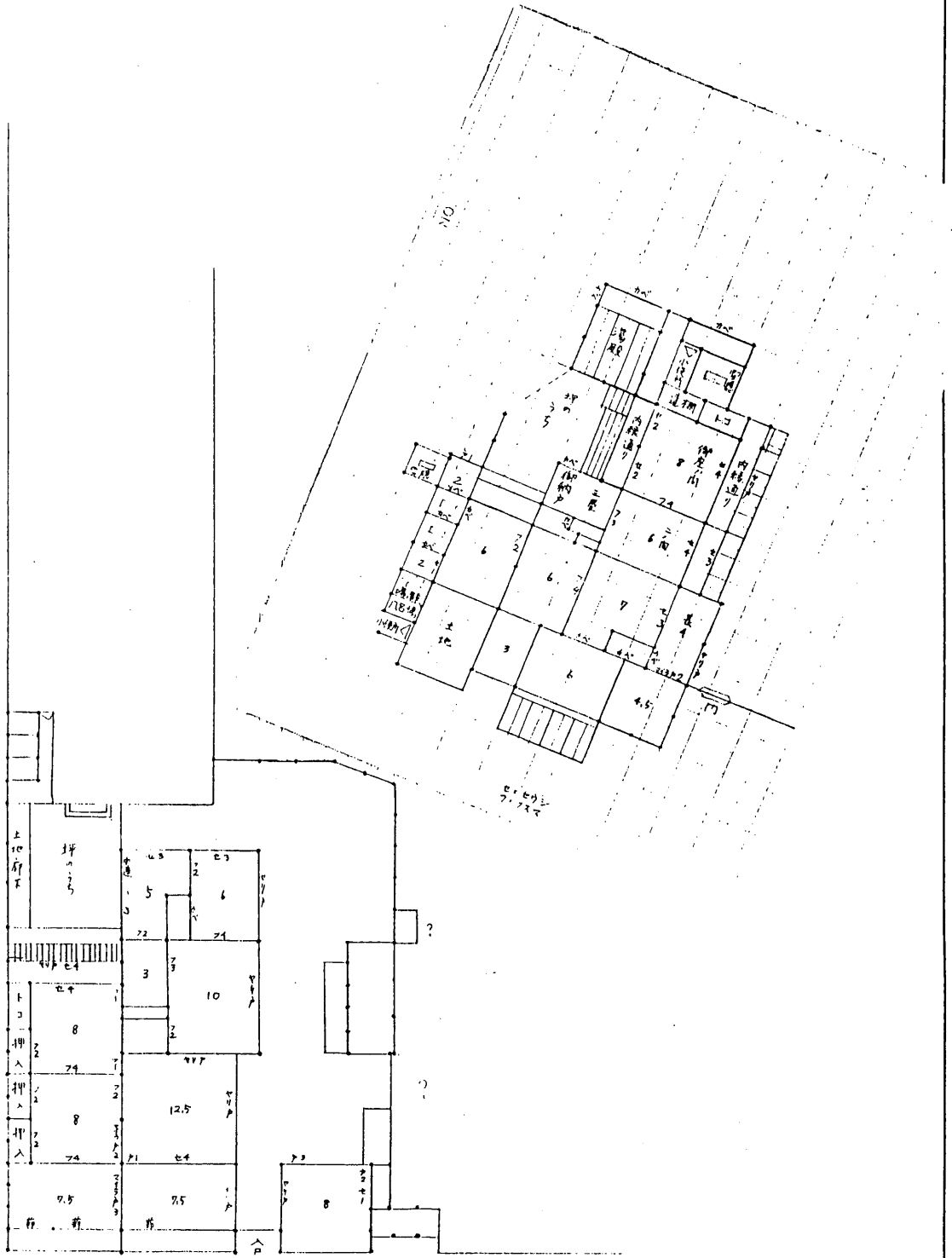


11 富海御泊 吉武助九郎所差図 674

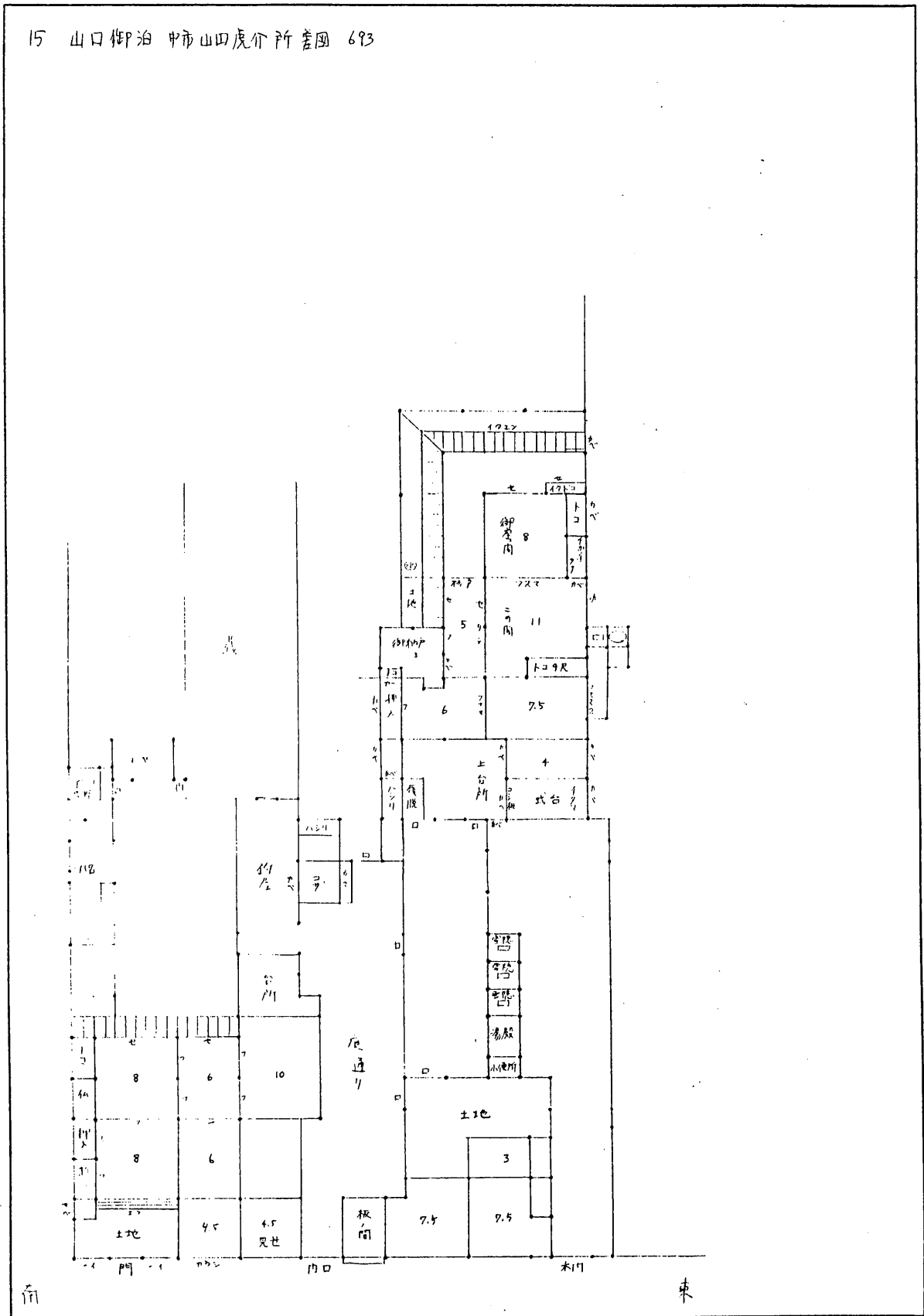




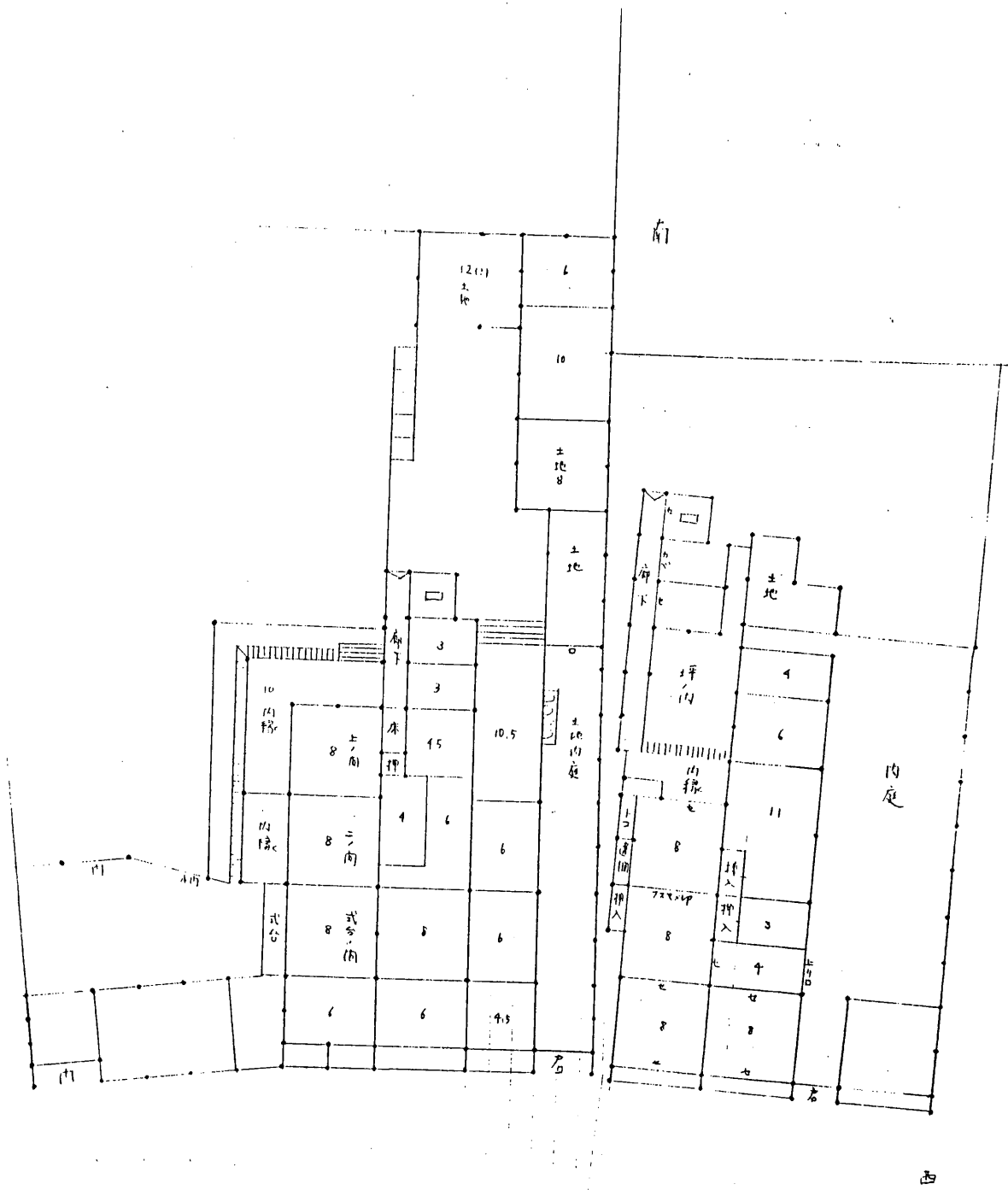
14 山口御泊 道場門前 安部平右衛門所差図 692



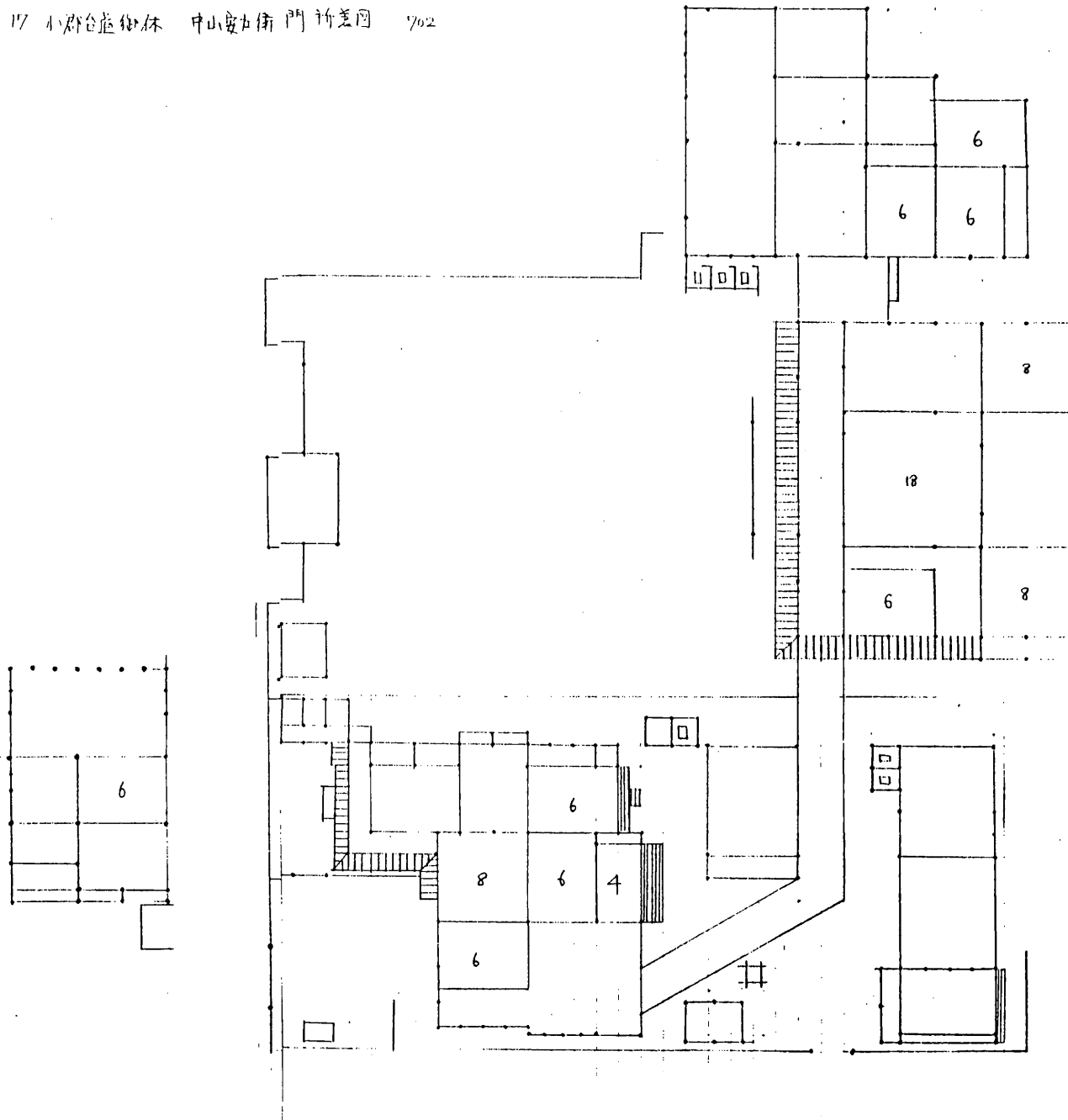
15 山口御泊 中市山田虎介所差圖 693



16 小郡御泊 三層屋助一郎 長井與兵衛 所差圖 700

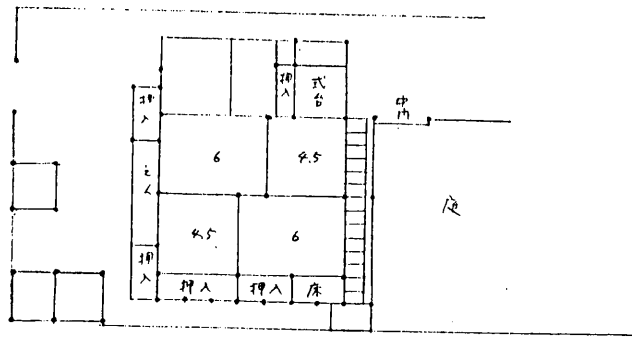
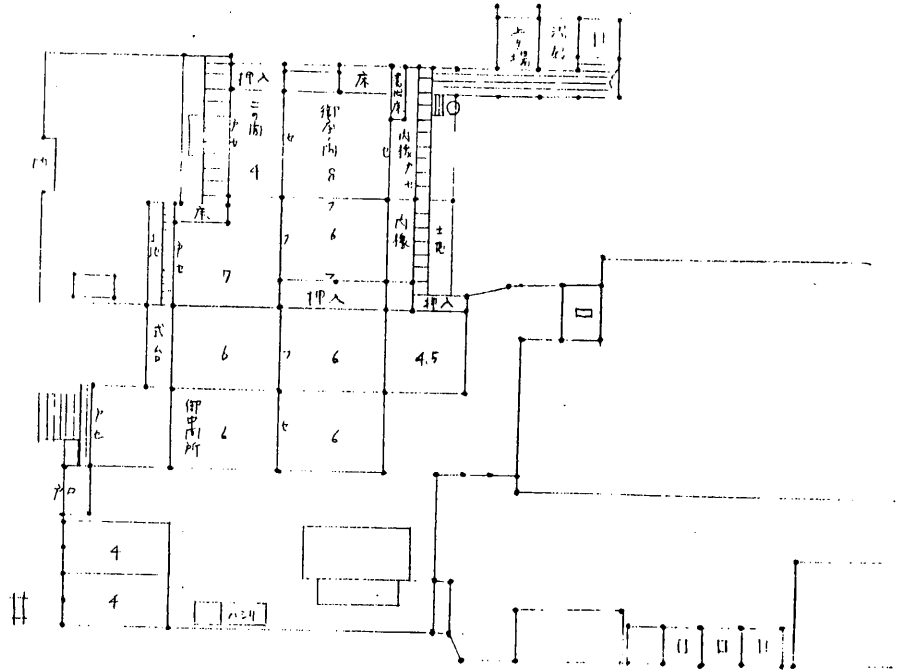


17 小郡台庭御休 中山安五衛門新差図 7/02

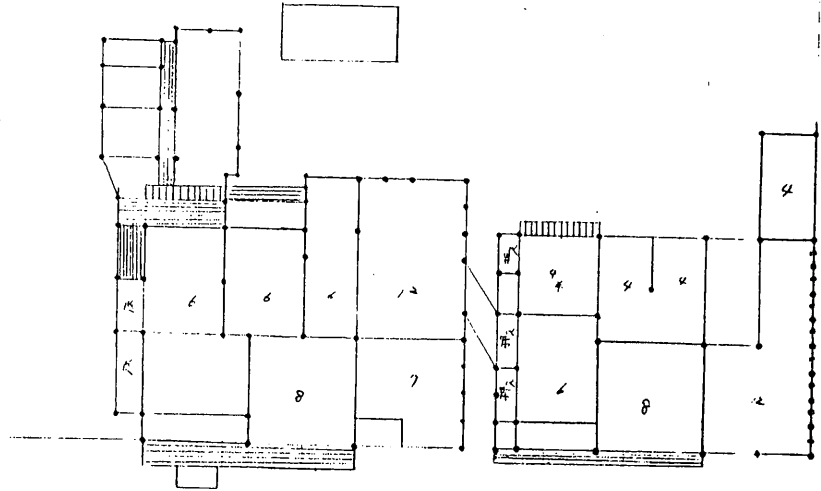


18 台道御階 上01少蔵宅差例 701

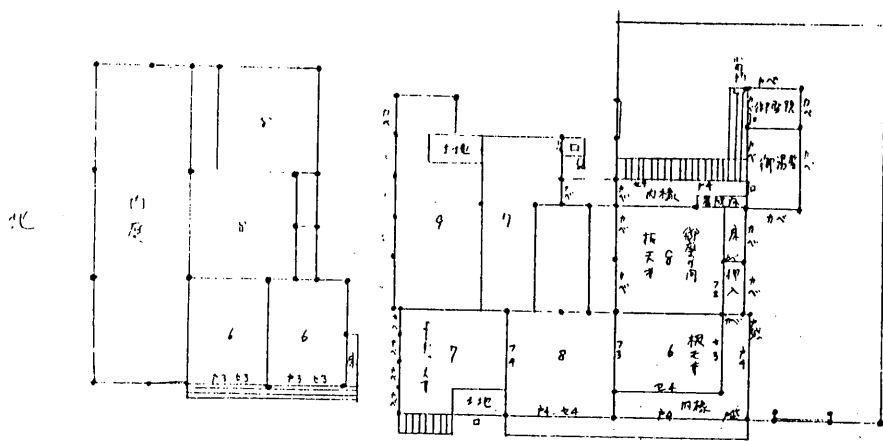
南



19 山中御宿 作右衛門宅差図 709

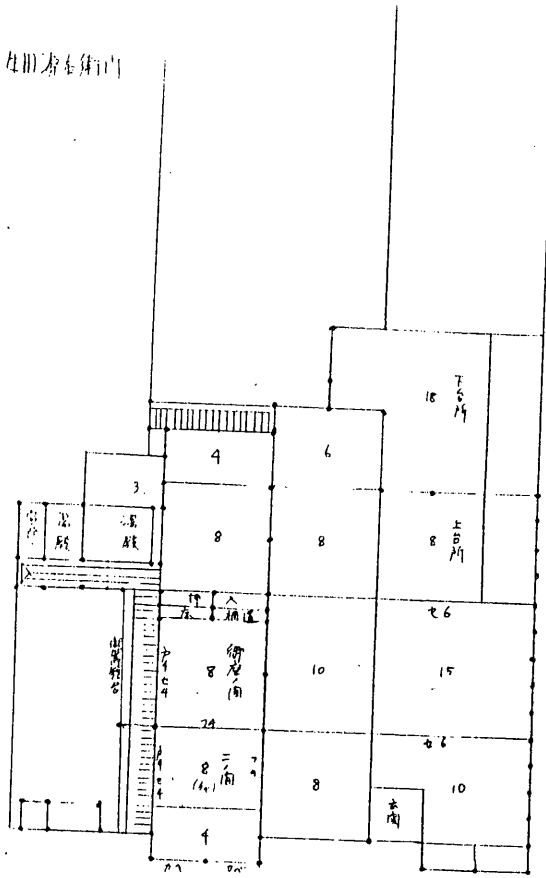


20 山中御宿 作兵衛宅差図 704

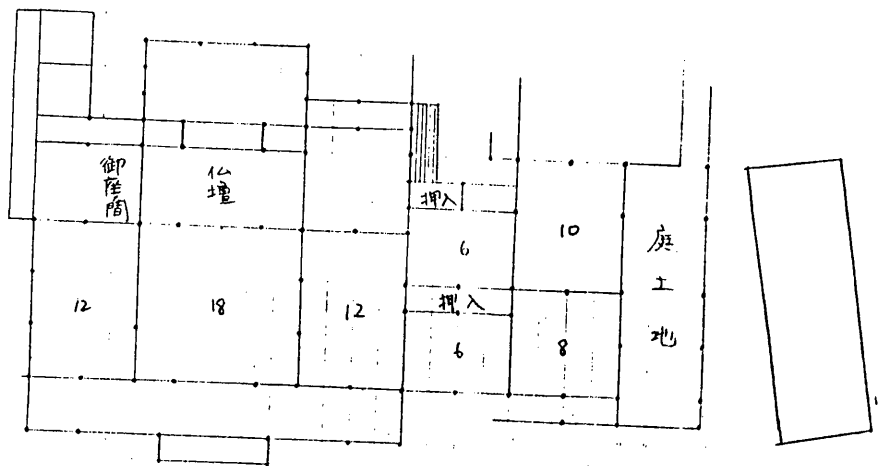


西

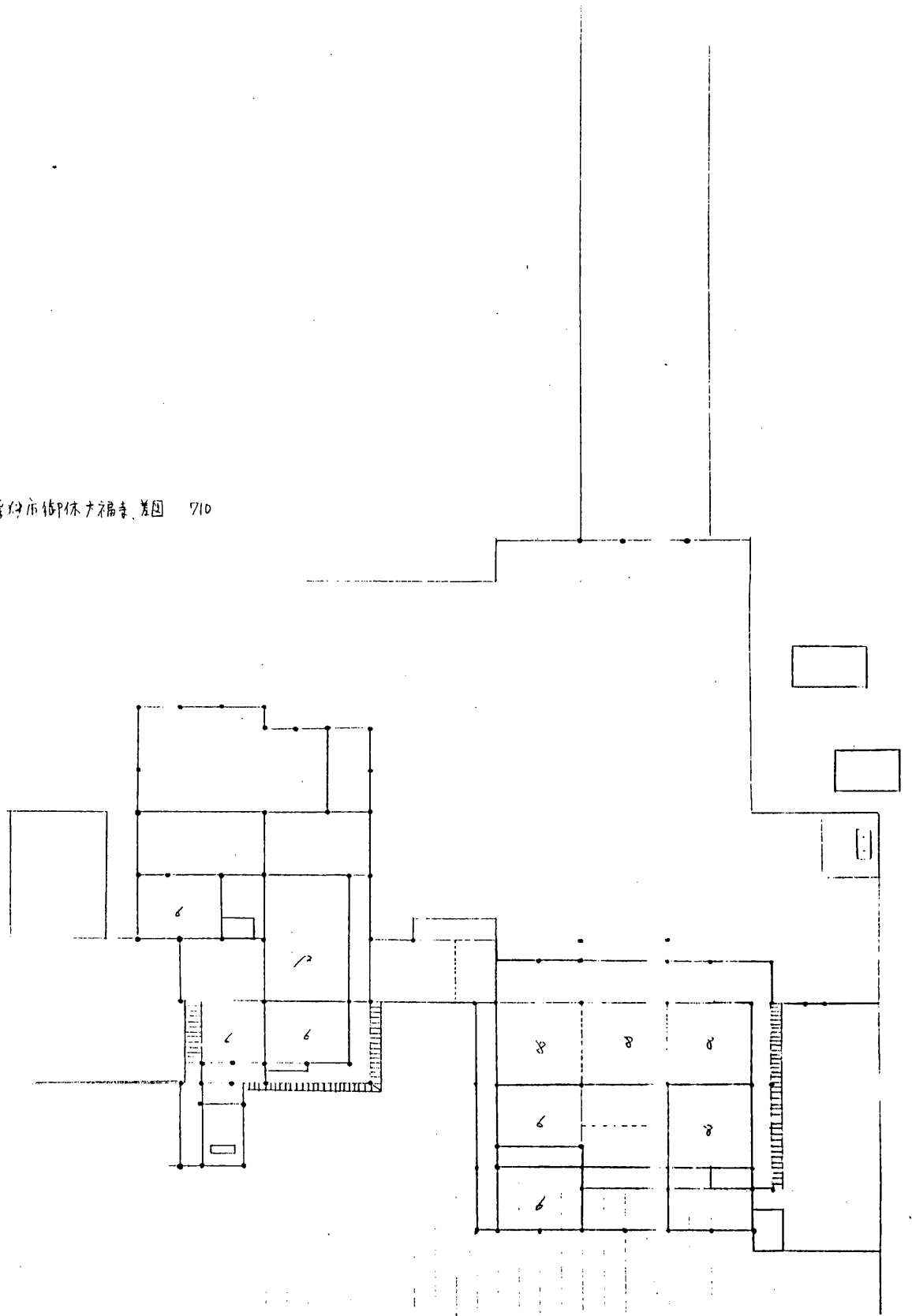
21. 御木御泊 正門寺美園
美園 708



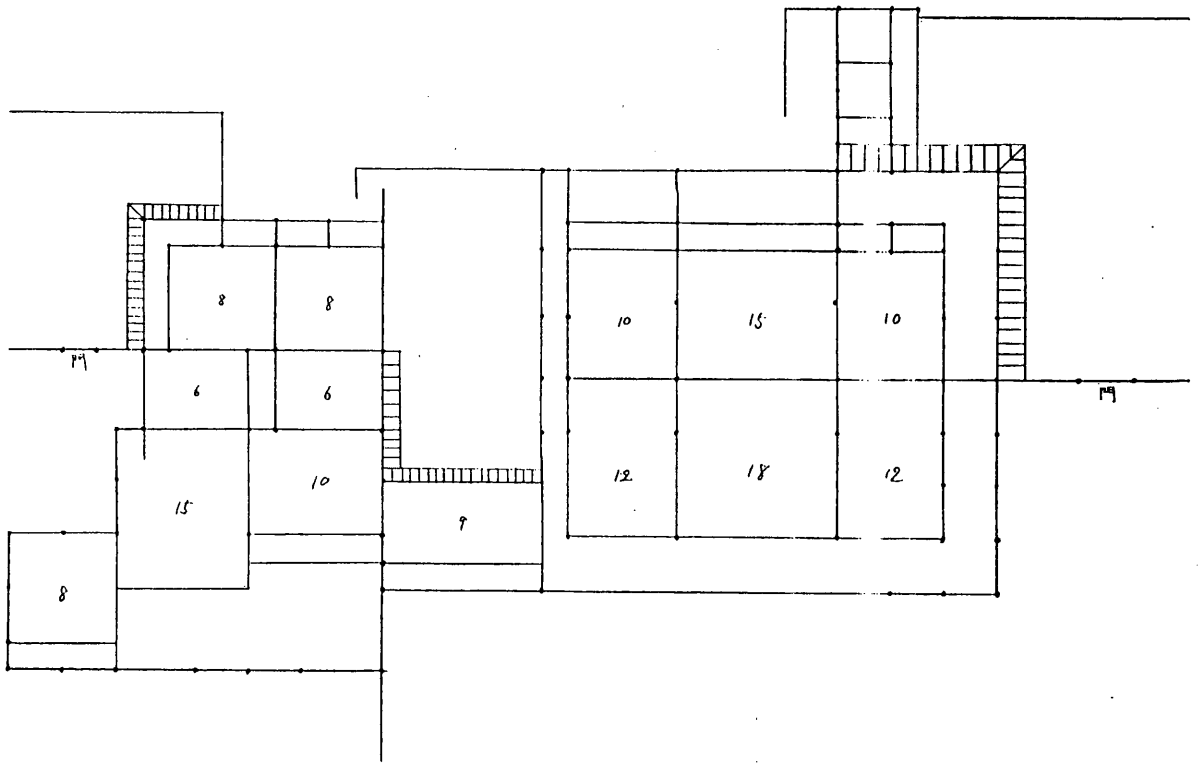
22. 御木御泊 正門寺美園 709

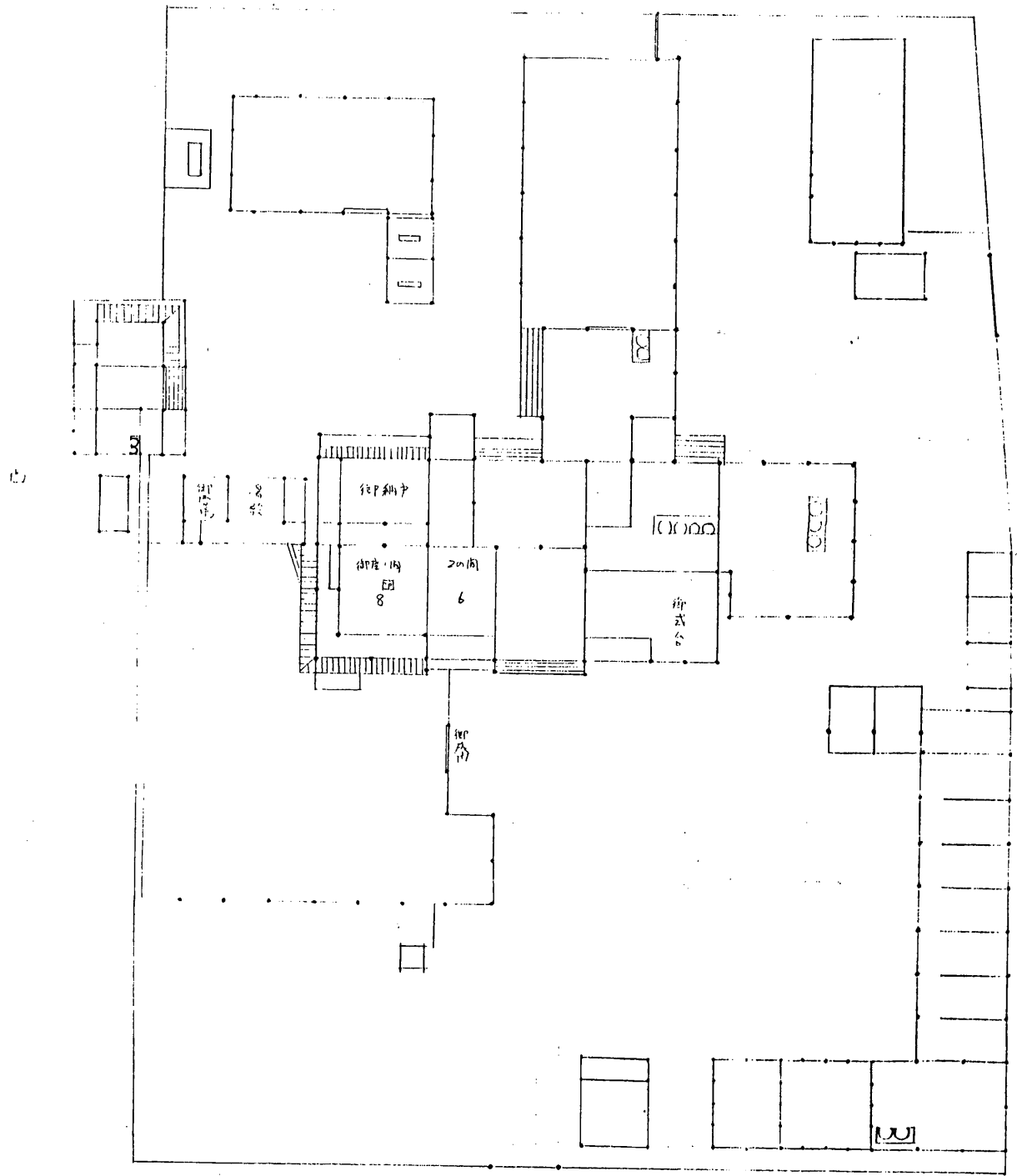


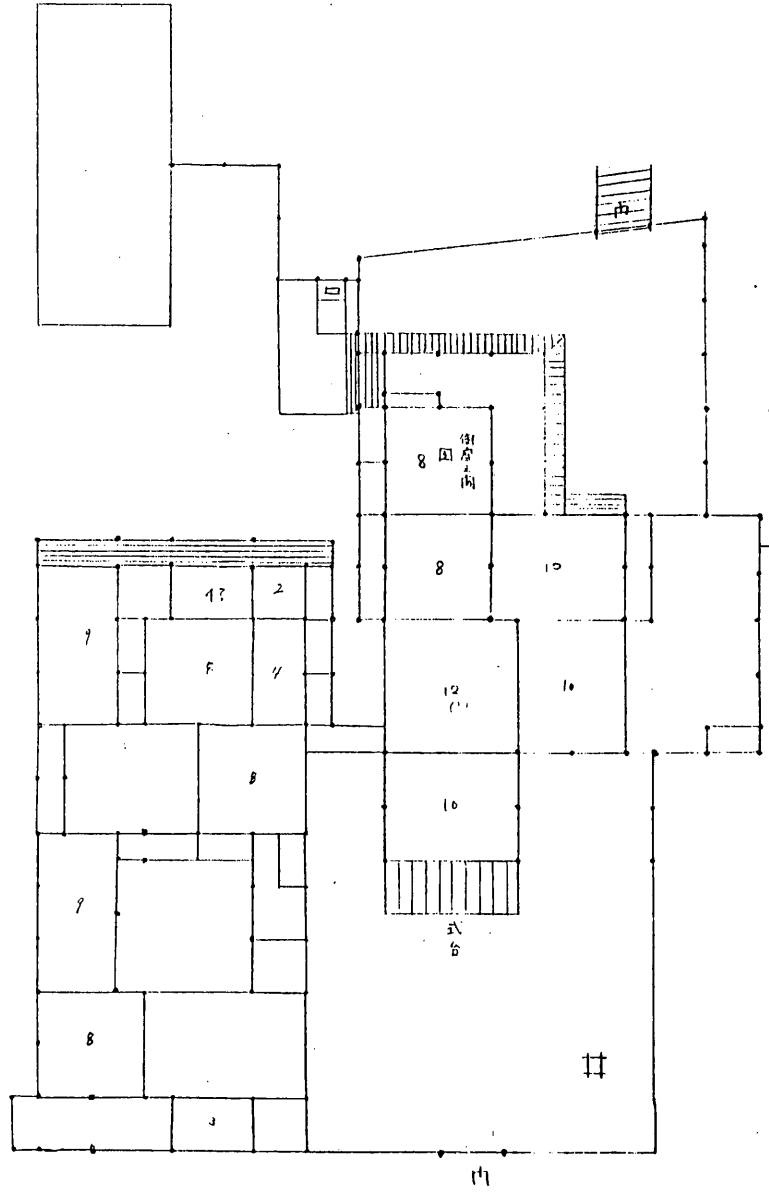
23 厚田市御休大福寺 平面图 710



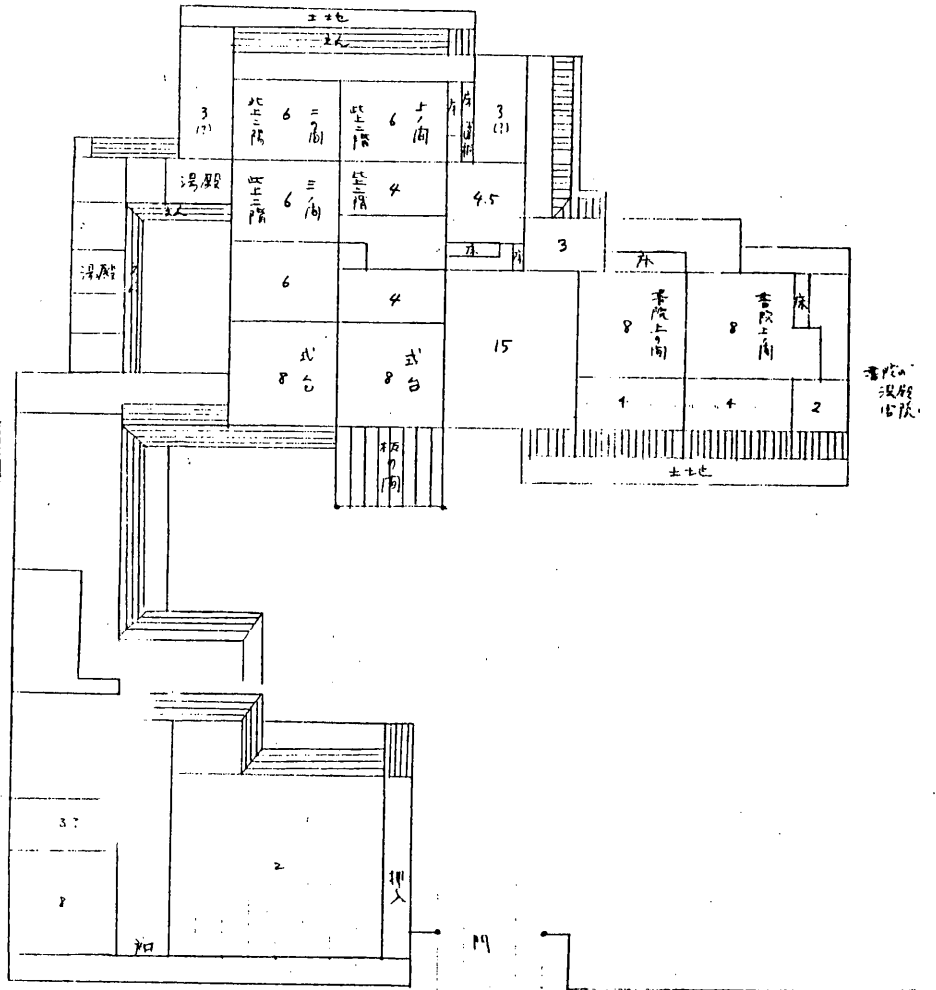
21 原狹市御休 袖急手 差図 Ⅶ

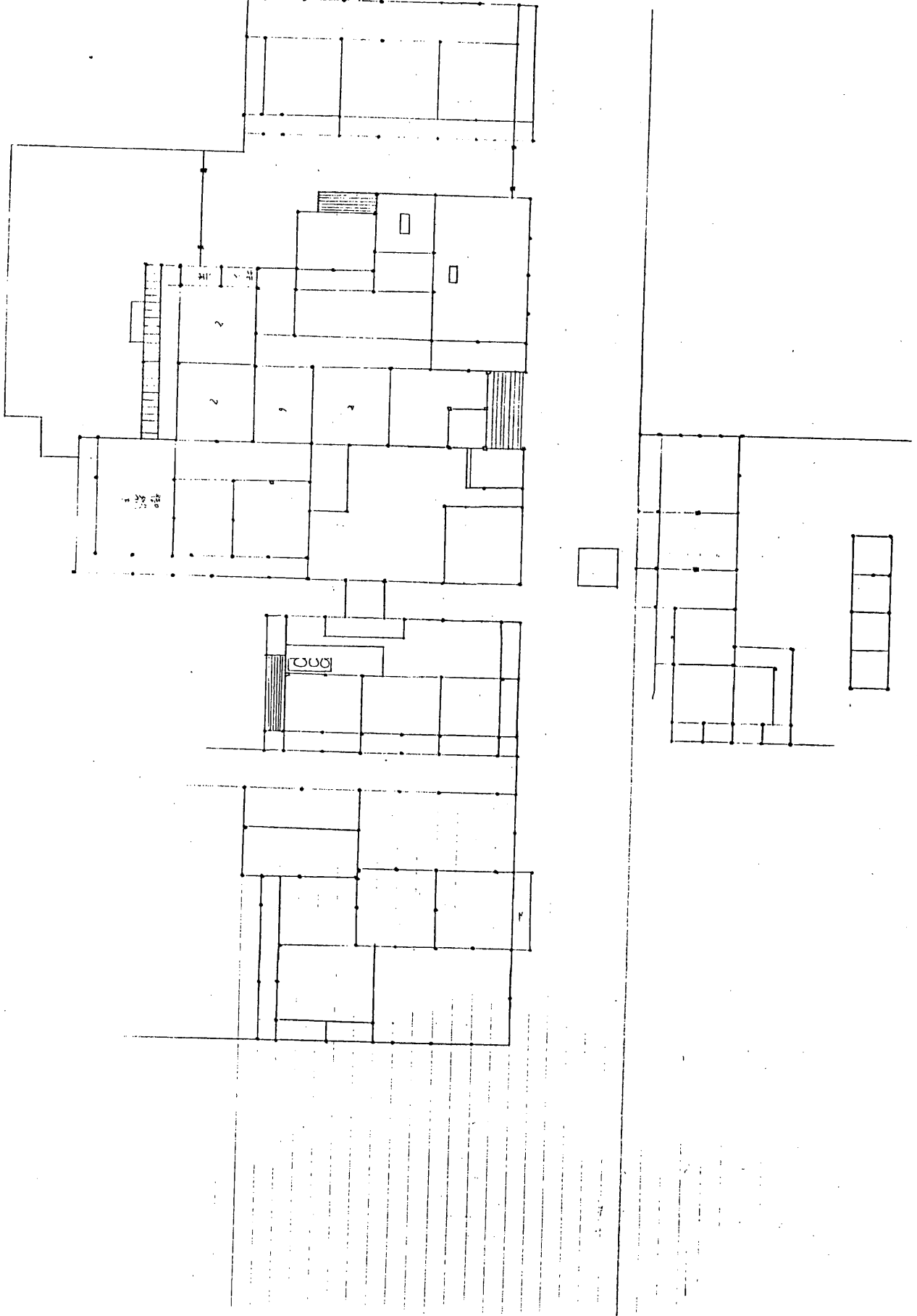


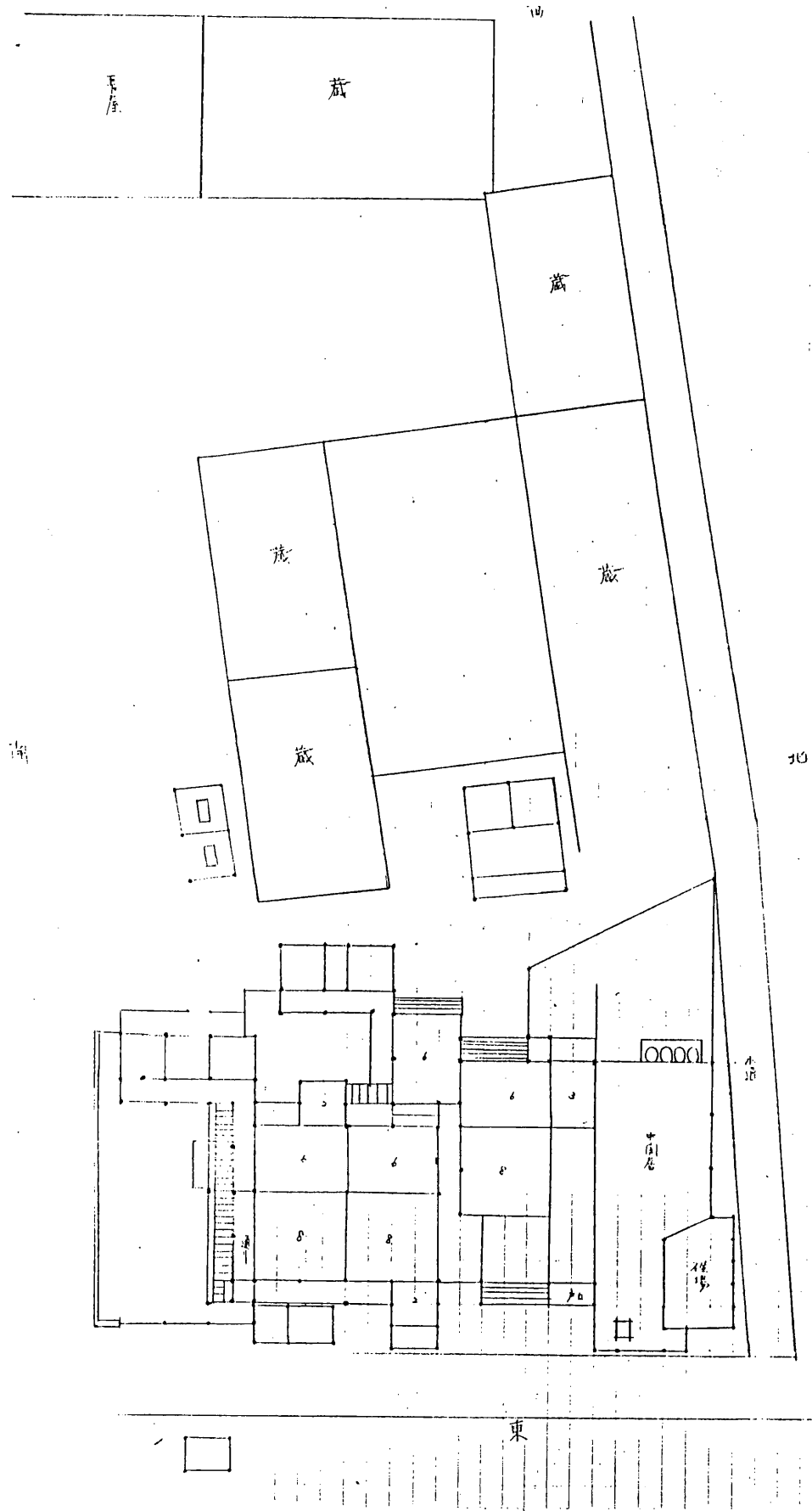




八川筋

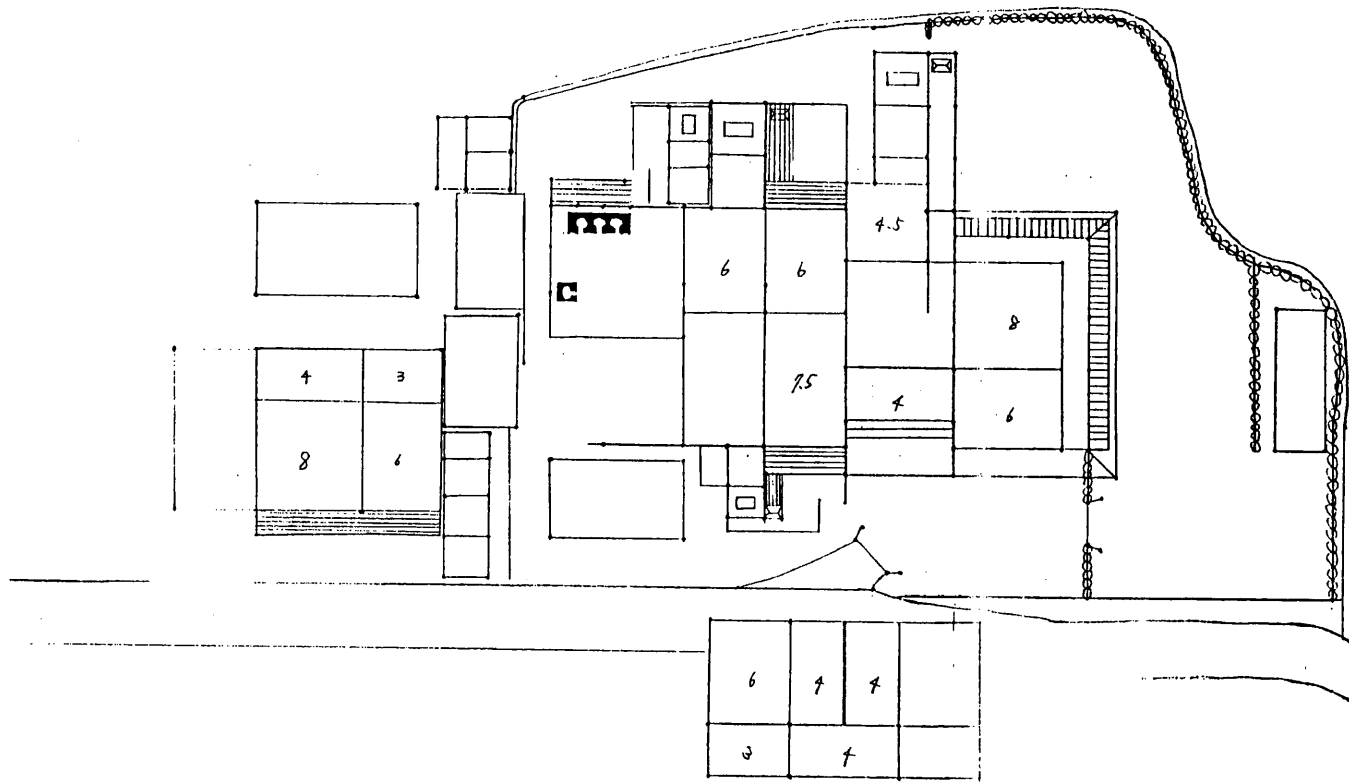






30 前大津俵山郷泊吉田村兵衛所差図 727

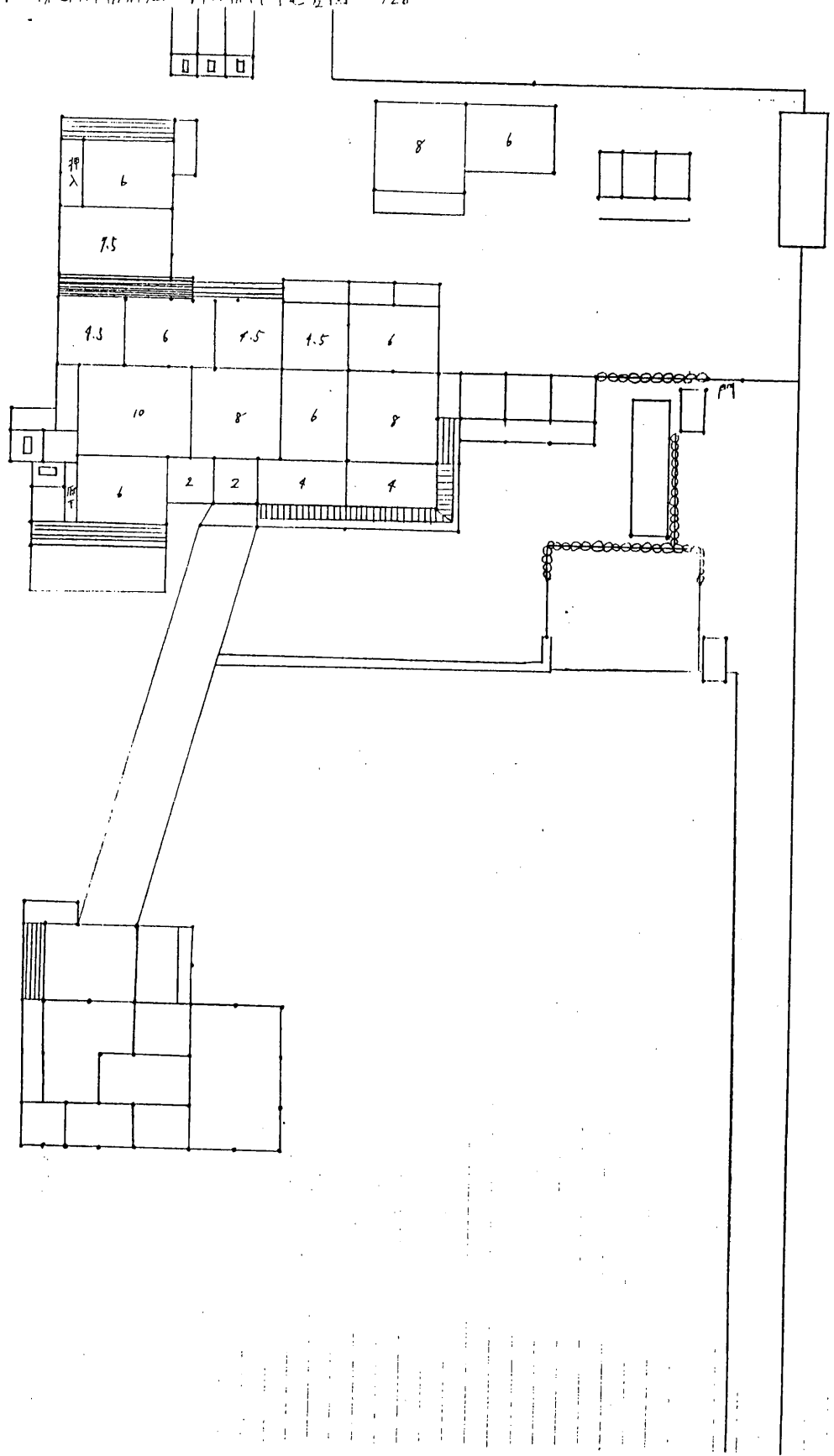
東



北

31 保山鎮宿務山三印五條門記差圖 1/28

東

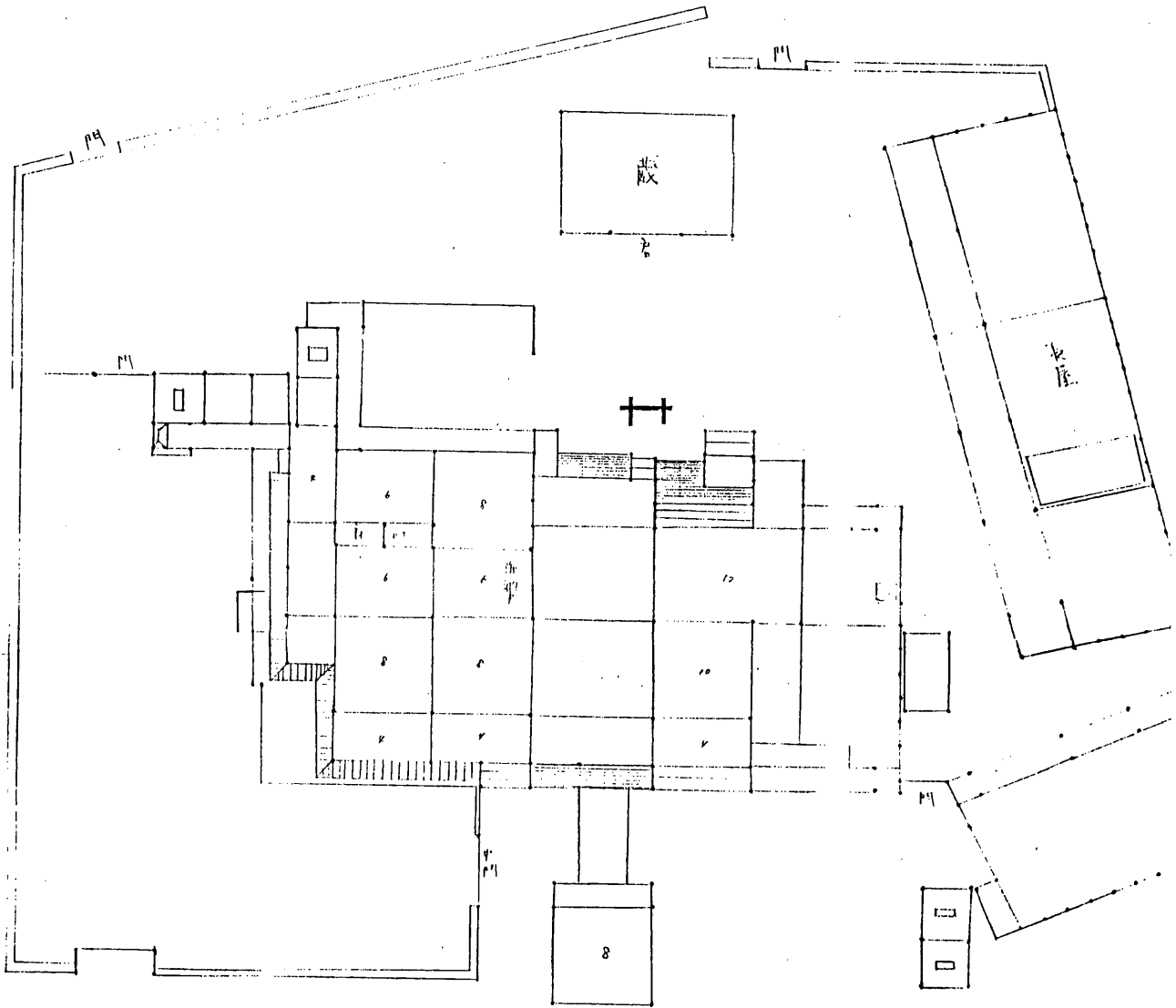


四

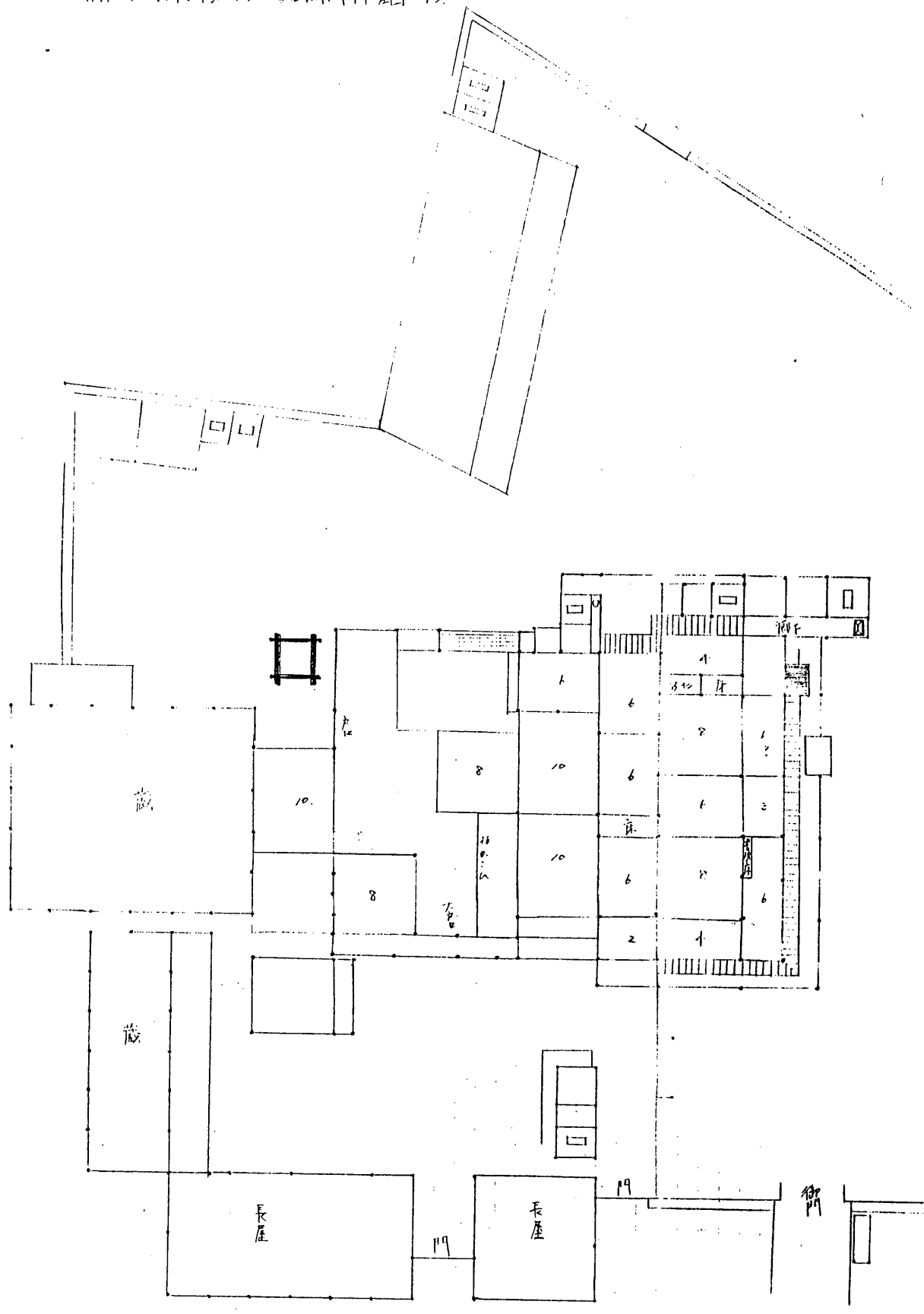
32 前大津三階御付泊 坂井甚左衛門 新差四

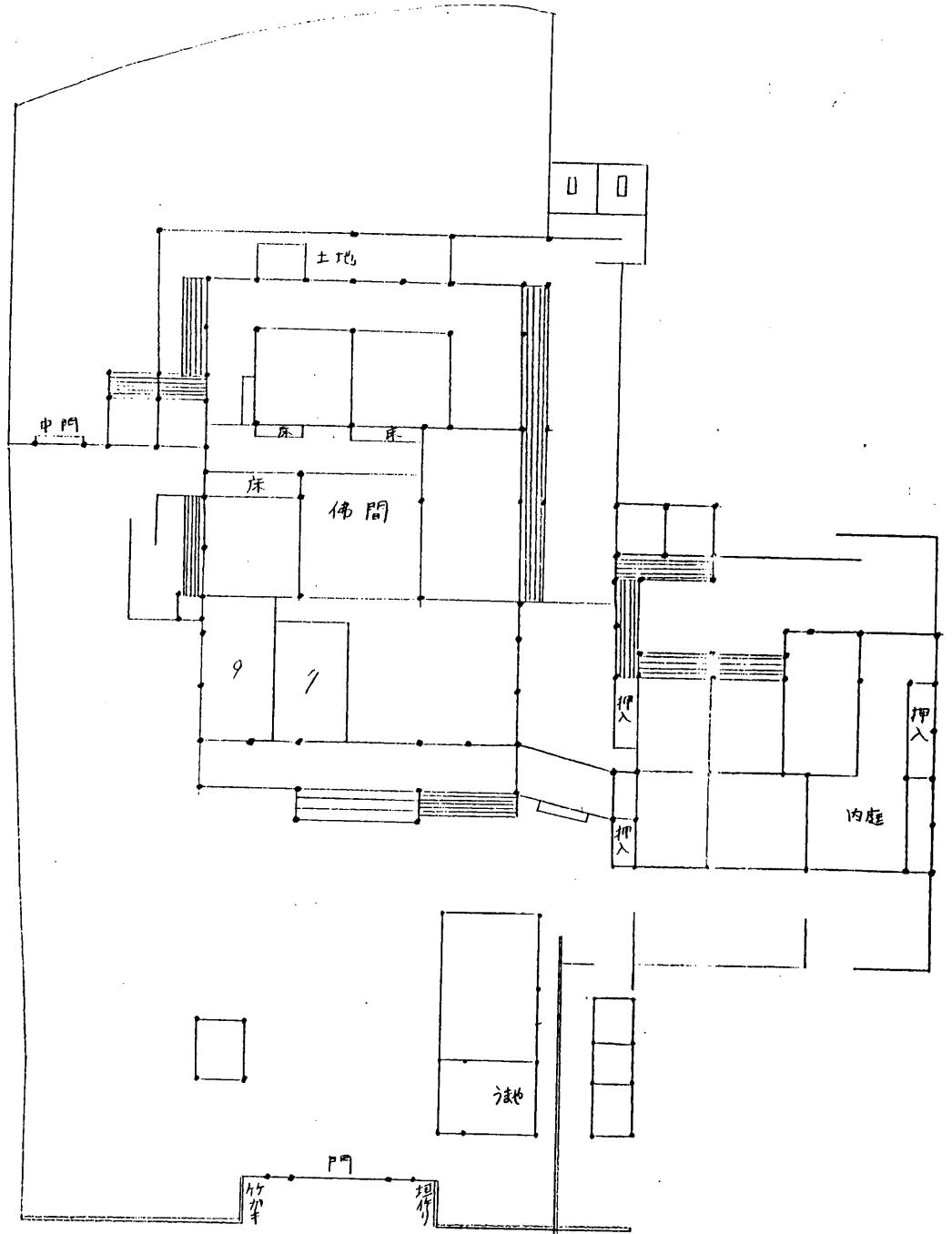
229

面

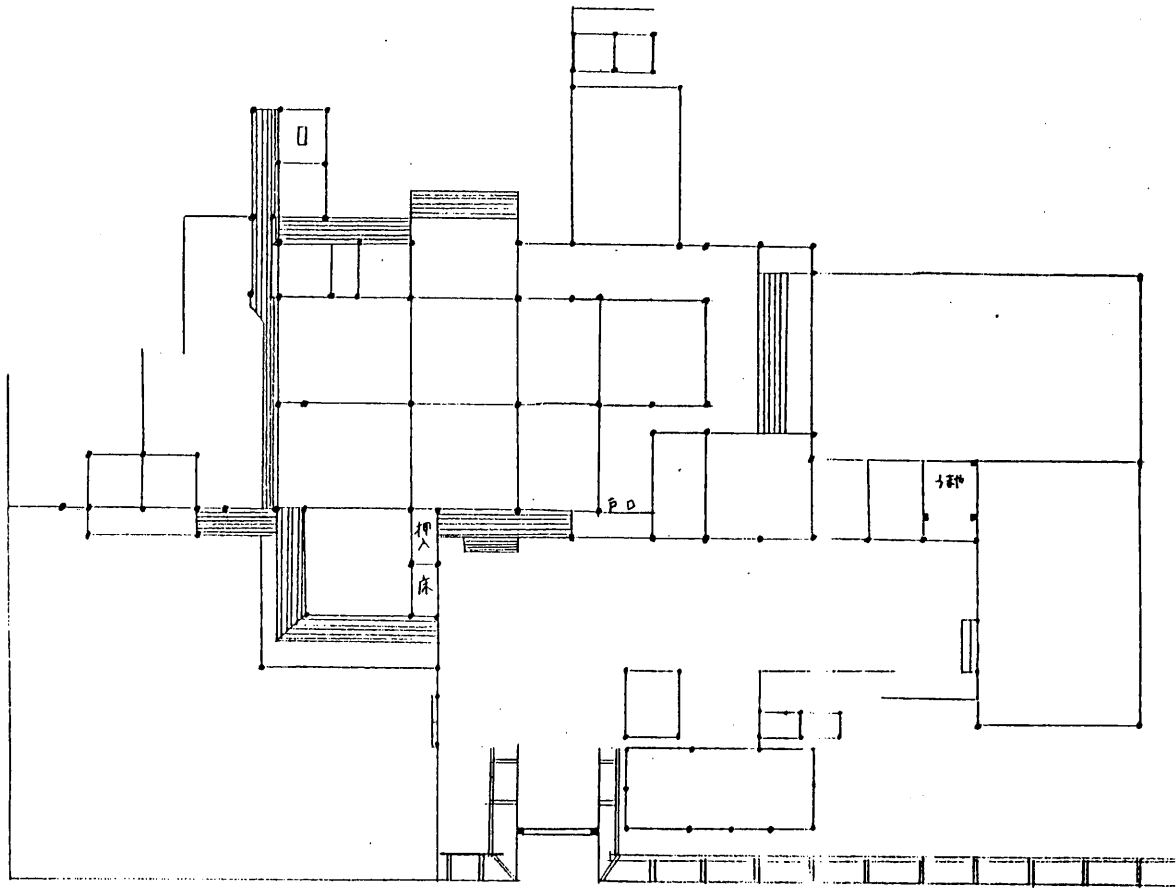


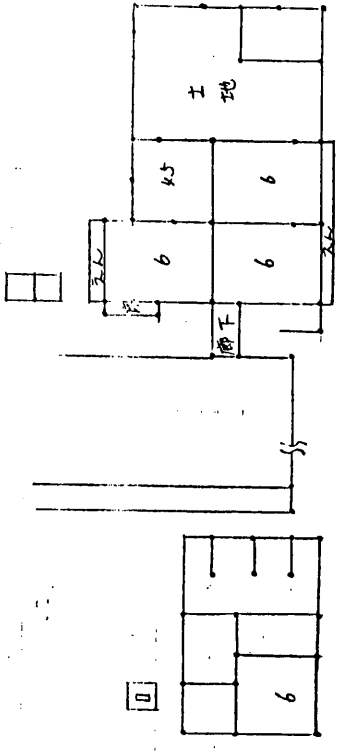
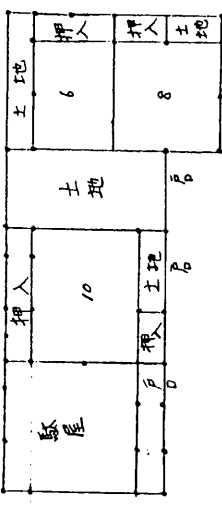
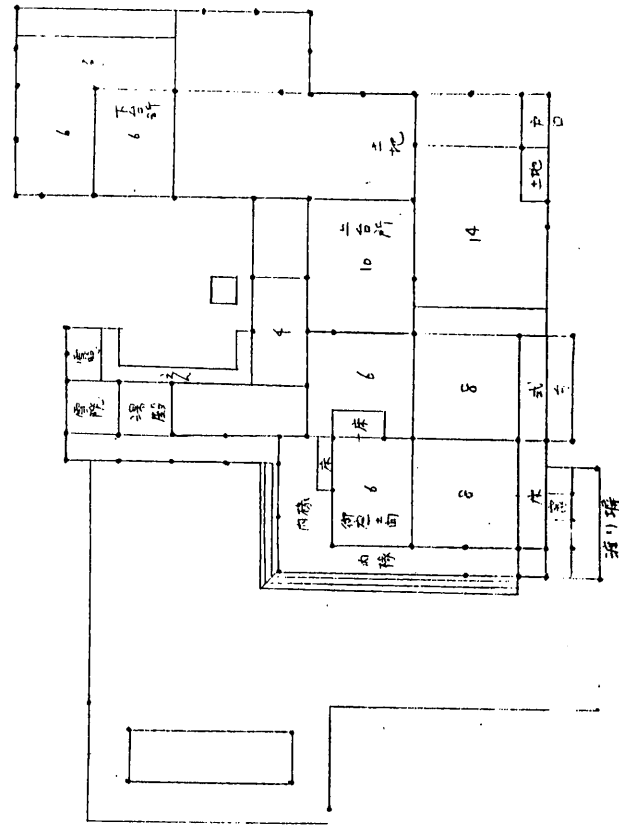
33 前大津三隅御泊 浮村貞右衛門所美園 730



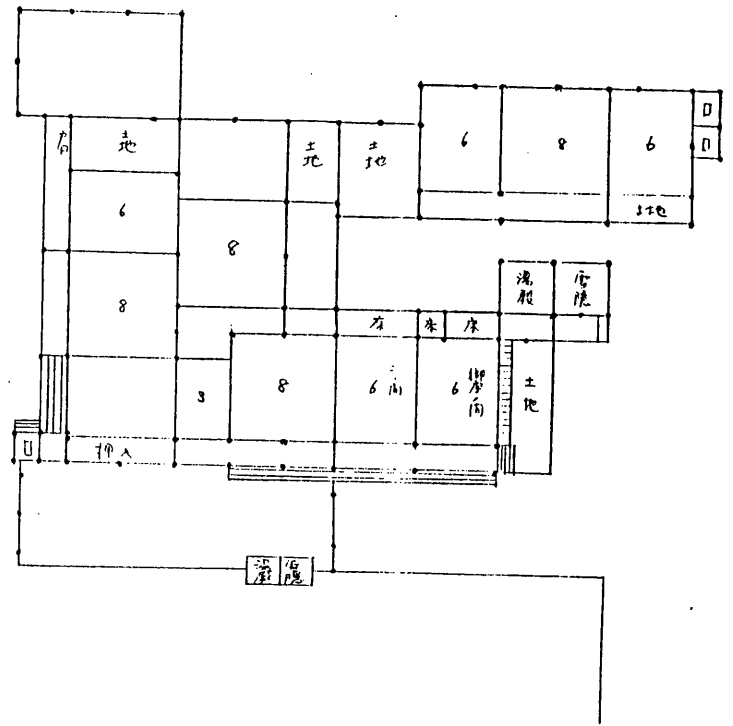


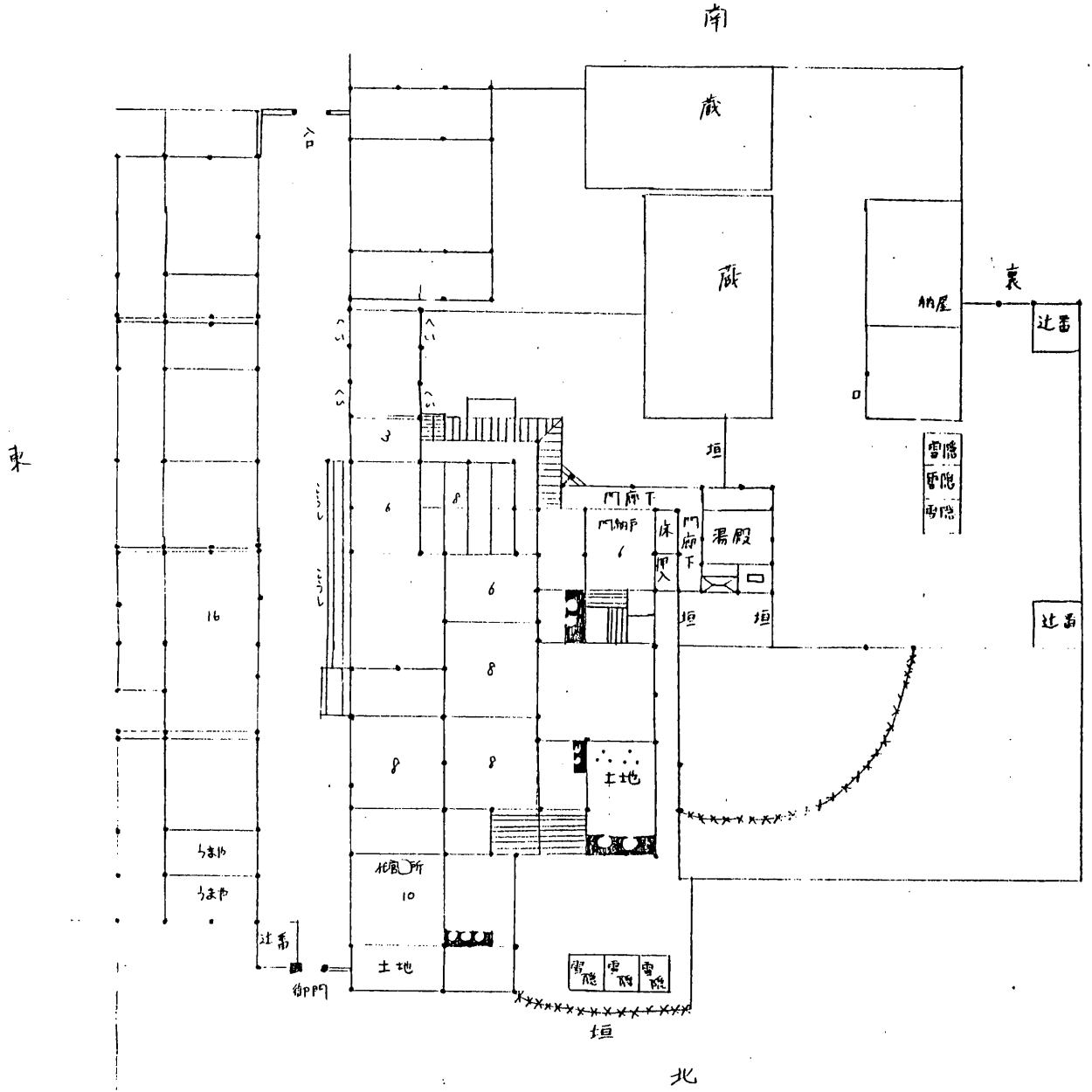
36. 三見御休 阿武牙右衛門所基圖 934



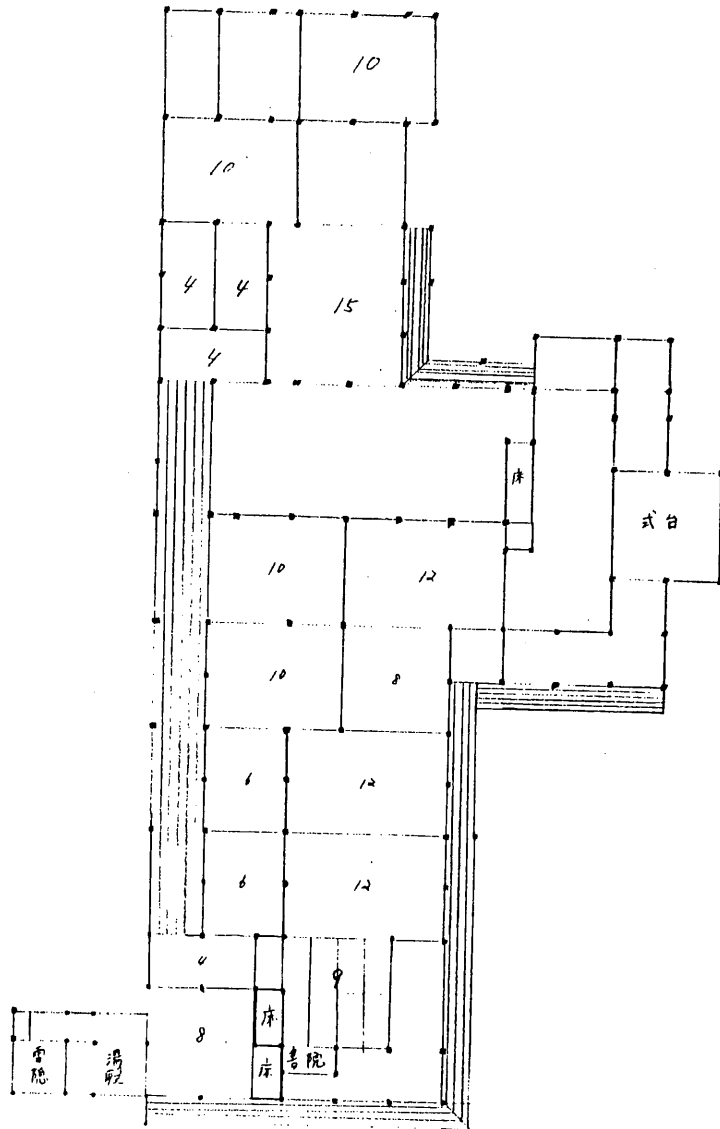


38 佐々並 御休 清兵衛所差圖 739



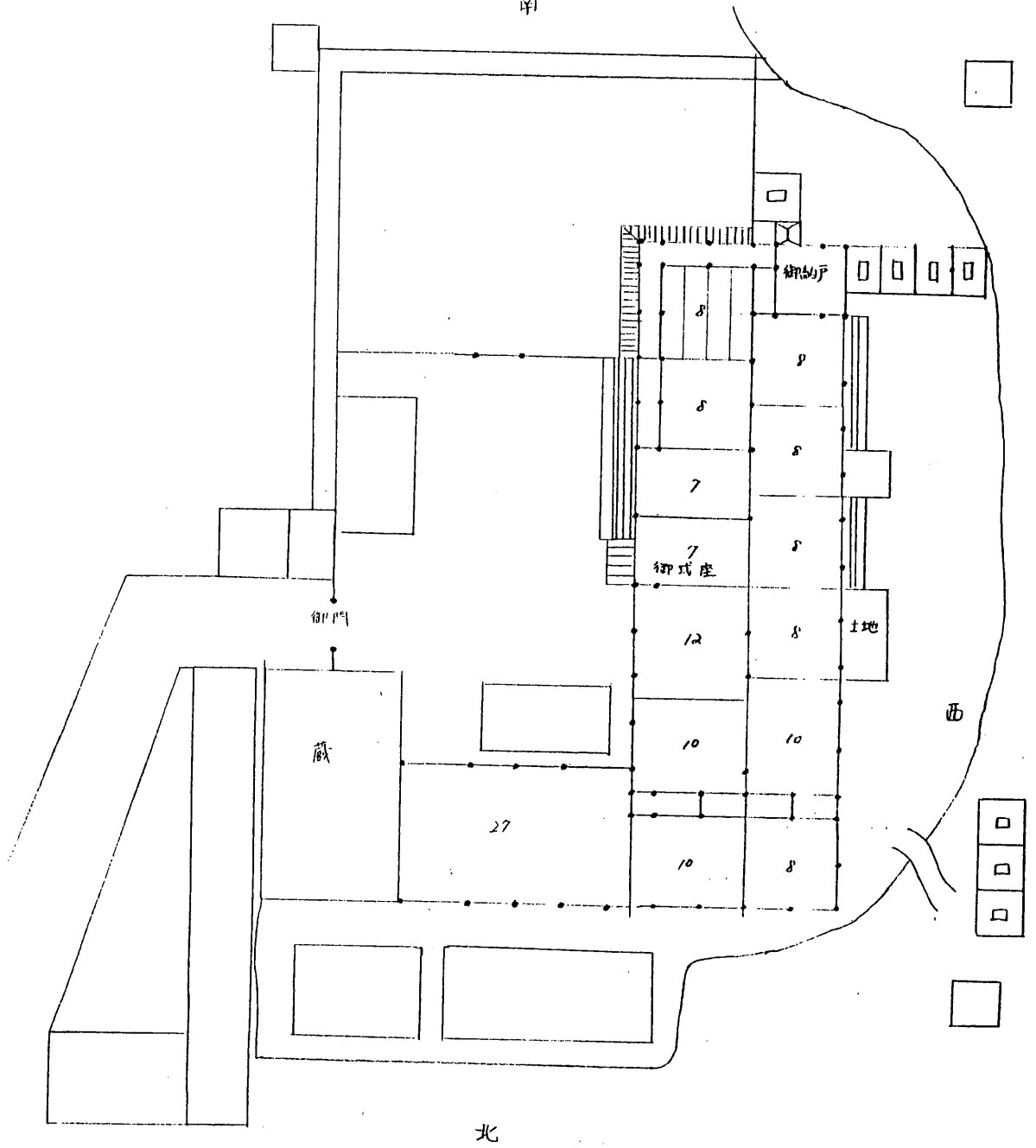


40 須佐御泊益田越中田屋差図 747

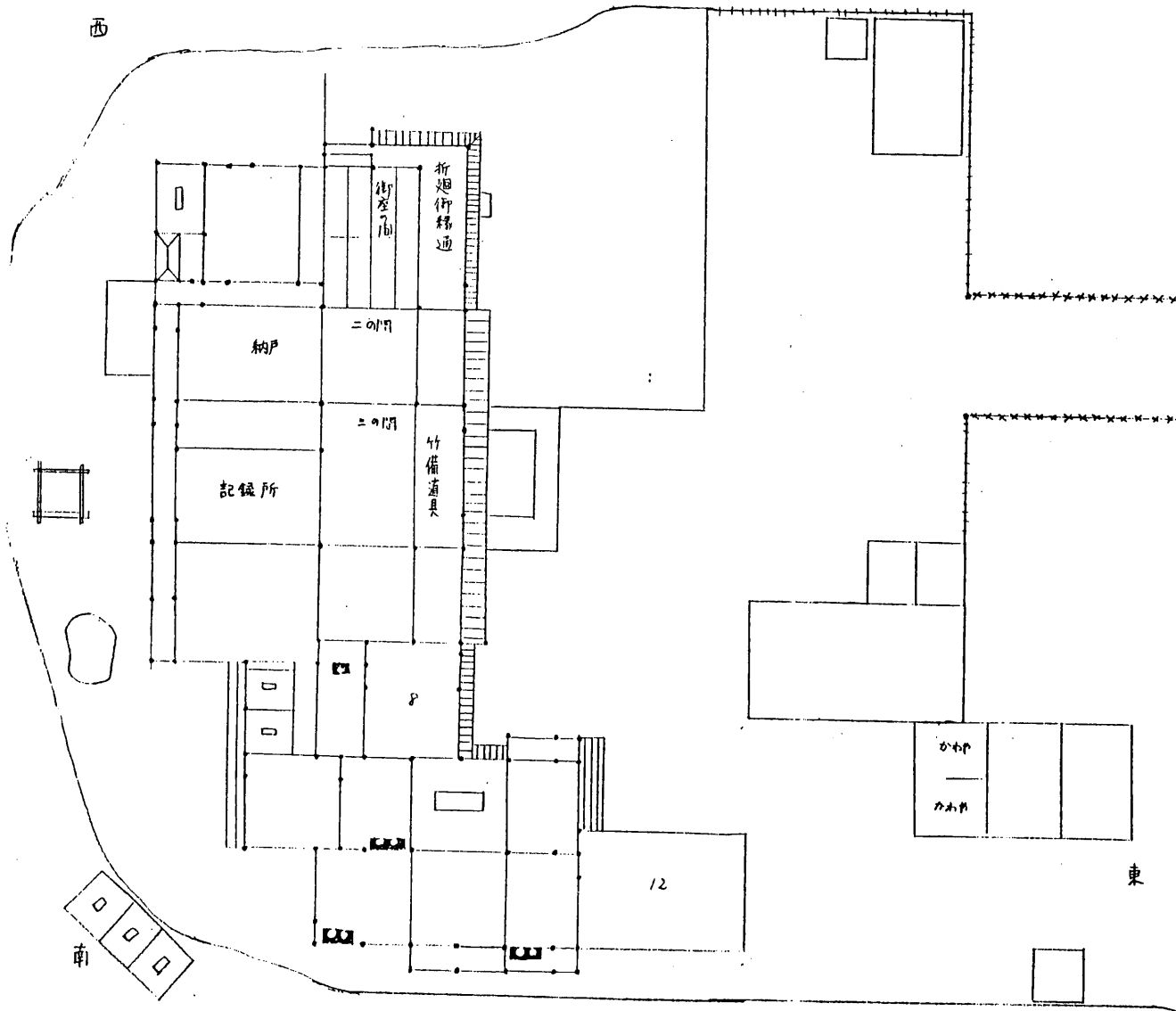


41 弥富御本陣 有田善右衛門差図 34P

南

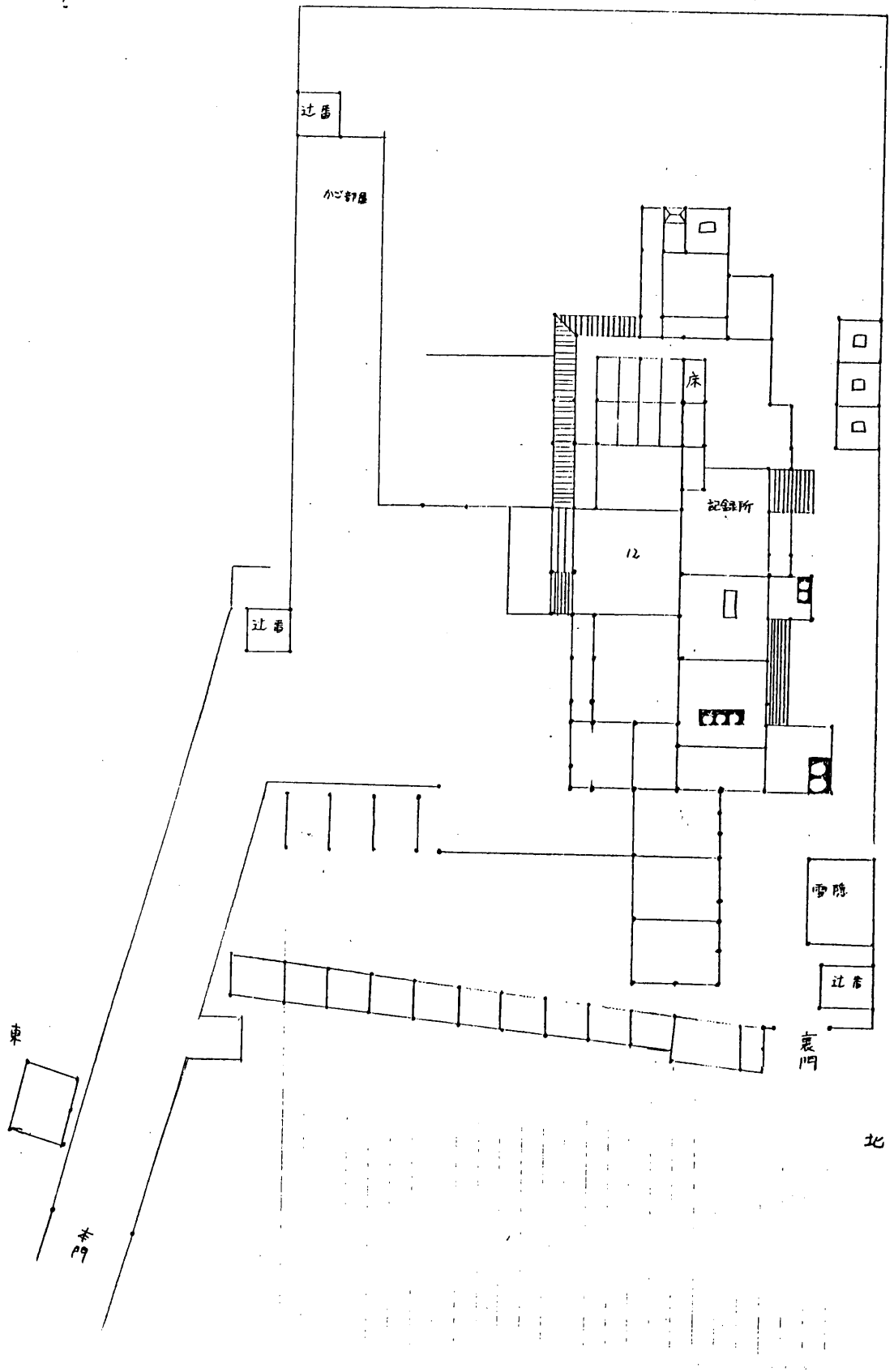


北



43 嘉年御本陣 波多野 孫七 所 差 圖 1/20

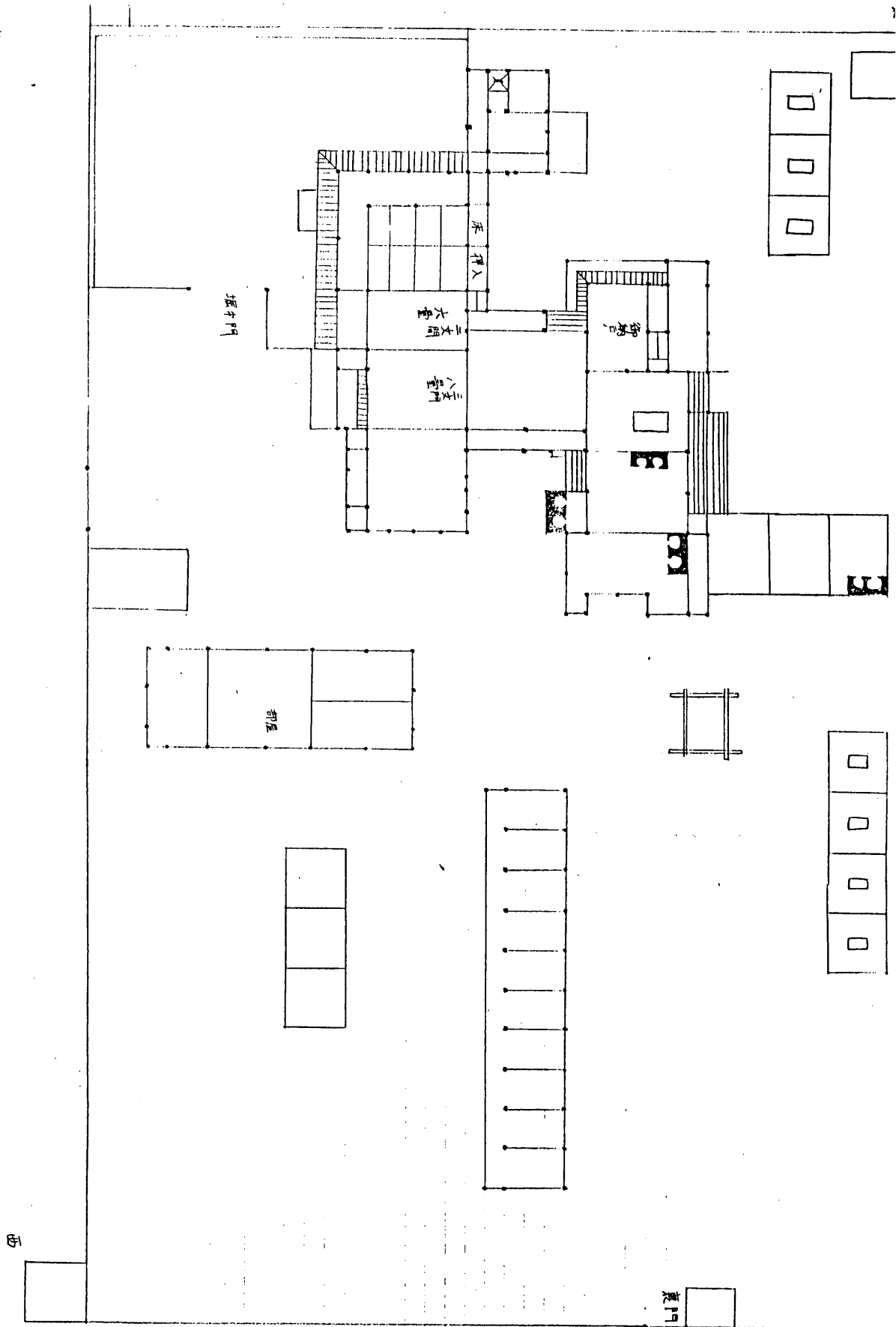
南



西

北

北



西

付図表

山口市小郡文化史料館蔵

『 土地取調帳 』

「明治 20 年 8 冊之内第 6 号 吉敷郡上郷村」

『家屋図台帳』

「明治 18 年 3 月 上郷村字権現堂組」

『家屋図台帳』

「岩屋区家屋図」

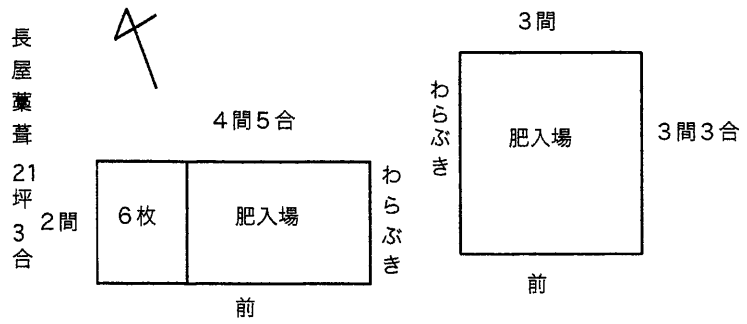


図3-1 (1)

表3-1 (2)

地番	字名	用途	面積				地価		地租		
			町	反	畝	歩	円	銭	円	銭	厘
3662	當用	田			3	18	5	90		14	8
3674	當用	畑			1	21	1	40		3	5
3681	當用	畑			2	4	1	81		4	5
3698	ガラン	畑				12		12			3
3699	ガラン	畑				22		21			5
3702	ガラン	畑			3	15	1	3		2	6
3720	ガラン	宅地			3	92		50		1	3
合計				1	5	2	10	97		27	5

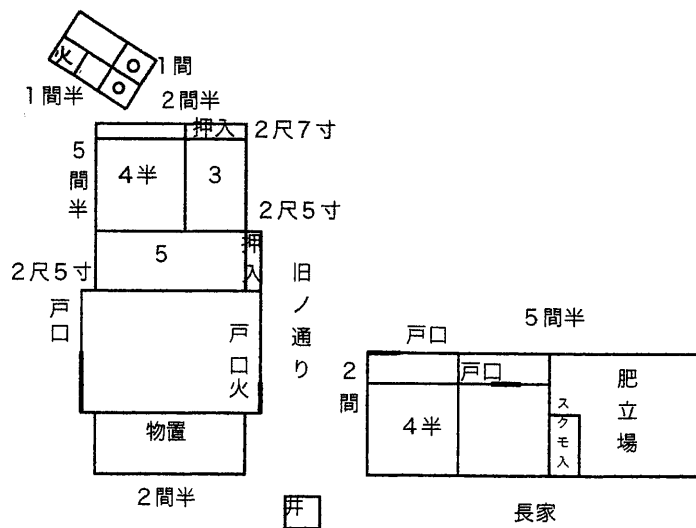


図3-1 (2)

表 3-1 (3)

地番	字名	用途	面積				地価		地租		
			町	反	畝	歩	円	銭	円	銭	厘
3645	上溝下	田		1	3	2	5	43		13	6
3682	當用	畑			2	10	1	84		4	6
3695	ガラ	畑			5	14	3	37		8	4
3696	ガラ	田			6	14	3	37		8	4
3697	ガラ	溜池			3	2					
3705	ガラ	畑			2	20		65		1	6
3725	上の原	田		1	5	27	52	87	1	32	2
3737	岩屋	宅地			8	7	3	8		7	7
3738	岩屋	田			1	9	1	21		3	
3739	岩屋	畑			1	13	1	45		3	6
合計				5	9	28	73	27	1	83	1

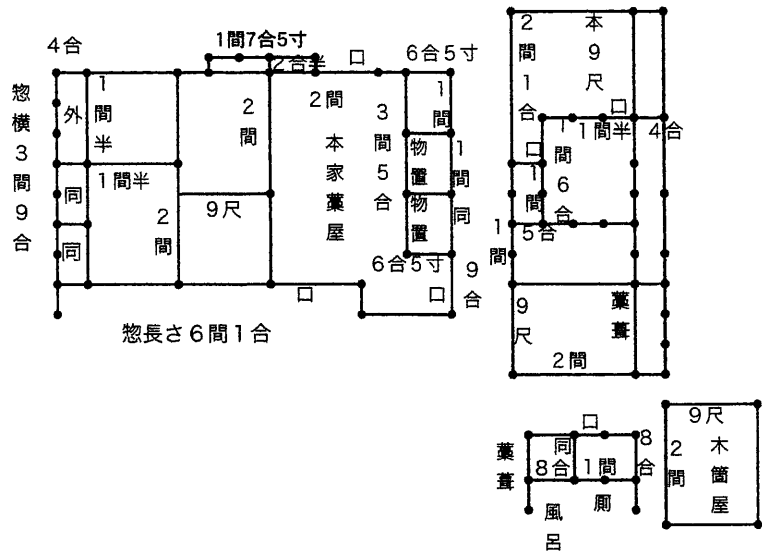


図 3-1 (3)

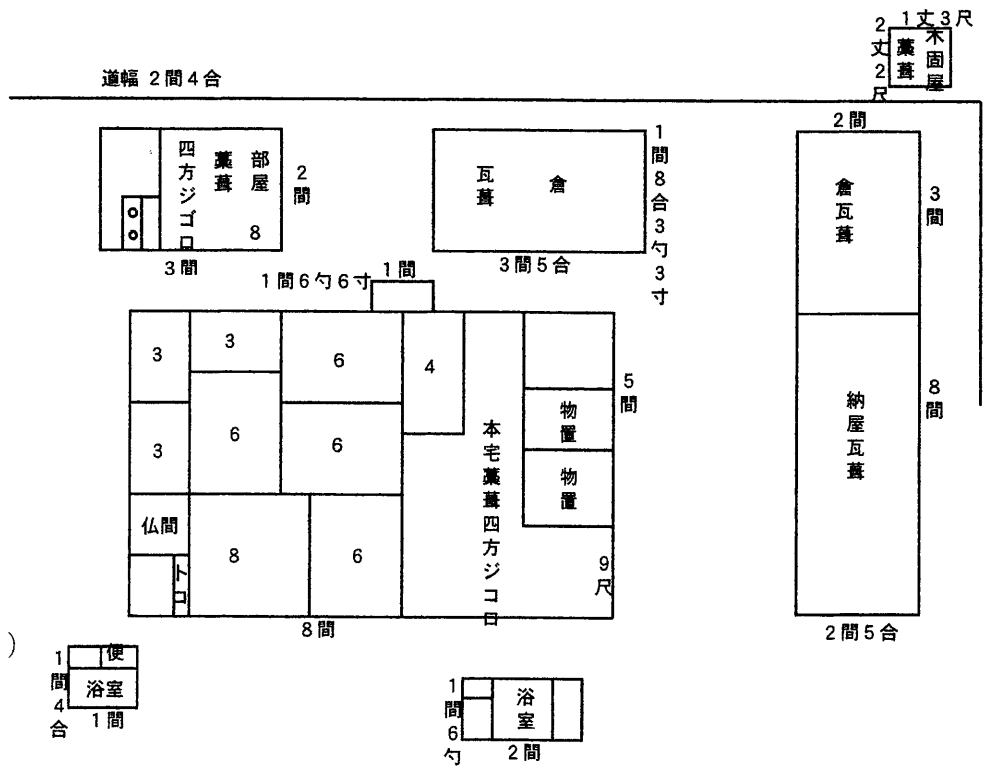


図 3-1 (4)

表 3 - 1 (4)

地番	字名	用途	面積				地価		地租			
			町	反	畝	歩	円	銭	円	銭	厘	
3479	大森	田		1	5	5	81	84	2	4	6	
3492	大森	田		2	3	24	120	93	3	2	3	
3495	大森	田		1	6	1	79	40	1	98	5	
3509	東雑案	田		1	1	23	57	14	1	42	9	
3518	中雑案	田		1	5	18	54	4	1	35	1	
3537	上八方原	田			7	6	17	1		42	5	
3541	上八方原	畑			3	5	2	81		7		
3542	上八方原	田		1	1	8	21	93		54	8	
3546	上八方原	田			8	7	24	79		62		
3548	上八方原	田			8	29	20	6		50	2	
3551	大番	田		2	2	27	43	87	1	9	7	
3564	大番	田		1	7	11	46	54	1	16	4	
3579	大番	畑			2	4	1	25		3	1	
3587	岡の下	田		1	1	29	18	89		47	2	
3607	下穴田	田		2	3	1	40	54	1	1	4	
3608	下穴田	田		2	1	19	53	48	1	33	7	
3612	上穴田	田		1	3	19	32	48		81	2	
3626	下溝下	田			6	26	8	43		21	1	
3629	下溝下	田			3	19	5	9		12	7	
3630	下溝下	田			6	7	8	69		21	7	
3636	上溝下	田			6	13	3	60		9		
3641	上溝下	田		1	2	7	37	26		93	2	
3644	上溝下	田		4	7	25	62	21	1	55	5	
3647	當用	田		1	9	28	31	51		78	8	
3648	當用	田		1	5	17	24	55		61	4	
3649	當用	田		1	3	19	21	83		54	6	
3661	當用	田		1	2	9	20	25		50	6	
3683	當用	畑			2	18	2	81		7		
3684	當用	田			4	18	5	43		13	6	
3689	ガラン	宅地			5	10	4	61		11	5	
3693	ガラン	田			9	23	19	22		48	1	
3694	ガラン	畑			2	19	2	35		5	9	
3707	ガラン	田			5	24	8	69		21	7	
3708	ガラン	田				24	1	20			3	
3719	ガラン	畑			1	19		18			5	
3721	ガラン	畑			4	7	3	75		9	4	
3732	上の原	溜池			1	13						
3733	上の原	田			1		2	49		6	2	
3734	上の原	田		1	3	19	21	25		53	1	
3740	岩屋	宅地				15		66		1	7	
3741	岩屋	宅地				13		39		1		
3742	岩屋	宅地			8	17	4	29		10	7	
3753	岩屋	畑			2	20	1	75		4	4	
3754	岩屋	畑			3	14	2	27		5	7	
3785	数ヶ谷	畑			6	1	3	46		8	7	
3795	小の谷	田		1	7	29	60	4	1	50	1	
3833	二又	田			4	2	16	40		41		
3837	二又	田		3	7	6	200	25	5		6	
3842	沖河内	田			7	11	13	68		34	2	
3853	沖河内	溜池			2	10						
3860	沖河内	田			3		8	98		22	5	
3861	沖河内	宅地			2	5	1	87		4	7	
3882	林覚	畑			1	2		34			9	
3883	林覚	田		1	1	7	22	50		56	3	
3946	大番溝上	田			2	10	3	27		8	2	
3947	大番溝上	田		3	5		47	58	1	19		
		合計		5	7	7	12	1200	13	34	98	2

表 3-1 (5)

地番	字名	用途	面積				地価		地租		
			町	反	畝	歩	円	銭	円	銭	厘
3536	上八方原	田			5	8	8	1		20	
3552	大番	田		1	2	3	32	1		80	
3603	下穴田	田			2	18	7	54		18	9
3614	上穴田	田		1	8	20	43	73	1	9	3
3618	上穴田	田			5	29	15			37	5
3627	下溝下	田			8	24	10	45		26	1
3628	下溝下	田			4	17	5	43		13	6
3631	下溝下	田		1	9	18	17	20		43	
3632	下溝下	田		1	9	17	44	39		1	11
3634	上溝下	田			2	4	1	21		3	
3637	上溝下	田			1	25		23			6
3642	上溝下	田		1	15	12	79			32	
3650	當用	田			2	29	4	1		10	
3651	當用	畑				14	1	40		3	5
3677	當用	田			2	11	2	90		7	3
3687	當用	田		1	3	12	18	42		46	1
3688	當用	田			9	19	13	4		32	6
3700	ガラ	畑				24	1	1		2	5
3704	ガラ	畑			1	14		46		1	2
3714	ガラ	田			6	11	23	6		57	7
3715	ガラ	田			9	14	18	9		45	3
3716	ガラ	田			3	21	7	7		17	7
3717	ガラ	田			2	20	4	78		12	
3718	ガラ	田			7	6	12	93		32	3
3726	上の原	田		1	5	6	38	25		95	6
3727	上の原	田			3	25	6	56		16	4
3728	上の原	溜池			3	22					
3729	上の原	畑				22		43		1	1
3730	上の原	田			1	25	1	3		2	6
3743	岩屋	宅地			5	16	3	62		9	1
3751	岩屋	畑			9	6	4	45		11	1
3755	岩屋	畑			2	3		96		1	4
3756	岩屋	畑			1	29		90		2	3
3816	二又	田		1	7	24	61	73	1	54	3
3923	藤治郎河内	畑				9		46		1	2
3931	藤治郎河内	田		1	3	24	34	7		85	2
	合計		2	4	8	4	457	62	10	34	6

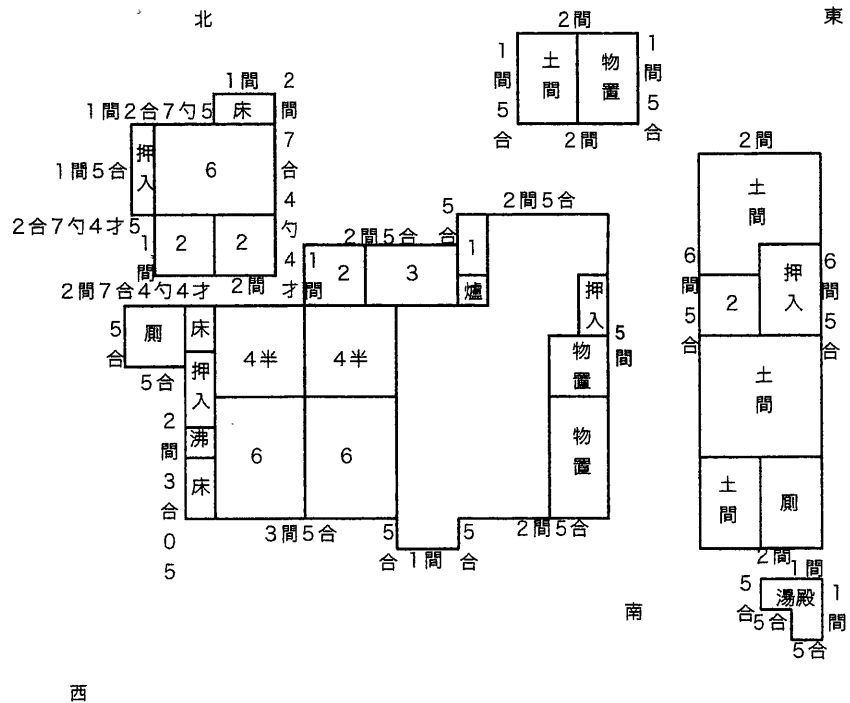


図 3-1 (5)

表 3-1 (6)

地番	字名	用途	面積				地価		地租		
			町	反	畝	歩	円	銭	円	銭	厘
3633	上溝下	田		2	4	24	84	76	2	11	9
3690	ガラン	畑			1	12		40		1	
3691	ガラン	畑				23		22			6
3692	ガラン	田			5	15	13	50		33	8
3709	ガラン	田			4	18	16	38		40	9
3710	ガラン	田			3	14	12	34		30	9
3745	岩屋	田			5	13	5	29		13	2
3746	岩屋	宅地			6	27	5	33		13	3
3747	岩屋	畑				19		93		2	3
合計				5	3	15	139	15	3	47	9

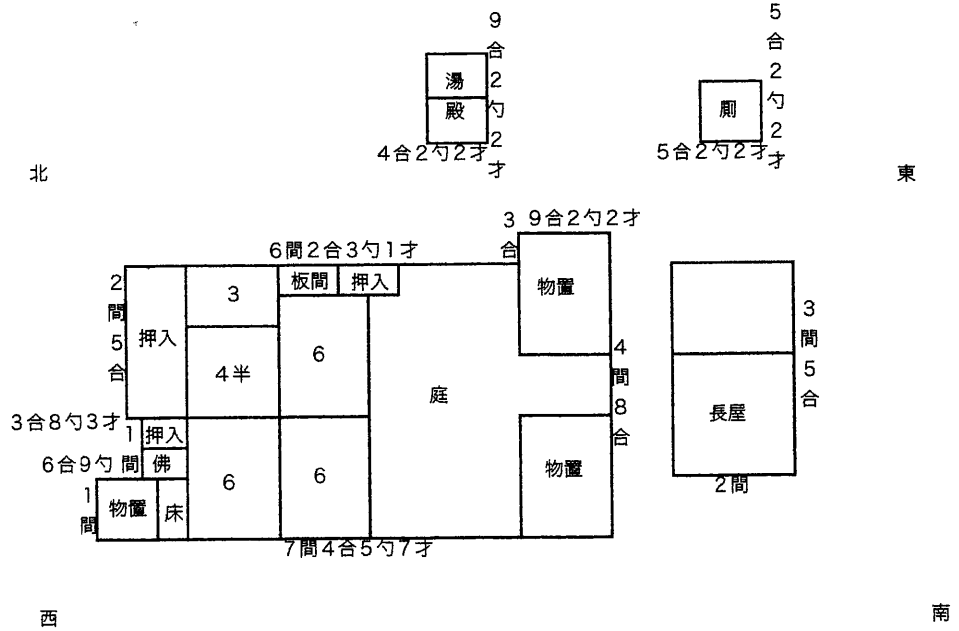


図 3-1 (6)

表 3-1 (7)

地番	字名	用途	面積				地価		地租		
			町	反	畝	歩	円	銭	円	銭	厘
3615	上穴田	田		1	7	10	37	12		92	8
3616	上穴田	田		1	1	16	35	71		89	3
3620	下溝下	田		2	8	19	20	15		50	4
3624	下溝下	田			6	17	3	75		9	4
3638	上溝下	田		1	8	11	15	60		39	
3643	上溝下	田			8	24	23	6		57	7
3679	當用	田			4	22	7	31		18	3
3680	當用	畑			6	12	6	21		15	5
3703	ガラ	畑			1			56		1	4
3711	ガラ	田		1	2	19	36			90	
3713	ガラ	田			8	21	35	90		89	8
3722	ガラ	溜池			1	20					
3723	ガラ	田		1	9	7	71	53	1	78	8
3724	上の原	田		1	1	7	37	50		93	8
3735	岩屋	田			9	14	14	85		37	1
3736	岩屋	畑				25	1	75		4	4
3744	岩屋	畑			6	5	7	8		17	7
3748	岩屋	田				25	1	40		3	5
3749	岩屋	宅地			8	28	5			12	5
3752	岩屋	畑			8	14	6	56		16	4
3761	山田	畑			1	3		78		2	
3762	山田	田			8		11	90		29	8
3789	数ヶ谷	畑			2	6		92		2	3
3791	数ヶ谷	田		1		27	34	75		86	9
3794	数ヶ谷	田		1	9	2	55	82	1	39	6
3812	二又	田			5	12	20	99		52	5
合計			2	3	8	6	492	20	12	30	9

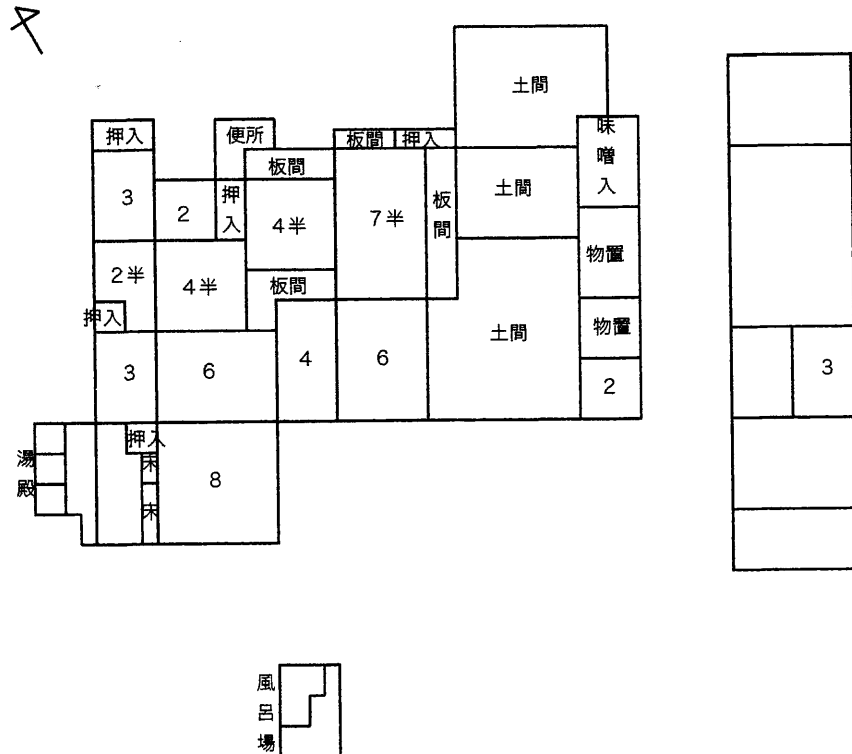


図 3-1 (7)

表 3-1 (8)

地番	字名	用途	面積				地価		地租			
			町	反	畝	歩	円	銭	円	銭	厘	
3622	下溝下	田			9	13	12	71		31	8	
3625	下溝下	田		4	1	18	56	5	1	40	1	
3640	上溝下	田			6	13	19	87		49	7	
3712	ガラン	田			9	26	42	28	1	5	7	
3750	岩屋	宅地			5	19	4	87		12	2	
3757	山田	畑			1			32			8	
3758	山田	田			5	28	3	83		9	6	
3759	山田	畑			1	6		26			7	
3760	山田	田				21	1	8		2	7	
3788	数ヶ谷	畑			1	22		95		2	4	
3790	数ヶ谷	田			8	12	26	23		65	6	
3793	数ヶ谷	田			7	15	25	31		63	3	
合計					9	9	13	193	76	4	84	6

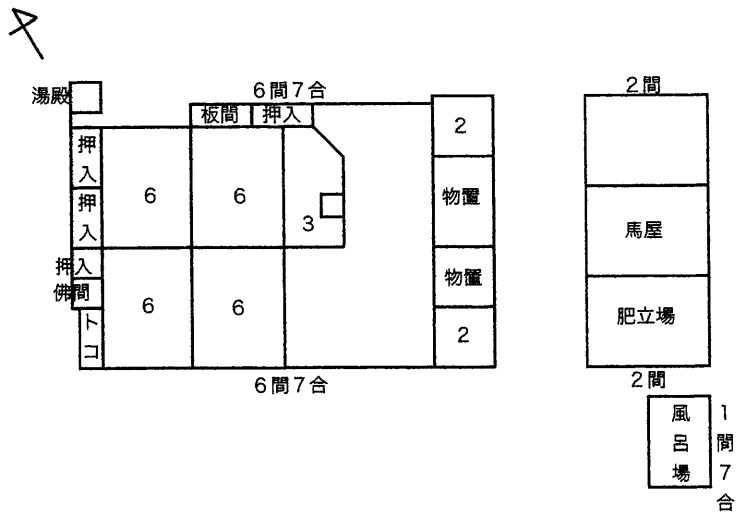


図 3-1 (8)

表 3-1 (9)

地番	字名	用途	面積				地価		地租		
			町	反	畝	歩	円	銭	円	銭	厘
3781	数ヶ谷	宅地			5	17	3	91		9	8
3783	数ヶ谷	畑			2	19	1	48		3	7
3784	数ヶ谷	畑			2	9	1	25		3	1
合計				1		15	6	64		16	6

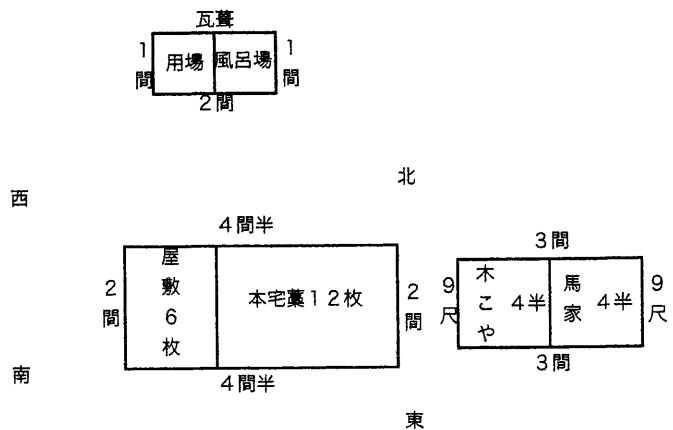


図 3-1 (9)

表 3-1 (10)

地番	字名	用途	面積				地価		地租		
			町	反	畝	歩	円	銭	円	銭	厘
3572	大番	畑			1	25	1	87		4	7
3598	下穴田	田			9	1	16	73		41	8
3763	山田	畑			2	13		46		1	2
3764	山田	溜池			1	14					
3765	山田	田		1	4	4	19	12		47	8
3766	山田	畑				8		45		1	1
3767	山田	宅地			8	3	3	48		8	7
3768	山田	畑			1	18	1	3		2	6
3769	山田	畑				3		6			2
3780	数ヶ谷	畑				3		17			4
3782	数ヶ谷	田			3	16	8	26		20	7
		合計		4	2	18	51	63	1	29	2

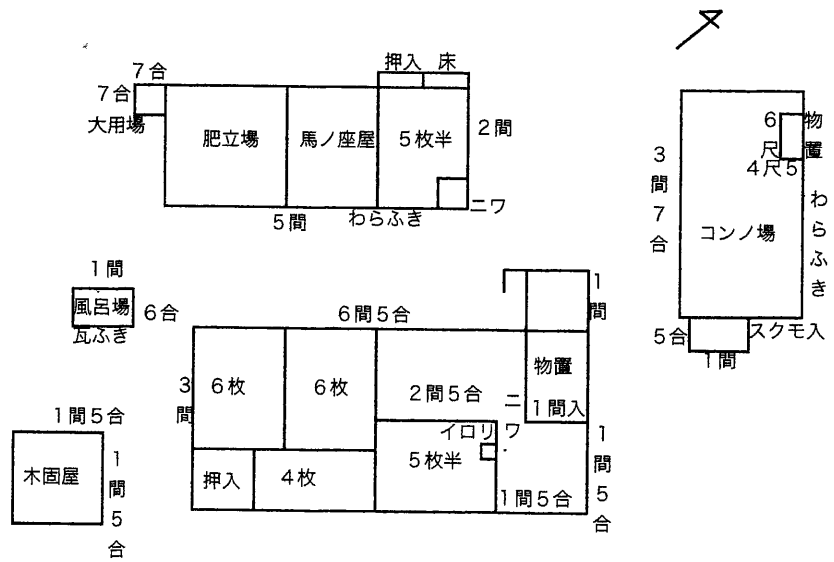


図 3-1 (10)

表 3-1 (11)

地番	字名	用途	面積				地価		地租		
			町	反	畝	歩	円	銭	円	銭	厘
3621	下溝下	田		1		5	6	61		16	5
3770	山田	宅地			3	9		83		2	1
3771	山田	宅地			3	12		86		2	2
3772	山田	畑			1	14		95		2	4
3773	山田	畑				10		21			5
3774	山田	畑			3	1	1	18		3	
3775	山田	田			6	4	8	34		20	9
3776	山田	田			3	4	7	21		18	
3777	山田	畑				6		15			4
3815	二又	田			7	9	20	34		50	9
合計				3	8	14	46	68	1	16	9

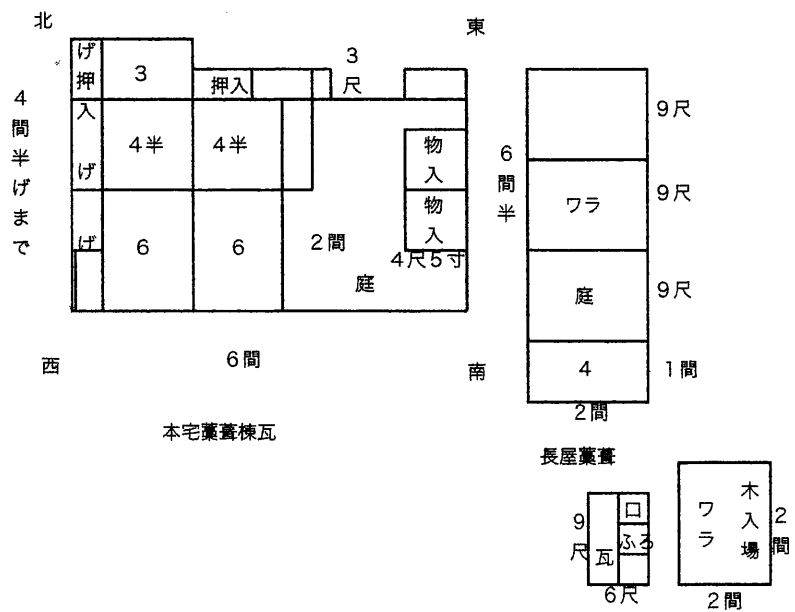


図 3-1 (11)

表 3-1 (12)

地番	字名	用途	面積				地価		地租		
			町	反	畝	歩	円	銭	円	銭	厘
3582	岡の下	田		1	4	22	24	9		60	2
3583	岡の下	畑			7	4		85		2	1
3611	上穴田	田		3	7	6	128	48	3	21	2
3799	小の谷	宅地			4	8	4	4		10	1
3800	小の谷	田		1	3	24	39	44		98	6
3809	小の谷	田			2	3	6	87		17	2
3828	二又	田			8	17	15	23		38	1
3831	二又	畑			2	6	1	70		4	3
3911	上村	田		1	7	21	19	12		47	8
合計			1		7	21	239	82	5	99	6

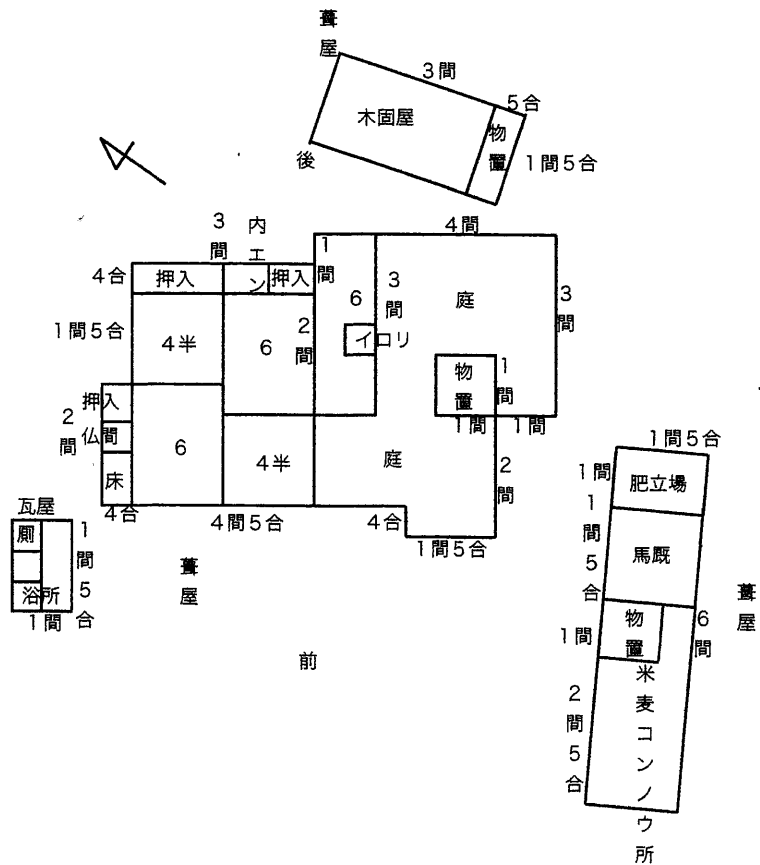


図 3-1 (12)

表 3-1 (13)

地番	字名	用途	面積				地価		地租		
			町	反	畝	歩	円	銭	円	銭	厘
3560	大番	畑			3		1	87		4	7
3561	大番	畑			1	17		93		2	3
3597	下穴田	田		1		2	26	20		65	5
3796	小の谷	田			7	29	18	79		47	
3797	小の谷	田		2	5	11	70	87	1	77	2
3798	小の谷	宅地			4	27	5			12	5
3874	沖河内	田		1	1	29	37	3		92	6
3918	藤治郎河内	田		1	3	28	41	90	1	4	8
3929	藤治郎河内	田		1	1	23	34	26		85	7
3944	大番溝上	田			1	1	2	62		6	6
		合計		9	1	16	239	47	5	98	9

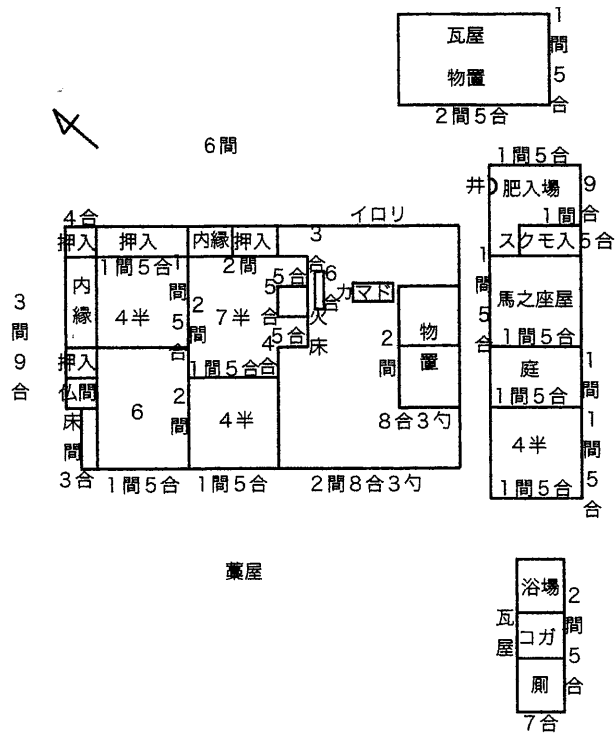


図 3-1 (13)

表3-1 (14)

地番	字名	用途	面積				地価		地租		
			町	反	畝	歩	円	銭	円	銭	厘
3553	大番	田		1	5	18	33	75		84	4
3555	大番	畑				28		87		2	2
3557	大番	畑			3	8	3	21		8	
3571	大番	畑			1	18	1	18		3	
3590	岡の下	田		1	7	27	28	59		71	5
3595	岡の下	田			9	27	16	39		41	
3604	下穴田	田		1	7	12	39	56		98	9
3613	上穴田	田			5	27	9	93		24	8
3617	上穴田	田			7	2	15	93		39	8
3787	数ヶ谷	畑			3	23	1	87		4	7
3801	小の谷	畑				27		28			7
3802	小の谷	田				16	1	29		3	2
3803	小の谷	畑				22		22			6
3804	小の谷	田			1	17	5	4		12	6
3805	小の谷	田			1	21	5	47		13	7
3806	小の谷	宅地			4	18	4	42		11	1
3807	小の谷	田			6	11	20	51		51	3
3808	小の谷	田			1	17	5	4		12	6
3810	二又	田		1	9	27	72	18	1	80	5
3811	二又	田			9	20	24	9		60	2
3821	二又	田			9	29	41	43	1	3	6
3824	二又	畑				25		91		2	3
3838	二又	田			4	6	15	37		38	4
3851	沖河内	畑			2	25	1			2	5
合計			1	4	8	21	348	53	8	71	6

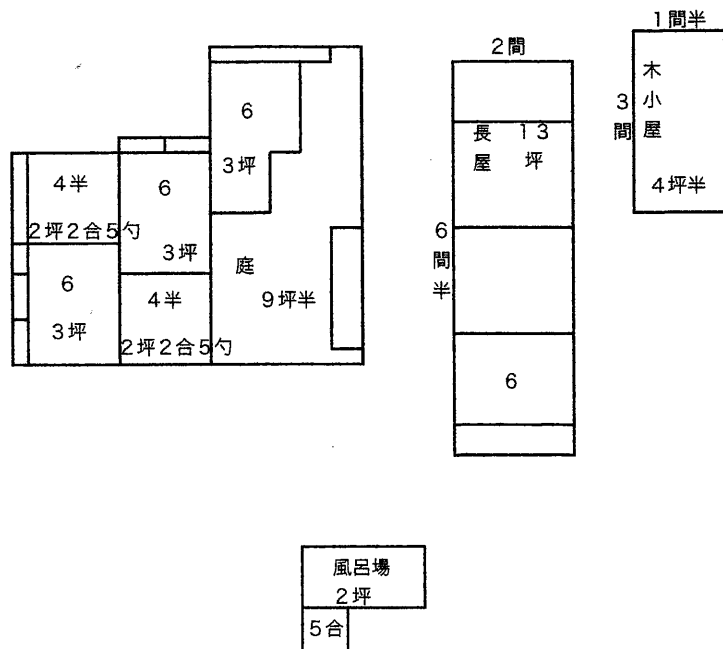


図3-1 (14)

表 3-1 (15)

地番	字名	用途	面積				地価		地租		
			町	反	畝	歩	円	銭	円	銭	厘
3558	大番	畑			2	8		93		2	3
3827	二又	宅地			3	19	2	87		7	2
合計					5	27	3	90		9	5

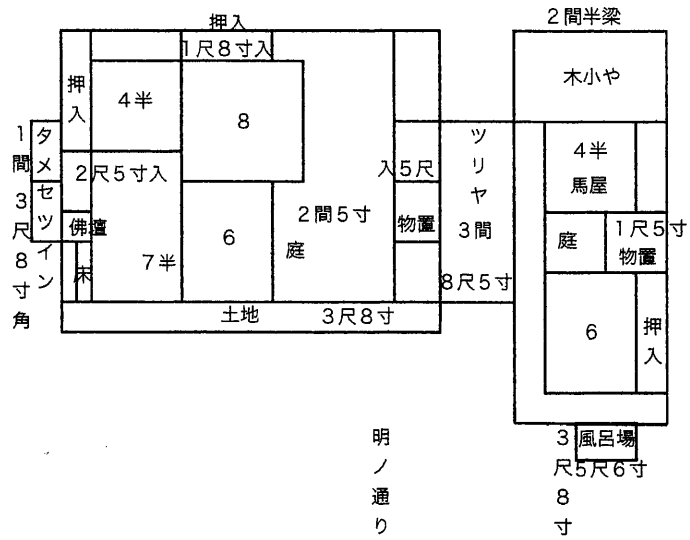


図 3-1 (15)

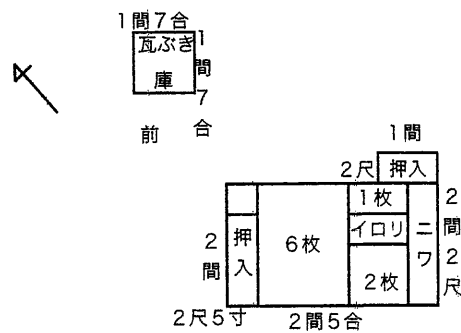


図 3-1 (16)

表 3-1 (17)

地番	字名	用途	面積				地価		地租		
			町	反	畝	歩	円	銭	円	銭	厘
3545	上八方原	田			7	21	12	89		32	2
3566	大番	田			6	29	5	34		13	4
3580	大番	田			3	21	4	13		10	3
3584	岡の下	田			3	17	3	9		7	7
3586	岡の下	田			3	16	6	46		16	2
3591	岡の下	田		2		26	27	79		69	5
3596	岡の下	田		1	4	25	32	48		81	2
3599	下穴田	田			1	25	3	82		9	6
3600	下穴田	田		1		4	21	17		52	9
3602	下穴田	田			3	6	6	69		16	7
3813	二又	田			8	12	25	31		63	3
3814	二又	田			7	14	16	45		41	1
3818	二又	田			2	2	8	53		21	3
3819	二又	畑			1	10	3	66		9	2
3820	二又	田			6	7	27	99			70
3822	二又	宅地			8	5	4	87		12	2
3823	二又	田		1	2	10	52	87	1	32	2
3835	二又	田		1	7	17	68	6	1	70	2
3836	二又	田			5	6	21	47		53	7
3884	林覚	畑					20	15			4
	合計		1	4	5	23	353	22	8	20	3

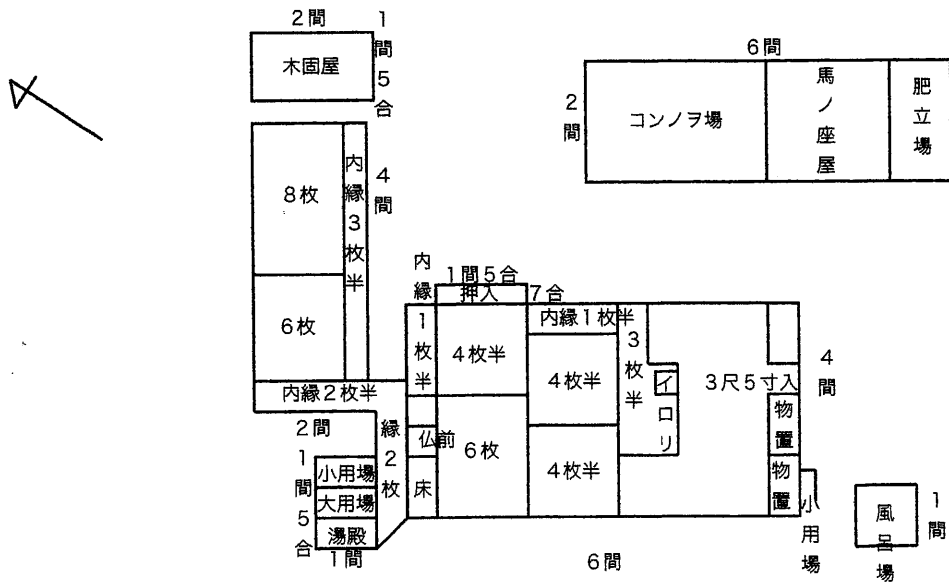


図 3-1 (17)

表 3-1 (18)

地番	字名	用途	面積				地価		地租		
			町	反	畝	歩	円	銭	円	銭	厘
3577	大番	畑			2	17	2	9		5	2
3832	二又	宅地			4	5	4	20		10	5
3908	上村	畑			1	13		84		2	1
3910	上村	田		1	3	10	17	57		43	9
3912	上村	田			5	19	12	28		30	7
合計				2	7	4	36	98		92	4

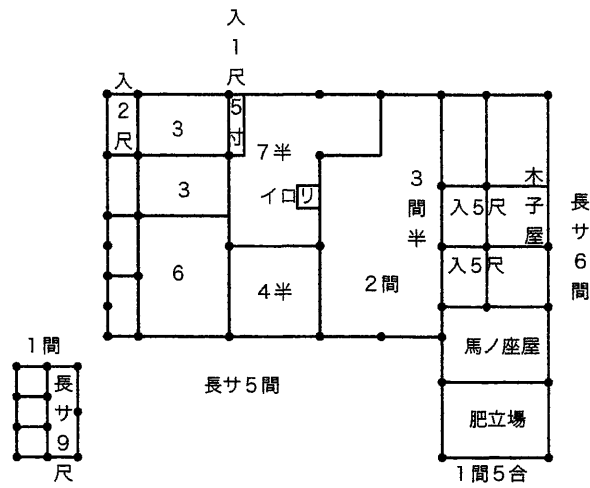


図 3-1 (18)

表 3-1 (19)

地番	字名	用途	面積				地価		地租		
			町	反	畝	歩	円	銭	円	銭	厘
3885	林覚	宅地			2	26	1	50		3	8
合計					2	26	1	50		3	8

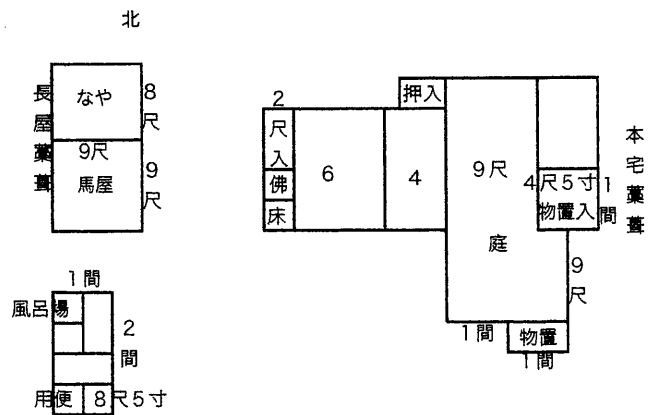


図 3-1 (19)

表 3-1 (20)

地番	字名	用途	面積				地価		地租		
			町	反	畝	歩	円	銭	円	銭	厘
3575	大番	田		1	6	4	45	89	1	14	7
3578	大番	畑			2	8	1	25		3	1
3619	上穴田	田		1	7	6	49	12	1	22	8
3778	数ヶ谷	田		1	8	19	39	6		97	7
3779	数ヶ谷	田		1	6	8	41		1	2	5
3817	二又	田		1	3	23	71	6	1	77	7
3830	二又	畑			1	28	1	70		4	3
3834	二又	田		1	6	27	69	98	1	75	
3843	沖河内	田			9	15	21	51		53	8
3873	沖河内	田			4	5	16	59		41	5
3875	沖河内	畑				7		20			5
3876	沖河内	宅地			6	26	4	74		11	9
3877	沖河内	宅地				12		27			7
3878	沖河内	宅地				10		23			6
3881	林覚	畑			3	28		93		2	3
3897	林覚	田		1	2	1	24	69		61	7
3903	上村	田			7	29	23	20		58	
3913	上村	田			4	5	11	20		28	
3934	藤治郎河内	田			9	5	29	95		74	9
3937	下村	田		3		27	93	31	2	33	3
3938	下村	畑			1	23		72		1	8
3939	下村	畑			2	25	1	15		2	9
		合計	1	9	7	11	547	75	13	69	7

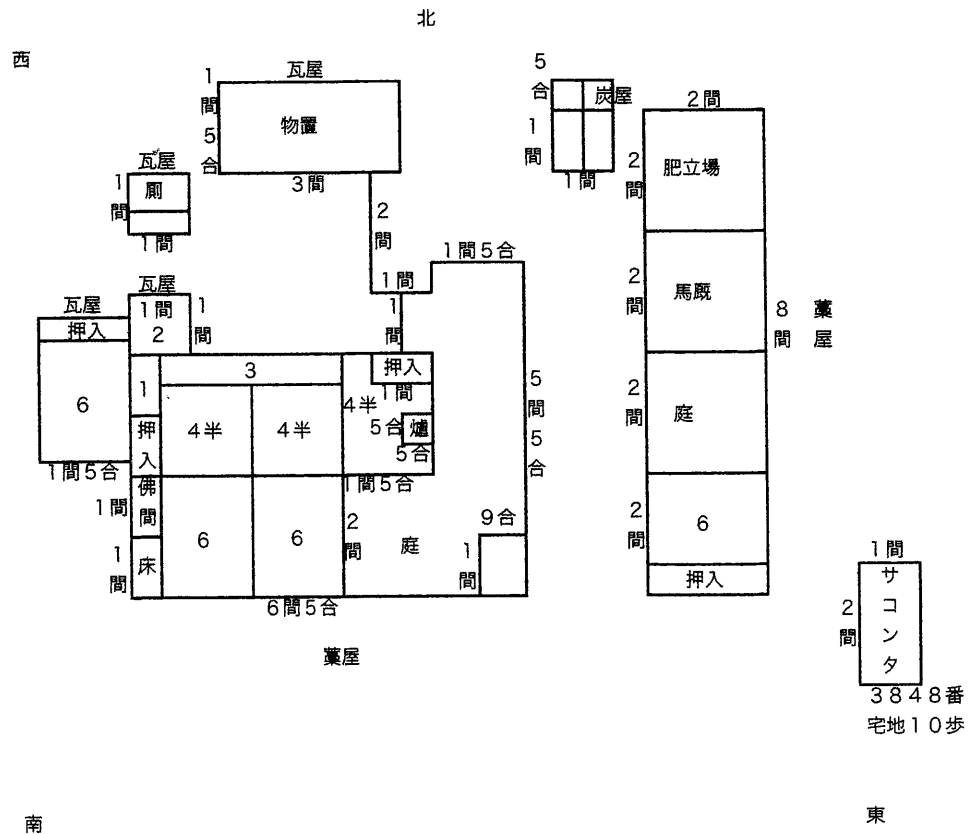


図 3-1 (20)

表3-1 (21)

地番	字名	用途	面積				地価		地租		
			町	反	畝	歩	円	銭	円	銭	厘
3500	大森	田			9	5	19	21		48	
3563	大番	畑			8	5	5	59		14	
3601	下穴田	田			3	18		93		2	3
3605	下穴田	田			5	10	12	18		30	5
3786	数ヶ谷	畑			2	26	1	66		4	2
3839	沖河内	畑		1	7	12	46	54	1	16	4
3850	沖河内	田			4	3	11	67		29	2
3852	沖河内	宅地			9	19	5	87		14	7
3854	沖河内	田			6		5	31		13	3
3855	沖河内	田			3	21	7	21		18	
3856	沖河内	田			7	8	10	3		25	1
3857	沖河内	田			1	10	1	9		5	2
3858	沖河内	畑			2	28		86		2	2
3862	沖河内	田		2	4	9	65	95	1	64	9
3863	沖河内	田			6	6	16	90		42	3
3866	沖河内	畑			1	27	1	70		4	3
3867	沖河内	田				24	2	42		6	1
3870	沖河内	溜池				25					
3871	沖河内	田		2	6	25	59	2	1	47	6
3872	沖河内	田			1	4	1			2	5
合計			1	4	3	15	275	14	6	90	8

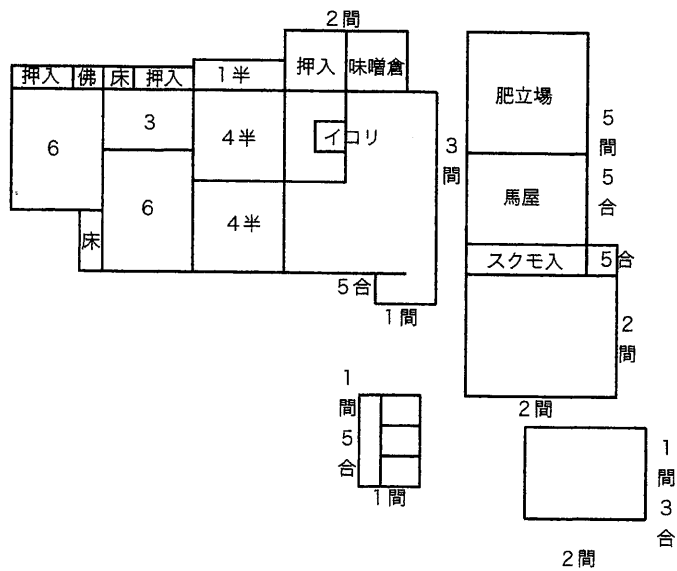


図3-1 (21)

表3-1 (22)

地番	字名	用途	面積				地価		地租		
			町	反	畝	歩	円	銭	円	銭	厘
3428	雑奈	田			4	28	14	29		35	7
3448	雑奈	田			5	6	20	86		52	2
3510	東雑奈	田			3	17	15	23		38	1
3533	上八方原	田			9	27	15	84		39	6
3538	上八方原	田		1	2	8	24	37		60	9
3540	上八方原	田		1	2	29	24	37		60	9
3554	大番	畑			3	10	1	40		3	5
3568	大番	田		2	5	20	48		1	20	
3573	大番	畑			9	23	2	32		5	8
3581	大番	田		3	6	12	47	49	1	18	7
3594	岡の下	田		1	1	8	27	9		67	7
3606	下穴田	田			6	27	13	31		33	3
3623	下溝下	田			4	23	2	29		5	7
3635	上溝下	田			8	16	5	57		13	9
3841	沖河内	畑					18			46	1
3844	沖河内	田		1		13	32	57		81	4
3845	沖河内	畑					24			25	6
3846	沖河内	宅地			9	2	7	42		18	6
3848	沖河内	田			4	12	14	34		35	9
3849	沖河内	田		1	7	15	70	21	1	75	5
3864	沖河内	田			3	24	9	14		22	9
3868	沖河内	田			5	25	18	28		45	7
3887	林覚	田		1		11	28	82		72	1
3892	林覚	田			2	9	1	78		4	5
3893	林覚	田			5	3	3	73		9	3
3894	林覚	田					26			67	1
3898	林覚	田			8	18	11	57		28	9
3900	林覚	田		1	8	26	55	82	1	39	6
3916	藤治郎河内	田		1	5	29	39	24		98	1
3917	藤治郎河内	畑					9			40	1
3919	藤治郎河内	田		1		4	28	26		70	7
3920	藤治郎河内	畑					19			62	1
3942	下村	畑			2	18	1	6		2	7
3985	上中村	田		1	4	21	29	25		73	1
3989	上中村	田			7	9	10	54		26	4
合計			3		5	19	626	86	15	67	5

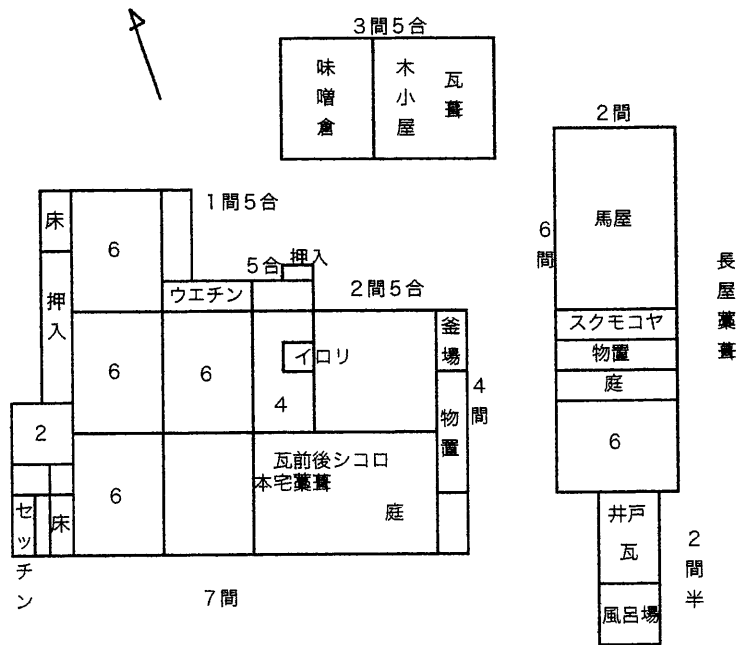


図3-1 (22)

表3-1 (23)

地番	字名	用途	面積				地価		地租		
			町	反	畝	歩	円	銭	円	銭	厘
3589	岡の下	畑			3	9	1	7		2	7
3840	沖河内	畑				18		50		1	3
3847	沖河内	宅地			7	12	3	68		9	2
		合計		1	1	9	5	25		13	2

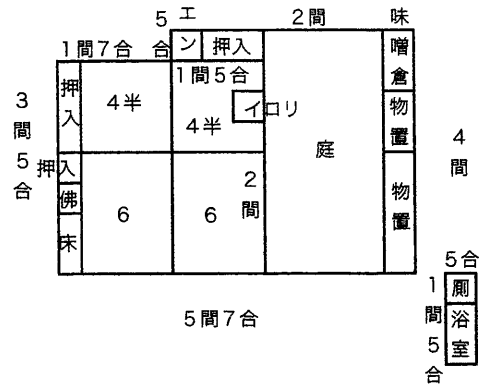


図3-1 (23)

表3-1 (24)

地番	字名	用途	面積				地価		地租		
			町	反	畝	歩	円	銭	円	銭	厘
3556	大番	畑			1	6		93		2	3
3565	大番	田		1	4	17	31	40		78	5
3567	大番	田			6	29	12	2		30	1
3865	沖河内	畑			1	21	1	25		3	1
3925	藤治郎河内	宅地			5	3	5			12	5
3926	藤治郎河内	田		1	6	6	50	58	1	26	5
3927	藤治郎河内	畑				24		75		1	9
3928	藤治郎河内	田			1	7	2	20		5	5
		合計		4	7	23	104	13	2	60	4

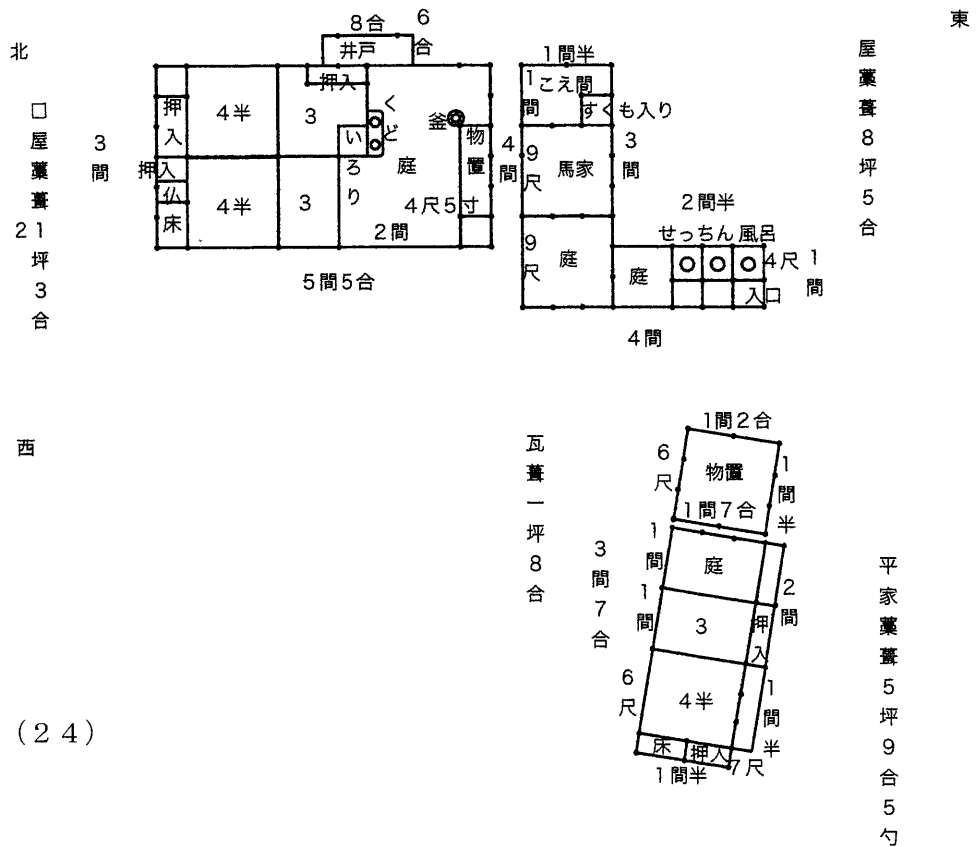


図3-1 (24)

表 3-1 (25)

地番	字名	用途	面積				地価		地租		
			町	反	畝	歩	円	銭	円	銭	厘
3570	大番	畑			4	12	3	9		7	7
3574	大番	田			8		18	28		45	7
3585	岡の下	田			6	9	12	42		31	1
3609	下穴田	田		2	2	5	59	90	1	49	8
3610	上穴田	田		1	3	26	47	1	1	17	5
3921	藤治郎河内	田			8	5	25	31		63	3
3922	藤治郎河内	田			6	8	14	76		36	9
3924	藤治郎河内	宅地			5		5			12	5
3945	大番溝上	田		1	2	2	23	6		57	7
3948	大番溝上	畑				3		4			1
3949	大番溝上	畑			2	3		76		1	9
	合計			8	8	13	209	63	5	24	2

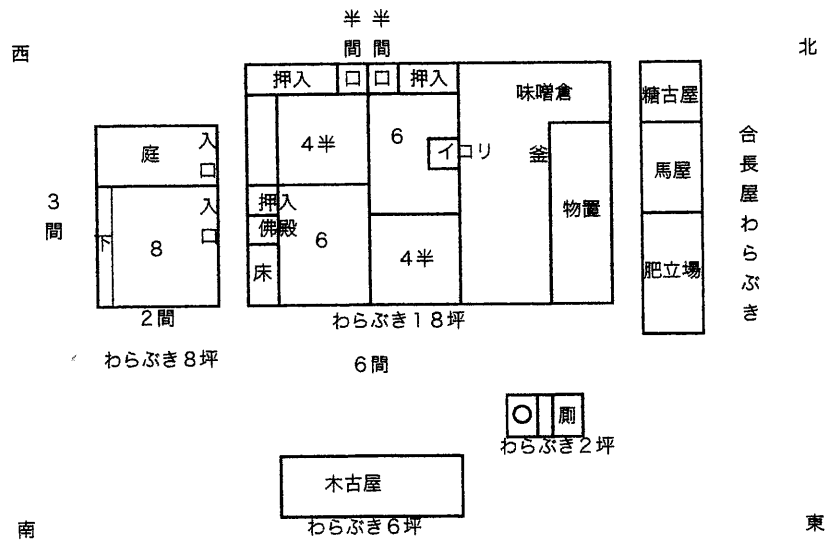


図 3-1 (25)

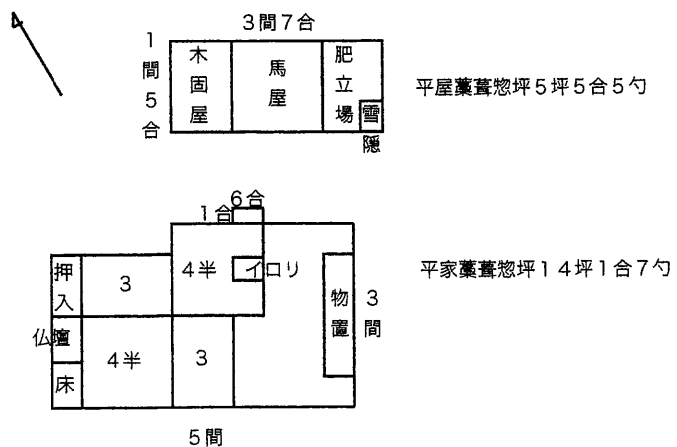


図 3-1 (26)

表3-1 (27)

地番	字名	用途	面積				地価		地租			
			町	反	畝	歩	円	銭	円	銭	厘	
3576	大番	畑			3	2		98		2	5	
3901	林覚	田			1	28	6	57		16	4	
3902	林覚	宅地			4	17	2	34		5	9	
3906	上村	畑			1	18		94		2	4	
3907	上村	田			9	12	26	40		66		
3909	上村	田				17	1	59		4		
3914	上村	田			3	2	8	64		21	6	
合計					2	4	6	47	46	1	18	8

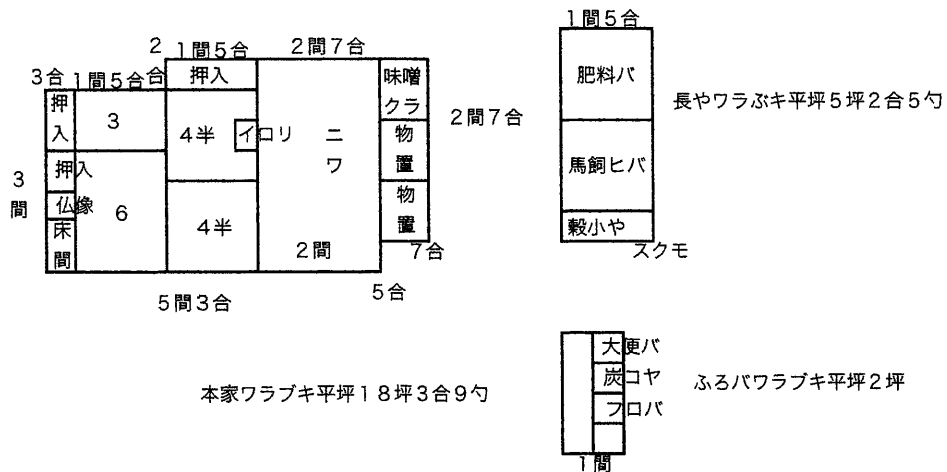


図3-1 (27)

表3-1 (28)

地番	字名	用途	面積				地価		地租			
			町	反	畝	歩	円	銭	円	銭	厘	
3562	大番	畑			6	27	3	75		9	4	
3569	大番	田			1	1	25	29	29	73	2	
3592	岡の下	田			3	27	4	26		10	7	
3593	岡の下	田			7	25	18	14		45	4	
3886	林覚	田			1	5	8	52	92	1	32	3
3895	林覚	田			1	4	8	18	46		46	2
3904	上村	畑			1	23	1	4		2	6	
3905	上村	宅地			5	4	3	53		8	8	
3915	上村	田			2		25	60	84	1	52	1
3933	藤治郎河内	田			6	3	21	65		54	1	
3940	下村	畑			3	10	1			2	5	
合計					9	7	5	214	88	5	37	3

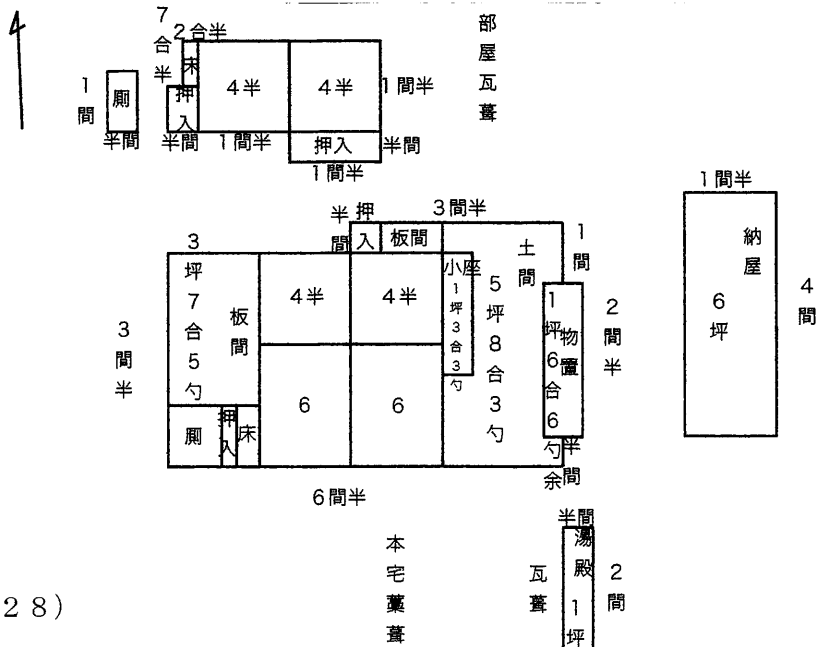


図3-1 (28)

表 3-1 (29)

地番	字名	用途	面積				地価		地租		
			町	反	畝	歩	円	銭	円	銭	厘
3935	下村	宅地			4	12	2	81		7	
3936	下村	田		1	5	5	38	95		97	4
3941	下村	畑			3	29	1	70		4	3
合計				2	3	16	43	46	1	8	7

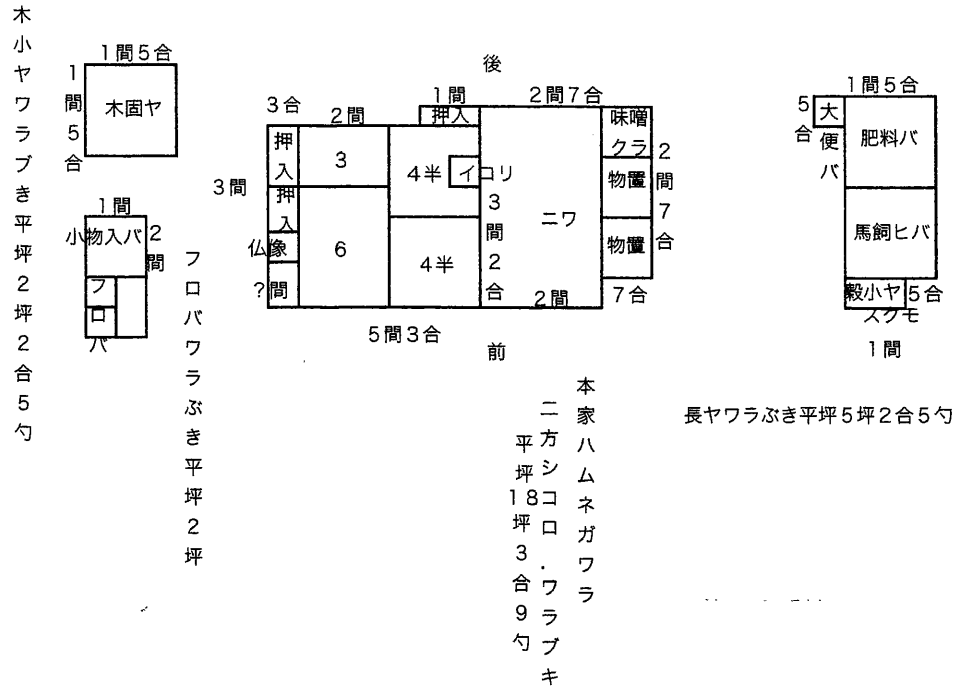


図 3-1 (29)

表 3-1 (30) 共有地

地番	字名	用途	面積				地価		地租		
			町	反	畝	歩	円	銭	厘	円	銭
3825	二又	田			6	9	21	51		53	8
3826	二又	宅地				26		75		1	9
3859	沖河内	田			3	22	6	56		16	4
3869	沖河内	田			6	26	20	81		52	
3888	林覚	田			2	21	3	99		10	
3889	林覚	田			1	15	2	22		5	6
3890	林覚	田		1	1	8	23	30		58	3
3891	林覚	畑			2	19		21			5
3899	林覚	田			8	21	12	63		31	6
3930	藤治郎河内	田			6	1	16	31		40	8
3932	藤治郎河内	田		1	3	19	46	68		1	16
合計				6	4	7	154	97	3	87	6

主要参考文献

主要参考文献

第1章

- 日本民俗建築学会編『民俗建築大事典』柏書房 2001
- 『広辞苑』岩波書店 1998
- 『新明解国語辞典』三省堂 2004
- 『日本民俗大辞典』吉川弘文館 1999
- 『文化人類学辞典』弘文堂 1987
- アモス・ラポポート『住まいと文化』大明堂 1987
- 祖父江孝男ほか「物質文化研究の方法をめぐって」『国立民族学博物館研究報告 3 巻 2 号』 1978
- ロクサーナ・ウォータソン『生きている住まい』学芸出版社 1997
- 杉本尚次編『日本のすまいの源流—日本基層文化の探求—』文化出版局 1984
- 杉本尚次『地域と民家—日本とその周辺—』明玄書房 1977
- 小川徹「民家形式の系譜試論」『日本民俗学会報 第 57 号』 1968
- 大林太良『東と西 海と山—日本の文化領域』小学館 1996
- 太田博太郎『歴史的風土の保存』彰国社 1981
- 明治大学神代研究室編『日本のコミュニティ SD 別冊 No7 1』 1975
- 泉靖一編『住居の原型 I SD 選書 61』 1971
- 有賀喜左衛門「イロリと住居」『有賀喜左衛門著作集 V』未来社 1968
- 古家信平「住生活の構成」『弥栄峡の民俗』 1979 (再録「住生活の構成」『山口県史 資料編 民俗 1』山口県 2002)
- 今和次郎「住居の変遷」『日本民俗学大系 第 6 巻 生活と民俗 I』平凡社 1958
- 山口県教育委員会『山口県の民家』 1972
- 岡田悟「毛利藩における宮市宿本陣兄部家について」『日本建築学会計画系論文報告集 454 号』 1993
- 岡田悟「毛利藩主国廻り時の休泊に用いられた御本陣について」『日本建築学会計画系論文報告集 第 472 号』 1995
- 岡田悟「毛利藩における山口の御茶屋、お客屋、本陣について」『日本建築学会計画系論文報告集 第 525 号』 1999

- 福田東亜「山口の住まい小史」『山口のすまい』山口県土木建築部住宅課 1996
- 鶴藤鹿忠『中国地方の民家』明玄書房 1966
- 宮沢智士編集『日本の民家 第4巻 農家IV』学習研究社 1981
- 山口県文化財愛護協会『草葺き屋根』1995
- 河合玲子「山口市一帯の中門造り」『山口芸術短期大学研究紀要 第18巻』1986
(再録「住生活の構成」『山口県史 資料編 民俗1』山口県 2002 554～562頁)
- 小野芳次郎『東北地方の民家』明玄書房 1968
- 小倉強『東北の民家』相模書房 1955
- 丹生谷章『中部地方の民家』明玄書房 1968
- 杉本尚治『近畿地方の民家』明玄書房 1969
『建築大辞典』彰国社 1976
- 杉本尚治『九州地方の民家』明玄書房 1977
- 白木小三郎「中門形式—民家の一類型について」『京都高専創立45周年論文集』
- 白木小三郎『近世における中門造民家家構について』 1958
- 伊藤ていじ『民家は生きてきた』美術出版社 1963
- 佐賀県教育委員会『佐賀県の民家』 1974
- 山口県教育委員会『山口県史料 近世編法制下』 1977
- 山口県教育委員会『山口県文化財総覧』 1979
- 徳山市史編纂委員会『徳山市史 下巻』 1985

第2章

- 児玉幸多『近世交通史の研究』筑摩書房 1986
- 周東町史編纂委員会『周東町史』1979
- 山口県文書館『防長風土注進案 第9巻 三田尻宰判 上』1964
- 鈴木充『日本の美術 201 江戸建築』至文堂 1983
- 太田博太郎『日本住宅史の研究 日本建築史論集Ⅱ』岩波書店 1984
- 岡田悟「毛利藩における宮市宿本陣兄部家について」『日本建築学会計画系論文報告集 第454号』1993
- 岡田悟「毛利藩主国廻り時の休泊に用いられた御本陣について」『日本建築学会計画系論文報告集 第472号』1995

岡田悟「毛利藩における山口の御茶屋、お客屋、本陣について」『日本建築学会計画系論文報告集 第 525 号』1999

上野邦一『日本の美術 285 宿駅と本陣』至文堂 1990

太田博太郎『日本建築史序説』彰国社 1979

岡田譲『日本の美術 152 床の間と床飾り』至文堂 1979

大河直躬『住まいの人類学』平凡社 1986

草野和夫『近世民家の成立過程—遺構と史料による実証—』中央公論美術出版 1995

坂田聡編『日本家族史論集 12 家族と住居・地域』吉川弘文館 2003

大藤修『近世村人のライフサイクル』山川出版社 2003

第3章

川村博忠『防長の近世地図史研究』川村博忠教授退官記念事業会 1997

『防長風土注進案 第14巻 小郡宰判』1964

『小郡町史』1979

「在方箇条」『岩国藩旧記』貞享元年（1684）

玉井哲雄「近世における住居と社会」坂田聡『日本家族史論集12 家族と住居・地域』吉川弘文館 2003

坪郷英彦・金谷玲子「VI暮らしの継承と変容」『山口県史 資料編 民俗2』2006

鶴藤鹿忠『中国地方の民家』1966

第4章

埼玉県教育委員会編「18世紀後半の埼玉県東部一村民家の実態」『埼玉県の民家』埼玉県教育委員会 1972

補論

今和次郎の「住居の変遷」『日本民俗学大系 第6巻 生活と民俗 I』平凡社 1958

大河直躬「仏壇のなりたち」『住まいの人類学』平凡社 1986

宮田登「家のフォークロア」『叢書 文化の現在 3 見える家と見えない家』岩波書店

古家信平「住生活の構成」『弥栄峡の民俗』1979（再録「住生活の構成」『山口県史 資料編 民俗 1』山口県 2002）

- 山口県文書館『防長風土注進案 第14巻 小郡宰判』1964
- 『日本民俗大辞典 上』吉川弘文館 2000
- 坪井洋文『神道の神と民俗的神』未来社 1989
- 山口県文書館『防長風土注進案 第9巻 三田尻宰判上』1963
- 徳丸亞木「VI暮らしの継承と変容 2 祭りと祈り」『山口県史 資料編 民俗2』 2006
- 津山正幹「炉と竈からみた竈神」『民俗のかたちとところ』岩田書院 2002
- 田中久夫『祖先祭祀の研究』弘文堂 1979
- 池浩三『祭儀の空間—その民俗現象の諸相と原型—』相模書房 1979
- 藤原修『田の神・稲の神・年神』岩田書院 1996
- 白石昭臣『農耕文化の民俗学的研究』岩田書院 1998
- にいなめ研究会『新嘗の研究』田中宣一「稲種子の授受、交換」第一書房 1999
- 黒田一充『祭祀空間の伝統と機能』清文堂 2004
- 成城大学民俗学研究所編『昭和期山村の民俗変化』田中宣一「"民俗変化"と追跡調査について」名著出版 1990

おわりに

本論文は、筆者が学生時代から約25年間に亘り行なってきた民家調査の資料をもとに、社会と住居のかかわりを民家をテーマにまとめたものである。

本研究をこのような形でまとめることができたのは、とかく日常性に埋没しがちな筆者に対する、坪郷英彦教授（山口大学・人文学部）の暖かい励ましと厳しいご指導のお蔭である。論文主査でもある先生には、様々な分野における民家研究の取り組みなど、高い見識を惜しみなく授けてくださっただけではなく、論文提出までの手続きなど事細やかなご指導を頂き、そのお心遣いに心より感謝し、厚く御礼申し上げます。

また論文の審査過程では、湯川洋司教授には本論文の展開と構成の視点について、田中誠二教授には近世文書の取り扱いと解釈について、それぞれ適切なお指導とご助言を頂きました事に心より感謝申し上げます。そして、論文執筆への後押しを機会あるごとにして下さいました小谷典子先生には、この場を借りて御礼を申し上げます。

長年の調査研究にもかかわらず、この程度の内容かとのご叱責も受けるであろう。これはひとえに筆者の怠慢の結果であり、この論文の作成の間自分の不甲斐なさに反省させられるばかりであった。特に過去の調査資料については、退職時に手を離れたので手元になく、論文作成に関して歯がゆい思いをした。実際退職時にはまた民家に関わる日が来ようとは夢にも思っていなかった。今は10年間の専業主婦の間、諦めることなく地域の民家にこだわり、興味と関心を失わず論文にまとめることが出来たことを純粋に喜びたいと思う。そして家族をはじめ、この機会を与えてくださった方々にあらためて感謝の意を表したい。

身近な地域での調査では多くの方々と出会い、貴重な調査をさせていただき、親しくお付き合いさせていただいた。鬼籍に入られた方も多く、わずかに所持するその方々の肉声と肉筆、フィールドノートは私の宝物でもある。この論文にまとめることで、調査にご協力して下さった皆様への責任が、少しではあるが果たせたのではないかと思う。

筆者の博士課程への入学時、小学校に入学した娘も今春小学校を卒業する。彼女の成長と比べると、自分のしてきたことが微々たる歩みであることが思い知らされる。しかし、この論文の作成を通して、社会と住居の密接な関係に益々関心が強まっている。社会と住居の調和した環境を創造する方途の一助となるべく、調査研究を継続してゆくことを誓い、謝意にかえたい。

2008年1月 金谷玲子